

事務事業評価等実施結果一覧表
(平成21年度実施事業)

平成22年11月
越 谷 市

| 所管 | | 事業数 | 頁 | 事業番号 | 所管 | 事業数 | 頁 | 事業番号 |
|-------|---------|----------|---------|---------|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 秘書室 | 秘書課 | 8 | 1-3 | 1-8 | 建設部 | 建設総務課 | 6 (1) | 111-113 321-326 |
| | 広報広聴課 | 5 | 3-5 | 9-13 | | 道路街路課 | 20 (2) | 113-119 327-346 |
| 小計 | | 13 | | | | 治水課 | 17 (2) | 119-123 347-363 |
| 企画部 | 企画課 | 11 (1) | 5-9 | 14-24 | | 下水道課 | 12 (1) | 125-127 364-375 |
| | 政策経営課 | 2 | 9 | 25-26 | | 営繕課 | 1 | 127 376 |
| | 財政課 | 3 | 11 | 27-29 | 小計 | | 56 (6) | |
| | 情報統計課 | 4 | 11-13 | 30-33 | 都市整備部 | 都市計画課 | 12 (1) | 129-133 377-388 |
| | 財産管理課 | 1 | 13 | 34 | | 市街地整備課 | 4 | 133 389-392 |
| | 人権推進課 | 2 | 13 | 35-36 | | 公園緑地課 | 9 | 135-137 393-401 |
| 小計 | | 23 (1) | | 開発指導課 | | 4 (1) | 137 402-405 | |
| 総務部 | 文書法規課 | 4 | 13-15 | 37-40 | 建築住宅課 | 7 | 137-139 406-412 | |
| | 人事研修課 | 11 | 15-19 | 41-51 | 小計 | | 36 (2) | |
| | 契約課 | 1 | 19 | 52 | 市立病院事務局 | 庶務課 | 1 | 139 413 |
| | 総務管理課 | 7 (1) | 19-21 | 53-59 | 小計 | | 1 | |
| | 工事検査課 | 1 | 21 | 60 | | 出納課 | 2 | 141 414-415 |
| 小計 | | 24 (1) | | | 小計 | | 2 | |
| 市民税務部 | 市民税課 | 4 | 21-23 | 61-64 | 議会事務局 | 議事課 | 1 | 141 416 |
| | 資産税課 | 1 | 23 | 65 | 小計 | | 1 | |
| | 納税課 | 1 | 23 | 66 | 教育総務部 | 総務課 | 20 (2) | 141-147 417-436 |
| | 市民課 | 10 (1) | 25-27 | 67-76 | | 指導課 | 16 (2) | 147-155 437-452 |
| | 北部出張所 | 1 | 27 | 77 | | 学校課 | 11 (1) | 155-157 453-463 |
| | 南部出張所 | 1 | 27 | 78 | | 給食課 | 9 (1) | 157-161 464-472 |
| 小計 | | 18 (1) | | 小計 | | 56 (6) | | |
| 協働安全部 | 地域活動推進課 | 16 (2) | 29-33 | 79-94 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | 34 (4) | 161-175 473-506 |
| | 危機管理課 | 9 (2) | 33-37 | 95-103 | | 体育課 | 14 (2) | 175-181 507-520 |
| | くらし安心課 | 11 | 37-41 | 104-114 | | 図書館 | 10 | 181-183 521-530 |
| 小計 | | 36 (4) | | 小計 | | 58 (6) | | |
| 健康福祉部 | 社会福祉課 | 10 (2) | 41-43 | 115-124 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | 2 | 183-185 531-532 |
| | 障害福祉課 | 30 (2) | 45-53 | 125-154 | 小計 | | 2 | |
| | 高齢介護課 | 28 (2) | 53-61 | 155-182 | 監査委員事務局 | 監査課 | 1 | 185 533 |
| | 国民健康保険課 | 20 (2) | 61-67 | 183-202 | 小計 | | 1 | |
| | 市民健康課 | 15 (2) | 67-73 | 203-217 | 公平委員会事務局 | 公平委員会事務局 | 1 | 185 534 |
| 小計 | | 103 (10) | | 小計 | | 1 | | |
| 児童福祉部 | 児童福祉課 | 23 (2) | 73-79 | 218-240 | 農業委員会事務局 | 農業委員会事務局 | 3 | 185 535-537 |
| | 保育課 | 17 (2) | 79-85 | 241-257 | 小計 | | 3 | |
| 小計 | | 40 (4) | | | 固定資産評価審査委員会 | 固定資産評価審査委員会 | 1 | 185 538 |
| 環境経済部 | 環境資源課 | 19 (2) | 85-91 | 258-276 | 小計 | | 1 | |
| | 環境保全課 | 8 (1) | 93-95 | 277-284 | 消防本部 | 総務課 | 10 (2) | 187-189 539-548 |
| | 産業支援課 | 20 (2) | 95-103 | 285-304 | | 予防課 | 2 | 189-191 549-550 |
| | 農政課 | 16 (2) | 103-111 | 305-320 | | 警防課 | 4 | 191 551-554 |
| 小計 | | 63 (7) | | 指令課 | | 1 | 191 555 | |
| | | | | 小計 | | 17 (2) | | |
| | | | | 合計 | | 555 (50) | | |

()内の数字は平成22年度の外部評価対象事業数

後掲の一覧表における記号等の説明

【8.個別評価】

| 類型 | 内容(具体的判断基準) | 該当項目数 (の個数) | |
|------------|--|-----------------|-----------------|
| (1) 妥当性 | (1) 社会情勢や時代の変化を踏まえても、事業の意義は薄れておらず、税金を使って実施する事業としてふさわしい。 | 4個 以上 「高」 | 3個 以下 「低」 |
| | (2) 市民から事業継続の要望が多く、それを裏付ける具体的データや需要予測もある。受益者以外からの意見も広く聴いている。 | | |
| | (3) 法律で市の実施義務や公務員の従事義務があり、市の意思では廃止・見直しできない。 | | |
| | (4) 国・県・民間等では実施又は適切なサービス水準の確保が困難で、市が主体となって関与すべき事業である。 | | |
| | (5) 休・廃止した場合に、市民に与える影響が大きい。 | | |
| | (6) 特定の個人や団体に受益が偏っていない(不公平感はない)。 | | |
| (2) 効率性 | (7) 定期的に事業の実施手順や費用対効果を把握・検証し、効率化に向けた取組を行っている。 | 3個 以上 「高」 | 2個 以下 「低」 |
| | (8) 活動指標による単位あたりのコストが、前年度との比較又は最近数年間の推移において、悪化(事業計画上、予定されたコスト上昇等を除く)していない。 | | |
| | (9) 事業の成果を下げずにコストを削減する余地(仕様や工法の見直し、電算化等の事務改善、臨時・非常勤職員等の活用や委託化など)はない。 | | |
| | (10) 他の自治体の手法や体制と比較しても効率的かつ質の高い取組を行っている。 | | |
| | (11) 受益者負担の見直しの余地はない、又は受益者負担を求める事業ではない。 | | |
| (3) 有効性 | (12) 事業目的を踏まえた適切な活動指標・成果指標(数値化が困難な場合等は文言により代替的に指標となるもの)を設定している。 | 3個 以上 「高」 | 2個 以下 「低」 |
| | (13) 設定した活動指標・成果指標に対する達成度が高い。 | | |
| | (14) 事業の活動量に見合った十分な成果が出ている。 | | |
| | (15) 成果を上げるために事業内容を見直す必要はない。 | | |
| | (16) 事業を継続することによって成果のさらなる向上又は適正水準の確保が期待できる。 | | |
| (4) 貢献度 | (17) 事業の対象や意図が上位施策の目的に結びついている。 | 3個 以上 「高」 | 2個 以下 「低」 |
| | (18) 上位施策への貢献度を成果指標により客観的に説明できる。 | | |
| | (19) 事業の成果が上位施策の実現に高く貢献している。 | | |
| | (20) 上位施策を実現する手段として類似・重複する事業はない、又は他の事業と統合することによって成果を向上させる余地はない。 | | |

【9.クロス分析結果】

「(1) 受益 × 負担」【受益の偏りと受益者負担の見直しの余地】

| | | | |
|--------------------|--------|-----|-----|
| 特定個人や団体が受益が偏っていないか | 偏っていない | (a) | (b) |
| | 偏っている | (c) | (d) |
| | | ある | ない |
| 受益者負担の見直しの余地はあるか | | | |

「(2) 同 × 廃・縮」【同じ目的をもつ事業の有無と廃止・縮小の余地】

| | | | |
|-----------------|----|-----|-----|
| 同じ目的を持つ他の事業はあるか | ない | (a) | (b) |
| | ある | (c) | (d) |
| | | ある | ない |
| 廃止・縮小できる余地はあるか | | | |

「(3) 妥当 × 効率」【妥当性と効率性】

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 妥当性 | 高 | (a) | (b) |
| | 低 | (c) | (d) |
| | | 低 | 高 |
| 効率性 | | | |

「(4) 妥当 × 有効」【妥当性と有効性】

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 妥当性 | 高 | (a) | (b) |
| | 低 | (c) | (d) |
| | | 低 | 高 |
| 有効性 | | | |

「(5) 事業 × 直接」【事業そのものの必要性和市が直接実施する必要性】

| | | | |
|-------------|---|-----|-----|
| 事業の必要性 | 高 | (a) | (b) |
| | 低 | (c) | (d) |
| | | 低 | 高 |
| 市が直接実施する必要性 | | | |

事務事業評価(事後評価)実施結果

総合評価

| 総合評価 | 事業数(件) | 構成比 |
|----------------------|--------|--------|
| A 事業内容は適切である | 102 | 18.3% |
| B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | 451 | 81.3% |
| C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | 2 | 0.4% |
| D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | 0 | 0.0% |
| 計 | 555 | 100.0% |

C評価の内訳 事務事業評価等実施結果一覧表の
79: 公有財産管理事業(東小林記念会館)、295: 工業団地整備事業

改革改善の方向性

| 区分 | 事業数(件) | 構成比 |
|-----------|--------|--------|
| 現状維持 | 99 | 17.8% |
| 検討・見直し | 447 | 80.6% |
| 終了(H22年度) | 9 | 1.6% |
| 計 | 555 | 100.0% |

終了(H22年度)の内訳 事務事業評価等実施結果一覧表の
15: 総合振興計画策定事務事業、109: 交通災害共済見舞金支給事業、227: 児童手当給付事業、256: 新方保育所建替事業、328: 農道整備事業、334: 斎場関連道路整備事業、340: 大袋駅西口線整備事業、345: 弥生町中町線整備事業、401: 東越谷緑道整備事業

クロス分析(複合的な視点からの分析)により 課題があると考えられる事業の抽出結果

「(1) 受益 × 負担」[受益の偏りと受益者負担の見直しの余地]

| | | | |
|--|----------------------------|-------------|--------------|
| か 受 益 が 偏 っ て い な い | 偏 っ て い な い | (a) 70事業 | (b) 475事業 |
| | 偏 っ て い る | (c) 5事業 | (d) 5事業 |
| | | ある | ない |
| 受益者負担の見直しの余地はあるか | | | |

(c)の内訳 事務事業評価等実施結果一覧表の
83: 越谷しらこぼと基金事業(越谷しらこぼと基金積立
金事業含む)、94: 集会施設整備事業、109: 交通災害
共済見舞金支給事業、265: 動物死体収集事業、283:
空閑地除草事業

「(2) 同 × 廃・縮」[同じ目的をもつ事業の有無と廃止・縮小の余地]

| | | | |
|--|--------|-------------|--------------|
| 事 業 は あ る か 持 つ 他 の | な い | (a) 28事業 | (b) 454事業 |
| | あ る | (c) 7事業 | (d) 66事業 |
| | | ある | ない |
| 廃止・縮小できる余地はあるか | | | |

(c)の内訳 事務事業評価等実施結果一覧表の
33: 統計調査事業、43: 職員表彰事業、79: 公有財産管
理事業(東小林記念会館)、180: 介護保険料収納補助
員配置事業、194: 国保推進員事業、270: リサイクルプ
ラザ啓発施設管理事業(修理再生等啓発事業)、381: 都
市景観推進事業

「(3) 妥当 × 効率」[妥当性と効率性]

| | | | |
|-------------|---|-------------|--------------|
| 妥 当 性 | 高 | (a) 51事業 | (b) 486事業 |
| | 低 | (c) 3事業 | (d) 15事業 |
| | | 低 | 高 |
| 効率性 | | | |

(c)の内訳 事務事業評価等実施結果一覧表の
104: 交通安全推進事業、109: 交通災害共済見舞金支
給事業、295: 工業団地整備事業

「(4) 妥当 × 有効」[妥当性と有効性]

| | | | |
|-----|---|-------------|--------------|
| 妥当性 | 高 | (a) 56事業 | (b) 481事業 |
| | 低 | (c) 3事業 | (d) 15事業 |
| | | 低 | 高 |
| | | 有効性 | |

(c)の内訳 事務事業評価等実施結果一覧表の
109:交通災害共済見舞金支給事業、113:消費者保護委員会運営事業、295:工業団地整備事業

「(5) 事業 × 直接」[事業そのものの必要性と市が直接実施する必要性]

| | | | |
|--------|---|-------------|--------------|
| 事業の必要性 | 高 | (a) 34事業 | (b) 520事業 |
| | 低 | (c) 1事業 | (d) 0事業 |
| | | 低 | 高 |
| | | 市が直接実施する必要性 | |

(a)の内訳 事務事業評価等実施結果一覧表の
59:平和事業、76:斎場運営事業、101:防犯対策事業、104:交通安全推進事業、108:放置自転車保管管理事業、110:市民相談事業、111:消費生活相談事業、112:消費者啓発事業、113:消費者保護委員会運営事業、116:更生保護事業、127:障害者ガイドヘルパー派遣委託事業、187:疾病予防事業(国民健康保険)、237:児童館コスモス施設管理事業、238:児童館コスモス運営事業、239:児童館ヒマワリ施設管理事業、240:児童館ヒマワリ運営事業、243:家庭保育室事業、247:保育所運営事業、251:学童保育室運営事業、288:若年者等就職支援事業、298:観光推進事業、304:就職支援パソコンセミナー事業(緊急雇用創出基金事業)、309:市民農園整備事業、310:農業技術研究事業、389:東越谷土地区画整理事業、390:七左第一土地区画整理事業、391:西大袋土地区画整理事業、410:住まいの情報館施設管理事業、435:科学技術体験センター施設管理事業(H22科学技術体験推進事業と統合)、463:小学校低学年補助教職員配置事業(緊急雇用創出基金事業)、465:給食センター施設管理事業、476:IT講習会開催事業、477:社会教育団体支援事業、513:スポーツ・レクリエーション推進事業

(c)の内訳 事務事業評価等実施結果一覧表の
109:交通災害共済見舞金支給事業

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 1 | 秘書業務事業 | 秘書室 | 秘書課 | - | - | 〔目的〕 市長、副市長の円滑な公務遂行を図る。 〔手段〕 来客接待用葉茶等購入に伴う食糧費や出張等に伴う有料道路通行料等の支出をする。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 2 | 市長交際事業 | 秘書室 | 秘書課 | - | - | 〔目的〕 市政推進に必要な外部との交際により、円滑な市政運営を図る。 〔手段〕 各種総会、式典等に出席する際の会費や公職者に対する香料、見舞金等の支出、及び国際交流に伴う記念品購入費等を支出する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 3 | 表彰関係事業 | 秘書室 | 秘書課 | - | - | 〔目的〕 越谷市表彰規則に基づき、個人又は団体の功労を称え、市民の生活及び文化の向上並びに社会福祉の増進を図る。 〔手段〕 各部署の内申に基づき、退任される公職者や各種寄附行為に対する表彰を行う。(記念品及び表彰状等の作成費を支出する。) | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 4 | 市長会・副市長会関係事業 | 秘書室 | 秘書課 | - | - | 〔目的〕 市長会、副市長会として、各市との連携調整を行い、市政並びに地方自治の円滑な運営と進展を図る。 〔手段〕 市長会、副市長会の年度負担金や研修参加負担金、旅費の経費を支出する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 5 | 国際交流事業 | 秘書室 | 秘書課 | - | - | 〔目的〕 本市における外国人登録者数は4,800人を超え、今後も定住化等により増加傾向が続くことが予想されることから国際化をより推進していく必要がある。 〔手段〕 このような現状に対応するため、市で募集した通訳翻訳等ボランティアを活用し、市の情報の多言語化をはじめとする情報提供を行い、お互いの国籍や文化の違いを理解し、外国人市民、日本人市民が共に暮らしていくことのできる多文化共生社会の実現に向けた地域づくりを行う。また、姉妹都市キャンベルタウン市との交流をはじめとする国際交流活動を継続していく。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 6 | 国際交流員招致事業 | 秘書室 | 秘書課 | H5 | - | 〔目的〕 本市の国際化関係事務の補助や、市内の各種団体の事業活動への参加、地域住民の異文化理解のための交流活動を通じ、市民のニーズに合わせた国際理解推進を図っていく。 〔手段〕 広報紙の外国語版小冊子「コシガヤメッセンジャー(英語・フィリピン語)」を月1回発行したり、庁内各課で使用する申請書等の翻訳や、窓口での通訳・案内をする。また、市内教育機関や地域の方向けに国際理解講座を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|---|------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | |
| 11.改革改善の方向性 | | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | 17 | C | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 市長、副市長の円滑な公務執行上、必要な事業である。 | 検討・見直し | 今後とも、市長、副市長が円滑に公務を遂行できるよう、スケジュール管理や事前準備等の適切かつ細やかな秘書業務を行う。 | | |
| 市政推進に必要な外部との交際を行うために、必要な支出をしていく。 | 検討・見直し | 今後とも、市政推進に必要な外部との交際を行うために、必要な支出をしていく。 | | |
| 基準の明確化及び地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みを構築する必要がある。 | 検討・見直し | 他市の状況等も十分調査のうえ、基準の明確化及び地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みを構築する。 | | 市の表彰は、市民にとって名誉であり励みになるものである。表彰の基準は広く開かれて透明性の高いものであることが重要である。市としての統一的な基準のもとに、既存の複数ある表彰制度を整理統合して、特に地域コミュニティの貢献度を適切に評価できるような仕組みを考える必要がある。 |
| 他自治体との連絡調整を行い、地方自治の円滑な推進を図るため、必要な会議への出席をしていくとともに、関係部局に、より迅速かつ適正に情報提供を行っていく。 | 検討・見直し | 今後とも、他自治体との連絡調整を行い、地方自治の円滑な推進を図るため、必要な会議への出席をしていくとともに、関係部局に、より迅速かつ適正に情報提供を行っていく。 | | |
| 各年度により事業内容、対象者が異なるため、参加者数は一定ではないが、事業内容をより充実させ、越谷市の国際化の推進を図る。 | 検討・見直し | 平成23年度も引き続き多文化共生社会の形成を推進するため、多言語での情報提供の充実と、外国人市民のニーズに合った事業の開催に取り組む。 姉妹都市交流の継続及び、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりをめざし、越谷市国際交流協会等の国際化団体や市民ボランティアと連携し、事業を実施していく。 | 21 | B |
| 国際交流員をより効率的に活用し、各種事業を充実させる。 | 検討・見直し | 各種事業の主催者や依頼主との協議を十分に行ったうえで、参加者にとって、より魅力ある事業にしていく。 本市の更なる国際化を推進するため、国際交流員の役割や意義を啓発し、有効的に活用しながら事業の充実を図っていく。 | 18 | B |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 7 | 国際交流協会支援事業 | 秘書室 | 秘書課 | S57 | - | 〔目的〕 外国人市民のための日本語教室など、広範囲に及ぶ市民ボランティアによる越谷市の国際化推進活動を通して、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進を図る。さらに、市民の国際理解の増進と青少年姉妹都市派遣事業による使節団の派遣・受入を中心とした国際交流の促進を図るとともに、地域の国際化の推進に寄与する。 〔手段〕 越谷市国際交流協会に対し、補助金を交付し支援を行うとともに、運営にかかる助言と協力を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 8 | 人事交流員事業 | 秘書室 | 秘書課 | - | - | 〔目的〕 相互の職員を隔年で派遣し、それぞれの行政全般について調査・研究させるとともに、両国の文化に触れることで、広い視野に立った職員の育成をめざす。 〔手段〕 キャンベルタウン市からの人事交流員を約3ヶ月間、隔年で受け入れ、越谷市及び日本の行政システムを中心に研修を行う。研修期間中、派遣職員は越谷市役所内に自席を配置し、毎日各課を訪問して、研修を行う。また、滞在中の宿泊施設を用意し、生活指導を行うことで、日本での生活を体験する。 | 低 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (d) | (d) | (b) | B |
| 9 | 広報活動事業 | 秘書室 | 広報広聴課 | S47 | - | 〔目的〕 広報広聴業務の充実と円滑な推進を図る。市政の動きを身近に感じ、理解してもらう。 〔手段〕 広報広聴専門委員の会議と視察研修会を開催する。広報広聴専門委員は、広報広聴活動に関する情報を提供し、各種団体の代表者や学識経験者による専門的立場から意見や助言及び協力を得て業務に反映させる。また、市政の動きを身近に感じ、理解してもらうために市政移動教室を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 10 | 広報紙発行事業 | 秘書室 | 広報広聴課 | S29 | - | 〔目的〕 市の施策、市からのお知らせ、催し情報、まちの話題などを紹介し、市民生活の利便性の向上を図る。 〔手段〕 広報紙を市内全世帯へ配布し、情報提供を行う。広報紙については毎月発行のお知らせ版と年間4回発行の季刊版(特集、読み物、写真中心)とし、分かりやすく親しみやすい紙面の編集に努める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 11 | 市民ガイドブック等発行事業 | 秘書室 | 広報広聴課 | S40 | - | 〔目的〕 市民の日常生活の利便性を高める。 〔手段〕 市民生活に関係ある手続きなどを分かりやすくまとめた市民ガイドブックや公共施設などを記載した案内図を作成するとともに、市政・歴史、市の将来展望を写真やグラフ等を活用しまとめた市勢要覧を発行(3年に1度)する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 12 | テレビ等視聴覚広報事業 | 秘書室 | 広報広聴課 | H4 | - | 〔目的〕 市の施策やお知らせを、映像により分かりやすく親しみやすい内容で伝える。また、ホームページを活用し、市の最新情報をリアルタイムで提供する。 〔手段〕 市の主要施策、各種イベント、公共施設の紹介などを、テレビ埼玉、ケーブルテレビ、インターネットのホームページで放映する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 外部評価コメント []は、補助金等名称 |
| | 検討・見直し | 平成23年度も引き続き越谷市国際交流協会へ補助金を交付し、増加する外国人市民への支援及び、各種情報提供や国際交流に関する事業を行い、越谷市の国際化を推進する。 市民レベルでの多文化共生のまちづくりや、姉妹都市交流をはじめとする国際交流活動を推進するため、越谷市国際交流協会と連携し、各種事業を開催していく。 | 16 B 国際交流協会へ運営を任せ、市は必要な補助金を出し職員関与度を最小にすることで効率化・経費削減を計画的に進めていただきたい。 |
| 限られた期間の滞在を、より効果的なものとするために、訪問する各課での研修日程や研修内容を更に充実させる。 | 検討・見直し | 平成23年度は、受け入れ年であるため、キャンベルタウン市及び、研修先部署との調整を綿密に行う。 平成8年から始まった本事業は、これまでに7名を受け入れており、今後も越谷市からの自覚を持った職員の派遣を行うとともに、越谷市での研修先各課へ一層の協力を要請し、本事業を今後も継続することで、姉妹都市関係の更なる発展と両職員の資質の向上をめざす。 | 19 B 教育の視点から国際交流の意味については、理解できる。 キャンベルタウン市との一連の交流事業全体の中で、職員の人事交流の意味、事業の目的を明確にすると共に、交流を通じて得られた知見を庁内で報告するなど、その成果を組織全体で共有する仕組みを作ることが重要である。 |
| 広報広聴専門委員について、幅広く専門的な意見を聴取するため、委員の選出母体等を見直した。今後は具体的テーマに沿って議論を深める必要がある。市政移動教室への参加者が減少傾向にある。 | 検討・見直し | 市政移動教室の参加者増を図るため、見学先の拡大や申込み方法の改善を検討する。 広報広聴専門委員について、提言・提案をいただいたテーマをさらに掘り下げて提言をまとめる。 | 17 C 広報広聴専門委員の会議は、昭和47年より継続しており、また一部メンバーも固定的であり有効な提言件数も少なく、その役割について改めて検討することを求める。新設される行政経営審議会との役割分担を整理し、専門委員会の主旨を見直し、必要ならばふさわしい委員構成での再構成を求める。 |
| お知らせ版について、情報量が多く、紙面に余裕がなくなっている。 | 検討・見直し | 読みやすい広報紙であるために、増ページを行い紙面構成の変更を検討する。 市政に関する情報や市民生活に関する情報を、広報紙に限らずあらゆる媒体を活用しながら発信する。 | 18 B 市政を市民に正しく伝えることは重要であるが、世帯構成等の変化により、配布率が低下している。コンビニエンスストア等、新しい情報伝達ルートを確立しなければならない。 |
| さらにコスト削減を考え広告掲載を行っていく必要がある。 | 検討・見直し | 自主財源確保に向け、さらなる広告掲載を検討する。 官民協働による市民ガイドブックの制作について調査・研究を行う。 | 17 B 市民ガイドブックは必要である。市民の視点に立った、利用しやすい索引、内容にすることを一層検討されたい。また、ガイドブックでは紹介しきれない詳細情報については、市役所ホームページのアドレスを記載し容易に詳細情報を入手できるような工夫を求める。 |
| テレビ制作については、視聴率向上に向け、番組構成や内容を検討する。ホームページについても常に最新の情報を提供し、欲しい情報にスムーズにアクセスできるように、コンテンツ管理を徹底するとともに、検索機能を強化する必要がある。 | 検討・見直し | ホームページについて、検索エンジンの高性能化など23年度リニューアルに向けた検討を行っている。 テレビ番組は、親しみやすい内容を心がけ、視聴率の向上を図る。ホームページは、23年度リニューアルに向けた機能改善の検討を行うとともに、その情報量を活かし、掲載内容の充実を図っていく。 | 19 B 広報内容について、各課との協力により作成されている姿勢は評価できる。 内部評価の総合評価にあるとおり、インターネットの普及と地上波デジタル放送への切り替えを見据えた広報媒体の役割分担について、現時点から再検討し、準備と試行を進めておく必要がある。そのうえで、テレビ媒体の持つ特徴を活かした広報活動を進めることを望む。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 13 | 広聴活動事業 | 秘書室 | 広報広聴課 | S45 | - | (目的) 市民の要望や意見を個々の行政サービス、事業や施策の企画等に反映し、市民との協働による行政運営を目指す。 (手段) 市政世論調査、市長への手紙、市政モニターの実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 14 | 総合企画調整事務事業 | 企画部 | 企画課 | - | - | (目的) より充実した市政運営を行うため、全国特例市連絡協議会などへの参加を通して、地方分権の推進や自立した地域の形成などの調査・研究を行うとともに、構成団体との意見交換等により、地方公共団体の共通した諸課題の解決を目指す。 (手段) 地方自治研究機構、全国特例市連絡協議会、及び首都圏業務核都市首長会議の運営に必要な経費を構成団体が負担する。 | 低 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (d) | (d) | (b) | B |
| 15 | 総合振興計画策定事務事業 | 企画部 | 企画課 | H21 | H22 | (目的) 第3次総合振興計画の計画期間は、平成22年度を終期と定めていることから、平成21年度から新たなまちづくりの方針を示す第4次総合振興計画の策定に向けた取り組みを行う必要がある。 (手段) 第4次総合振興計画及び都市計画マスタープランの策定期間、更新時期が合致していることや作業効率の観点から、両計画の策定を一元的に行う。また、庁内の組織体制を整備し、市民の計画策定への参加を得るとともに、市民ニーズを踏まえ、効率的に策定業務を進めていく。 | 高 | 低 | 高 | 低 | (a) | (d) | (a) | (b) | (b) | B |
| 16 | 指定管理者選定審査会運営事業 | 企画部 | 企画課 | H19 | - | (目的) 公の施設の指定管理者候補者の選定について、法律、企業経営、施設管理等に識見を有する委員で構成する審査会で審査することにより、公平性及び透明性をより一層確保する。 (手段) 審査会に対し、指定管理者候補者の選定について諮問し、審査会からの答申ののち、庁内の職員で構成する指定管理者審査選定委員会で承認決定する。その後、指定管理者の指定について市議会での議決を得る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 17 | 広域行政事業 | 企画部 | 企画課 | S57 | - | (目的) 5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)及び6市1町(春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)の連携を図るとともに、地域住民の福祉の増進と地域の発展を一元的に図る。 (手段) 5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議において、調査研究を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|------|---------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 広く市民からの意見を聴取し、市民との協働による市政運営に資するために必要な事業である。市政モニターや市政世論調査等をはじめとし、より広く意見聴取する方法を検討する必要がある。 | 検討・見直し | 市民の提案制度(市長への手紙)等の広聴活動等、引き続き市民の声を市政に反映する取組を進める。世論調査の調査項目等に工夫・検討を加え、市民のニーズを捉えていく。市内各地域において実施する懇談会等の実施方法等に検討を加える。 市民の提案制度(市長への手紙)等の広聴活動等、引き続き市民の声を市政に反映する取組を進める。また意見公募手続要綱による同手続きを徹底し、より一層の市民の市政への参画を推進する。 | 18 | B | 市政世論調査については、回収率が下がっている。世論調査自体への関心の低下として捉え、前回調査の結果のフィードバックを含め回収率の向上の施策を早急に打つ必要がある。また回収率低下による調査結果の有意性の限界を見極めなければならない。 |
| 各種協議会等を通して提供された情報を、共通行政課題の解決を図るために有効かつ効果的に活用していく必要がある。 | 検討・見直し | 各種協議会等を通して提供された情報を、共通行政課題の解決を図る。 | 17 | B | 各協議会等へ加入した当初の目的と照らし、継続する意味と加入していることより得られる成果を毎年確認し、退会を検討するしくみを作ることが求められる。 また、会議、研修等に出席した職員が、その内容を情報発信し、協議会等へ参加した成果を庁内で共有する場を設けることを望む。 |
| 政策・施策の立案、実施から評価までの一連の流れを考慮し、計画策定後の進行管理を考慮した計画とすること。 | 終了(平成22年度) | 行政評価制度との関連性を強化し、整合性を図ることに努めるとともに、各施策に対する市民の満足度を高め、実現性のある計画とする。 | | | |
| 今後とも、適正な審査会の運営を維持する必要がある。 | 現状維持 | 新規に指定管理者制度を導入する施設及び指定期間が満了する施設のうち、指定管理者を「公募」する施設において、指定管理者候補者の選定を行う。 今後とも、外部委員のみで構成する審査会で審査することにより、公平性及び透明性を確保した上で、指定管理者候補者の選定を行う。 | | | |
| 5市1町の東南部都市連絡調整会議は、住民を対象にした事業を実施するなど、大きな成果をあげている。6市1町の東部広域行政推進協議会は、広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止され、協議会も22年度で廃止される予定である。 | 現状維持 | (東南部都市連絡調整会議) 平成22年度は、平成22年1月31日に公共施設予約案内システムが新システムに移行したため、システムの安定稼働に努める。また、(仮称)埼玉県東南部5市1町等合併等準備検討会議をたちあげ、今後の方向性を検討する。 (東部広域行政推進協議会)平成22年度で廃止 | 18 | B | 東南部都市連絡調整会議は設立後15年を経えており、いくつかの活動成果が得られている。また、活動指針を見直す好機でもある。活動指針の再設定を行い、今後より一層の成果が得られることを求めている。東部広域行政推進協議会は縮小することが妥当である。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 18 | 男女共同参画推進委員会運営事業 | 企画部 | 企画課 | H17 | - | (目的) 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、男女共同参画社会の実現を図る。 (手段) 審議会である男女共同参画推進委員会を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 19 | 男女共同参画苦情処理委員事業 | 企画部 | 企画課 | H17 | - | (目的) 市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案の苦情を処理し、男女共同参画の推進を図る。 (手段) 男女共同参画の推進に優れた識見を有する者で市長から委嘱された苦情処理委員が苦情を受け付け、適切かつ迅速に調査等を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 20 | 男女共同参画推進事務事業 | 企画部 | 企画課 | - | - | (目的) 男女共同参画の推進に関する意識啓発を行う。 (手段) リーフレット等の作成や職員対象の研修等を行う。 | 低 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (d) | (d) | (b) | B |
| 21 | 土地開発公社振興事業 | 企画部 | 企画課 | H13 | - | (目的) 土地開発公社の事業の円滑な推進と経営の健全化を図る。 (手段) ・土地開発公社の管理費、人件費及び諸経費の一部を補助する。 ・土地開発公社経営健全化対策に対応する利子を補給する。 ・土地開発公社へ無利子で貸付を行う。(年度末に返還) | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 []は、補助金等名称 |
| 引き続き効果的かつ効率的に運営し、本市における男女共同参画の推進を一層図っていく必要がある。 | 現状維持 | 平成22年度に策定する第3次越谷市男女共同参画計画について、男女共同参画推進委員会からさまざまな意見をいただき計画に反映させられるよう、効果的かつ効率的に男女共同参画推進委員会を運営していく。 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す。 | |
| 苦情処理委員の認知度は高いとはいえないため、啓発資料であるリーフレットをリニューアルする際は、よりわかりやすいものにする必要がある。平成20年度の評価で認識した苦情処理委員について更に広くPRするという課題を踏まえ、平成21年度は地区センター等にもリーフレットを配布することにより対応したが、今後も効果的な配布先を検討し、多くの市民に周知することが課題となっている。 | 検討・見直し | 平成19年度以降、毎年成人式において苦情処理委員を周知するためのカードを配付しているが、平成22年度は新成人にとつて、より注意をひくようなカードにリニューアルし、一層の周知を図っていく。 苦情の申し出を希望する人が利用しやすくなるよう、申し出の手続きについて改善を検討する。 | 21 B 本事業が対象とする苦情処理は以下の2つである。 男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情 男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情 本事業の開始年度は平成17年度であるが、平成20年度までの処理件数は3件である。事案の件数は必ずしも多くはないが、男女共同参画を推進し、住民主導の自治を考える上でも、本事業の意義がある。 しかし、本事業の進め方においては、いくつか課題がある。 制度を説明したパンフレットは、どちらかといえば、制度の説明のみに終始しており、利用者の立場になって書かれていない。特に、利用者に対するメリットの記述がなく、利用しようとする動機につながると思われぬ。 また、苦情をあげるには、「男女共同参画に関する苦情申し出書」に記入する必要があるが、このことが申し出をしようとする際の大きな負担になると考えられる。支援を必要とする市民にとって、利用しやすい手続とすることを希望する。 |
| 固定的な性別役割分担意識は未だに根強く残っていることから、リーフレット作成による啓発活動や研修等の内容がより効果的なものとなるよう検討する必要がある。 | 検討・見直し | 平成22年度は市の基本計画である第3次越谷市男女共同参画計画を策定するため、策定したプランを平成23年度に広く市民に周知するための手法を検討していく。 男女共同参画の推進を一層進め、男女共同参画社会の実現を目指す。 | 22 B 越谷市男女共同参画推進条例と越谷市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進するための事業であり、男女がお互いの人権を尊重しながらパートナーとしてあらゆる分野で活動に参画できる社会を実現していくために必要な事業である。 そのために21年度は主に以下の事業内容を実施した。 DV相談窓口案内カードの作成 職員対象の研修(年3回) 男女共同参画行政推進会議の事務局事務 については、医療機関や公共施設に配架するだけでなく、より該当者に確実に周知できる施設等における配布など、さらに効果が上がるような取り組みを進められた。 については、職員の男女共同参画意識を啓発し、その向上を図る事業であるため、事業実施後の振り返りの効果測定が不可欠であるといえる。たとえば、職員対象の研修から一定期間(半年程度)経過した後、研修内容の習得度や意識の変化について調査を行い、必要があれば再研修を行うなど、年度を重ねることに効果が向上していく事業となるよう工夫された。 については、男女共同参画行政推進会議事務局として、各課実施事業の評価検証を実施するのみならず、例えば、女性の能力活用や職場拡大のため、積極的な取組を行っている事業所、家庭生活と職業生活の両立を支援するための制度が制定及び活用されている事業所など、男女が共同して参画することができる職場づくりに取り組んでいる市内の事業所を表彰し、広く市民に周知する制度の実施を先導していく取組について導入を検討されたい。市民の多くが事業所で勤務している実情を鑑みれば、事業所における男女共同参画の推進や女性の就労環境整備促進は優先すべき課題といえる。 男女共同参画事務事業の目的に立ち返って考えれば、現在実施されている事業の他にも実施すべき事務事業は多いと考えられる。男女共同参画の施策を推進、取りまとめする主管課である以上、事業目的を達成する手段としての新たな事務事業について積極的に企画・検討し、実施についても各課との適切な役割分担をした上で一部については、本事業の実施項目とすべきである。 成果指標については、女性委員の任用率は他の事業で指標として使用しているとのことであるが、本事業の指標としても適切であると考えられるので活用されたい。さらに、男女共同参画に対する市民の意識がどう高まっているのかなど、アンケートなどを通じて実際の事業の効果が把握できる指標がより適切と考えられる。 |
| 越谷市土地開発公社の経営健全化計画に基づき、適正に執行されており、今後、土地開発公社の事業の推進と経営の健全化を図るため、引き続き計画的な執行を行う。 | 現状維持 | 越谷市土地開発公社の経営健全化計画に基づき、適正に執行していく。 公共用地等の効果的な確保と計画的な事業化を計りながら、当該計画を適正に執行していく。 | 16 B 計画より先行して、長期借入金残高が減少しているものの、土地開発公社の経営健全化計画の妥当性を委員会を通じて継続的に検討していただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 22 | 男女共同参画相談事業 | 企画部 | 企画課 | H13 | - | 〔目的〕 女性の生き方やDV被害等について、専門家による電話・面接相談を実施し、女性の自立に伴う自己決定ができるまでの支援を行うことにより、相談者の孤立化の防止し、自立への支援の充実を図る。 〔手段〕 相談業務委託により、電話・面接相談を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 23 | 自立支援事業 | 企画部 | 企画課 | H17 | - | 〔目的〕 女性(特にDV被害者)が、精神的・経済的・社会的に自立していくための支援事業を行う。 〔手段〕 自立を目指す女性の支援に関する事業を市民団体等と協働で実施する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 24 | 男女共同参画支援センター管理事業 | 企画部 | 企画課 | H21 | - | 〔目的〕 男女共同参画推進の拠点施設として、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援することにより、男女共同参画を推進する。 〔手段〕 指定管理者であるNPOの持つ専門性の高い知識やノウハウを活用した運営を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 25 | 行政経営審議会運営事業 | 企画部 | 政策経営課 | H17 | - | 〔目的〕 社会経済情勢の変化に的確に対応し、最少の経費で最大の効果を上げることのできる行政運営を市民の視点に立って推進する。 〔手段〕 行政改革の推進その他の市政に関する重要事項について、市の主体的取組を展開するに当たり、公募市民を含めた外部有識者で構成する審議会の多角的で総合的な観点からの知見を参考活用するとともに、その審議内容を広く市民に公表する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 26 | 行政評価事務事業(主に外部評価の実施に係る業務委託) | 企画部 | 政策経営課 | H16 | - | 〔目的〕 事業の実施主体である市の職員による内部評価に加え、外部の第三者による評価を行うことで、評価の客観性・透明性の確保、市民に対する評価結果のわかりやすい説明、行政評価制度そのものの改善・改良を推進する。 〔手段〕 外部評価者となる有識者の確保をはじめ、外部評価の実施及び結果報告に至る一連の関係業務について、その効率的で効果的な執行を図るとともに、個々の事業に利害関係を有しない中立的立場からの公平・公正な評価を期するため、民間の専門業者に委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 実施年度 | |
| 平成21年度外部評価において、指摘されたDV相談窓口案内カードについて、市民の方にわかりやすい表現に変更した。今後は、相談したいときに相談窓口がわかるよう、窓口の周知を継続して行う必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 今後も継続し、公共施設等にはっと越谷相談室リーフレットを設置し、窓口の周知を図っていく。 関係機関との円滑な連携を行い、相談体制の充実が図れるよう、環境づくりを行っていく。 | 21 B 女性を対象として、DV被害者や生き方についての悩みについて、専門家による電話相談、面接相談を行う事業である。相談件数も年800件を超え、市民の認識も高まっており、本事業を推進する意義は認められる。 事業を説明する目的で、名刺大のチラシが用意されているが、使用されている用語がカタカナやアルファベットであり、理解しづらい内容となっている。例えば、「気づきにくいコントロール」について、担当課の意図する意味は、「暴力を受け続けるうちに、知らぬ間に暴力を振るう側の支配下に置かれてしまう、相手の思い通りに行動するよう仕向けられてしまう。」ということであったが、そのような意味はチラシの文面からは読み取れない。また、「DV」は、最近では多くの人が耳にする言葉であるにしても、年配の人などには、やはり馴染みがない可能性がある。「DV」についても、このチラシのどこかに目立つように日本語での表現が必要である。 |
| 利用者のニーズに沿うきめ細やかなサービスを提供することが出来るよう、事業実施団体とのさらなる連携強化を図る必要がある。 | 検討・見直し | 継続して、事業実施団体との情報共有及び連携を図っていく。市民のニーズを把握し、ニーズに対応したサービスを提供するため、実施手段等について改善を検討する。 | |
| より効率的な管理運営に努める必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度は、指定管理期間3年間の最終年度となるため、成果等を分析し、今後の改善につながるよう検討する。 事業の充実及び適切な施設管理を行うため、継続的に指定管理者との連携を図っていく。 | |
| 行政改革をはじめとする種々の取組による市民の視点・経営の視点に立った行政運営の推進については、市民や議会から絶えず要請されているところであり、その適切な実施に寄与するものとして、今後とも同審議会の一層効果的な活用のあるあり方を検討していく必要がある。 | 検討・見直し | 平成22年度をもって最終年度となる現行の第4次行政改革の総仕上げを適切に図りつつ、これに引き続く次期行政改革の効果的な取組に資する意見が審議会からの確に得られるよう、付議内容や説明対応等の充実・円滑化に努める。 行政改革の推進のほか今後の行財政のあり方や都市経営上の課題等について、審議会に付議する効果的案件的の選定に今後とも努めるとともに、その意見を踏まえた取組の実効性を高めることができるよう、関係各課との連携・調整を行っていく。 | |
| ・外部評価による指摘事項等を踏まえた各事業の改革改善の実効性を一層高めしていく必要がある。 ・外部評価の効率的で効果的な実施と中立性の確保を今後も図りつつ、市民の声をより的確に反映し得る制度の充実について引き続き検討する必要がある。 | 検討・見直し | 平成22年度に行う次期総合振興計画や行政改革等の計画策定手続において、外部評価を含む各種評価の結果を踏まえた事業ごとの課題の抽出・整理を徹底し、適切な事業選択や見直しにつなげる取組を推進する。 現行の行政評価制度における市民の関与の状況をよりわかりやすく示すよう努めながら、今後とも評価過程に市民の声を取り入れることのできる仕組みの充実を目指し、外部評価の一層適切なあり方を継続的に検討していく。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 27 | 予算編成及び執行管理事務事業 | 企画部 | 財政課 | - | - | (目的) 予算編成では、コスト意識と都市経営の視点に立ち、事務事業等の見直しや徹底して経費を削減し、効率的、効果的な予算配分を行い、適切な執行管理を行うことにより、市民福祉の増進を図る。また、市民に対し財政状況を的確にわかりやすく伝えることにより、財政状況の理解の促進、受益と負担に関する意識の啓発を図る。 (手段) 現在の配分予算制度の更なる検討、行政評価制度との連携強化などにより、一層の事務事業の見直しを行う。財政状況の公表については、広報紙や年2回発行の「越谷市のざいせい状況」等を通して啓発を行う。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (b) | (d) | (a) | (a) | (b) | B |
| 28 | 財政分析事務事業 | 企画部 | 財政課 | H11 | - | (目的) 健全財政の推進を図るとともに、市財政に対する市民の理解を深める。 (手段) 企業会計の手法による基準モデルに基づく財務書類4表の作成・公表、および決算額を階層型に分類し、事業や施策の性格・目的別などを明示したマトリクス型決算書を作成公表する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 29 | 財政調整基金事業 | 企画部 | 財政課 | - | - | (目的) 災害復旧、り災救助及び地方債の繰上償還、財源の不足が生じたときの財源に充てるものである。併せて、繰越金などの財源が捻出できた場合、基金への積立を行い財源不足に対応する。 (手段) 状況を見極めた上で基金から効果的に支出する。 | 高 | 高 | 低 | 低 | (b) | (d) | (b) | (a) | (b) | B |
| 30 | 総合行政情報化推進事業 | 企画部 | 情報統計課 | H13 | - | (目的) 内部事務の効率化・高度化を図り、効率的な人員配置による行政経営の改善を図る。市町村共同事業を推進し行政全体の情報化を進める。業務改善、事務処理の迅速化・効率化を進める。情報セキュリティレベルの向上を図る。 (手段) 情報化推進計画第2次アクションプランに基づき内部事務システムの改善に取り組む。総合行政ネットワーク(LGWAN)の利活用を図る。情報化研修を計画的に実施する。情報セキュリティポリシーに基づいたPDCAサイクルを継続的に実施する。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 31 | 電算運用事業 | 企画部 | 情報統計課 | S42 | - | (目的) 市民サービスの充実を図るため、マルチアクセス環境を実現し、ワンストップ・ノンストップサービスの実現を図る。また、事務の効率化を推進するため、電算化を進める。 (手段) インターネット技術を利用したWebシステムにより同時に多くの者が、システムにアクセスできる環境を作り、その安定稼働を図る。また、スムーズなシステム間の連携を実現することにより事務の効率化を推進する。 | 高 | 低 | 高 | 低 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 実施年度 総合評価 | |
| 予算の効率的、効果的な配分を促進するために、現在の配分予算制度の更なる検討、行政評価制度との連携強化などにより、一層の事務事業の見直しを行う必要がある。また、財政状況の公表については、市民への認知度をさらに高めるため広報紙や年2回発行の「越谷市のざいせい状況」等を通じて啓発に努める。 | 検討・見直し | H22年度(23年度予算編成)は、引き続き配分予算を行い、配分対象経費や配分方法など、先進的な取り組みを行っている団体の事例を参考に調査研究に努め、弾力的、機動的、効率的な財政運営制度の充実を図るとともに、インセンティブ制度の試行を行うことにより、経費削減、歳入確保に努める。さらに、行政評価制度との連携強化を図りながら、補助金の見直しをはじめ、予算編成等に生かせるよう政策経営課と協議する。 財政状況の公表については、市民にわかりやすい公表手法について引き続き、公表方法、説明内容の調査、検討を行う。 | 20 B 市民向けの資料「越谷市の財政事情」は、市の財政状況を家計簿にたとえるなどの工夫があり分かりやすい。 予算編成にあたっては、配分予算方式に加え、インセンティブの考え方をぜひ導入し、その効果を評価し更なる適正化を進めていただきたい。さらに、事業評価制度をより活用し、各事業の評価を活かしたものにすることを期待する。 |
| 財務書類4表は平成21年度(平成20年度決算)より公表するようになったが、今後の公表にあたっては、表示や内容の工夫を行い、さらに市民の認知度を高め、財政状況の共有を図りつつ、理解と協力を得る必要がある。 | 検討・見直し | 平成21年度(平成20年度決算)より基準モデルで財務書類の公表を行ったところだが、平成22年度はこの基準モデルのシステムの完成度を高めるとともに、市民の方によりわかりやすい財務状況公表ができるように取組む。 経年による比較や他団体との比較分析を行うなど財務書類の活用方法について調査・研究を行い、より良い公表に努める。 | 16 B 全庁バランスシート、マトリクス型決算書等基礎情報は出力されているが、各事業別経営改善に資する情報に至っておらず、今後の有効活用が望まれる。 |
| 財政健全の推進を図るため、予期しない収入の減少や不時の支出等に備え、一定額の基金残高を維持する必要がある。 | 検討・見直し | 手数料等をはじめとする歳入の確保を図るとともに、全庁的な経費削減による歳出抑制に努め、基金の取り崩しを抑制する。また、繰越金等により、可能な限りの基金への積み立てに努める。 国の政策や景気変動等が財政運営に大きく影響を与える中、不足の事態に備え、健全財政の堅持のため、一定額の基金を確保する。 | |
| 内部事務システムの改善、LGWAN運用、情報化研修、電子申請システム運用など、先行投資ないしは基盤整備的な性質のものであり、即時に成果が現れるものではないため、具体的な成果を示すことは困難である。また、情報セキュリティにおいては絶対的な対策がなく、その成果においても十分な成果というものがないことから、時々刻々と変化する社会環境の中で情報セキュリティ強化のための継続的な対策の実施が必要である。 | 検討・見直し | 第2次アクションプランに基づき、内部事務の効率化・高度化を図り、市民ニーズに根ざした情報化施策の展開によるサービス向上を目指す。また、情報セキュリティ外部監査を取り入れた形でPDCAサイクルによるセキュリティの維持改善を図っていく。 電子申請の普及促進など、電子自治体の整備を目指す。また、情報資産を様々な脅威から守るために、情報セキュリティ強化の取り組みを継続的に実施し、セキュリティレベルの向上を目指すしていく。 | 19 B アクションプランに基づき、順調に事業を推進している。 今後はIT投資評価のフレーム策定をおこない、IT投資効果の住民への情報提供を一層進めることも重要である。 40施策の検討・開発に着手とのことであるが、大規模開発になるものと思われるので、進行管理に意を配り、電子自治体の着実な実現を期待したい。 |
| 事業の一部について外部へ委託すること。ネットワークを一元化し職員がワンストップで作業を行えることにより住民サービスを向上させること。 | 検討・見直し | 情報システムについて、多くの利用者の同時アクセスに十分対応しうる環境を形成し、システムの安定運用を図る。 事業のアウトソーシングの可能性について検討し、また、情報系ネットワークとの統合についても調査を行い事務処理の効率化を図る。 | 19 B ワンストップ・ノンストップサービスの充実を図るなど、市民サービス向上に向けた姿勢が十分にうかがわれる。今後も継続して、事業費の削減努力をすることは重要である。 将来的には、国の共通基盤整備状況を見つつも、他自治体との共同利用やASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー:組織内に業務ソフトを持たずにインターネットを介してソフトを時間借りして使用するサービス)の導入も視野に入れて、さらなる業務改革を推進に期待する。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32 | 庁内LAN運用事業 | 企画部 | 情報統計課 | H10 | - | 〔目的〕 庁内に保有する様々な情報を体系的に蓄積・管理し、各部門の職員が情報共有・交流ができる情報通信基盤として、さらには、市民サービスの向上や電子自治体の実現に向けた共通基盤として、庁内情報通信の高機能化と高度利用を推進する。また、行政事務の簡素化・効率化を図る。 〔手段〕 必要な職員に対して一人一台の割合でパソコンを配備。グループウェア、財務会計システム及び庶務事務システム等の内部事務関連システムの利用。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 33 | 統計調査事業 | 企画部 | 情報統計課 | - | - | 〔目的〕 法定受託事務として実施している事業であることから、各種統計調査の目的や実施方法に合わせた調査対象の把握と調査票の収集、審査を実施し、正確な統計調査の実施に努める。 〔手段〕 正確な統計調査の推進にあたり、調査客体の把握、調査の目的や必要性を認識していただくため広報の充実を図る。また、適正に調査が実施できるように統計調査員の確保と調査員の資質の向上を図る。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (c) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 34 | 公有財産管理事業 | 企画部 | 財産管理課 | H15 | - | 〔目的〕 公有財産(普通財産)は経営資源であるとの認識の下、全ての公有財産について実態把握を行い、新たな行政サービスの経営資源として効率的な利活用を図る。 〔手段〕 公有財産(普通財産)の有効活用の促進及び処分と併せて財産の適正管理を遂行する。 公有財産の登記、財産台帳の登録及び取得財産の指定、分類を明確にし財産を管理、保全する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 35 | 人権推進事業 | 企画部 | 人権推進課 | S51 | - | 〔目的〕 同和問題を人権問題の重要課題に位置づけ、あらゆる人権問題の解決に向けて、関係機関(団体等)との連携のもと、人権が尊重される差別のない明るい地域社会の創造を目指す。 〔手段〕 各種研修会や講演会等を開催するとともに、関係機関等が開催する各種事業に参加し、人権教育・人権啓発の推進を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 36 | 人権擁護事業 | 企画部 | 人権推進課 | S37 | - | 〔目的〕 市民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図る。また、人権侵犯がなされないように監視、救済を図る。 〔手段〕 市民の人権問題に対し、人権擁護委員による人権相談を実施し、さらに、啓発活動(市民まつり、人権の花運動等)を通して基本的な人権の擁護及び自由人権思想の普及高揚を図る。特に人権侵犯事件については、調査及び情報収集を行い、関係機関への勧告等適切な処置をし救済を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 37 | 法制・訟務事務事業 | 総務部 | 文書法規課 | - | - | 〔目的〕 行政法を中心とした法律問題に係る顧問弁護士相談とその他の法律問題に係る法律相談を行うとともに、訴訟における代理人を依頼し、個別業務を支援する。 〔手段〕 顧問弁護士相談 法律相談 訴訟事務 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|--|----------|----------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施 年度 | 総合 評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 安定性および安全性の確保と調達コスト抑制の両立 | 検討・見直し | 平成23年度から職員認証基盤および職員ポータルサイトでのシングルサインオン環境を運用することとし、それに向けて仕様の確定、基盤整備に取り組んでいく。 業務系ネットワークとの統合を実施するために技術調査を実施する。 | | | |
| プライバシー意識の高揚や生活様式の変化、調査に対する協力意識の低下等により調査環境が年々悪化しており、調査客体からの理解、協力が得られにくくなるなど、正確な統計の確保が困難になっていることから、調査方法の見直しが必要である。 | 検討・見直し | プライバシー意識への配慮と調査への協力を求めるため、調査の趣旨や必要性を理解していただくよう広報の充実と調査方法の改善を図っていく。 法定受託事務であり、国が本来実施すべき調査であることから、実施母体である所管省庁や県に対して、調査の方法や調査項目などを含め、正確な統計調査が実施できるように見直しを検討していただくよう引き続き要望していく。 | 18 | B | 法定受託事務として、市でコントロールできる領域に限りがある。長期的視野で統計調査事業のあり方や進め方について広く意見を取り入れ、改善していく必要がある。 |
| 普通財産の内、未利用地の有効利用の促進 | 検討・見直し | 未利用地の売却及び隣接地権者や土地使用者(団体)への処分を行う。 土地貸付料の定期的な見直しと保有資産を活用目的別に分類し、有効活用を推進する。 | 18 | B | 未利用の普通財産等の売却を進め、公有財産効率を高めるべきである。また、公有財産の維持管理に関し、今後も引き続き業務効率の向上を図っていく必要がある。 |
| 事業内容のマンネリ化等の課題があるが、随時創意工夫を凝らし、改善していきたい。 | 検討・見直し | 最新の教材を積極的に導入し、研修会、講演会等を実施する。また、新規参加者及び新規開催場所の検討等積極的に人権教育・人権啓発を推進し、国民に保障された基本的人権の擁護に努める。 | | | |
| 人権相談における相談件数は、前年度と比較して増加しているものの、人権相談所の開設について更に積極的に周知を行うなど、事業の充実が求められている。 | 検討・見直し | 人権相談所の開設に係る積極的なPRを図っていく。 平成21年度に越谷人権擁護委員協議会指定事業として福祉施設における人権相談を実施したところであるが、今後も独自事業として福祉施設、地区公民館等において、人権相談、人権啓発を実施していく。また、市民の人権侵害事件の救済及び防止のため、相談体制の更なる充実を図っていく。 | 20 | B | 11名の人権擁護委員の活動を支援する事業である。平成20年度より相談回数を増やすなどの努力をされていることは評価に値する。 市職員と人権擁護委員との全体協議会を更に積極活用され、人権擁護委員の知見を市職員が活用できる工夫をしていただきたい。 |
| 自治体職員の政策法務能力の向上が求められていることから、研修事業と連携して行政運営上の新たな課題等に対する法令研修を実施することにより、法制、訴訟事務に関する知識の習得が必要である。 | 現状維持 | 直面する行政課題に対応した継続的な研修の実施 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 38 | 法令等管理事業 | 総務部 | 文書法規課 | - | - | (目的) 条例等例規の検索、改正事務を効率的かつ正確に行うため、台本形式(紙ベース)の例規集の電子情報化を図るとともに、市民サービス向上及び良質な情報の提供を実現する。 (手段) 例規データベースの積極的な運用 例規データベースのホームページでの公開 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 39 | 公文書管理事業 | 総務部 | 文書法規課 | H3 | - | (目的) ファイリングシステムの活用等により文書を適正かつ効率的に管理し、事務効率の向上、文書の共有化の推進、情報公開への積極的な対応等を図る。 (手段) ファイリングシステムによる適正かつ効率的な文書の整理及び保存 本庁の文書庫に収納できない文書の保存業務を文書専用の倉庫業者へ委託 文書事務の電子化の基礎となる文書管理システムの導入検討 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 40 | 情報公開・個人情報保護制度事業 | 総務部 | 文書法規課 | H11 | - | (目的) 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るとともに、両制度を一層充実させる。また、公開請求に対する決定や開示・訂正等の請求に対する決定に係る不服申立てについて、公平な審査(権利救済)を行う。 (手段) 学識経験者、弁護士等の専門的な知識を有する者や、公募による市民等で組織する第三者機関として、審査会及び審議会を設置し、運営する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 41 | 人事管理事業(昇任試験委託) | 総務部 | 人事研修課 | S58 | - | (目的) 管理職への昇任について、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて、職への適合性を公正に審査し、管理職にふさわしい人材を任用する。 (手段) 管理職昇任試験の実施に際し、試験に係る事務の一部(教養・行政判断試験作成及び採点)を専門機関に委託することによって、事務を効率化し、公正な試験を執行する。 | 低 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (d) | (d) | (b) | B |
| 42 | 職員採用事業(採用試験委託) | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 市職員の採用にあたって、職務遂行能力を公正・公平に判断し、市民の負託に応えることのできる優秀な人材を確保する。 (手段) 学歴に応じた試験問題の作成及び採点を専門機関に委託することで、人件費等のコストを抑制するとともに、客観性・公平性を確保する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | A |
| 43 | 職員表彰事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 永年勤続の職員に対し、多年の勤続の労をねぎらうことにより、士気を高め公務の能率を向上させる。 (手段) 永年勤続の職員に対し、市長から表彰状を授与し、記念写真を撮影・配付する。 | 低 | 高 | 高 | 低 | (b) | (c) | (d) | (d) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 実施年度 総合評価 | |
| 市民、職員等に対して条例等の法規情報を提供し、相互に情報を共有することは、協働のまちづくりを進めるうえでも必要不可欠なことから、そのツールとしての利便性の確保に努めなければならない。 | 現状維持 | 情報提供のためのツールとしての更なる利便性の確保と職員等からの求めに応じ迅速な対応に努める。 | 18 B <例規データベースシステム事業> 例規をデータベース化し、検索能力を向上させ、職員・市民への利便性を高めることは、これからますます重要になってくる。今後は100冊の例規集印刷物の減冊を含め適正なシステムの運用及び強化に努めてもらいたい。 |
| 文書の整理及び保存の手法であるファイリングシステムの適正な運用を維持していくことが基本となるが、平成23年4月に施行が予定されている公文書管理法は、地方自治体の文書管理制度にも大きな影響を及ぼすものと考えられることから、今後、その動向に十分注視しながら、本市の文書管理制度について見直しを行う必要がある。文書管理システムの導入については、その前提として、文書管理制度の確立が不可欠であるため、より慎重な対応が求められる。 | 検討・見直し | 公文書管理法の施行状況等を踏まえ、文書管理制度の見直しに取り組むこととするが、まずは、歴史資料として価値がある公文書の保存と利用の仕組みの再構築について、調査・検討を行う。 文書管理システムの導入や公文書館機能の整備の検討 | 17 B 文書を適正に管理することは重要である。保管する一方で、文書廃棄ルールを定め不要な文書を廃棄または保存対象としないルールを徹底することが重要と考える。 電子ファイリングシステムに移行しても文書管理ルールの重要性は同様であり、管理ルールを全庁で徹底する仕組み作りが求められる。 文書のファイリングシステムの維持管理については、各部署での文書管理体制をさらに徹底するなどして、正規職員2.38人/年の工数を削減する努力を望む。 |
| 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る行政処分に対する救済機関であり、また、審議会は、両制度の適正かつ円滑な運営を確保するためのチェック機関であるが、これまでの運営状況等に照らし、妥当性、効率性、有効性、貢献度等の観点から総合的に判断して、課題はないものと思われる。 | 現状維持 | 審査会と審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営を監視する役割を担ううえで必要不可欠な第三者機関であり、単純に開催回数が増減で費用対効果等を測定することは困難である。したがって、特に課題も見当たらないことから、当面現状を維持するものとする。 | 20 A 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、当該事業は不可欠である。事業費に妥当性があり、審議会委員の改選も適切に実施されている。正規職員の一層の業務効率化を図るべく努力を今後も継続していただきたい。 |
| 高度化・多様化する行政課題に対応するため、これまで以上に効率的な組織運営が求められており、職制や昇任の今後のあり方について検討が必要である。 | 検討・見直し | 教養試験の問題作成及び採点については、事務の効率化及び公正性の確保の観点から引き続き委託を行っていく。 昇任の在り方については、人事管理制度全般にわたる検討見直しの中で、今後検討していく。 | 20 B 試験問題の作成等一部業務の外部委託は、効率化及びコストの観点からも適切である。課題は“良い人材”の育成であり、市の発展にとって最も有効な管理者を先見性を持って任用・育成するための努力をなお一層お願いしたい。また、試験内容の見直しと、任用後の追跡評価等の結果を試験制度にフィードバックすることを望む。 |
| 求められる人材の確保のため、引き続き当該事業を実施していく。 | 現状維持 | 引き続き試験問題の作成・採点業務を専門機関への業務委託方式で実施することで、コスト削減を図るとともに採用試験の公平性・効率性・機密性を確保する。 高度化する行政課題に的確に対応するために、求められる人材とその確保の方法について検討していく。 | 19 B 第1次試験を委託化しコスト低減されていることは評価できる。また、第2次試験以降において、市全体の人材ニーズ、長期的な育成計画の視点から見た新規採用への要望を取り入れ、対応されていることも評価できる。 第1次試験業者に対し、市としての要望を伝える場をさらに活用する必要がある。また、総合成績のみでなく、科目別の成績を開示するよう求めていくことを望む。 |
| 従来行っていた銀杯の贈呈は、平成16年度から廃止しており、現在は表彰状の授与と記念写真等のみとして最小限の経費で実施している。今後、さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していくことも必要である。 | 検討・見直し | 引き続き経費の抑制に努めながら、事業を実施していく。 今後さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していく。第4次行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)に基づいて、平成22年度を目標とした人事管理制度全般にわたる検討及び見直しを進めているところであり、特に現在検討中の人事評価制度において、職員や組織の活性化に有効な制度の構築を図り、現行の表彰制度を見直ししていく。 | 19 C 表彰制度の運用が長年継続しており、永年勤続表彰に偏した運用となっているように見受けられる。 表彰制度の本来の意味に立ち返り、ひとりの職員を表彰することにより多くの職員が活性化し、組織活性化のための制度としての運用の再検討を望む。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 44 | 健康管理事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 疾病の早期発見及び職員の健康管理への主体的な取組を推進し、職員の健康増進を図る。 (手段) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断及び特殊健康診断並びにメンタルヘルス診断事業等を実施する。また、人間ドック受診に係る費用の一部を助成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 45 | 労働安全衛生事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 管理監督職員及び職員の労働安全衛生への意識の高揚を図り、公務災害の未然防止を図る。 (手段) 衛生委員会を中心に各職場における安全確保のための点検や安全研修を実施し、公務災害の未然防止を図るとともに、公務災害の認定を受けた職員への補償及び見舞金の支給を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 46 | 職員福利厚生事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 職員の健康保持・増進や元気回復を図り、職務能率の向上を図る。 (手段) 地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業として、各課親睦会の事業、スポーツ・レクリエーション事業及び部活動に対して補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 47 | 階層別研修事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 新採用職員から管理職員まで、各階層に必要な基本的知識や課題対応能力等の修得を図る。 (手段) 各階層ごとに基本的知識や課題対応能力に関する研修を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 48 | 専門研修事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 時代の変化や複雑高度化する住民ニーズに対応するため、地方自治法や行政法、民法などの法令関係をはじめ、法務能力や政策形成能力など高度な専門知識・技能の習得を図る。 (手段) 法令や政策形成など専門知識・技能に関する研修を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 49 | 特別研修事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる能力を開発するとともに、新たな行政課題に対応するための知識や実務に即した技能の習得を図る。 (手段) 時事問題をはじめ、時宜を得た行政課題に関する研修を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 50 | 派遣研修事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | (目的) 新たな制度に関する知識や各業務に関するより高度な専門的知識・技能の習得を図る。 (手段) 国や県をはじめ、彩の国さいたま人づくり広域連合、公的研修機関、民間研修機関の研修に職員を派遣する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|------|---------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 受診率を100パーセントに近づけていくために、未受診者に対する指導を徹底する必要がある。 また、人間ドック受診者を含め、受診結果に対する事後指導やメタボリック症候群対策、メンタルヘルス対策について、更に充実を図る必要がある。 | 検討・見直し | うつ病等の精神性疾患への早期対策と未然防止を図るため、平成22年度からシニア産業カウンセラーによるカウンセリングを行い、メンタルヘルス対策に努める。 今後も、職員の疾病等の早期発見をはじめ、心身の健康維持、心身の健康管理、増進に努める。 | 18 | B | 職員の受診率100%達成及び、事後のフォローを徹底し、職員の予防医療を高める必要がある。また、メンタルヘルスへのきめ細かな対応が求められる。 |
| 職場の労働安全衛生向上には、日常の安全点検や意識啓発など継続的な取組が必要である。 | 検討・見直し | 採用時・異動時の安全衛生教育の徹底や定期的な労働安全衛生研修の実施、各事業所における安全衛生委員会の充実を図りながら、公務災害の減少に取り組む。 事業主の立場として、職員の安全を確保し、快適な職場環境の形成を図ることは重要であり、今後も引き続き災害の未然防止に努める。 | | | |
| 当該事業については、職員が心身ともに健康で働くために必要であるが、社会情勢等の変化を踏まえた適時の見直しが必要である。 | 検討・見直し | 職員が心身ともに健康で働くために当該事業は必要であるが、社会情勢等の変化を踏まえ、適時の見直しが必要である。 引き続き、事業効果と効率性に配慮しつつ、職員の心身の健康を維持し、公務能率の向上を図る観点から、必要最小限の範囲で当該事業を実施していく。 | 17 | C | <職員被服貸与事業> クールビズが普及してきている社会的傾向を考慮すれば、制服が規律を維持するという意識は薄れている。制服着用を義務付けている規定を見直し、必要な部署の必要な担当者だけに制服を貸与するよう再検討することを望む。 市民サービスの維持の点については、名札の着用や腕章の利用などの代替手段によるサービスレベルの維持を検討し、経費の大幅削減を望む。 |
| 職員の大量退職を迎えるにあたり、組織の中核を担う人材の育成が急務であることから、特に監督職層の研修について、質の向上が必要である。 | 検討・見直し | 各階層の職員の現状と課題を踏まえ、求められる能力養成に向け、効果的な研修を実施していく。 行政課題の高度化に伴い、職員に求められる能力も高度化・専門化していることから、長期的な人材育成システムの一環である階層別研修のあり方を検討していく必要がある。 | 18 | B | <職員研修事業> (事業番号48、49、50、51を含む) 今後、職員の専門性向上や意識改革を図るために、職員研修は重要である。人事管理制度と連動させた研修制度を早急に確立させる必要がある。また、活動結果及び成果に関し適切な指標を設定し、研修の成果を直接的に把握できるものにする必要がある。 |
| 複雑高度化する行政課題に対応するため、職員の高度な法務能力や政策形成能力などの向上が必要となっており、その能力の向上が効果的に行える研修内容を適時検討する必要がある。 | 検討・見直し | 研修の効果測定の手法を検討し、職員の能力向上につながる効果的な研修の充実を図る。 高度化する行政課題を踏まえ、職員に求められる専門知識・技能に対応するよう、研修課目を適宜見直し、効果的な専門研修を体系的に展開していく。 | 18 | B | <職員研修事業> (事業番号:47参照) |
| 新たな行政課題に対応するため、実務知識・技能の習得の必要性は益々高まっており、更なる内容の充実が必要 | 検討・見直し | 全庁横断的な行政課題や新たな行政課題等について、関係部課所と連携しながら、職員の知識の習得及び能力の向上を図る。 | 18 | B | <職員研修事業> (事業番号:47参照) |
| 新たな制度に対する知識や業務に対する高度な専門的知識・技能の習得を図るため、今後とも積極的に外部の研修機関等の資源を活用していく必要がある。 | 検討・見直し | 職員の職務経験やキャリアデザイン等を踏まえ、より高度の専門的知識・技能の習得を図る。 | 18 | B | <職員研修事業> (事業番号:47参照) |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 51 | 自己啓発研修事業 | 総務部 | 人事研修課 | - | - | 〔目的〕 職務に関連する資格・知識の習得を促すとともに、能力向上の意欲を高め、能力開発を奨励する組織風土を醸成する。 〔手段〕 通信教育や自主研究グループ活動など、自己啓発にかかる費用を助成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 52 | 電子入札システム事業 | 総務部 | 契約課 | H15 | - | 〔目的〕 入札手続の透明化及び入札事務の効率化を図る。入札参加資格登録業者の利便性の向上及び競争性の向上を図る。 〔手段〕 埼玉県電子入札共同システムへ参加し、電子入札システムの運用を行う。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 53 | 公文書管理事業(総務管理課分) | 総務部 | 総務管理課 | - | - | 〔目的〕 庁内各課の郵便物を取りまとめ発送する事務や年間16回発行している「広報こしがや」を始めとする市の各種お知らせを自治会等へ配送する事務についてコスト削減を図る。 〔手段〕 郵便事務については料金割引制度を有効利用し、さらに、近隣市町への郵便物の合封をおこない、「広報こしがや」等の配送事務については、民間の委託業者を見積もりあわせて決定する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 54 | 印刷管理事業 | 総務部 | 総務管理課 | - | - | 〔目的〕 庁内の複写機や軽印刷機の管理事務及び大量の印刷物や製本が必要な印刷物に対する浄書印刷事務の効率化と経費の節減を図る。 〔手段〕 浄書印刷の集中管理や印刷機・複写機等の充実及び複写機・軽印刷機の適正配置を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 55 | 庁用備品管理事業 | 総務部 | 総務管理課 | S33 | - | 〔目的〕 庁用備品の適正な維持管理を図る。 〔手段〕 備品管理システムによる、備品の保管、取得による登録、所属換え及び廃棄に係る事務を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 56 | 庁舎整備事業 | 総務部 | 総務管理課 | - | - | 〔目的〕 市庁舎へ来庁する市民等の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の維持を図る。 〔手段〕 市庁舎の老朽化に伴い建物や設備機器等の改修工事及び修繕を計画的に行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 57 | 庁舎管理事業 | 総務部 | 総務管理課 | S44 | - | 〔目的〕 来庁舎の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の確保を図る。 〔手段〕 庁舎内の巡視、日常点検や設備機器等の適正な運転及び案内表示の充実により、環境整備を進め効率的な庁舎の保守管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| | | 実施年度 | 総合評価 |
| 受講者の拡大の必要がある。 | 検討・見直し | 越谷市職員自己啓発奨励要領により 人事研修課推奨通信講座 推奨以外 自主研究グループによる研修に対し、助成を行うことについて積極的にPRし、自主的な学習活動を促進する。 人事研修課が行う集合研修のみならず、自主的に自己研鑽に取り組むことが職員の資質向上に大きく寄与することについてメッセージ性を含め、職員に周知していく。 | 18 B <職員研修事業> (事業番号:47参照) |
| 電子入札システムは、埼玉県と県内参加自治体が共同して開発・運営を行っており、運用開始から3年以上が経過し順調な運営がなされてきている。しかし、システムの不具合への対応や、市の財務会計システムとのデータの連携等でまだ改善の余地があるため、引き続き改善要望等を行い、円滑な運用に努めていく。 | 検討・見直し | 引き続き、埼玉県や県内参加自治体との情報交換を行うとともに、市の情報統計課と連携の円滑な運用に努めていく。 | 18 B 電子入札による事業者への利便性の向上、自治体入札業務の効率性向上は喫緊の課題であり、当該事業の優位性は認められる。本事業は、埼玉県と県内自治体が共同で開発・運営している事業であるが、早急に改善効果を得るべく、業者登録審査等の連携強化を図りながら運用・体制・制度を充実させる必要がある。 |
| 他課からの郵便物の集配について、午後2時までの時間内提出についての協力を求めることが必要 | 検討・見直し | 23年度に向けても、郵便料金の割引制度を利用し、また、同一の宛先の郵便物を合封し郵送することによりコスト削減に努める。 最新の郵便業界の情報や制度変更に注視し、コスト削減に努め、さらに郵便物の時間内提出について協力を求めていく。 | 21 B 業務内容は比較的単純であり、再任用職員、非常勤職員の活用を検討していただきたい。 また、本事業の成果として節約された郵便料金額等については、これを成果指標として庁内にも周知し、成果を共有されたい。 さらに、郵便物の発送時間厳守の問題については、「市民サービスの向上に直結するルール」であるとの認識に立ち、改めて全庁的に徹底を図られたい。 |
| 浄書印刷枚数は、平成21年度では減少したものの、今後、市民サービスの向上と共に増加することが予想され、印刷機や複写機の機能充実や適正な配置を行うことにより、常にコストダウンを考えつつ業務を行うことが必要である。 | 検討・見直し | 本年度は、電子印刷機の入れ替えを行うにあたり、最小の経費で最大の効果を得ることを念頭に置き、さらに、本市の利用形態に最適な機種を導入する。 両面印刷や製本を伴う印刷物を得意とした電子印刷機と単票の印刷物ではコスト安のデジタル印刷機相互の有効利用を行い、浄書印刷業務の効率化を行っていく。 | 18 C 庁内で効率的に印刷業務を行う内製化の必要性は認められる。今後さらに業務を拡大していく中で、職員の配置について臨時職員や嘱託職員を活用する余地がある。また、業務が年間を通じて平準的かつ計画的に実施できるように、運用制度を再検討する必要がある。 |
| 平成20年度から、備品管理システムを導入し経費節減を図ったが、今後、消耗品額の改正に伴う事務処理が必要になる。 | 現状維持 | 継続的に備品管理システムによる備品の適正な維持管理を行う。 | <庁舎管理事業> (事業番号:57参照) |
| 老朽化が進む市庁舎については、つねに環境維持を図る必要がある。 | 現状維持 | 建物の老朽化した部分や各設備機器等の改修工事を進める。 計画的に改修工事を進め、軽微なものについては総務管理課職員(電気室職員)が対応し、常に事業費の抑制に努める。 | 20 B 本庁舎の老朽化に伴い、修繕や改修工事のコストが増加している現状となっている。修繕工事においては、単に業者に発注するだけでなく、職員で対応できる点は職員が対応しており、経費削減努力は評価できる。 本庁舎は、平成13年度の耐震診断で耐震性に問題があるとされており、大いに懸念される。政策会議で他の市有施設の耐震化と合わせ、総合的に耐震改修促進計画をたてているとのことで、緊急性と重要性の観点から総合的に耐震改修を進めていただくことを強く要望する。 |
| 市庁舎の老朽化に伴う設備等の維持管理について保守点検を継続的に行い、常に安定した稼働とともに、庁舎管理に伴う経費節減に努める必要がある。 | 現状維持 | 引き続き市庁舎の安全確保のため、点検及び保守管理を行い、庁舎環境の整備及び経費削減に努める。 | 16 C 市民が利用しやすく、職員が働きやすい環境整備は強く望まれるものの、業務内容は庁舎管理業務・電話交換業務・守衛業務等多岐にわたっており、事業全体の効率性向上を図ることが求められている。特に、守衛業務の一部に含まれる公権力執行業務(申請受理等)を除き、正規職員人件費(15.75人・年=約1.3億円)の削減検討を図り効率性の向上をめざす必要がある。 業務の標準化等に努め、アウトソース活用によるコスト削減とサービスレベルの維持・向上を図っていただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 58 | 庁用車管理事業 | 総務部 | 総務管理課 | - | - | (目的) 公用車の有効利用を図る。 (手段) 公用車の稼働率を調査し、適正な車両台数の確保及び運行管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 59 | 平和事業 | 総務部 | 総務管理課 | H20 | - | (目的) 戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝える。人類共通の願いである世界の恒久平和の実現を願い、未来に向けて平和で豊かな社会を築くため、市民の平和への意識を高める。 (手段) 広島平和記念式典参加や平和展・平和講演会の平和事業を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (a) | B |
| 60 | 工事検査業務事業 | 総務部 | 工事検査課 | - | - | (目的) 公共工事の品質確保の促進を図る。各検査員・監督職員の能力向上や請負業者の施工意欲の向上並びに技術力の育成を図る。 (手段) 関係法令に基づきしゅん工検査、出来高検査、中間検査、指定部分等の検査を行い、工事成績評定を適切に実施する。各検査員、監督職員等に対する研修、視察などを行う。請負業者に対する表彰などを行う。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 61 | 税証明事務事業 | 市民税務部 | 市民税課 | - | - | (目的) 市民からの求めに応じ、課税又は非課税等に関する証明を行う。 (手段) 市・県民税の所得並びに控除等に関する課税又は非課税証明書等の発行を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 62 | 市民税課税事務事業 | 市民税務部 | 市民税課 | - | - | (目的) 個人市民税は賦課期日である1月1日現在の納税義務者を的確に把握し、法人市民税は法人の申告に基づき、公平・適正な課税により、市の財源を確保する。 (手段) 個人は課税の基となる給与支払報告書、確定申告書、市民税申告書により課税台帳を作成し納税通知書を発送する。個人及び法人市民税の課税台帳は電算システムによって管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|---------|-------------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 | |
| 総合評価で認識した課題は | | 外部評価コメント | | []は、補助金等名称 | |
| <p>中型バス2号車の廃車に伴い、人件費の削減を図った。また、特別職の運転手及び車両の集中管理を行い、効率よい運行管理を図った。今後も継続的に、稼働率を調査し適正車両の確保及び経費の削減に努める必要がある。</p> | 現状維持 | <p>平成22年度に特別職の車両1台を廃車し、経費節減を行う。継続的に稼働率調査を行い、適正な車両台数の確保及び運行管理を図って行く。</p> | 17 | C | <p>各課で管理している庁用車の一部についても管財課で一括管理し、管理対象を拡げることにより共有化による有効活用を進め、庁用車全体の稼働率を向上させる必要がある。庁用車については、リースの採用も視野に入れ、維持費の低減化の検討をお願いする。</p> |
| <p>成果をあげるため毎年事業内容を考え抜いていく必要がある。</p> | 検討・見直し | <p>戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝えるため、事業内容について考えていく。 世界の恒久平和の実現を願うため、平和事業の内容をグローバル的な視点でとらえ、幅広い事業内容を考えていく。</p> | 22 | B | <p>世界の恒久平和の実現と平和で豊かな社会づくりのため、市民の平和への意識を高めるための事業である。21年度は広島平和記念式典参加や平和展・平和講演会を実施した。 平和展では広島、沖縄、東京大空襲などを取り上げたが、今後は国内で起こった惨禍だけでなく、イラン、イラクなど国外で現に起こっている紛争をも本事業の対象として目を向けて取り組んでいこうとする姿勢を評価したい。 ただ、平和事業は市民生活に直結するとはいえない事業であり、必要性を持つ事業となるように考慮し、取り組んでいただきたい。さらに、準備に相応の時間がかかる点は理解できるが、年間を通じて実施されている事業でないにもかかわらず、人件費の額が比較的高いので、最小の投資で最大限の効果を得られるよう努力すべきである。 平和事業が開始されて間もないということから、市民の認知度が低い状況にあると思われるので、ホームページ、広報で積極的な宣伝活動が求められる。また、平和展や講演会の来場者数を増やすために学校等に働きかけ、学年単位で来場してもらうことが有効ではないか。</p> |
| <p>工事成績評定は、関係法令に基づき、平成20年度より成績評定の標準化を図り実施している。また、国、県の総合評価方式においては優秀建設工事の表彰は評価項目の一つとして位置づけされている。越谷市においても平成19年度より県に準じた総合評価方式の入札を試行していることから優秀建設工事表彰の必要性は高い。</p> | 検討・見直し | <p>工事検査業務は、単に給付の完了を確認するだけでなく、検査時の指導等を通じて工事の適正な施工の確保と技術水準の向上及び品質確保に寄与する目的を持つ。このことから平成20年度より各種検査、成績評定、研修、表彰を一体的に取組み、公共工事の品質確保の促進において相乗的な効果を期待できるものである。 不確定事項ではあるが、総合評価方式が本格導入されることとなれば、成績評定や表彰は業者の経営に大きな影響を与えることから、業者の説明請求に対し、透明性、客観性の観点から第三者機関設置の必要性を検討する。</p> | | | |
| <p>窓口ピーク時における、来庁者待ち時間の短縮</p> | 検討・見直し | <p>自動交付機による交付や郵送による取得方法の周知に取り組む。</p> | 17 | B | <p>証明書交付の窓口対応ピークを平準化することがコスト削減につながる。証明書交付要求をインターネット等の活用により事前受付し、バッチ処理によりあらかじめ出力した証明書を交付するなどの方法により、ピーク時のリアルタイムサービスの負荷軽減を検討することを要望する。 事務処理方法の確立している定例的な処理は極力機械化し、窓口での対応は市民相談対応にシフトする検討を望む。</p> |
| <p>賦課業務に係る事務のさらなる効率化を図る。エルタックスの利用の普及に努める。</p> | 検討・見直し | <p>平成23年1月から所得税の確定申告データを各市・町においてエルタックスを利用し電子的(国税連携)に課税資料を収集する取り組みを行う。 平成23年度の当初賦課の取り組みが変わってくることから国税連携にあった課税事務システムを検討し、事務の効率化を図る。</p> | 20 | B | <p>市民税の課税事務自体に特に問題はなく適正な課税が行われていることであるが、限られた期間に極めて大量の事務処理が集中する作業上の課題、また事務改善の視点で、更なるコスト削減に取り組んでいただきたい。 今後、ネットワーク社会の実現により国税等からの磁気媒体の入手など、一層の効率化、改善を目指して研究を進めていただきたい。</p> |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 63 | 軽自動車税課税事務事業 | 市民税務部 | 市民税課 | - | - | 〔目的〕 軽自動車税の適正な課税を行う。 〔手段〕 軽自動車税は、4月1日の賦課期日に軽四輪自動車、原動機付自転車等を所有している方に課税することとなり、年を通して発生する所有者の変更、新規登録、廃車等の手続きを通じ、課税を行っている。原付等の標識交付申請書及び廃車手続きの受付並びにこれらの資料に基づき、毎年4月1日現在の軽自動車税納税通知書を送付している。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 64 | 諸税課税事務事業 | 市民税務部 | 市民税課 | - | - | 〔目的〕 市たばこ税及び事業所税の適正な課税を行う。 〔手段〕 たばこ製造業者、卸売販売業者等が市内の小売販売業者にたばこを売り渡したときにかかる市たばこ税及び一定規模以上の事務所、事業所の事業活動に対してかかる事業所税の課税客体を正確に把握し、課税する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 65 | 資産税課税事務事業 | 市民税務部 | 資産税課 | S29 | - | 〔目的〕 固定資産税の賦課期日における土地・建物・償却資産の現況を的確に把握し、公平・適正に課税し市の財源を確保する。 〔手段〕 固定資産台帳を電算システムにより管理を行い、法務局からの登記変更の通知、年間約21,000件の処理を行うとともに、土地評価については、市内597地点の標準宅地を定め不動産鑑定士により鑑定評価を行い土地評価システムにて、市内の約28万筆の土地評価を限られた期間内に適正な評価を行う。また、関連の証明書の発行も行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | A |
| 66 | 市税等徴収事務事業 | 市民税務部 | 納税課 | - | - | 〔目的〕 歳入の根幹をなす市税(市民税、固定資産税、軽自動車税等)の収納を管理する。また、税負担の公平性、公正性を追求し、安定した自主財源の確保を図る。 〔手段〕 適正な収納管理と督促・催告等による未納金の早期着手。さらに財産差押や不動産公売などによる滞納整理を実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|---------|---------|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | | |
| 賦課業務に係る事務のさらなる効率化を図る。 | 検討・見直し | 軽自動車税の申告(ナンバー取得・廃車)手続及びこれに係る事務作業について、手続や作業の流れを検証し、さらなる事務の効率化を検討していく。 | | | |
| 賦課業務に係る事務のさらなる効率化を図る。 | 検討・見直し | 事業所税の申告について、エルタックスを利用した電子申告の周知を図っていく。 | | | |
| 土地・建物及び償却資産の評価業務については、固定資産評価基準により細かく規定されており、各電算システムによる業務は必要不可欠な事業であり、今後も効率的な活用方法を検討していく必要がある。 | 現状維持 | 平成23年度は、3年に一度の評価替えの作業を実施する重要な年度であり、業務量及び委託業務の増加が見込まれるため計画的に業務の推進に取り組んでいく。 公平で適正な課税を推進するため、電算システム等の事業内容の検証を継続して行い、効率的に課税業務に取り組んでいく。 | 17 B | 18 B | 地理情報システム委託事業 地理に関連する情報は、市政運営の基礎をなす情報であり、さまざまな部署で利用されている。市民課の住居表示事務事業、建設総務課の道路台帳整備事業、都市計画課の地図印刷事業、治水課の浸水対策水路調査事業など、同様の情報を必要としている他の部署との情報共有を積極的に検討することを望む。地理情報の全庁的な共有を図ることにより、全体でのコストダウンを検討いただきたい。 土地評価システム委託事業 競争入札の採用等、対応出来る分野から分離発注しているのは評価できるが、委託費用が例年あまり変わらないというのは、市民の理解が得られにくいと思われるので、一層委託経費の合理性追求を続けていただきたい。 委託納品物の検収ルールを研究し、「土地評価システム」自体を評価するとともに、随意契約のマンネリ化を打破し、精度アップに努めていただきたい。 |
| 厳しい財政状況が続く中、歳入の根幹をなす市税の安定した確保は重要な課題であると認識しており、今後においても、更なる収納率の向上を図っていく必要がある。 | 現状維持 | 毎年、前年度決算の状況を検証し、新たな改善を加えた徴収基本方針を策定し、県内トップクラスの収納率を維持していけるよう取り組んでいる。 | 17 B | | 徴収のノウハウをマニュアル化する取組みは評価できる。このノウハウを活かし、担当職員による徴収業務のさらなる効率化の検討を願う。収納率の他、職員ひとりあたり徴収額での全国比較など、業務効率化の面での新たな目標設定をお願いする。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 67 | 住民基本台帳管理事業 | 市民税務部 | 市民課 | - | - | (目的) 行政運営の基礎となる住民基本台帳の正確な管理を行う。 (手段) 適正で円滑な管理・運用を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 68 | 住基ネットワーク事業 | 市民税務部 | 市民課 | - | - | (目的) 住民基本台帳ネットワークシステムの適正な管理と共に住民の利便性の向上を図る。 (手段) 住民基本台帳カードの活用PRを行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 69 | 戸籍管理事業(戸籍システム整備事業を含む) | 市民税務部 | 市民課 | - | - | (目的) 戸籍届出受付の迅速化及び的確な戸籍の記録・管理を行う。 (手段) 戸籍電算システムのバージョンアップにより、適正で効率的な事務処理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 70 | 証明発行事務事業 | 市民税務部 | 市民課 | - | - | (目的) 住民票の写し等諸証明書の交付について、利便性を推進する。 (手段) 休日や夜間でも取得ができる証明書自動交付機の利用促進と共に地区センター、出張所の利用向上を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 71 | 窓口業務改善事業 | 市民税務部 | 市民課 | - | - | (目的) 来庁者のスムーズな窓口案内を行い、円滑な窓口業務の推進に努める。 (手段) 番号呼び出しシステムによる受付・交付を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| 全市民の居住関係等を記録した住民基本台帳は、適正な記録、管理が行われ、行政運営の基礎となっている。 | 現状維持 | 計画とおりに事業を進めている。適切な住民基本台帳の管理を図っていく。 | 22 B 市町村において、住民に関する記録を正確かつ統一的去る必要不可欠な事業である。 全国各地で住民基本台帳カード(以下「住基カード」)の多目的利用による利便性の高い行政サービスが導入されている。越谷市でも平成15年度より、自動交付機の導入により、住基カードを活用した自動交付サービスを実現していることは、評価に値する。しかし、いまだ本事業に従事している職員数は多く、事務量削減は依然として課題となっている。 過年度から課題となっていた住民異動が非常に多い3月から4月にかけての繁忙期窓口待ち時間短縮に向けた取組みは平成20年度より実施した日曜日(2日間)臨時開庁の利用者が年々増加傾向にあるなど成果も出つつある。しかし、繁忙期の窓口混雑解消までは至っておらず、待ち時間の長い状況が続いている。引き続き待ち時間短縮に向けて業務改善を図りたい。 さらに、現在住基カードの普及率が5.23%であり、全国普及率と比較すると健闘しているものの、この程度の普及率では、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付による窓口事務負担の軽減・効率化や正規職員の削減は実現困難である。したがって、窓口事務負担の軽減・効率化や正規職員の削減に向けて、証明書自動交付機等の導入による利便性の向上を推進する「証明発行事業」、住基カードの利活用・普及促進等に関する「住基ネットワーク事業」、円滑な窓口案内を推進する「窓口業務改善事業」等の関連事業との更なる連携により事務の効率化を図り、一層の住民サービス充実に努められたい。 成果指標として、住民登録者数は不適である。代替案として、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/住民異動処理件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/住民異動処理件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)を提案するので、その妥当性を早急に検討されたい。 |
| 平成20年度より3年度間の住民基本台帳カードの交付手数料を無料としたことにより発行枚数は増加しているが、普及率は乏しく、より一層のPR等が必要である。 | 検討・見直し | 住民基本台帳カードの普及を図るため、広報等によるPRに取り組んでいく。 住民基本台帳カードの市独自利用について、全庁的な検討を行っていく。 | 19 B 住基カードの普及率を上げることが最大の課題であり、普及に向けての取組みを積極的に推進する必要がある。合わせて、自動交付機の効果的な設置を進め、住基カードの利用価値を高める必要がある。 住基ネットワークの自動交付機以外の活用方法について調査・研究を行い、住民サービス向上につながる公的認証などの機能強化を図っていただきたい。 |
| 国からの法定受託事務のため、戸籍法等の法令により事務取扱いが定められており、適正かつ迅速な事務処理、戸籍管理及び報告が求められることから、効率的な事務の流れについて常に検討し、実践する必要があり、そのことにより、市民サービスの向上に努める必要がある。 | 検討・見直し | 戸籍の電算システムのバージョンアップ等を実施することにより、事務の適正化及び効率化を図り、戸籍作成時間の短縮等に取り組む。 | 19 B 住基ネットワーク事業と同様、住基カードを利用して自動交付機による戸籍抄・謄本の発行など、事務効率の向上を図る必要がある。 事務担当者に対する教育研修を今後も継続的に行うことにより、効率的で正確な事務を行うようにしていただきたい。 |
| 証明書の申請等により市民課窓口が日々混雑している状況であり、受付箇所等分散する必要がある。 証明書自動交付機の発行率は、増設や住民基本台帳カードの無料化により、H19年度5.4%、H20年度9.7%、H21年度11.6%と利用者が増加しており、また地区センターでも徐々に増加傾向にあることから、より一層の利用促進を図る必要がある。 出張所の発行率においては減少傾向にあることから、PRが必要である。 | 検討・見直し | 出張所や地区センターのPRを行い利用向上を図る。また、証明書自動交付機の利用向上のため、住民基本台帳カードや市民カードの普及を図る。 証明書発行窓口の分散を図るため、証明書自動交付機の増設等により、発行箇所の検討を行っていく。 | 16 B 住民への利便性向上のために、土日、夜間サービス、地区センター、取次店サービス等を拡充の方向。ただし、長期的には、人件費抑制のため自動交付機等の適切な設置が望まれる。 住民票発行業務(437,702件/22,75人)の効率化を図るため一層のITによる合理化を図り、電子自治体化の推進が必要。 現在行っているワークシェアリングを更に推し進めたコスト削減が望まれる。 成果指標においては住民への利便性に関わる指標と証明書1当たりコストの削減に関わるものを設定していただきたい。 |
| 案内板等により受付窓口を表示しているが、業務が多種多様なため、目的窓口への誘導がスムーズに行われていない。 | 検討・見直し | 円滑な受付を行うために、受付システムの改善検討を行う。 窓口案内員の配置検討。行政サービスの充実を図るため、庁内の市民サービス窓口の統合化を目指し、柔軟な組織体制の確立を図る。 | 20 B 「窓口業務改善」という事業名から推察すると、庁内各部署と横断的に連携することが求められるが、事業内容は来庁者への整理券発行とそれに伴う呼び出しシステムの導入及び充実に絞られている。この事業内容に対しては特に問題ないものと思われるが、今後は、窓口に関連する庁内各部署と横断的に連携し、市民から見て真に「窓口業務改善」となる課題に挑戦していただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 72 | 外国人登録事務事業 | 市民税務部 | 市民課 | - | - | (目的) 在留外国人の登録の受付等を行い、台帳の管理を行う。 (手段) 適正な受付と共に厳格な台帳管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 73 | 住居表示事務事業 | 市民税務部 | 市民課 | S40 | - | (目的) 転入届出又は転居届出等で窓口を訪れた際、受付事務の効率化を図る。 (手段) 住居表示区域内において、建物を新築する建築主に対し、当該建物の住所を定める必要がある旨の通知を行い、担当窓口に関係資料を提示してもらい当該建物の住所をあらかじめ定める。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (b) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |
| 74 | 旅券発給事務事業 | 市民税務部 | 市民課 | H19 | - | (目的) 市民の一般旅券の申請・交付を行う。 (手段) 厳格な受付・交付を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 75 | 国民年金事務事業 (主に電算委託) | 市民税務部 | 市民課 | S34 | - | (目的) 公的年金の受給権確保に向け、年金制度への理解と加入を促進し、また、年金相談をより充実することにより、市民サービスの向上を図る。 (手段) 民間委託等を活用し、市民(被保険者)の加入記録等の管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 76 | 斎場運営事業 | 市民税務部 | 市民課 | H17 | H37 | (目的) 葬祭場の貸し出し及び火葬業務を行うにあたり、利用者が安全・安心・快適に利用いただけるよう施設の適切な維持管理を行うとともに、利用者の心情に配慮したサービスの提供を行い、斎場業務の円滑な運営を図る。 (手段) 民間の資金とノウハウを活用するPFI方式を採用し、財政の削減と効率的な運営を図る。 | 低 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (d) | (d) | (a) | B |
| 77 | 北部出張所運営事業 | 市民税務部 | 北部出張所 | S63 | - | (目的) 北部地域の行政サービスの拠点として、市民が気軽に身近で利用できるよう、迅速かつ効率的な事務処理に努めるとともに、正確で親切丁寧な対応に心がけ市民サイドに立った窓口サービスの向上を図る。 (手段) 窓口業務に係る各種機器の保守管理に万全を期し、関係各課との情報交換と連携を充分に図り、併せて業務に係る研修等に積極的に参加させ職員の資質の向上に努める。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 78 | 南部出張所運営事業 | 市民税務部 | 南部出張所 | H4 | - | (目的) 南部地域の行政サービスの拠点として、市民等が身近に利用できるよう、迅速かつ効率的な事務処理に努めるとともに、正確で親切丁寧な対応に心がけ、常に市民サイドに立った窓口サービスと利用率の向上を図る。 (手段) オンライン業務委託、窓口業務のOA機器のリースと保守管理委託、来客用駐車場を借上げる。 また、関係各課との情報交換を密に連携を図るとともに、職員の資質の向上を図るため研修等の参加に努める。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | []は、補助金等名称 |
| 適切な処理を行っている。 | 現状維持 | 住民基本台帳法の改正により、外国人住民について日本人と同様に住民基本台帳に記載することとなり、システムの改修等に取り組んでいく。 適切な外国人住民台帳の管理を図っていく。 | |
| 当該住居表示台帳(地図情報)及び管理台帳がいずれも古い紙台帳であることから、つくり直しの必要性がある。 | 検討・見直し | 事務処理の方法について、検討をし、一部(手書き紙処理)をパソコン処理とした。 住居表示台帳(地図台帳)の電算による処理の検討を行う。 | 当該業務の重要性は高く、継続的の推進を図っていく必要がある。ただし、業務推進にあたり、業務効率化の推進や航空写真の採用等による住居表示台帳の再整備等業務の進め方についての改善が求められる。 |
| 受付窓口は、市民課の外国人登録と戸籍届出窓口に挟まれる形で設けているため、動線が複雑で来客者が迷いながら窓口に通らなければならない問題が生じている。また、市民課には不特定多数の人が出入することから旅券管理上で問題がある。 日曜日の受付窓口の開設についても、庁舎内に不審者が出入し易いといった庁舎管理上の問題がある。 | 検討・見直し | スムーズな窓口誘導の検討を行う。 旅券事務を取り扱う適切な執務箇所の検討を行う。 | |
| 平成22年1月に日本年金機構が設立され、厚生労働大臣の監督の下に業務運営が実施されている。国民年金業務は、法定受託事務のため、常に国の動向を把握しておく必要がある。また、電算委託料については、各市の状況や情報統計課と連携を密にし適正化を図る。 | 検討・見直し | 国の動向を注視するとともに日本年金機構と連携を図り、市民サービスの向上を図る。 受付窓口業務の体制を強化し、相談業務を充実させる。 | 国民年金被保険者の加入記録の電算業務を主として外部業者に委託して管理している事業である。加入記録を維持管理するための電算委託費が、年間1千万円超かかっている。情報システム部門や他市との連携を図り、今後も電算委託内容を点検し経費適正化を進めていただきたい。 |
| PFI事業による運営が5年を経過し、順調に運営されている。今後も利用者が安全・安心に、そして満足していただけるよう、施設設備の点検及び修繕、心のこもったサービスの提供を行う。 中期修繕計画(5年目ごと)に基づく修繕を実施する。 | 検討・見直し | 平成22年4月1日から指定管理者制度を導入した。また、引き続き、年4回のモニタリングを実施し、PFI事業者と運営維持管理について、検討・改善を図っていく。 PFI事業による長期保全計画(20年)に基づき建物設備の維持管理を行うとともに、火葬炉運転データ分析を行い良好な火葬炉運転に努める。 | 新設の斎場運営開始一年を契機に、健全な運営理念や他業務への対応を考慮し、ノウハウを継承するためのマニュアル化の取組は素晴らしいので、是非他の事例の見本となるよう完成を期待したい。間接管理であることから、サービスの低下をきたさないよう、市民(利用者)の観点も入れたモニタリングシステムを一層充実されるよう要望する。 |
| 窓口業務のコンピューターシステムのWEB化等により、証明書等の発行に係る待ち時間の短縮という改善がなされたが、まだまだ操作への反応が遅い時があり、混雑時には迅速な対応が難しいことがある。 また高齢者等が様々な申請や相談に来所することが多く親切丁寧な説明等で多くの時間がかかる。さらには今後西大袋区画整理事業の進展に伴い異動届等の取扱件数の増加が予想される。 | 検討・見直し | 当面の間、現体制で証明書発行・各種届出の受理、高齢者の問い合わせや相談に親切丁寧な対応に努めていく。 市民の利便性やニーズを考えると自動交付機の増設や地区センターでの業務の拡大により、身近な所での各種証明書の発行も必要であるが、将来的には出張所の増設と機能の拡充が必要である。 | 定型的な受付業務処理の際、繁忙期に支障をきたしているとのことであるが、経済性を考慮した自動交付機の導入、定型業務の民間人の活用、非定型業務の再任用職員等の活用、インターネット受付等による作業繁忙期の山ならし工夫の検討を期待する。今後の傾向として、相談や苦情対応が増加すると思われるので、件数や業務量等の事務実態の把握を行い、南部出張所も含め、これからの出張所体制の在り方の研究に取り組みされる必要があると思われる。 |
| 窓口業務のコンピューターシステムのWeb化等により、証明書等の交付時間の短縮等の改善がなされて来ているが、ときどき反応が遅い時があり、迅速な対応が難しい場合がある。また、出張所には高齢のお客様が様々な申請や相談に訪れることも多く、親切丁寧な説明に時間がかかってしまうことが多い。また、レイクタウンや七左区画整理事業等の進展に伴い異動届等の増加が予想される。この他、南部は施設が狭小のため納税の話や離婚届等の話など他のお客様に聞こえしまうなど施設的に個人のプライバシーの保護が難しい状態にある。 | 検討・見直し | 当面、現体制の中で、通常の窓口業務はもとより高齢のお客様への親切丁寧な対応とレイクタウンや七左区画整理事業等の異動届等の対応に努める。 来客の利便性やニーズさらにはプライバシーの保護等を考えると、将来的には出張所の増設や機能拡充等(支所体制への移行を含む)が必要である。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------------------------|-------|---------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 79 | 公有財産管理事業(東小林記念会館) | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H19 | - | (目的) 増林地区東越谷連合自治会の集会所施設として自治会の活動、会員の親睦、自治会内諸団体の活動の場として使用したいとの要望により平成19年に市と5年間の土地・建物使用賃借契約を締結する。 (手段) 管理運営は東越谷連合自治会が行い、東越谷連合自治会長が管理責任者となる。また、管理費(光熱水費、修繕費)は市が負担する。 | 低 | 高 | 高 | 低 | (d) | (c) | (d) | (d) | (b) | C |
| 80 | 自治会振興事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | S39 | - | (目的) 各地区における自治会の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会における連帯感の醸成と自治意識の向上並びに環境衛生思想の啓発及び普及を図る。 (手段) 各地区において多種・多様なコミュニティ活動を行っている自治会に対し、毎年度、予算の範囲内において助成を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (d) | (b) | (a) | (b) | B |
| 81 | コミュニティ推進事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H4 | - | (目的) 第3次越谷市総合振興計画に位置づけられた地区別将来像を具現化していく中で、地区住民の連帯意識や地域コミュニティの育成を図る。 (手段) 各地区ごとに組織されている地区コミュニティ推進協議会及び越谷市コミュニティ推進協議会に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 82 | 市民活動支援事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H13 | - | (目的) 主体的で自発的な活動を実践する市民活動団体の支援するとともに、協働のまちづくりの担い手としての認識を図る。また団体相互の協力連携を目的として支援する (手段) 市民に対して、協働フェスタや協働のまちづくり講演会等をおして、のNPO活動等の理解を広げる。また、市民活動団体には、活動場所(団体室)の提供や人材育成のための研修会や活動のための情報提供を行う。職員はNPOの理解を進めるため、講演会を実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 83 | 越谷しらこぼと基金事業(越谷しらこぼと基金積立金事業含む) | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H2 | - | (目的) 快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する主体的活動を行うものに支援を行う。 (手段) 市内に住所または活動の本拠がある市民活動団体等に活動資金の助成を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (c) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 【 】は、補助金等名称 |
| 施設利用自治会の自治会加入率の向上と利用率の向上 | 検討・見直し | 利用自治会の自治会加入率と利用率の向上を図る。 平成24年の賃貸契約終了後の方向性について東越谷連合自治会と協議を進める。 | 施設の遊休化に伴い、自治会と土地・建物使用貸借契約を締結し、自治会に管理・運営を任せているが、水道光熱費・修繕費等の管理費については市で負担しているという現状である。当館を利用する特定の団体の使用にかかる費用を市が負担し、受益が偏っていることが問題だと考える。さらに、施設の中長期的な観点から取り壊し等も含め、事業を全面的に見直すべきである。 |
| 市から自治会に依頼している事業を精査し、他の手法を検討するとともに費用対効果を考慮した交付金価格設定が必要である。また、年々、自治会の加入率が低下しており、加入率の向上が課題となっている。 | 検討・見直し | 全庁的に市から依頼している業務の他の手法と比較した費用対効果を調査検討する。自治会の活動内容の報告を受け、地域にとって有効な交付金とし、まちづくりをさらに推進する。 社会背景など様々な要因が想定されるが、自治会加入率の低下が課題となっている。自治会は任意の団体であるが、地域のコミュニティづくりを勧める上で重要な役割を担っている団体であることから加入率の向上に努める。 | 地域における自治会の役割は重要で、自治会振興等は不可欠である。しかしながら、自治会加入率が低下しており、助成内容の見直しは必要である。あわせて、有効な自治会加入率向上施策を検討することが重要である。 |
| 地区まちづくりの取り組みは、地域に浸透してきているものの、地域住民自らがまちづくりを行っていくという点では、地域によって差がある。 | 検討・見直し | 各地区コミュニティ推進協議会により地区まちづくりについて自主的に行うといった意識差は見られるが、自主運営に向け、今後も継続して話し合いを続けていく。 | 地域街づくりを推進する事業としての意義は認識できる。 助成金対象の370余の地域コミュニティ事業のうち、自主運営ができていない事業も少なくない。本来は、コミュニティの、コミュニティによる、コミュニティのためのコミュニティ事業であり、住民による自主運営が行われるべきである。また、本事業は平成4年度より開始しており、マンネリ化しているコミュニティ事業も少なくないと思われる。 市は今後、強力なリーダーシップを発揮して、地域コミュニティ事業の指導を行うべきである。 例：自主活動ができていないコミュニティ事業に対しては、助成金を削減する等のペナルティを指導を行う。活動報告書に示される活動成果内容の厳密な精査など。 事務事業評価表については、活動指標及び成果指標が意味のないものになっている。活動の評価、成果の評価を行うことのできる指標を設定する必要がある。 【コミュニティづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:減額(縮小)) 助成金に対する事業成果を評価し、適切な助成額を検討されることを望む。 【地区まちづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:減額(縮小)) 助成金対象の370余の地域コミュニティ事業の精査を行い、自主運営ができていない地域コミュニティ事業費の削減などを視野にいれ、助成金の適正化を図る必要性がある。 |
| 市民活動団体室の利用が減少していることから、団体自体が拡大していることや活動拠点を定めていることが伺える。22年度「第3回協働フェスタ」開催に向けて、団体の協力連携も図られ、同じ目的に向かい事業を行っている。今後市民活動を広く市民に周知し、誰もが参加できる市民活動への環境整備の支援が必要と思われる。 | 検討・見直し | 市民活動団体室の改善をし、情報を提供・交換できる場とする。さらに、市民活動団体室検討会をに調査研究していく。 市民活動団体のPRを一般市民にむけ積極的にしていく。 | 市民活動団体室「ふりすべ」の利用促進からさらに一歩すすめ、場の活用を通じて行政とNPOとの結びつきの強化を図る活動を進めることが重要である。 行政がNPOに期待する活動を明確にし、活動団体にご理解いただき、協働を推進する必要がある。また、協働を推進するためには、活動団体との調整を円滑に進めることができる企画調整能力を持った行政側の人材育成も必要である。 |
| 平成22年3月に「越谷しらこぼと基金助成基準」の一部見直ししたことにより、助成対象が市民が行う、社会的かつ公益的な活動と事業資金不足の団体の支援などを行ったが、まだこの助成金を利用して活動を広げようとする団体の申請が予想していたよりも少ない。 | 検討・見直し | 助成事業を広報やインターネットまたは、リフレットを活用し、市民に周知を図る。 快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する主体的活動を実践する団体が活用しやすい制度の調査・研究を行う。 | 市民活動団体を支援する当該事業の重要性は認められる。但し、運用開始から17年が経過し、また、現在スポーツの分野に助成が著しく偏りがあることから、支援分野の見直しを含め、基金の活用方針を再設定する時期に来ている。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|---------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 84 | 中央市民会館管理事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H4 | - | (目的) 市民文化や生涯学習、福祉活動など市民活動の拠点施設として、中央市民会館の貸出し業務や施設の保守管理等を行う。 (手段) 財団法人越谷市施設管理公社を指定管理者として委託し、効果的な管理運営を図る。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (a) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |
| 85 | 中央市民会館施設改修事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H4 | - | (目的) 施設の適切な維持管理と利用者の快適な施設環境を確保する。 (手段) 修繕及び改修工事を行う。 | 高 | 低 | 高 | 低 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 86 | 北部市民会館施設管理事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | S63 | - | (目的) 地域に根差したコミュニティ・文化活動の拠点施設として、北部市民会館の貸出しや北部図書室におい図書の貸出しを行う。 (手段) 地域住民で組織した越谷市北部市民会館運営協議会に指定管理者として委託し、効果的な管理運営を図るとともに、会館の清掃業務、設備の保守などを専門業者に委託する。 | 高 | 低 | 低 | 高 | (a) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |
| 87 | 北部市民会館施設改修事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | S63 | - | (目的) 施設の適切な維持管理と利用者の安全で快適な施設環境を確保する。 (手段) 施設の改修工事を行う。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (a) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|--|---------|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 〔 〕は、補助金等名称 |
| より効果的な管理運営事業を行う必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度は指定管理者の新たな更新年度なので、適切な指導、情報提供を行う。 施設の適正な維持管理に努め、安全かつ快適に利用できるように指定管理者との連携を図る。 | 22 | C 市民の文化・芸術振興を図り、生涯学習や福祉活動などの市民の活動拠点として、中央市民会館の貸出しや施設の保守管理等を行う事業である。 利用区分ごとの稼働率については、平成21年度54.31%にとどまっている。施設が全市民にとって、より意義のあるものとするために、利用日数稼働率とともに利用区分ごとの稼働率についても、全国の自治体の同種施設において、指定管理者制度の効果的運用により稼働率を上げている先進的な取り組み等を参考にして、一段の向上のための取り組みを進められたい。 市のホームページで見ることができ、イベントや事業の情報が少ない。市民が利用してみたい、事業やイベントに参加してみたいと思わせる工夫が必要なのではないか。市民が利用したいと思わせる創意工夫をすることで延べ利用者数の向上を図っていただきたい。 現在、平成23年度を新たな初年度とする指定管理者の募集期間であるが、新たな仕様書が基本的に今年度までの指定管理業務と同様の仕様書にとどまっているのは極めて残念である。平成18年度から平成22年度までの指定管理業務実施の中で得られた知見と反省を生かし、よりきめ細かな仕様書を作成し、応募者に提示すべきであった。 また、指定管理者の評価について、各年度とも「管理運営は適切に行われている」との記載にとどまっている。しかし、中央市民会館は市の指定管理者制度導入施設の中でも事業費が特に多い施設であり、同時に市のランドマークともいえる代表的な施設でもあるため、当該施設にふさわしい管理項目を設定し、丁寧な評価（モニタリング）を実施すべきであった。今年度以降の施設の評価に当たっては、早急に管理項目の追加を検討し、履行されたい。 活動指標に「イベントや事業の実施回数と参加者数（市主催、民間主催）」の追加を提案する。 さらに、指定管理の委託者である市の成果指標としては、現行指標とともに、指定管理者に対するチェック、指導による改善度合いが成果指標としてふさわしいのではないかと。 |
| 平成4年に開館した本施設は、設備機器等の経年劣化による改修が必要だが、予算が厳しく改修が追いつけない状況である。また、建築資材が国産でないものが使用されており、修繕に費用がかかりすぎて管理が大変である。 | 検討・見直し | 緊急性の高いものから順次実施する。 適正な施設の維持管理を図る。 | 22 | C 豊かな地域社会の形成と市民文化の向上に資するため設置された中央市民会館の適切な維持管理のために必要な事業であり、快適な施設環境を確保するため、修繕及び改修工事を行う事業である。 今後、中央市民会館の設備機器等の経年劣化による改修が必要となるとともに、将来は他の施設も含めた老朽化の進展に伴い大規模な改修時期が重なることも想定されるため、大きな財政負担となることも懸念される。また、地球温暖化対策の面からはCO2排出量の削減、資源消費の抑制などの縮減を図り、環境負荷を低減させなければならない。 そこで、越谷市として「公共施設の長寿命化」、「ライフサイクルコストの縮減」、「維持管理費用の平準化」などを目指した公共施設のファシリティマネジメントに関する取り組みを推進されたい。重要な公共施設である中央市民会館についても、施設改修に当たっては、事業費が膨大になることが懸念されるため、減価償却費を適正に積算するとともに、耐用年数に応じた更新が可能になるよう、中長期的な施設設備更新計画を早期に策定されたい。また、当該計画について、市民に対して詳細かつ丁寧に説明されたい。 総合評価の課題によると、「建築資材が国産でないものが使用されており、修繕に費用がかかりすぎて管理が大変である」とのことであるが、より適正な調達等により低廉に入手する方法を検討されたい。また、将来当該建設資材が製造中止となり、資材の調達が可能なくなった場合の対策も講じられたい。 |
| 指定管理者と引き続き連携を図り、効果的な管理運営を行う。 | 検討・見直し | 平成23年度は指定管理者の新たな更新年度なので、適切な指導、情報提供を行う。 施設の適正な維持管理に努め、安全かつ快適に利用できるように指定管理者との連携を図る。 | 21 | B 市内の他の市民会館やコミュニティセンターに比べ、利用率が低い現状となっている。利用率を向上するために、駐車場の拡大、映像設備の導入等を検討されている点は、評価できる。 一方、施設を維持・管理する上で、必要最低限の固定的なコストがかかる。投じたコストに見合う劇場・会議室の利用率を確保するための方策を、積極的に検討すべきである。現在の使用制限も見直し、条例を改正することも視野に入れ、検討していただきたい。 |
| 設備機器や施設内備品等に経年劣化が目立ち始めている。 | 検討・見直し | 緊急性の高いものから順次実施する。 適正な施設の維持管理を図る。 | 20 | B 施設の老朽化に伴い、年々、改修工事費、修繕費がかかる現状となっている。改修工事費、修繕費が中長期的にどれだけの費用負担となるかについて計画を立案し、市民にわかりやすく説明することが重要である。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|---------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 88 | 交流館施設管理事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H6 | - | (目的) 市民文化や生涯学習、福祉活動の拠点施設として市民活動を推進する。 (手段) 委託業務により交流館の清掃業務、設備保守、警備などの管理を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 89 | 交流館施設改修事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H8 | - | (目的) 市民文化、生涯学習、福祉活動の拠点施設として、良好な施設環境を整備する。 (手段) 業務委託により修繕、改修工事を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 90 | 交流館運営事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H6 | - | (目的) 市民文化や生涯学習、福祉活動など市民活動の拠点施設として、交流館の受付業務、設備保守等の管理を行う。 (手段) 地元の代表の運営協議会を指定管理者として、管理を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 91 | 地区センター施設管理事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | S46 | - | (目的) 地域住民が安全かつ快適に施設を利用できるよう、適正な維持管理を行い、施設の利用促進を図る。 (手段) 清掃、警備等の13業種について業務を専門業者に委託し、施設の良好な環境維持に努める。 | 高 | 高 | 低 | 低 | (a) | (d) | (b) | (a) | (b) | B |
| 92 | 地区センター施設改修事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | S46 | - | (目的) 地区センターの経年劣化に対応するため、施設の改修を行う。 (手段) 各種の施設保守委託業者より報告を受けたもの、また、職員や利用者からの要望のあったものから、緊急性や重要性を勘案して適宜修繕を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 93 | 地区センター業務事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | H16 | - | (目的) 市民ニーズにあった行政サービスを提供するため、諸証明書発行や市への届出書類の文書回送業務等を行う。 (手段) きめ細やかな行政サービスを提供するため、臨時職員を適正に配置し、人員不足の解消を図る。また、文書回送業務を専門業者に委託し、本庁の開庁日は全て1日1回の届出書類等の回送を行う。 | 高 | 高 | 低 | 低 | (a) | (d) | (b) | (a) | (b) | B |
| 94 | 集会施設整備事業 | 協働安全部 | 地域活動推進課 | S54 | - | (目的) 地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資する。 (手段) 自治会が管理する集会所の用地取得や新築・増改築などの事業費の一部を予算の範囲内で補助する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (c) | (d) | (b) | (a) | (b) | B |
| 95 | 防災会議事業 | 協働安全部 | 危機管理課 | S38 | - | (目的) 市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 (手段) 災害対策基本法第16条の規定により市に防災会議を設置することとされており、地域防災計画の作成及び修正の審議、防災計画の実施の推進、防災時の情報収集、関係機関への資料の提供を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|--|--------------|-------------------------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 限られた予算内でいかに効率よく老朽化した交流館を適正に維持管理するかが課題である。 | 検討・見直し | 必需品の備品交換を行う。 年次計画をたて、バリアフリー対策を含め施設機能の充実を図る。 | 17 | B | 交流館は、地域のコミュニティの拠点としての機能を果たしてきたが、施設の老朽化に伴うバリアフリー対策や農協との併設施設の更新が課題となっている。また、地域コミュニティの場として、自治会館、地区センター(13ヶ所)や市民会館(2ヶ所)と交流館(8ヶ所)の役割分担のあり方、使用料のバランスなどを総合的に見直し、市民にとって利用価値の高いものにしていくことが必要である。 |
| 老朽化した交流館の改修をいかに優先順位を決めて行うかが課題である。 | 検討・見直し | 各交流館の状況把握に努め、緊急性の高いものから順次実施する。 適正な施設の維持管理を図る。 | | | |
| 指定管理者と引き続き連帯を図り、効果的な管理運営を行う必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度は指定管理者の新たな更新年度なので、適切な指導、情報提供を行う。 地域コミュニティの拠点施設として利用者が増加するよう効果的な施設運営を行う。 | 16 | B | 今後より一層高まる市民ニーズに対応するためのサービス拡充が強く求められる。ただし、施設関連コストを反映したフルコストの把握が必要である。 さらに新設3館については建物関連減価償却費を含めていただきたい。活動結果指標として交流館の設備稼働率を設けていただきたい。 |
| 利用者は概ね第3次総合振興計画の目標通りに推移しているが、施設の大型化も進み、それら施設の空き状況等を考慮すると、まだ利用者数の増加を図る余地はある。 | 検討・見直し | 地域の拠点施設として利用者が増加するよう、限られた予算で効果的な施設運営を行う。 出羽、大沢地区センターの大型施設化を推進する。 | 20 | B | 13地区センター施設の管理をする上で不可欠な事業である。現在の保守管理等の委託料を更に削減する努力を期待する。地区センターの利用者数を成果指標にするのではなく、保守管理等に掛かる事業費削減効果を成果指標にしてほしい。また、正規職員の担うべき仕事を明確にして、なお一層の効率的な事業の実施に努めることが望まれる。 |
| 大型化されていない既存地区センターは老朽化も進んでいるため、限られた予算で、いかに効率よく施設の維持管理を行うことが課題である。 | 検討・見直し | 防火設備や空調設備など緊急性、重要性のあるものから順次修繕を実施する。 各種保守委託の報告等から早期の状況把握に努め、中長期的な修繕計画を行い、施設の維持管理を図る。 | | | |
| 諸証明発行率は年々増加はしているが、市全体に占める割合はまだ小さいため、引き続き地域への浸透を図る。 | 検討・見直し | 行政サービスの質的向上に努め、諸証明発行率を前年度より増加に努める。 市民ニーズを反映した行政サービスの提供の拡大に取り組む。 | 19 | B | 地区センター事務事業の事業内容は、諸証明書発行等の行政サービスの提供だけではない。「地域コミュニティ活動の拠点づくり」という地区センターの事業目的を再確認し、目標に応じた評価指標を設定し、事業を計画する必要がある。 センターの規模、利用頻度等により、定数の配置を一律ではなく柔軟に設定することも検討される必要がある。また、行政サービスの提供について、本庁との作業分担割合を明確にし、センターごとの目標値を設定し、住民に対する利用促進のための周知活動等を行う必要がある。 |
| 予算範囲内での事業執行のため、自治会の要望に応えきれない。用地取得の際の用地の広狭、集会施設新築の際の1㎡あたりの単価等に要綱上の制約がなく、土地取得面積、新築時の建築仕様等によって、一部公平性に課題がある。 | 検討・見直し | 要綱等を見直し公平性を図る。 自治会の施設整備に補助しているが、今後修繕の要望が多くなることが見込まれることから、集会施設の状況把握に努める。 | 19 | B | 【越谷市集会施設整備事業費補助金】 越谷市としての自治会の将来的なあり方を再検討し、その目的にあった拠点づくりのための補助金制度を検討すべき。 今後、集会施設の修繕費の増大が予想されることから、既存施設を有効利用した集会施設の活用促進、複数自治会で共同利用する集会施設運営等、市全体での経済性を追求するとともに、自治会相互間の連携・協力関係が密になるような拠点づくりへ誘導する補助金制度への検討も必要と考える。また、補助金を支出した結果整備した集会施設の利用状況を把握する必要がある。 |
| 事業の効率性を示す指標を設定する必要がある。 | 現状維持 | 平成19年3月に越谷市地域防災計画の改訂を終了したが、その後、埼玉県被害想定が発表され、県の地域防災計画の見直しにあわせ、今後、市の計画の修正内容について審議していく。 地域防災計画の見直しだけでなく、災害に関する情報収集等について定期的に会議の開催を図る。 | 21 | B | 国の法律に基づいた事業であり、災害予防は重要であることは理解できる。 ただし、防災会議については、その目的や役割、位置付けを明確にすることを望む。また、活動結果指標、成果指標として会議開催回数だけでなく、当事業の妥当性、効率性、有効性を表す指標を設定する必要がある。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 96 | 災害予防対策事業 | 協働安全部 | 危機管理課 | - | - | (目的) 災害から市民の生命、身体及び財産を守り、かつ被害を最小限に食い止める。 (手段) 計画的な備蓄の整備、防災訓練の実施、地域防災計画の改訂及び防災行政無線・難場所照明灯の保守管理等総合的な予防対策を講じる。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 97 | 防災行政無線設置事業 【防災施設整備事業】 | 協働安全部 | 危機管理課 | H20 | H23 | (目的) 市民の生命、身体及び財産を災害から守る。 (手段) 計画的に防災行政無線子局の設置及び修繕を実施して、多数の市民等に対して伝達を図る。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 98 | 防災施設整備事業 | 協働安全部 | 危機管理課 | - | - | (目的) 市民の生命、身体及び財産を災害から守る。 (手段) 避難場所への周知をするとともに、避難場所誘導版・案内板を設置する。 備蓄倉庫及び耐震性飲料用貯水槽を設置する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 99 | 国民保護協議会事業 | 協働安全部 | 危機管理課 | H18 | - | (目的) 市民の生命、身体及び財産を武力攻撃等から保護する。 (手段) 国民保護協議会を設置し、国民保護計画を作成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 100 | 危機管理対策事業 | 協働安全部 | 危機管理課 | H17 | - | (目的) あらゆる危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活又は市の産業・経済の安定を図る。 (手段) 危機管理計画に基づき、あらゆる危機事象に対応する具体的なマニュアルを作成し、危機情報の一元管理と総合的な危機管理を行う組織体制を整備する。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 101 | 防犯対策事業 | 協働安全部 | 危機管理課 | - | - | (目的) 自主防犯活動団体の育成及び支援、また警察や関係団体と連携し、犯罪のない安全で安心に暮らせる地域をつくる。 (手段) 地域防犯活動を支援するため、防犯講演会の開催や防犯グッズの貸与、また、越谷市防犯協会に補助金を交付する。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (a) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|-------------------------|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | 実施年度 | 総合評価 |
| 備蓄品について、時代の変化とともに、市民から要望が多様化している。備蓄の中の食糧について、アレルギー対策に対応した備蓄品が必要。 | 検討・見直し | 18 | B <備蓄資機材整備事業> 現行「地域防災計画」での備蓄整備は20年度で目標を達成することであるが、市役所主導の備蓄整備、水の確保だけでなく、地区センターや地区防災組織での備蓄、何より市民が自ら運営できる自主防災の考え方は非常に評価できる。地域防災計画の見直しをされるとのことであるが、一層の備蓄資機材整備の充実を期待する。 |
| 防災行政無線は全市民に迅速に伝達するに適した施設であるが、市街化の形成により音達の不具合が生じており新たに増設する必要がある。 | 検討・見直し | 22 | B 災害対策基本法に基づいた事業であり、防災行政無線子局の設置、修繕を計画的に実施し、市民の生命、財産を守る事業として重要性が高い。また、災害の発生やその後の経過情報を市民に迅速に伝達することで、市民が迅速に避難する等行動できる体制を整える必要がある。 音達の不具合が生じている地域等へは、災害を知らせる携帯電話サービスへの登録を促し、災害情報を迅速に伝達すべきである。また、防災行政無線の効率的な設置を引き続き計画的に推進するとともに、設置コスト減に努める必要がある。 最近の住宅は密閉性が高いこと、豪雨災害のときは聞こえづらいことなどから、戸別受信機の設置も検討する余地がある。さらに、災害を迅速に伝えるための新しい手段として親局から単方向のアナログから双方向のデジタル化への切り替えについて、全国的な普及状況にも注視しつつ、安価な導入を図る方策について継続的に検討をしていただきたい。 また、「音達の不具合」という表現は、一般の人が聞くとわかりにくい。「無線の音声が届きにくい地域がある」といった工夫が必要ではないか。 成果指標の改善案として、防災行政無線設置率に加え、災害情報が多くの世帯にしっかり伝わることを示す「人口カバー率、地域カバー率」等を提案したい。 |
| 区画整理事業による人口増加に伴い、施設の充実を図る必要がある。 | 検討・見直し | 19 | B 案内板等の施設の設置等のハード的対応と、防災マップの配布等のソフト的対応の両面から事業を進めていることは評価できる。 防災を地域の問題として理解いただき、地域自治会との協力体制を作る努力が必要である。 また、案内板等の設置は都市整備等の事業計画と連携し計画的に行う必要がある。 |
| 有事の際の対応を市民へ周知していく。 | 現状維持 | 21 | B 国の法律に基づいた事業であるが、市の主体性を取り込んだ運営を図りたい。 また、活動指標も事業目的に合ったものを設定することが望ましい。 国・県・市それぞれにおける有事の際の対応が、どの様に検討されているのかを市民へより分かりやすくPRすることも必要である。 |
| 平成21年度に89の危機事象に対して、各課でマニュアルを作成したが、危機事象については、常に変化が起こる可能性あり、その多様化する事象に迅速に対応するために、事前にマニュアルがないと緊急時の対応が遅れてしまう。 | 検討・見直し | 20 | B 危機管理計画、国民保護計画は、市民の安全確保のため不可欠な事業である。まずは、国民保護計画等の実施に向けた取組や、危機管理マニュアルの策定を進め、事案ごとに対応を図り計画の精度を高めることを期待する。 |
| 街頭犯罪件数が増加するとともに、当市における犯罪率は県内の他市町村と比較して依然高い。また、平成21年度は、子供に係わる不審者情報が49件/年発生している。 | 検討・見直し | 19 | B 平成20年4月1日に越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例を施行し、さらに街頭犯罪件数が減少するよう、特に街頭犯罪件数のうち約半数を占めている自転車盗について、二重ロックの推奨などの啓発を図る。 各地区に自主防犯活動団体が結成されているが、地区によってばらつきがあることから、各地区に呼びかけを行い結成率の向上を図る。また、自主防犯活動団体に子供の見守りのための青色回転灯を整備した車での防犯パトロール実施の啓発を図る。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------|--------|--------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 102 | 自主防災組織育成事業 | 協働安全全部 | 危機管理課 | H7 | - | 〔目的〕 自主防災組織の整備促進及び活動支援を図る。 〔手段〕 防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入、防災訓練の実施等に対し助成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (d) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 103 | 感染症対策事業 | 協働安全全部 | 危機管理課 | H21 | - | 〔目的〕 新型インフルエンザ発生初期の段階でできる限り封じ込めを行うとともに、流行時における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめることを目的とする。 〔手段〕 新型インフルエンザなどの感染症の発生時に備えた対応策として、市職員等の緊急対応が図れるよう、防護服をはじめとする感染防護用品の計画的な備蓄を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 104 | 交通安全推進事業 | 協働安全全部 | くらし安心課 | - | - | 〔目的〕 交通安全市民大会の実施や各種交通安全運動による啓発活動及び交通安全活動団体への活動支援等を行い、交通安全・交通事故防止に取り組む。 〔手段〕 警察署や交通安全関係団体との連携・協力により事業を実施し、交通事故防止や交通安全の推進を効果的に進める。 | 低 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (c) | (d) | (a) | B |
| 105 | 交通安全指導事業 | 協働安全全部 | くらし安心課 | S44 | - | 〔目的〕 市民の安全確保と交通安全意識の高揚を図る。 〔手段〕 交通指導員による登校時における児童の安全確保や交通安全教育及び街頭指導等を行う。 | 高 | 低 | 高 | 低 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 106 | 放置自転車対策事業 | 協働安全全部 | くらし安心課 | S57 | - | 〔目的〕 各駅周辺に放置された自転車等(原付バイク含む)の整理を行い、歩行者の安全と通行機能の確保を図る。 〔手段〕 放置自転車等の誘導整理や撤去業務を民間委託する。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 実施年度 | |
| | 検討・見直し | <p>平成23年度に向けた取組 中長期的な取組</p> <p>防災訓練や防災講演会において、未結成団体に対し設立の依頼や補助制度の啓発を実施する。 自治会に対して実施した設立状況や備蓄などのアンケート結果を踏まえ、今後、未設立の自治会に対して設立の呼びかけを行うとともに、設立している自治会には自主防災活動の更なる推進を図るよう啓発活動に努める。</p> | <p>22 B</p> <p>自主防災組織は、自治会が中心となり運営され、地域で防災体制を強化しようとする取り組みである。災害が発生したときに地域で助け合う体制(共助)を強化することは重要である。 災害初動時の自己防衛のためにも、防災訓練や防災講演会等で、自主防災組織の設立依頼について働きかけを強化していただきたい。 また、公平性の観点からも未設立の自治会が自主防災組織を設立できるように積極的に行政側から働きかける必要がある。特に世帯数の多い地域には優先的に設立を働きかける工夫も必要である。 自主防災組織率向上のために自治会の担当部署である地域活動推進担当と継続的かつ緊密に連携をとって取り組んでいただきたい。 事業に対する人工の資源投入量が大きいことから、人件費の効率化について検討を進められたい。 成果指標として、自主防災組織率を掲げているが、かけている人件費の額に見合った組織率の向上が図れているとはいえない。 自治会への自主防災組織設立に向けた意識啓発にある程度時間を要することは理解できるが、市内における好事例とともに、国内での成功事例なども参照し、効率的な啓発推進に努められたい。 平成21年度実績の自主防災組織率は全自治会の67.03%であるが、市内の全人口に占めるカバー率は82%に上る。この人口カバー率も成果指標として併用し、組織化の優先度を検討するとともに、市民に分かりやすい成果指標となるよう改善に心がけられたい。その他の成果指標として「自主防災組織による防災訓練の実施回数・参加人数」の追加を提案したい。 【自主防災組織育成費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続)ハード面(備蓄倉庫設置など)の整備も重要だが、今後はソフト面(避難訓練、講演会など)へ重点を置く必要もあるのではないかと。</p> |
| | 検討・見直し | <p>企業との連携を強化し、新型インフルエンザ発生時に防護服の供給が迅速に行えるような取り組みを実施していく。 新型インフルエンザ発生時の健康被害を最小限にとどめるため計画的な備蓄に努めていく。</p> | |
| | 検討・見直し | <p>平成21年度は、高齢者の集まる機会に、交通事故防止に関するチラシ30,000枚と反射材32,000個を配布した。平成22年度以降も関係課と協議しながら、効果の上がる方法を検討し啓発活動を実施していく。</p> | <p>19 B</p> <p>【越谷市交通安全母の会補助金】 事務事業評価の成果指標を見直す必要がある。交通安全活動団体に対し、市から事故情報などの情報提供をするとともに、交通事故の減少割合など、事業の成果を表す指標を設定するとともに、的確な目標値を設定したうえで、交通安全関連団体を指導する必要がある。また、交通安全教育については、学校の協力が不可欠であり、教育委員会との連携を図ることを望む。</p> |
| | 検討・見直し | <p>向こう3年間の研修カリキュラムの作成。班単位での研修会の実施と出前講座の積極的な実施。また、イベント等では、警察署と連携し、市民の交通安全及び事故防止並びに交通道徳を図るための啓発活動と立哨指導を実施する。</p> | <p>19 B</p> <p>【交通指導員連絡協議会負担金】 交通安全指導へのニーズは高い。交通安全のみならず、地域の防犯、防災活動と連携した地域活動として考える必要がある。 交通指導員連絡協議会に対しては、交通指導員を有効に活用するための交通事故に関連する情報などについて、市から積極的な情報提供が必要である。また、学校関係者とは、事故を抑止するための目標値を設定・共有し、先生や保護者と連携した事業活動をするなどの協力体制の構築を望む。</p> |
| | 検討・見直し | <p>各駅の誘導整理員の配置状況と放置自転車等数を検討し、現配置を見直し、必要な地域・時間帯に重点的に振り分けを進めていく。併せて広報等を用いて、モラル向上等の啓発活動を進める。</p> | <p>18 B</p> <p>放置自転車の台数を減らす総合的な対策を行う事業の再構成が必要である。放置自転車関連事業として、当該事業に加え、「放置自転車等誘導整備業務委託事業」、「放置自転車等保管返却業務委託事業」、「放置自転車等処分業務委託事業」の事業全体としての総合的な見直しが必要とされる。さらに、民間による駐輪場の設置と連携を図る必要がある。</p> |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------|-------|--------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 107 | 放置自動車対策事業 | 協働安全部 | くらし安心課 | - | - | 〔目的〕 警察署への照会により所有者を把握し、所有者による放置自動車の撤去を原則に指導する。所有者不明の場合は、廃棄物認定後に廃棄処分とする。放置自動車は、交通障害を起こし、交通事故を誘発する要因にもなることから市内に存在する放置自動車の撲滅を目的に取り組んでいる。 〔手段〕 撤去処分について業者委託を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 108 | 放置自転車保管管理事業 | 協働安全部 | くらし安心課 | H14 | - | 〔目的〕 撤去された放置自転車等や保管所の管理を行い、自転車等所有者から引取費用を徴収する。 〔手段〕 民間に事業委託する。 自転車………3,000円 原付自転車……4,500円 | 低 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (d) | (d) | (a) | B |
| 109 | 交通災害共済見舞金支給事業 | 協働安全部 | くらし安心課 | H21 | H22 | 〔目的〕 条例により死亡、又は負傷の程度に応じ、共済見舞金を支給するものです。また、この災害が原因で身体障害者の1級又は2級に該当することとなった場合は、特別共済見舞金を別に支給する。 〔手段〕 支給基準を1級から9級まで設け、その基準に該当する見舞金を支給するもの。なお、この災害が原因で1級又は2級の身体障害者となった場合は、特別見舞金として80万円を支給する。 | 低 | 低 | 低 | 高 | (c) | (a) | (c) | (c) | (c) | A |
| 110 | 市民相談事業 | 協働安全部 | くらし安心課 | S44 | - | 〔目的〕 市政に関する問題、市民生活の中で生じる諸問題及び交通事故等に関する相談、さらに法律相談・税務相談・行政相談・登記相談・行政書士相談に応じ、適切な助言を行い、市民生活の一層の向上を図る。 〔手段〕 相談窓口の開設 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (d) | (b) | (b) | (a) | B |
| 111 | 消費生活相談事業 | 協働安全部 | くらし安心課 | S49 | - | 〔目的〕 消費生活に係る相談及び苦情処理を行うため、専門的知識を有する相談員を置き、市民からの相談に応じ、適切な助言やあっせん等を行い、市民の消費生活の安定を図る。 〔手段〕 相談窓口の開設、消費生活相談員の配置 | 高 | 低 | 高 | 低 | (b) | (d) | (a) | (b) | (a) | B |
| 112 | 消費者啓発事業 | 協働安全部 | くらし安心課 | S49 | - | 〔目的〕 消費者の安全な生活環境を目指し、身近な問題を自分の問題として捉えられるような講座や、消費者トラブルの被害防止の啓発を推進する中で、賢い消費者の育成を図る。 〔手段〕 消費者月間記念事業の開催・消費生活講座・講演会等の開催・消費生活出前講座の開催・市民まつり等における啓発活動の実施 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (d) | (b) | (b) | (a) | B |
| 113 | 消費者保護委員会運営事業 | 協働安全部 | くらし安心課 | S51 | - | 〔目的〕 消費者の保護、救済。 〔手段〕 消費者保護の円滑な推進を図るため、市長の附属機関として消費者保護委員会を置く。 | 低 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (d) | (c) | (a) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|----------------|--|------|------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 道路等公共空間に放置されるため、放置が容易である。 | 検討・見直し | 警察署との連携・協力を得て所有者情報の提供を受け、所有者撤去を推し進める。 | 20 | B | 放置自動車は、放置する人のモラルの問題である。事業そのものは特に指摘事項はないが、車の撤去に伴って職員の方がトラブルに巻き込まれるなどの事故の防止に注意いただきたい。 壁などへの落書きも、放置自動車同様市や市民にとっての迷惑行為であるが、多くの自治体で自治会等と連携して対策を立て効果をあげている。放置自動車の問題も、このような事例を参考にして、市当局だけの問題として取り組むのではなく、自治会等と連携をとり自動車が放置されないような工夫を期待する。 |
| 保管料について理解が得られない場合がある。 | 検討・見直し | 自転車等を返還する際、所有者に対して制度の趣旨、目的を説明し、放置させないよう対策を講じていく。 | 16 | C | 誘導整理委託事業と合わせて、手数料負担の原則で見直し、市の費用負担を減額する方向で検討していただきたい。 |
| 平成21年3月31日をもって、特別会計における越谷市交通災害共済制度を廃止したため、平成21年度及び22年度の見舞金支給事務が継続されている。 | 終了 (平成22年度) | | | | |
| 相談内容が、より複雑化・多様化する中で、さらに相談体制の充実を図る必要がある。 | 検討・見直し | 平成20年度・21年度と、多重債務者相談等に対応するため、法律相談を月1回ずつ増やし、相談体制の拡充を図った。平成22年度以降も、現体制を維持しながら関係機関との連携を深め、的確な相談に努める。 | 16 | B | 越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、活動結果指標・成果指標については相談件数のみでなく、事業成果をより適切に表す指標を設定していただきたい。 |
| 相談内容が、より専門化・複雑化しており、相談員のレベルアップ等相談体制の充実とともに、専門機関との連携を図る必要がある。 | 検討・見直し | 平成20年度から、平日毎日、相談員の2名体制が整った。今後は、現状の中で、さらに相談業務の充実を図るため、平成21年度から平成23年度まで「埼玉県消費者行政活性化補助金」を活用し、積極的に研修に参加させるなど、相談員のレベルアップを図っていく。 | 16 | B | 越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、成果指標については相談結果に基づく不当請求回収率も含めていただきたい。 |
| 啓発手段を検討し、講座のさらなる充実を図る。 | 検討・見直し | 平成19年度から、地域の高齢者を見守る民生委員などを対象に、受講者が地域へ戻り、啓発活動を行えるよう市民講師育成講座を毎年開催している。また、平成21年度から平成23年度まで「埼玉県消費者行政活性化補助金」を活用し、啓発用機器を整備するなど講座内容の拡充を図っていく。 | 17 | C | 昨今の悪質犯罪から消費者を保護することが非常に重要であり、消費生活センターを中心とした、組織的対応が強く求められている。消費者啓発事業は、この観点から、重要な事業であるが事業費単当たりコスト等を勘案し、啓発事業の民間活用を含めた運営改善が必要である。 |
| 消費者保護委員会は、苦情処理の斡旋・調停を行うことができるなど、重要な責務を担っている。 | 検討・見直し | 必要に応じて、苦情処理の斡旋・調停を行うこととなっているが、消費生活相談員も同様のことを行っているため、消費者保護委員会の役割を検討する必要がある。 | 19 | C | 「越谷市民の消費生活を守る条例」の意味は大きい。必要な条例であるので、現在求められている状況に対応した改正に向け、スケジュールを明確に設定し、消費者保護委員会で検討いただく内容を示し、委員会を有効に機能させ活用する必要がある。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|--------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 114 | 計量器検査事業 | 協働安全部 | くらし安心課 | H15 | - | 〔目的〕 計量法による特定市の業務として、定期検査・商品目立入検査・計量思想の普及啓発に関する業務等を実施し、適正な事業活動の確保並びに消費者保護を図る。 〔手段〕 計量器の検査用機器を購入する。計量担当職員を配置する。計量器の検査を実施する。埼玉県計量協会に委託する。計量教室など消費者啓発事業を開催する。 | 高 | 低 | 高 | 低 | (a) | (d) | (a) | (b) | (b) | B |
| 115 | 民生・児童委員活動事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | - | - | 〔目的〕 民生委員・児童委員の活動を積極的に支援・促進し、地域福祉の向上を図る。 〔手段〕 民生委員・児童委員協議会へ活動助成金の支出 民生委員・児童委員に対し活動報償金の支出 民生委員・児童委員協議会の活動補助 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 116 | 更生保護事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | - | - | 〔目的〕 保護司会、更生保護女性会と連携し、犯罪を犯した者の更生を助けるとともに犯罪や非行の予防・啓発を行い、安全で住みやすい地域社会を構築する。 〔手段〕 社会を明るくする運動を推進し、更生保護の啓発活動を展開 保護司会、更生保護女性会への助成を行い、更生保護活動を促進する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 117 | 行旅病人等援護事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | - | - | 〔目的〕 住所及び居所不明で引き取り手のない異体の葬祭及び遺骨の保管 〔手段〕 行旅病人及行旅死亡人取扱法による葬祭 遺骨の保管 | 高 | 高 | 低 | 低 | (b) | (a) | (b) | (a) | (b) | B |
| 118 | 福祉保健オンブズパーソン事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | H14 | - | 〔目的〕 福祉保健サービスに関する苦情を公平・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図ることにより、サービス利用者の権利を守り、より良いサービスを提供する。 〔手段〕 大学教員・弁護士などの有識者を「福祉保健オンブズパーソン」に委嘱する。 オンブズパーソンは、サービス利用者の苦情を調査し、必要に応じて市へ意見等を表明する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 119 | 生活保護事務事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | - | - | 〔目的〕 生活保護受給者の就労を支援し自立を促すとともに、医療事務、介護事務において適正な執行を図るため、嘱託医の委嘱、レセプト点検を実施する。 〔手段〕 委託により就労支援員を配置し、生活保護受給者に就労支援を行う。 派遣により面接相談員を配置し、生活相談への対応にあたる。 生活保護医療費のレセプト点検を行う。 嘱託医を委嘱し、医療扶助の内容の審査を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|--------------|-------------------------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| コスト削減のため、業務委託の拡充に取り組む必要がある。 | 検討・見直し | 埼玉県計量協会の受託能力にも限界があるが、できる限り協会への委託を検討していく。 | 17 | C | 計量法等、法的根拠に基づき、計量に関する検査、計量思想の普及啓発事業は、特例市業務として必要である。 ただし、業務遂行上の効率性に関する検討が必須であり、計量協会あるいは民間への運用委託を推し進め、人件費及び事業費の軽減を図るべきである。 |
| 地域福祉の推進役として民生委員・児童委員の果たす役割は大きい。民生委員の一人当たり活動日数は増加しており、活動の充実が図られている。引き続き、見守り活動や啓発活動を推進していく。 | 検討・見直し | 平成22年度は民生委員の全国一斉改選が行われるため、改選事務を適正に実施していく。また、新任となる民生委員への研修等と併せて、市民に対する啓発活動を一層進めていく。 身近な福祉の相談員として民生委員・児童委員が地域で活動できるよう、民生委員・児童委員協議会の事業の充実・支援を進め、地域福祉の推進を図る。 | 21 | B | 急速な高齢社会の到来の中で、地域における民生委員・児童委員の活動は、今後、ますます重要になると予測される。このことは、同時に「地域ケアに対する市民意識の向上」が求められていることを意味する。 よって、民生・児童委員の活動を、市民に対してさらに積極的にPRするなどの方策を講じながら、地域と連携した様々な支援活動を活性化されることを期待する。 〔民生・児童委員活動助成金〕(内部評価:継続)(外部評価:継続) 引き続き、補助金の趣旨目的にそった執行を継続されたい。 |
| 更生保護活動の重要性は増しており、今後とも更生保護活動への支援を行うとともに、啓発活動を行っていく必要がある。 | 検討・見直し | 社会を明るくする運動の実施、保護司会による中学校訪問など、更生保護と青少年の非行防止への啓発活動を進める。 社会を明るくする運動の推進など、更生保護への理解を深めるための事業の充実とともに、引き続き、保護司会、更生保護女性会との連携を図る。 | 19 | B | 各補助金とも、適切な業績評価指標を設定し、成果と公益性を検証する必要がある。 〔更生保護女性会助成金〕 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 〔越谷地区保護司会越谷支部助成金〕 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 〔越谷地区保護司会助成金〕 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 |
| 年間を通じ取扱い件数は少ない。身元等の確認や親族の調査に時間を要する。 | 検討・見直し | 法令に基づき手続きを進める必要があり、手続き完了まで長期間を要するが、事務の効率化を図る。 法令に定められた業務であるため、今後も継続していく必要がある。 | 21 | B | 法令で定められた事業であるものの、外国人旅行者の対応等法令上再検討すべき余地がある。 特に、旅行中の外国人が、今後さらに増加することが予測される中で、「国全体の視点に立った対応基準の明確化」を図るよう、国に働きかけられることを望む。 |
| 相談・申立ての件数は少ないが、制度の必要性は高い。今後とも制度の周知を図っていく。 | 検討・見直し | オンズパーソン制度の周知を図る。 広報活動の充実を図るとともに、事例研究などオンズパーソンの研修等を実施していく。 | 20 | B | オンズパーソン制度の有効活用の観点から、福祉サービスの現場職員とオンズパーソンとのコミュニケーションの場を設定し、福祉の現場で日々発生している相談、対応内容の情報共有が必要と思われる。 オンズパーソン活用については、市民向けの広報とあわせて、現場担当職員への周知を図ることも必要と思われる。 |
| レセプト点検は有効であり、継続の必要性があるが目標値の設定は難しい。就労支援を充実させても、雇用環境が改善されないため自立につながらない現状がある。 | 検討・見直し | 就労支援事業及びレセプト点検事業の更なる充実を図る。 生活相談に対する面接体制の充実を図る。 | 22 | B | 生活保護法に基づく事業であり、事業内容は次の4点である。 就労支援員による、生活保護受給者の就労支援 面接相談員による、生活相談 生活保護医療費のレセプト点検 嘱託医による、医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導 いずれも国の法律に基づく事業であり、法律の目的である「必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ために、事業の必要性は認められるが、個々の事業内容については一部で改善の余地が見受けられる。 嘱託医による医療扶助内容の審査については、レセプト点検との連携を密にし、より実効性のあるものとなるよう努められたい。 就労支援員による相談事業については、相談予約が殺到する現状を考慮し、相談日を週3日から週5日に拡充することを検討するなど、就労支援による被生活保護世帯の自立に努めている点は評価できる。一方で、予約が取りにくい状況であるにも関わらず、突然の予約キャンセルにより相談員の手が空いてしまう事例も生じているとのことである。突然の予約キャンセルについては、既に実施されている文書指導を適正かつ厳格に適用し、無駄な空き時間を発生させないスケジュール管理を行い、より一層の就労支援に努められたい。 なお、当該事業については、生活保護(扶助)を給付する面において「生活保護扶助事業」(事業 121)と密接に関連があることから、より効率的・効果的な事業推進を図るためにも、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくするように改善する必要がある。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 120 | 中国残留邦人生活支援給付金事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | H20 | - | 〔目的〕 中国残留邦人等が、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図られない場合、老齢基礎年金による対応を補充する支援給付を行う。 〔手段〕 生活保護制度の例にならって支援給付を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 121 | 生活保護扶助事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | - | - | 〔目的〕 生活保護法に基づき、生活に困窮しているの方々に対して健康で文化的な生活水準を保障するとともに、被保護者に対し必要な指導・援助を行い、自立助長を図る。 〔手段〕 生活保護法に基づき、生活困窮者に対して生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助を必要に応じ適用し、適切な保護を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 122 | り災者援護事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | S48 | - | 〔目的〕 火災等の災害により、被害を受けた被災者及びその遺族等に対し、条例に基づき見舞金・弔慰金を支給し、市民福祉の向上に資する。 〔手段〕 火災による全半焼、水害による床上浸水等の家屋への見舞金の支給 死亡、重傷者発生の場合には、見舞金・弔慰金の支給 自己所有の住宅が全焼した場合は、借家の家賃補助を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 123 | 社会福祉協議会助成事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | S43 | - | 〔目的〕 地域福祉を中心に事業を展開する民間の社会福祉団体である社会福祉協議会の組織体制・事業の強化・充実を図り、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域福祉事業の充実を図る。 〔手段〕 社会福祉協議会に対し助成金を支出する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 124 | 地域福祉計画推進事業 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | H20 | H24 | 〔目的〕 すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現するため越谷市地域福祉計画を推進する。 〔手段〕 計画の推進のため、推進体制づくり、進行管理の仕組みづくりを進めるため、越谷市地域福祉推進協議会を開催するとともに、地域福祉講座を開催し、地域福祉の啓発に努める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|---|----------|----------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施 年度 | 総合 評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 平成20年度から全国一斉に実施された新たな事業で、市の裁量が認められていない。 | 検討・見直し | 支援対象者に対し、法律で定められた援助を行う。 支援対象者が増加した場合に対応できるように、人員体制の充実を図る。 | | | |
| 生活保護受給者の自立を助長するため、稼働能力がある者に対する施策の充実を図る必要がある。 | 検討・見直し | 関係機関等と連携し、稼働年齢層で就労阻害要因のない生活保護受給者に対しての就労支援の充実を図る。 面接相談体制の更なる充実を図り、生活保護制度の適正な運用を行う。 | 22 | B | 生活保護法に基づく、8つの保護(生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)を実施するほか、保護(扶助)を受けている方に対して必要な指導・援助を行う事業である。 一昨年のリーマンショック以降、社会問題となっているワーキングプアの増加を食い止めるためにも、生活保護扶助の適切な運用が必要である。 8つの保護制度のうち、生業扶助についてはハローワークと密接に連携して進める体制を工夫する必要がある。 また、不正受給防止策の一環として、査察指導員2名による事後チェックが行われているが、支給開始後の実態を確認する上で、2名体制で本来の目的が達成し得るのか否かを検証するなど、人員体制面において工夫をする必要がある。 生活保護は、申請に基づいて開始される(申請保護の原則)制度であるが、生活に困窮されている方をより広く保護するためにも、適正な対象者に対して真に必要な給付が適正に実施され、給付開始後においても資格や給付内容について、市民から疑念を持たれることがないように、給付状況の把握などについて、積極的に努められたい。 なお、当該事業については、特に相談業務の面において「生活保護事務事業」(事業 119)と密接に関連があることから、より効率的・効果的な事業推進を図るためにも、事務事業のくくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくなるように改善する必要がある。 |
| 見舞金を支給するとともに、日赤により布団等を提供している。被災者からは感謝されているが、住宅等の対応について課題がある。 | 検討・見直し | 被災者に対し、速やかに布団等をお届け、見舞金等の援護について説明をする。 部分焼の対応や応急住宅の要望等について検討していく。 | 18 | B | 市役所にこのような援護事業があるのは、行政の原点とも思われるが、援護の限度はあるにしても、制度に従い対応する担当者のジレンマを伺い知ることができる。被害への補助対象枠を拡げ、例えば、半焼家屋・水害被害の見舞い等の拡大を検討していただきたい。また、感謝の声だけでなく、不満についても記録し、今後の制度のありかたについての検討資料としていただきたい。 |
| 法人運営に係る指標の設定が難しいため、社会福祉協議会が行っている地域福祉事業を適正に評価しながら助成を行っている。 | 検討・見直し | 適切な事業評価ができるよう助成金の見直し・検討を進める。 運営費的な補助から事業費補助に切り替える。 | 17 | C | この助成金は、社会福祉協議会の管理運営の補助であり、助成金の効果が不明である。このような助成金を縮小するとともに、事業運営の委託や補助へ転換し、効果を評価できるものにするべきである。社会福祉協議会の経営についても、事業の見直し(民間との役割分担)、人件費のあり方(給与体系の見直し)、自主収入の拡大を図る必要がある。 |
| 地域福祉推進協議会の活動を充実するとともに、地域福祉事業の推進状況の把握が課題である。 | 検討・見直し | 地域福祉推進協議会を開催し、昨年度に引き続き、地域で行われている地域福祉事業の把握を進める。 地域福祉の推進を図るため、新たな事業の実施を検討する。また、地域福祉計画の見直しに向けて準備を進める。 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 125 | グループホーム支援事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H10 | - | 〔目的〕 地域での生活を望む身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対し、日常生活における援助を行い、自立した生活の助長を図る。 〔手段〕 利用に応じ、ケアホーム、グループホームには介護給付費、訓練等給付費を支給し、生活ホームには補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 126 | 障がい者施設サービス事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S35 | - | 〔目的〕 障がい者の生活を豊かにするため、入所施設や通所施設による介護や自立訓練などのサービスを提供する。 〔手段〕 障がい者施設、事業所に介護給付費等を支給する。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 127 | 障害者ガイドヘルパー派遣委託事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S56 | - | 〔目的〕 介護者がいない在宅の視覚障がい者等に対して、ガイドヘルパーを派遣することにより公的機関での手続きや、突発的な通院等の外出を容易にする。 〔手段〕 社会福祉協議会へ業務委託を行い、利用者へガイドヘルパーの派遣を行う。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (a) | (d) | (b) | (b) | (a) | B |
| 128 | 障害者介護券給付事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H3 | - | 〔目的〕 独立自活を目指す在宅の重度の全身性障がい者、重度の知的障がい者の生活圏の拡大を図り、社会参加を促進する。 〔手段〕 生活圏拡大のため外出援助等の介護人を派遣する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 129 | ホームヘルプサービス事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H12 | - | 〔目的〕 在宅生活を営むうえで、家事援助、身体介護及び外出時の支援を要する方にヘルパーを派遣し、自立生活の向上と日常生活の円滑化を図る。 〔手段〕 あらかじめ本市からの支給決定を受け、直接、利用者がサービス提供事業者と利用契約を結び、ヘルパーの派遣を受ける。 また、やむを得ない理由(対象者要件を満たさない等)から本市の支給決定を受けられない者に対して、本市の更生援護措置としてヘルパーを派遣する(社会福祉協議会へ業務委託)。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 130 | 障害者福祉センター管理運営委託事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H4 | - | 〔目的〕 障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること、また、障がい者の自立と福祉の増進を図ることを目的とする。 〔手段〕 通所により創作的活動、機能訓練などの各種サービスを提供。また、手話講習会等を開催して障がい者福祉ボランティアを育成する。障害者福祉センター「こばと館」の指定管理者として社会福祉協議会を指定する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | | |
|---|--|-------------------------|--|-------------------------|--------|---|
| 10.総合評価 | | 11.改革改善の方向性 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 13.外部評価 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | | |
| 障害者自立支援法の施行に伴い、入所施設から地域生活への移行が進められており、地域生活の場としてグループホーム、ケアホームの果たす役割は大きい。しかし、食費等の実費負担が大きいことや、グループホーム、ケアホームが不足していることから利用希望があっても利用につながらないことも多い。また、これまで生活ホームの利用に限られていた身体障がい者もグループホーム等を利用できることになったことから、今後、利用の拡大が望まれる。 | | 検討・見直し | 引き続きグループホーム等のサービスを継続していくとともに、生活ホームについては新体系サービスへの移行を促す。 平成21年度現在において、市内の設置施設数は7施設(うち生活ホーム2施設)であるが、地域で生活することが可能な方が、速やかに移行できるように、施設を運営できる社会福祉法人等に働きかけ、市内設置施設の拡充に努めるとともに、日中活動の場の確保に努める。 | 17 20 | B B | グループホーム支援事業 障害者福祉は、施設サービスから在宅サービスへ、より少ない費用で利用者ニーズに対応しようとしているが、市内の施設利用者(170人)やグループホーム(1ヶ所)の整備状況を勘案すると、国や県の動向を見ながら、慎重に拡充を進めていく必要がある。 生活ホーム助成事業 自立支援に向けたヘルパー派遣事業と合わせて、生活ホーム利用者が自立するために必要な周辺支援施策との連携を強化する必要がある。 最も福祉の現場に近い事業を担当されている基礎自治体としての意見を、県や国に向けて発信されることを望む。 |
| 入所施設の利用に大きな変化はないが、入所施設から地域への移行を進めるにあたり、通所施設は日中活動の場や就労に向けての訓練の場として重要な位置を占めており、利用者のニーズや状況に応じた支援をしていく必要がある。 | | 検討・見直し | 障害者自立支援法の施行により、旧法による障がい者施設は、平成23年度末までに新体系サービス事業所に移行することとなっている。引き続き利用者がサービスを利用することができるよう障害程度区分の認定など、施設の新体系移行にあわせ支援を行っていく。 | | | |
| 派遣範囲を明確化し、越谷市障害者等移動支援事業に対する本事業の位置づけ、利用条件の整理が必要。 | | 検討・見直し | 越谷市ガイドヘルパー派遣事業及び類似事業である越谷市障害者等移動支援事業の派遣範囲を明確化し、利用者への周知を進める。 越谷市障害者等移動支援事業に対する本事業の位置づけを整理するとともに、ガイドヘルパーの確保に努める。 | 19 | B | 障害者ガイドヘルパーの派遣範囲の拡大ニーズに対しては、代替手段の利用を検討し、公益性の高いものに限定することを維持すべきである。 ヘルパー確保の工夫が望まれる。 また、外出支援事業をさまざまに組み合わせることで、利用者の利便性を高めていくことに取り組んでいただきたい。 |
| 本事業の趣旨と対象となる介護人派遣の範囲を利用者へ周知し、適正かつ有効な運用を進めていく必要がある。 | | 検討・見直し | 対象となる介護の内容について周知徹底し、適正な運用を図る。 本事業の拡充を行い、重度障がい者の更なる社会参加の促進を図る。 | 17 | B | この事業は、市の単独事業として実施しているが、平成17年度より県の補助事業となるなど、住民のニーズに柔軟に対応しているものといえる。国や県の動向を見ながら、利用者の偏在、利用実態を踏まえた上で、事業を遂行していくことが必要である。また、支援費制度と似たような事業があり、利用者の重複利用を運用上制限しているが、この事業を支援費制度へ統合することの可否も検討する必要がある。 |
| 在宅支援の要望が多岐にわたる傾向にあるため、ケアプラン作成時には申請者の状態に合わせて、障がい者福祉の施策以外にも、高齢者(介護保険)や児童福祉等の施策についても視野に入れ、より柔軟で広域な対応が必要とされる。そのため、障害者生活支援センター、相談支援事業者、サービス提供事業者等との連携を強化し、情報の共有化に努め、幅広いサービスの提供を行う。 | | 検討・見直し | 平成23年度へ向けて、各種機関との連携強化を図り、利用者からの在宅支援の要望に幅広く対応できるよう努める。 サービスの適正な利用を確保するため、本市のサービス支給基準について点検・調査を行う。取組としては、サービス提供実績からの事例検討や実際に利用されているサービスの現状(種類や支給量等)の把握を行う。 | | | |
| 障がい者団体の拠点施設として、重要な役割を担っているが、今後も障がい者の多様なニーズに対応した事業展開が必要となっている。 | | 検討・見直し | 平成22年度で指定管理の期間が終了となることから、運営委託とは別に社会福祉協議会に委託している事業を精査し、運営委託の中で実施できるものは、指定管理に含めていきたい。 デイサービス事業などの実施事業等について、障がい者のニーズを把握しながら、事業の充実に努めていく。 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 131 | 障害者福祉交流センター委託事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H10 | - | 〔目的〕 知的障がいのある人たちが年齢や障がい程度にかかわらず、社会を構成する一員として、生きがいを持ちながら市民生活を送れるように支援し、人々との交流を通して実社会への適応力と福祉の増進を図ることと併せ、ボランティアの活動の場、交流の拠点とする。 〔手段〕 社会適応訓練や創作活動などのデイサービス・各種相談事業を実施。福祉交流センター事業を社会福祉法人埼葛福祉会に委託 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 132 | 移動入浴サービス事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H12 | - | 〔目的〕 利用者の自宅において入浴が困難な身体障がい者に対し、巡回方式で入浴サービスを提供し、保健衛生の向上を図る。 〔手段〕 適切な事業運営が確保できると認められる事業者と協定を結び、事業の一部を委託することにより入浴サービスを提供する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 133 | 心身障害者地域デイケア事業費補助事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S63 | - | 〔目的〕 在宅の心身障がい者に必要な自立訓練、授産活動の場を提供し、心身障がい者の社会参加の助長を図るため、心身障害者地域デイケア事業を行う事業者に対して補助し、障がい福祉の推進を図るとともに日中活動の場のない在宅障がい者の利用を促進する。 〔手段〕 心身障害者地域デイケア事業を行う事業者に対し、利用者の障がい程度、利用状況に応じて補助する。 | 高 | 高 | 低 | 低 | (a) | (d) | (b) | (a) | (b) | B |
| 134 | 成年後見制度利用援助事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H16 | - | 〔目的〕 判断能力が不十分な方で、身寄りがない方に対し、市長が審判の請求を行い、成年後見人等の選任を容易にして、障がい者等の福祉の増進を図る。 〔手段〕 成年後見人制度申し立て費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 135 | 障害児(者)生活サポート事業費補助事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H11 | - | 〔目的〕 在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するとともに介護者の負担軽減を図る。 〔手段〕 一時預かり・派遣による介護サービス・外出援助等を実施する登録サービス提供団体に、利用登録者の状況により補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 136 | 地域活動支援センター事業費等補助事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H19 | - | 〔目的〕 障がい者が地域社会の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域活動支援センターで障がい者等の地域生活支援の促進を図る。 〔手段〕 運営する団体に対して生産活動や創作的活動などの基礎的事業や就労に関する事業などの機能強化事業を行なう団体に対して補助金を交付し支援していく。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|--|---------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 特別支援学校を卒業した知的障がい者は、就労の機会もなく、地域での自立が難しい面がある。この交流事業の実施により、在宅の知的障がい者に社会参加の機会を提供しているが、利用者ニーズに対応したサービスの提供が求められる。 | 検討・見直し | 今後も知的障がい者の社会参加を促進する取り組みとして、事業の充実を図るため、利用者ニーズを的確に把握しながら、効率的な運営と利用者のサービス向上に努めていく。 | | |
| 利用者の希望に合った入浴サービス事業者を選択できるよう周知するとともに、新規事業者の参入を図り利用者の選択肢を広げる必要がある。 | 検討・見直し | 平成21年度から事業所登録制に変更したため、利用者及びサービス提供が可能な事業者へ周知を図る。 利用者の希望に合ったサービスが提供できる業者確保のため、新規業者の確保に努める。 | 19 | B 利用者が委託先を選択できる制度の導入の検討を求める。 委託先を拡大するとともに、公平性の確保が望まれる。 また、利用者負担の軽減につながるならば、料金表の見直しをすることも必要であろう。 |
| デイケア施設は、一般就労の難しい障がい者の日中活動の場として重要な位置を占めているが、運営は障がい者団体等運営基盤の弱い団体が多い。このため施設の運営の安定化のためにも新体系サービスへの移行を促していく。 | 検討・見直し | 引き続きデイケア施設への補助金の交付を行うとともに、施設の運営の安定化を図るため新体系サービスへの移行を促していく。 | 21 | B 平成23年度末までに地域活動支援センターや生活介護事業所への移行が進められている事業である。移行に伴っては、生活介護事業所等の職員設置基準をクリアするなど課題が多いが、平成23年度末までの移行完了(事業廃止)に向け、引き続き努力いただきたい。 〔心身障害者地域デイケア事業費補助金〕(内部評価:減額(縮小)) (外部評価:減額(縮小)・終期設定) 地域活動支援センターや生活介護事業所への移行に伴い、平成23年度をもって本事業費の補助金は廃止される予定 |
| 成年後見制度の利用を必要としている障がい者は多いと思われるが、利用相談件数は一定であり、周知が不十分な面がある。 | 検討・見直し | 知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、財産管理やその他民法上契約などで権利を脅かされたり、不利益を被ることがないよう、今後とも成年後見制度の周知を図っていく。 | | |
| 県の事業費に対する補助は人口30万人以上の地方自治体の場合、500万円までという上限があり、超過分は市の単独の負担となっている。また、事業登録を取り消した事業所もあり、今後登録者の利用希望に支障のないよう事業所の確保に努める必要がある。 | 検討・見直し | 市民への周知を進めていくとともに、登録者の需要に柔軟に対応できるよう事業所の確保に努めていく。 | | |
| 地域活動支援センターは、障がい者が地域社会の中で自立に向け、生産活動や創作的活動を行いながら社会復帰できるように支援する場として大きな役割を担っている。とくに障がい者が自立する過程で支援センターは、当事者の状態を考慮に入れて活動を促すなど直接的な支援が可能である。しかし、利用者が年々増加傾向にあり利用を望む障がい者のニーズにどのように応じていくかが課題である。 | 検討・見直し | これまで補助金の使途については、総額で適正に運用されているかに着目して支援してきたが、今後は事業ごとに補助されていることを基準にして、補助金を適正に運用するように指導していく。 地域活動支援センターは、障がい者の自立に向けて大きな役割を担っており、今後も引き続き支援していく必要がある。 | 22 | B 障害者自立支援法の枠組みにより、障がい者が地域社会の中で自立した日常・社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センターで障がい者等の地域生活支援の促進を図るために、地域活動支援センターを運営する団体に対して、「越谷市地域活動支援センター事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付する事業である。 利用者が増加傾向にある中で、障がい者の目線に立ったサービスを提供するためにも、ニーズを把握するための方策の実施に努められたい。なお、型事業における相談業務においては、将来的な就労支援を意識した事業推進が必要である。 また、当該補助金の制度がホームページに掲載されておらず、市民への説明責任の点において不完全である。一般市民には直接関係の薄い補助金ではあるかもしれないが、透明性のある補助金執行の観点からも、積極的な情報公開に取り組まれたい。 〔地域活動支援センター事業等補助金〕(内部評価:継続)(外部評価:継続) 補助金交付先との日常からの情報交換や、補助事業に対する現地調査を職員が実施しているなど、監査体制は一定程度確保されている。 障がい者の自立した日常生活等のための事業として、補助事業の継続は必要であるが、限られた予算の中で、最小限の投資により最大の効果が生じる補助金執行が望まれる。今後は、活動実態に係る調査を定期的に行い、補助金の趣旨・目的に沿った適正な執行に、より一層努められたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|------------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 137 | 障害者短期入所事業 (旧障害者ショートステイ支援事業) | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H15 | - | (目的) 障がい者を介護している者が本人を介護できない場合に、障がい者支援施設等を利用することにより、介護者の介護負担の軽減を図る。また、やむを得ない事由により障がい者が障害者自立支援法に基づく短期入所サービスの理由が困難であり、かつ、障がい者支援施設等に一時的に保護する必要がある場合に障がい者を保護し、障がい者本人の安全を確保、介護を行う。 (手段) 市町村審査会に諮り障害程度区分を認定する。区分1以上の場合に短期入所サービスを決定できる。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B | | | |
| 138 | コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣含む) | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H14 | - | (目的) 手話通訳者や要約筆記者を聴覚障がい者等の依頼に応じて派遣することにより、聴覚障がい者の社会参加促進とコミュニケーションの円滑化を図る。 (手段) 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に手話通訳者・要約筆記者派遣及び育成等に係る業務を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 139 | 障害者相談支援事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H14 | - | (目的) 在宅の障がい者に対する在宅福祉サービスの利用援助や社会資源の活用を高め、障がい者の生活を支援する。 (手段) 障害福祉サービス等の利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、専門機関の紹介、他機関との連絡調整を実施。社会福祉法人つぐみ共生会に委託して平成14年10月から実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 140 | 障害者就労支援事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H17 | - | (目的) 障がい者の就労促進や、地域社会での就労能力、さらには社会適応力を高め、障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図る。 (手段) 障がい者が就労するために、就労先の開拓、障がい者本人への業務内容に関する助言や技術的援助、一緒に働く人の障がい者に対する理解などの職場に定着するための支援を行う必要がある。障害者就労支援センターを設置し、障がい者の就労支援を実施する。 平成17年度より、NPO法人障がい者の職場参加をすすめる会に委託し事業を実施している。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 141 | 福祉タクシー利用券・自動車燃料券給付事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S56 | - | (目的) 在宅の重度心身障がい者の外出を容易にし、経済的負担の軽減と障がい福祉の増進を図る。 (手段) 市内在住の在宅の重度心身障がい者に、福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券を交付 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 142 | 障害者自立支援医療給付事業(旧身体障害者更生医療事業) | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S26 | - | (目的) 上肢・下肢・心臓・腎臓等に障がいがあり、手術・治療を行うことによって障がいの軽減、社会生活の円滑化に効果が見込まれる場合に、手術等にかかわる医療費を支給し、日常生活の容易化と経済的負担の軽減を図る。 (手段) 支給対象者に代わり、市が指定医療機関に直接医療費を支払うことにより医療費の支給を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B | | | |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | | |
|---|--|-------------|---|----------|------|---|
| 10.総合評価 | | 11.改革改善の方向性 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | | |
| やむを得ず短期入所を利用する場合があるため、他制度の利用の検討や短期入所サービスの利用見直しをしていく必要性がある。 | | 検討・見直し | 本人及び家族から十分に聴き取りを行い、真に必要なとしているサービスを決定できるよう努める。 短期入所サービスを利用する障がい者及びその家族に対し、本事業の趣旨等について周知徹底し、利用の適正化を図る。 | 21 | B | 在宅で介護されている家庭の実情を考えると、不可欠な事業である。 しかしながら、ショートステイという本来の事業趣旨ではなく、正規施設の入所待ちの方の受皿となっているという実情もあり、高齢化に伴う介護対象者の増加、核家族化に伴う事態を映し出してしまう面もある。短期入所サービスを利用する障がい者及びその家族に対し、今後も引き続き事業の趣旨を理解いただくよう努め、さらなる事業の適正化に努めていただきたい。 |
| 登録手話通訳者の確保と技術向上及び事業の周知。登録要約筆記者の確保と技術向上及び事業の周知。 | | 検討・見直し | 平成21年度は本市独自の事業として、手話通訳者及び要約筆記者双方に対する派遣依頼に対応できるようになり、派遣体制の充実が図られたことから、登録手話通訳者及び要約筆記者の養成及び確保を図る。 講習会・研修会等の開催など、登録要約筆記者・登録要約筆記者の養成・確保。 養成を継続して行なうとともに、利用者の開拓のため、公的機関等に対する広報及び個人利用者に対する周知を図る。 | 18 | B | 聴覚障害者の社会参加促進のため意義のある事業と考えられるが、登録通訳者の育成・増員に一層努められるよう期待する。なお、社会福祉協議会への委託事務であるが、利用者の声を記録し、ニーズを反映できるよう十分な連絡調整をお願いしたい。 |
| 障害者自立支援法の中で、市町村が実施する地域生活支援事業として相談支援事業が位置づけられ、相談支援事業の重要度が増している。 | | 検討・見直し | 平成21年度に障害者地域自立支援協議会を設置したことから、相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援事業を展開できるように事業の充実を図っていく。 引き続き相談支援事業所間の連携を図り、障がい者のニーズに対応した事業の充実を図っていく。 | | | |
| 障害者自立支援法の施行などにより、障がい者の就労支援の重要度が増している。障がい者の就労支援に関し、必要となる支援のあり方や実施方法について、精査していく必要がある。 | | 検討・見直し | 平成21年度から長期継続契約による委託を実施したことから、中長期的な計画に基づく継続的な取り組みを行うとともに、障がい者の就職や職場実習の受入れ企業の増加に向けた取り組みを実施していく。 | | | |
| 自動車燃料券の取り扱い協力事業者(ガソリンスタンド)数が十分でないことに課題がある。 | | 検討・見直し | ともに、取り扱い事業所が増加するよう市内事業所を中心に協力依頼を続ける。また対象者に対する周知を徹底するよう広報活動に力を入れる。 | 18 | B | 障害者の外出支援・交流の促進のための利用券・燃料券の給付は全県的に導入されていることもあり、利用率も高く継続が望ましいが、利用者の声を収集して記録に残して頂きたい。なお、福祉タクシー利用券利用にあたってのタクシー会社への事務経費補助(手数料)は「福祉タクシー運営協議会」で協議されているとのことであるが、今後障害者の社会参加を社会全体で支援できるよう、市民はもとより、企業からも障害者を支援する取り組みが一層広がるよう期待したい。 |
| 医療保険の負担限度額や高額医療費の還付制度など、医療費の負担軽減策は多岐に渡っているため、更生医療を真に必要としている者が検討する必要がある。また、利用者が自ら各制度を選択できるよう周知する必要がある。 | | 検討・見直し | 平成22年度から肝機能障害が障害認定され、自立支援医療の対象が拡大したため周知を行う必要がある。 利用者が他の制度との比較検討を行いやすくなるため、引き続き各制度の内容について周知を行う必要がある。 | 20 | B | 障害福祉事業として重要な事業である。 障害者に安心感を与えるよう、病院の医師等との情報交換を図り、市役所窓口でのきめ細かな相談対応が求められる。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 143 | 身体障害者補装具給付事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | - | - | (目的) 身体障がい者の身体機能を補完、又は、代替するための補装具について、日常生活の能率の向上等を図ることを目的として、補装具の購入又は修理に係る費用について補装具費を支給する。 (手段) 補装具費の支給決定を受けた身体障がい者は、補装具業者に補装具業者に補装具費支給券を提示し、契約を結んだうえで、補装具の購入又は修理を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 144 | 重度心身障害者医療給付事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S50 | - | (目的) 障がい者の健康を守り、本人や家族等の経済的負担の軽減し、重度心身障がい者の福祉の増進を図る。 (手段) 重心医療制度については、医療費の保険診療自己負担金を助成 精神通院制度については、精神障がい者の通院医療に要した費用について、保険診療の10%を上限として助成 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 145 | 障害者手当給付事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S54 | - | (目的) 重度心身障がい者(児)を対象に、障がいの程度、年齢、所得状況に応じて重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給することにより、介護等の負担の軽減、障がい者の生活向上、福祉の増進を図る。 (手段) 手当の給付 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 146 | 日常生活用具給付事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | - | - | (目的) 心身障がい児・者に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。 (手段) 申請に基づき、障がい状況・生活状況から必要性を市が判断し、業者への委託により本人に給付を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 147 | 障壁改善事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H11 | - | (目的) 障がい者が安心して地域で共に暮らせるまちづくりを推進する。 (手段) 公共施設・道路等の段差解消、点字ブロックの敷設、オストメイト対応設備設置、鉄道駅舎エレベーター整備支援を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 148 | 障害者施策推進協議会事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H18 | - | (目的) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 (手段) 学識経験者や保健・医療又は福祉に関する機関の代表者、障がい者福祉関係団体の代表者、公募市民による協議会を設置し、障害者基本法に規定する障がい者計画や障害者自立支援法に規定する障がい福祉計画の進捗等について、意見を聴取する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 149 | 審査会事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H18 | - | (目的) 障害者自立支援法第15条に基づき、介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、障害福祉サービス利用希望者に対し介護給付に係る障害程度区分の審査及び判定を行う。 (手段) 障がい者等の保健又は福祉に関する学識を有するもの(医師や精神保健福祉士等)で構成する審査会により、調査員による一時判定と医師意見書を基に二次判定を行い障害程度区分を決定する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 []は、補助金等名称 |
| 支給決定後に購入又は修理した補装具の適合状況等について確認する。 | 検討・見直し | 原則1割の利用者負担があったが、平成22年度から非課税世帯の利用者負担が0円になり、補装具費支給申請が増加する可能性があるため、聴き取り・調査を綿密に行い、適正な支給決定に努める。 事業の周知や情報提供の強化を行う。また、他法他施策(介護保険、労災保険等)を利用する場合との適正な調整を図っていく。 | 22 B 障害者自立支援法等に基づき、身体障がい者が身体機能を補完・代替するために補装具を購入・修理する場合において、その費用を支給する事業である。 法律に基づく事業であり、事業の必要性は認められるが、国・地方自治体ともに限られた財源の中で給付申請の増加に対応しなければならぬ現実を避けられないことから、支給決定後の現況確認の徹底などによる適正な給付と、事業実施手順の継続的な検証による効率化に努めることが必要である。 補装具費の支給事務は、厚生労働省から示されている補装具費支給事務取扱指針等をマニュアルとして実施しているが、支給した補装具の適合状況の確認方法について標準化が必要である。 補装具の適正な利用状況については、職員が日常から把握することに努めているが、今後も、障害者自立支援法、補装具費支給事務取扱指針等に基づき、適正給付と効率的な事務処理に努められたい。 |
| 平成20年度の評価で認識した重度心身障害者医療費の窓口払いを廃止し、償還払いから現物給付方式へ切替ることへの要望が多く寄せられていることを踏まえ、市内の協力医療機関については現物給付方式へ切替により対応した。市外の医療機関については償還払いが残っていることや、市内の全ての医療機関ではないため、より多くの医療機関について現物給付方式で対応できるようにすることが課題となっている。 | 検討・見直し | 平成23年度は、現物給付方式を受給者、市内の医科、歯科、調剤の医療機関に定着させるとともに、訪問看護基本利用料についても現物給付方式を追加する。支払事務においては、効率的な支給ができるよう取り組んでいく。 現物給付方式の対象医療機関の拡充について調査していく。 | 20 B 障害福祉事業として重要な事業である。レセプトデータの電子データでの提供を広域連合に求めるなど、内部事務の効率化と合わせて、市民の利便性向上の促進に努めていただきたい。 |
| 対象者の増加とともに事業費、事務量ともに増量している。効率的、効果的な運用について引き続き検討が必要 | 検討・見直し | 県や他市の状況を踏まえながら、事業の適正化、効果的な運営について検討していく。 | 19 B 例えば、運用の事例を分析し、定例業務と特殊案件を区別してマニュアル化するなどの、事務の迅速化、効率化を進めていただきたい。 障害者福祉は広域事業であるので、市(独自)の事業については、近隣市とのバランスを考慮してサービスの維持に努めていただきたい。 |
| 介護保険等他の給付制度との調整が必要である。また、事業の周知や情報提供に努めるとともに効果を高めるための検討を要する。 | 検討・見直し | 引き続き給付品目について検討し、日常生活用具給付の円滑化、事業の効果を高める。 障がい状況・生活状況に応じた用具の給付を行い、適切な事業の実施に努める。 | 21 B 在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付する事業であり、事業の重要性は認められる。対象者が公平に制度を活用できるよう、さらにPRをしていただきたい。 利用者の実態に則した対象品目の適正化を継続していただきたい。 |
| 障がい者が安心してらせるまちづくりを進めていくために、道路の段差解消や点字ブロックの敷設等がさらに必要である。 | 検討・見直し | 障がい者や高齢者が外出しやすくなるよう、道路の段差解消や点字ブロックの敷設事業を行っていくとともに、必要な実施箇所を精査し、計画的に事業を実施していく。 | |
| 引き続き、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、事業運営を実施する。 | 現状維持 | 平成22年度については、新たな障がい者計画の策定にあたり、本協議会から意見を伺う。 本協議会は、障害者基本法に定める「地方障害者施策推進協議会」であり、必須組織ではないが、本市の障がい者施策の推進にあたり、様々な立場、見地から意見を聴取する場として、継続して事業運営を実施する。 | |
| 審査会の設置及び開催は法に規定されているため、市の意思で廃止等ができるものではない。しかし、審査会の運営に当たっては、障害程度区分認定に至るまでの一連の業務について効率化を図るとともに正確性を向上させる。 | 検討・見直し | 審査の効率化及び正確性の向上のために、新たに調査員、審査会委員になった者については、それぞれの専門研修を受講するなど、障害程度区分認定に適切な対応ができるよう努める。また、継続して調査員、審査会委員を務める者については一層の業務の効率化正確性の向上に努める。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 150 | 重症心身障害児施設運営補助事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H9 | - | (目的) 重度の知的障がいと肢体不自由が重複している児童(者)の個々の症状に応じた必要な治療を実施するとともに、日常生活の援助、育成指導をする。 (手段) 中川の郷療育センターの運営に対し助成することにより、重症心身障がい児(者)の療育を支援する。「中川の郷療育センター」の運営・建設費の借り入れ返済に対し助成。 5市1町(越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町)が共同して設置し、広域的に運営している。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 151 | 障害者(児)複合施設整備事業(障がい者施設整備事業) | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H13 | - | (目的) 知的障害者通所授産施設しらこばと職業センターを障害者自立支援法に定める新体系サービス事業所に移行するとともに、在宅障がい者の生活支援機能や地域住民との交流機能を附加し、就労支援機能の充実を図ることを目的としている。 (手段) 作業室数を1室から3室に増やすとともに、パン・ケーキ工房を設置し、様々な訓練が実施できるようにするとともに、授産品の販売スペースやふれあいコーナーを活用し地域住民との交流を図りながら就労支援の充実を図る。 | 高 | 高 | 低 | 低 | (a) | (d) | (b) | (a) | (b) | B |
| 152 | 障がい者デイサービス事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | H15 | - | (目的) 障がいのある方に教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、障がい者の自立と福祉の増進を図る。 (手段) 社会適応訓練やレクリエーション事業、また、本人及び家族の支援を行っていく場などを運営する団体への助成等を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 153 | しらこばと職業センター施設管理事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S55 | - | (目的) 就労が困難な知的障がい者を通所させて、必要な作業指導及び生活指導を通じ、独立自活を図るための施設環境を整える。 (手段) 作業指導及び生活指導を行うための施設の修繕・設備保守管理・施設の消毒を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 154 | しらこばと職業センター運営事業 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | S55 | - | (目的) 就労が困難な知的障がい者を通所させて、必要な作業指導及び生活指導を通じ、独立自活を図る。 (手段) 公設公営を継続する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 155 | 生きがい対策推進事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | - | - | (目的) 高齢者が、いきいきと自分らしく、安心して健康で元気に暮らせるよう、社会参加や生きがい活動を支援する。 (手段) 敬老会の開催、いきいきセンター事業、シルバーカレッジの開催、いきいき農園貸出事業のほか、老人クラブ育成や敬老祝金の支給により、生きがい対策事業を実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 156 | 老人福祉センター運営事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | S59 | - | (目的) 高齢者に関する各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する。 (手段) けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘の管理運営業務について、利用者サービスの向上及び経費削減のため、越谷市社会福祉協議会へ委託 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|--|----------|--------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 13.外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | | |
| 重症心身障がい児施設として、医療ケアを含めた必要性は大きい。障害者自立支援法に伴う、新体系サービスへの移行について、検討していく必要がある。 | 検討・見直し | 障害者自立支援法の新体系サービスへの移行を検討していく。 引き続き重症心身障がい児の施設サービスを継続し、療育支援の充実を図る。 | | | |
| 事業の管理運営、附加機能の実施方法等について、平成23年度開設に向けてさらに検討が必要 | 検討・見直し | 平成22年度も建設を継続するとともに、平成23年度の開設後の管理運営等について、検討する。 平成23年度開設 | 16 | B | 事業計画を早期に作り、専門スタッフの充実と共有化をはかり、サービスレベルの向上と効率化をはかっていただきたい。待機者への施設の紹介をホームページ等でできないか検討していただきたい。 |
| 利用者のニーズに対応した事業展開が必要である。 | 検討・見直し | こばと館で実施している障がい者デイサービス事業については、こばと館の運営管理に係る指定管理期間が平成22年度で終了となることから、これらの事業を精査し、運営委託の中で実施できるものは、指定管理に含めていきたい。 今後も障がい者のニーズを把握しながら、事業の充実を図っていく。 | | | |
| 施設の老朽化と併せて障害者自立支援法に基づく新たなサービス内容を提供する施設を建設する。 | 検討・見直し | 平成22年度建設工事 平成23年度に新施設オープン予定 | | | |
| 本事業は、今後も市が主体となって行う事業であるが、運営形態については平成23年度に指定管理者を予定しており、効率的視点に立ち、進めていく。 | 検討・見直し | 障がい者の状態やニーズに応じた支援が行われるよう、障害者自立支援法に基づく新体系サービス事業所へと平成23年度に移行する。平成22年度は準備段階として利用者の就労支援について企業実習等に取り組む。 | | | |
| 高齢者の増加に伴い、利用者、支給対象者等も増加するため、将来的には扶助費の縮小、事業利用者の受益者負担などについて検討する必要があると考える。 | 検討・見直し | 敬老会の開催方法等について見直しを行う。 時代の変化に対応可能な生きがい対策の推進に向けて、現在実施中の各種事業の見直しを行う。 | 18 16 | B B | <敬老会開催事業> 限られた財源を効果的に活用し、高齢者福祉を拡充することは重要である。但し、対象者の増加や意識の多様化の現状も踏まえ、今後も事業内容の見直しを継続的に行う必要がある。 <老人クラブ育成事業> 高齢者ニーズに対する適切な対応をしていくことで、増加する高齢者にとって魅力のある場になるような支援を期待したい。それにはアンケートなど満足度をはかり、イベントの刷新なども行っていけるような仕組みづくりを支援していただきたい。 |
| 高齢者人口が増加の一途であり、高齢化率も年々上昇していることから、将来に向けてサービスの提供に対する実費徴収を検討する必要があると考える。 | 検討・見直し | 老人福祉センターの今後のあり方について検討を進めていくなかで、施設利用者からの実費徴収などについても検討する。 | 19 | B | 施設の利用状況(利用率、実利用時間等)を把握し有効活用を図ることが望まれる。 利用対象者を高齢者に限定するのではなく、施設の複合的な活用や開放を検討してはどうか。 また、業者選定にあたっては、指定管理者制度の趣旨を活かして、公募することが必要である。 社会福祉協議会における、さらなる経営改革(効率化)が望まれる。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 157 | 老人福祉センター改修事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | S59 | - | 〔目的〕 老人福祉センターは、高齢者の福祉施設であり、多くの高齢者が集うことから、安全確保に十分配慮する。 〔手段〕 老朽化に伴う施設整備の改修 予算措置 工事請負費にて対応 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 158 | 日常生活支援事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H6 | - | 〔目的〕 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしが続けられるよう、日常生活の支援を必要とする方に在宅福祉サービス事業を行う。 〔手段〕 日常生活支援を効率的に実施するため、業務委託等により実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 159 | 介護予防事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | 〔目的〕 要介護高齢者やその家族を対象に短期入所サービスを提供することにより、家族等の負担を軽減する。なお、生活支援短期宿泊事業は対象の方がいる場合に、対応している。 〔手段〕 社会福祉法人への事業委託等により実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 160 | 家族介護支援事業(介護保険) | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H18 | - | 〔目的〕 居宅で介護する家族を支援し、身体的・精神的負担を軽減する。 〔手段〕 認知症サポーターの養成など、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 161 | 家族介護支援事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | S61 | - | 〔目的〕 高齢者を介護している家族等を支援し、介護による家族の精神的・経済的負担を軽減する。 〔手段〕 一人暮らし高齢者の急病等に迅速に対応する緊急システムの設置や、在宅の寝たきり高齢者を介護している家族への手当の支給 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 162 | 手当給付事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H8 | - | 〔目的〕 日本国籍を有しない特別永住者で、公的年金を受給していないなど、一定の要件を満たす外国人高齢者の方への生活支援をする。 〔手段〕 月額5,000円を給付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 163 | 老人日常生活用具給付事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | S63 | - | 〔目的〕 心身機能が低下している一人暮らし等の高齢者が日常生活を安心して送れる環境をつくる。 〔手段〕 支援が必要な方に対して、火災警報器・電磁調理器等を設置する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | | | | | |
|---|--|-------------|--|----------|------|---|-------------------------|----------|-------------|
| 10.総合評価 | | 11.改革改善の方向性 | | 12.改革改善案 | | | | | |
| 事業内容は適切である | | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 13.外部評価 | | | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 外部評価コメント | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | | | | | 【 】は、補助金等名称 |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | | | | | |
| 各年度とも緊急性の高いものから、順次工事を行っているが、施設の老朽化に伴い改修が必要な箇所が増加傾向にある。 | | 検討・見直し | 3館とも老朽化の状況等を踏まえ、利用者の安全確保など緊急性の高いものから改修・補修を行う。 老朽化・地盤沈下等の状況を踏まえ、施設の長寿命化を図る取り組みを検討する。 | | | | | | |
| 支援を必要とする方に対し、自立支援の観点から事業の周知を行い、利用促進を図ることが必要である。 | | 検討・見直し | 多くの市民の方々に周知していく必要があることから、印刷物や地域包括支援センターによる制度の周知や利用についてのPRを行う。 制度の周知を図るため、市発行の広報、市ホームページ等を積極的に利用するとともに、出前講座の実施をより一層増やして行く。 | | | | | | |
| 要介護高齢者に対して、自立に向けたサービスについての周知を図るとともに、介護状態にならないようサービスの利用を促進することにより、介護予防を推進する必要がある。 | | 検討・見直し | 地域包括支援センターを通してさらなる制度の周知及びPRを行い、サービスの利用促進を図る。 | 20 | B | ふれあいサービス事業を特定高齢者施策に移行する計画は、妥当な判断であると思う。 一方、短期宿泊事業については、利用者数が実人数で4名と少ないことを考えれば、他の事業で吸収する等の方策を検討し、事業の効率的推進を考慮いただきたい。 | | | |
| 認知症サポーター数が増加していることから、認知症に関する啓発活動は効果をあげているが、見守り体制が十分に機能していくかが今後の課題である。 | | 検討・見直し | 認知症サポーターをさらに養成し、地域における認知症高齢者の見守り体制の充実を図る。 認知症高齢者とその家族を地域で支える社会を目指し、地域で認知症高齢者を見守る取組を推進する。 | | | | | | |
| 高齢化の進展に伴い、在宅高齢者やその家族への支援が一層必要となる。 | | 検討・見直し | 今後65歳以上の高齢者の急速な増加が予想されるため、在宅高齢者等への支援の拡充を図るとともに、支援のあり方などについて検討していく。 | 19 | C | 緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者に通報用のペンダントを貸与する事業であるが、廃止を含めて検討する。昭和61年からの事業であり、平成18年は新規4件、機器確保契約台数200台のうち全設置台数98台にとどまっており、一定の事業目的を達成している。一方で、維持コストは年間530万円(54,000円/1台)である。代替手段(携帯電話、警備会社等)を検討する余地がある。また、契約業者への条件変更要請及び新しくコストパフォーマンスの良いシステム提案を行わせる等、大幅な見直しが必要である。 在宅介護者福祉手当は、寝たきり老人を介護する家族への現金給付であり、平成18年は361名を対象としている。福祉的な施策ではあるが、介護保険が導入され、政策がサービス給付へシフトしている中で、このような手当のあり方を見直す必要がある。 | | | |
| 外国人高齢者(日本の国籍を有しない方で、大正15年4月1日以前に出生した満70歳以上の方に限る。)で、一定の要件を満たす方の福祉の増進のため、継続的に事業を行う必要があるが、事業の成果をより一層明らかにしていく必要がある。 | | 検討・見直し | 聞き取り等により対象者の家計状況を把握するなど、事業の成果がより一層明らかになるような指標を検討していく。 | 21 | B | 日本国籍を有しない1926年(大正15年)4月1日以前に生まれた方で、公的年金を受給できない外国人高齢者救済のための事業である。本事業の対象者は、現在4名であり、今後対象者の新規追加はない事業である。対象者の減少とともに、事業規模を縮小する事業である。 事業名が「手当給付事業」となっており、事業名からは、どのような手当を給付する事業なのか容易に推察できない。 また、成果指標が手当支給総額となっているが、これは、本事業の成果を測る指標であるとは言えない。現在の支給額で、事業目的である対象者の生活支援としての効果を評価するなどの検討をお願いする。 | | | |
| 高齢者の増加が見込まれる中、加齢に伴う認知症状のある方の在宅生活を支援するため、事業のさらなる周知が必要である。 | | 検討・見直し | 包括支援センターを通し、事業のさらなる周知を図っていく。 | 19 | D | ひとり暮らし高齢者等に火災報知器、自動消火器、電磁調理器の設置を補助する事業である。昭和63年からの事業であり、介護保険の制度化により、一定の目的は達せられたものと思われる。申請件数も、平成18年は2件と少ない。事業費2万円に対し、事業遂行のための人件費が90万円となっており、投入した作業工数に見合う事業となっていない。低所得者向けの適用は必要性の検討を要するものの、当制度の廃止、または代替手段(消防法及び住宅政策での対応)への切り替えも含めた検討が必要 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|----------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 164 | 老人ホーム措置事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | S44 | - | (目的) 環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を支援する。 (手段) 心身の状態、環境状況等を総合的に勘案の上、養護老人ホーム等に入所措置する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 165 | 介護支援事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 居宅介護サービス(介護予防・地域密着型サービスを含む。)の利用者負担額(1割負担)について、非課税世帯の場合は10分の3もしくは10分の5に減額し、低所得者の負担を軽減する。 (手段) 対象者からの申請に基づき、内容を審査の上、利用者の区分に応じて、認定証を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 166 | 保険事務管理事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 介護保険制度における保険者としての事務を円滑に遂行するとともに、市民に対して介護保険制度の周知を図る。 (手段) 介護保険保険者に係る固有事務の執行 介護サービス事業者連絡協議会と共催で介護フェスタを開催し、介護保険制度の周知を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 167 | 電算処理事業(介護保険システム電算委託) | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 介護を必要とする被保険者の申請に基づいて行う認定事務や、受給者管理及び給付実績管理を電算化し、制度の円滑な運用を図るとともに、介護相談や情報提供に活用する。 (手段) 認定申請にかかる要介護認定事務や介護給付管理等の電算管理を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 168 | 電算処理事業(介護保険料電算委託) | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 65歳以上の第一号被保険者の介護保険料賦課徴収に係る事務を電算化し、事務の効率化と適正な資格管理を行う。 (手段) 65歳以上の第一号被保険者の賦課徴収事務の電算管理を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 169 | 介護認定審査会事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 要介護認定を受けようとする市民からの申請を受け、調査員による認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において要介護状態区分等の審査判定を行う。 (手段) 申請に基づき、作成された資料を介護認定審査会(月曜から金曜日の毎日開催)に諮り、審査委員の合議により、要介護度を判定する。 1 委員定数 60人 2 合議体数 10合議体 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 170 | 認定調査事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 要介護認定を受けようとする市民からの申請を受け、市の調査員または委託による訪問調査を行い、一次判定及び介護認定審査会での判定資料となる調査票を作成する。 (手段) 市の調査員によるほか、指定居宅介護支援事業者や介護保健施設等に委託し、認定調査を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 171 | 趣旨普及事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 様々な広報媒体や出前講座を活用し、介護保険制度を市民に正しく理解をしていただく。 (手段) 介護保険制度の解説パンフレットを作成し、説明会の開催等により制度の趣旨普及を図る。 市民ガイドブック、市の広報紙、市のホームページ等により制度の内容や事業を周知する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|--|------|------|---|
| 10.総合評価 | | 13.外部評価 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 入所者の高齢化に伴い、入所生活において自立が困難な状態になる方に対する介護サービス等が必要となってきた。 | 現状維持 | 単身世帯・高齢者のみ世帯が急増している中、入所措置対象となる高齢者が増加する傾向にある。この状況を踏まえ、より適切な対応を検討していく。 | | | |
| 当初は、国の軽減制度として始まり、現在では、市独自の低所得者に対する負担軽減策として行っているもので、世相として要望も強く有効な施策である。今後、要介護・要支援認定者の自然増に伴い、事業の重要性が増すものと考えている。 | 現状維持 | 低所得の高齢者の負担軽減策として利用者が増加している状況を踏まえ、引き続き適切に事業を進める。 | 21 | B | 介護保険に関する事業であり、要介護・要支援認定の低所得の世帯が居宅介護サービスを受ける際に、利用者負担を軽減するための事業である。事業の重要性は認められる。 事業の成果が減額者の認定率(利用者負担減額認定者÷要介護要支援認定者数)となっているが、これは事業の成果を測る指標とは言えないのではないか。事業目的に照らし、検討されたい。 また、要介護・要支援認定時に低所得者かどうかの判定を行うなど、現時点でも業務効率を図られているが、今後もさらに効率化を進めていただきたい。 |
| 国の基本方針に基づき介護保険制度の適正運営が図られているが、引き続き、市民に対して同制度の周知を図っていく。 | 現状維持 | 第5期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向け、高齢者等の実態を把握するための基礎調査を実施する。また、介護フェスタなどの社会資源を活用し、介護保険制度のさらなる周知を図る。 | 17 | C | 介護保険導入から5年経過し、市内の要介護保険者数は2,600人から4,200人へ増加している。介護保険の主旨普及は一定の成果をあげており、介護保険フェスタのあり方を見直す必要がある。また、介護相談員による事業所派遣は、年8カ所程度の施設中心であるが、受入拒否事業所もあり、通所施設は未実施である。今後の方向としては、当該事業の見直しを行い、事業者のサービス評価(第三者評価)の活用や情報公開制度の推進などにより、より効果的な方法を検討する必要がある。 |
| システムの運用等について特に課題は生じていないが、毎月、情報統計課と定例会を行いシステムの操作性、利便性の向上、対費用効果などについて協議を行っている。 | 現状維持 | 引き続き適正かつ効率的に事業を進める。 制度改正に即応可能な電算システムの改修について検討していく。 | | | |
| 第5期事業計画の策定にあわせ、現行システムの見直しを円滑に進める必要がある。 | 検討・見直し | 引き続き介護保険の資格管理・賦課徴収事務について電算管理するとともに、次期事業計画の推進に必要なシステムの見直しを行う。 3年に一度の介護保険料見直し時期のほか、時代の変化に対応した改善を適宜行う。 | | | |
| 法に基づき設置している審査会であり、法の趣旨を踏まえた適正な運営に努めている。 | 現状維持 | 引き続き適正に事業を推進する。なお、審査会の運営について課題等が生じた場合は適切な対応を図っていく。 | | | |
| 法の趣旨に基づき、迅速な対応と適正・公平な事業の推進に努めている。 | 現状維持 | 引き続き適正に事業を推進する。なお、同調査について課題等が生じた場合は適切な対応を図っていく。 | | | |
| これまでの取組みにより一定の効果をあげているが、介護保険制度に対する理解を深めるため、制度のさらなる周知を図る方法について検討を要する。 | 検討・見直し | 介護保険制度は高齢者はもとより、多くの市民に理解していただく必要があることから、印刷物をはじめとする様々な広報媒体や出前講座などにより制度の周知を行ってきた。今後は、出前講座の実施回数等の増のほか、分かりやすい記事の掲載など制度の内容についてさらに理解を深める取組を行っていききたい。 | 20 | B | 介護保険制度の趣旨を市民にご理解いただくことを目的とした事業である。作成されているPR資料等は汎用的、全般的な内容であり、市民にとっては印象が薄く、記憶に残りにくい様に思われる。アンケート調査等により普及度や理解度を検証するなど、より分かり易く市民の理解が深まる内容とし、効果的な活動に取り組んでいただきたい。今後は、個別相談に注力し、きめ細かく具体的事例に対応する方向に進まれることを望む。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 172 | 運営協議会事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | 〔目的〕 市長の附属機関として設置した越谷市介護保険運営協議会において、介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項やその他介護保険の施策に関する重要事項について審議する。 〔手段〕 上記事項を審議するため、介護保険運営協議会を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 173 | 介護予防施策事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H18 | - | 〔目的〕 介護状態になるおそれの高い特定高齢者を支援することで、介護状態になる高齢者の増加を防ぐ。 〔手段〕 介護認定・要支援認定、申請者を除く65歳以上の高齢者に基本チェックリストを送付し、その回答を踏まえたスクリーニングにより抽出した特定高齢者候補者に介護予防検診を実施する。検診の結果、介護予防事業に参加が望ましい特定高齢者に対して、介護予防事業への参加を促進する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 174 | 包括的支援事業(介護保険) | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H18 | - | 〔目的〕 高齢者が要介護状態等になることを予防し、「個々の高齢者の自立を支援する」ために、必要な支援を行うことを目的とする。 〔手段〕 地域包括支援センターに委託し、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 175 | 介護給付等費用適正化事業(介護保険) | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H15 | - | 〔目的〕 介護(予防)給付について、不要又は不適正に給付されていないかを検証し、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護保険の適正な運営を推進する。 〔手段〕 国保連合会の給付データ縦覧点検システムを活用し、重複支給の有無等を精査する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 176 | 介護保険会計繰出金事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | 〔目的〕 介護給付費に係る法定負担分と介護保険事務に要する費用を一般会計から繰り出し、介護保険財政の健全運営を図る。 〔手段〕 介護給付及び予防給付に要する費用の12.5パーセントに相当する額と、介護保険事務に要する職員給与・事務経費等を一般会計から繰り出しする。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 177 | 介護サービス事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | 〔目的〕 要介護者が、介護を必要とする程度に応じて利用した在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の費用を介護保険から給付する。 〔手段〕 要介護者が受けた介護サービスについて、利用者負担額(1割)を除いた額を、国民健康保険団体連合会を通して介護サービス提供事業者へ支払う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|--|-------------|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | []は、補助金等名称 |
| 審議会における活発で効果的な審議に資するため、引き続き委員との情報の共有と共通理解に努めていく。 | 現状維持 | 平成23年度は、第5期事業計画の策定に関する事項についても審議する。 委員の共通理解が得られるよう、本市の運営状況や国・県からの情報を各委員に適宜提供していく。 | |
| 通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業の参加者が少ない。 | 検討・見直し | 通所型・訪問型介護予防事業の重要性について特定高齢者への周知を図るとともに、事業内容の見直しを不断に行い、効果的な事業の推進に努める。 | |
| 高齢者人口が急増しているため、1包括支援センターが担当する高齢者数が増加しているため、専門職の配置数等の増加等を検討する必要がある。 | 検討・見直し | コミュニティ圏域(公民館区)に1包括支援センター相当の専門職を配置することについて検討する。 | |
| 本事業は、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化、事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化、制度の周知などについて成果をあげているが、その成果を客観的かつ的確に示すことが課題である。 | 検討・見直し | 引き続き適正に事業を進め、その成果について指標等により市民に分かりやすく示す手法を検討する。 | 21 B |
| 国の基本方針に基づき介護保険制度の健全運営が図られている。 | 現状維持 | 越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の円滑かつ適正な推進と、進行管理に努めるとともに、適正な額を一般会計から繰り出すことにより、介護保険会計の健全運営を継続する。 | 22 B |
| 介護保険制度に基づき実施している事業であり、制度の趣旨を踏まえ適正に実施している。 | 現状維持 | 引き続き要介護者が利用した介護サービスに対する適正な給付に努めていく。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|------------------|-------|---------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 178 | 審査委託事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 要介護・要支援の認定を受けた被保険者が受けたサービスに対する介護給付費の請求内容が適正かを審査する。 (手段) 埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託して実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 179 | 介護予防サービス事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 要支援者が、介護を必要とする程度に応じて利用した在宅サービス、地域密着型サービス等の費用を介護保険から給付する。 (手段) 要支援者が受けた介護サービスについて、利用者負担額(1割)を除いた額を、国民健康保険団体連合会を通して介護サービス提供事業者へ支払う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 180 | 介護保険料収納補助員配置事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H21 | H23 | (目的) 離職を余儀なくされた労働者その他の失業者の一時的な雇用機会を提供し、介護保険料の未納者対策を講じる。 (手段) 臨時職員2名を採用し、介護保険料滞納者宅の個別訪問により保険料納付を促すとともに、口座振替・納付相談の勧奨や介護保険制度の説明など、介護保険料の未納者対策を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (c) | (b) | (a) | (b) | B | | | |
| 181 | 介護保険給付費準備基金積立金事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H12 | - | (目的) 第1号被保険者の保険料を介護給付準備基金に積み立てることにより、介護保険財政の健全運営を図る。介護保険の給付に係る歳入と歳出の差額を基金に積み立てる。 (手段) 歳出が超過した場合には、不足額を基金から支出する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 182 | 緊急雇用創出基金事業 | 健康福祉部 | 高齢介護課 | H21 | H23 | (目的) 離職を余儀なくされた労働者の雇用を一時的に確保し、また短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う。 (手段) 埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用し、民間委託により事業を実施 | 低 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (d) | (d) | (b) | B | | | |
| 183 | 電算処理事務事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | - | - | (目的) 国民健康保険被保険者の資格の取得喪失、給付及び賦課徴収等に係る事務を電算化し、制度の円滑な運用を図る。 (手段) 国民健康保険被保険者の資格の取得喪失、給付及び賦課徴収等に係る電算管理を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 184 | 連合会負担金事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | - | - | (目的) 国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の目的を達成するために設立された埼玉県国民健康保険団体連合会に負担金を納付する。 (手段) 国民健康保険団体連合会に対して、その運営経費を負担するものとして、平等割と被保険者割の合算額を納付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 185 | 運営協議会事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | - | - | (目的) 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。 (手段) 国民健康保険法に基づき、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等代表の4者21名で構成する国民健康保険運営協議会を設置 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|----------|----------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施 年度 | 総合 評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 当該事業については、介護保険法に国民健康保険団体連合会による審査が規定されており、同連合会への業務委託により、事務の効率化、迅速化が図られていると考えている。 | 現状維持 | 引き続き当該事業を国民健康保険団体連合会への委託により実施し、事務の効率的、効果的な執行に努める。 | | | |
| 介護保険制度に基づき実施している事業であり、制度の趣旨を踏まえ適正に実施している。 | 現状維持 | 引き続き要支援者が利用した介護サービスに対する適正な給付に努めていく。 | | | |
| 滞納者宅へ訪問し納付相談を行うが、低所得者で生活困窮者が多いことから介護保険料の支払いまでにはなかなか至らないのが現状である。しかし、訪問を繰り返すことによって介護保険制度について理解が得られ納付につながるケースがあるため、未納対策の一層の充実が必要であると考えている。 | 検討・見直し | 継続的に事業を進める。 介護保険料の滞納者については、市民税非課税者が8割を占めており、生活困窮により支払いが困難という事情があることから、早い段階での対策を講じ、文書による催告書の発送をはじめ、電話催促、納付相談、職員による休日臨宅徴収を実施するとともに、介護保険料納付の必要性及び介護保険滞納による給付制限等の制度説明を行い、収納率の向上を図っていく。 | 22 | B | 埼玉県緊急雇用創出基金事業の活用により臨時職員を採用し、介護保険料滞納者宅の戸別訪問による保険料納付促進等、介護保険料の未納者対策を行う事業である。 介護保険サービスの維持や受益者負担における公平性の観点からも、滞納されている保険料の納付を促進することは大変に重要であり、事業の必要性は認められる。したがって、活動指標・成果指標を適正に設定し、より効果のある事業推進に努められたい。成果指標については、「この事業によって未納者がどれくらい減少したか」など、事業の成果が市民にアピールできる指標が適当である。 また、「留守宅に催促の手紙を置いてきて、その後納付した件数」「納付約束をして、実際に納付をした件数」など、活動の成果となる指標を設け、事業の有効性について検証されたい。その結果を踏まえたうえで、埼玉県緊急雇用創出基金事業終了後における介護保険料収納補助員配置事業の継続を検討されたい。 |
| 国の方針に基づく制度であり、健全かつ円滑に努めていく。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 | | | |
| 緊急雇用創出事業の適正な推進を図るため、委託先の雇用状況を的確に把握する必要がある。 | 検討・見直し | 委託先の雇用状況を把握しながら、必要に応じて適宜指摘するなど当該事業の趣旨を踏まえた適正な事業の推進に努める。 | | | |
| 業務を効果的に実施するために必要不可欠な電算処理である。 | 現状維持 | 今後とも法制度の改正に的確に対応し、効率的業務運営を推進するために、電算処理の活用を図っていく。 | | | |
| 法に則って設立した国民健康保険団体連合会において国民健康保険諸業務に対応することは、現状において最も効果的効率的である。また、国民健康保険については都道府県単位の広域化が検討されており、今後に向けて、連合会を通じた保険者の連携を強化推進することが適切である。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 | | | |
| 法に基づき設置する運営協議会であり、必要に応じ開催し、効果的効率的運営に努めている。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------------|-------|---------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 186 | 審査委託事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | - | - | (目的) 国民健康保険法に基づき、保健医療機関等から請求を受けた診療報酬明細書(レセプト)の審査をする。 (手段) 埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 187 | 疾病予防事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | S54 | - | (目的) 国民健康保険被保険者の健康増進を通じて医療の負担軽減を図る。 (手段) 保養所利用助成事業等を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | A |
| 188 | 電算処理事務事業(後期高齢者医療) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 後期高齢者医療制度の的確な執行と事務の効率化。 (手段) 電算管理業者への委託を行い、保険料徴収に係る事務を電算処理する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 189 | 国民健康保険会計繰出金事業 | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H7 | - | (目的) 国保財政の収支の均衡を図る。 (手段) 一般会計から国民健康保険特別会計に繰出しを行う。 1 保険基盤安定繰入金 2 職員給与費等繰入金 3 出産育児一時金繰入金 4 その他一般会計繰入金 | 高 | 高 | 高 | 高 | (d) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 190 | 後期高齢者医療費負担事業 | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 高齢者医療制度の維持と推進 (手段) 埼玉県後期高齢者医療事業を実施する広域連合の運営費に係る負担金分及び後期高齢者医療療養給付費に係る負担金分(医療費の1/12)を支払う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 191 | 健康診査事業(後期高齢者医療) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 高齢者の健康増進 (手段) 後期高齢者医療広域連合から委託を受け、被保険者の健康の保持・増進に資するため、健康診査を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 192 | 後期高齢者医療会計繰出金事業 | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 高齢者医療制度の維持と推進 (手段) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療保険基盤安定納付金及び職員給与等について、後期高齢者医療特別会計に繰出を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|------|------|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 13.外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | | |
| 国民健康保険団体連合会への審査委託は、法に則って実施しているものであり、保険者の連合体でありかつ専門機関である連合会に委託することは、現状において最も効果的効率的である。また、国民健康保険については、都道府県単位の広域化が検討されており、今後に向けて連合会との連携を継続発展させることが適切である。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 | 22 | A | 国民健康保険法第45条の規定に基づき、医療機関等から請求された診療報酬明細書(レセプト)の審査に係る事務を、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する事業である。 医療費の適正化のため、診療報酬明細書(レセプト)の審査は重要な業務であり、点検事務の適正かつ効率化の観点から、必要性・重要性ともに高い事業である。 事業自体は適正に実施されているが、委託単価について積算根拠の明示を求めるなど、委託先に対する管理監督を強化する必要性がある。また、法律に基づく事務であるとしても、実施手順の改善や、別事業で行われているレセプトの再チェックや過誤請求に関する事務と連携を密にし、コスト削減に努めることが必要である。 なお、事務事業が細分化されており、全体像が見えにくくなっていることから、本事業にかかる総事業費が把握できるよう、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくするように改善する必要がある。 |
| 保養所利用助成については、利用者が平成20年度から増加している。今後も継続して実施していく。 | 現状維持 | 被保険者等の要望と他の保険制度(被用者保険、他市国保等)の状況等を勘案しつつ、当面事業を継続する。 | 19 | C | 当事業は、国保の被保険者が、胃がん検診、人間ドック、保養所利用の3つの場合に助成するものである。胃がん検診の助成は、市民の利用者負担分を国保会計から助成する制度であるが、他のがん検診では助成していないこと、本来は自己負担で行うべきものである。人間ドックの助成は、市の基本健康診査とは別に個人で受診した場合の助成であり、特定の利用者だけに支給することの公平性に欠ける面がある。 保養所利用の助成は、国保の目的である医療給付とは直接関係がない。いずれも、国保の赤字補てんに一般財源が880百万円も投入されていることを念頭におき、他の保険制度(政府管掌保険、他市国保等)との比較検討もしながら、廃止を含めて助成金額の見直しが必要である。 |
| 継続して計画どおり事業を進める。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 継続して計画どおり事業を進める。 | | | |
| 無職の被保険者を多く抱える国民健康保険は制度的に赤字基調となることから、制度維持のために一般会計からの繰入は不可欠である。平成20年度には税率改定を行い、適正な歳入確保に努めている。 | 現状維持 | 引き続き繰入額の抑制に努めるとともに、歳入の確保と医療費の適正化を推進する。 | 18 | B | 国保特会の赤字補填の為、一般会計からの繰出を当然と受け止めるのではなく、真剣な繰入金減少に取り組んでいただきたい。収納率は90%前後と評価できるが、医療費の減少に向け、関係部課が連携を取り、市が一丸となって緊急プロジェクトを設置するなどして、取り組んで頂きたい。 |
| 継続して計画どおり事業を進める。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 継続して計画どおり事業を進める。 | | | |
| 継続して計画どおり事業を進める。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 継続して計画どおり事業を進める。 | | | |
| 継続して計画どおり事業を進める。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 継続して計画どおり事業を進める。 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------------------|-------|---------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 193 | レセプト点検事務事業 (国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | - | - | (目的) 医療費の適正化を図る。 (手段) 医療事務経験のある臨時職員を雇用し、レセプト点検を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 194 | 国保推進員事業 | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | - | - | (目的) 国民健康保険税の収入確保と収納率の向上を図る。 (手段) 国保推進員として非常勤の職員を雇用し、徴収計画に基づく催告(文書・電話)、臨宅による納税の誘いや徴税吏員の補助的業務を行う。 | 低 | 高 | 高 | 低 | (b) | (c) | (d) | (d) | (b) | A |
| 195 | 保険給付事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | - | - | (目的) 疾病、負傷、出産、死亡が発生した場合に給付を行う。 (手段) 被保険者に対して、医療サービス等の現物支給や現金支給を行う。医療費の保険者負担分(原則7割)を医療機関等を通じて給付する療養の給付(現物給付)のほか、療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 196 | 共同事業拠出金事業 (国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | - | - | (目的) 都道府県内の市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図る。 (手段) 高額な医療費を支出した保険者に交付金を交付する共同事業に対して、拠出金を拠出する。 1 高額医療費共同事業医療費拠出金 2 保険財政共同安定化事業拠出金 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 197 | 介護納付金事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H12 | - | (目的) 国保の被保険者である40歳以上65歳未満の方の介護保険の費用を納付する。 (手段) 国保の被保険者である40歳以上65歳未満の方に税を賦課・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 198 | 特定健康診査事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病を予防する。 (手段) 40歳から74歳までの被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導を行う。 | 高 | 低 | 低 | 高 | (a) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |
| 199 | 後期高齢者支援金事業 (国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 後期高齢者医療制度を支えるために支援金を納付する。 (手段) 国保の被保険者に税を賦課・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|--|-------------------------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | |
| 職員及び臨時職員によるレセプト点検は、医療費適正化のために重要かつ効果的な事業であり、毎月の再審査請求等着実に成果を上げている。 | 現状維持 | レセプトの電子化の進み具合により見直す。 | 21 | B レセプト点検は、医療費適正化のための重要かつ効果的な事業である。効果を確かなものとするために、活動結果、成果について、定量的な目標値を設定され、一層の業務の効率化に努められることを望む。例えば、設定する目標値として、処理対象とするレセプト枚数、過誤調整等対象件数、金額、点検効果率等があげられる。 また、本事業にかかる総費用が把握できるように、事務事業の括りを整理されるよう検討を願う。 |
| 収納率の向上・収納額額の増加のため推進員の業務は、必要。具体的には、分納管理、不履行者への催告(文書・電話)、居所不明者の調査、徴税吏員の補助的業務 徴税吏員が差し押さえなどの滞納処分が多く執行できる。 | 現状維持 | 継続して計画通り事業を進める。 | 21 | B 国保推進員の役割が変わっている現状において、推進員の選考については、市民の個人情報保護の視点からもより一層慎重な配慮を求める。 また、活動結果、成果については、定量的な目標値を設定され、業務の効率化に努められることを望む。例えば、電話催促件数、臨宅催告件数、徴収件数、収納率等があげられる。 |
| 法に基づく保険給付を訂正に行うとともに、法制度の改正への対応と併せて支給事務の効率化を進め、市民サービスの向上に努めている。また、レセプト点検、再審査請求、不当利得請求、第三者行為求償、医療費通知、頻回受診適正化指導等を実施して、医療費の適正化を図っている。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 | 19 | B 医療費の適正化(レセプト二重チェック)にさらに努めることを望む。 頻回受診などによる医療費のムダ使いを減らすための対策を進める必要がある。 国保連合会の事務の合理化を促進する必要がある。 |
| 法に基づく事業であり、適正に運営している。 | 現状維持 | 継続して計画通り事業を進める。 | | |
| 法に基づく事業であり、適正に運営している。 | 現状維持 | 継続して計画どおり事業を進める。 | 20 | B 制度に従い実施する事業であり、事務事業評価の視点からは課題は見つけにくい。あえて挙げるとすれば徴収率の向上策があるが、負担納付率を高める努力を重ね、市からの繰入金金の減少及び保険料アップをしなくても済む措置を期待する。 |
| 法改正により特定健康診査等の実施が義務付けられたことに伴い、平成20年度から市民健康課と連携して実施している。受診率は昨年より若干増えたが、受診率を向上させることが今後の課題となっている。 | 検討・見直し | 受信率向上のため、啓発ポスター及び冊子を作成して医療機関に掲示等の依頼をするなど、広報の一層の充実を図り、受診を促進する。 5年間を1期とし、平成20年度～平成24年度の計画を平成24年度に見直す。 | 22 | B 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、生活習慣病を予防するため、40歳から74歳までの被保険者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行う事業である。 医療費の抑制は国・地方自治体問わず急務であり、事業の必要性は認められる。 主要関連計画として「越谷市特定健康診査等実施計画」が策定されていることを踏まえると、当該計画を実現するための活動指標・成果指標の設定が必要であり、成果指標の「疾病の早期発見、予防」については「特定健診受診により疾病が発見された人/特定健診受診者数」等により数値化することを検討されたい。 また、越谷市独自の検査項目については、市民サービスの向上も重要ではあるが、統計データや対投資効果を勘案して選択・設定すべきであり、コストの削減に向けて事業内容の検証が必要である。 このほか、受診率向上のための広報活動について、近隣自治体や先進自治体の取組状況を参考に、費用対効果の高い方策により、更なる充実に取り組みされたい。 |
| 法に基づく事業であり、適正に運営している。 | 現状維持 | 継続して計画通り事業を進める。 | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------------|-------|---------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 200 | 前期高齢者事務費拠出金事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 前期高齢者納付金制度の運用に係る事務経費を保険者で負担する。 (手段) 前期高齢者納付金制度の運用に係る事務経費を社会保険診療報酬支払基金へ拠出する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (d) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 201 | 前期高齢者納付金事業(国民健康保険) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費について保険者間の負担の不均衡を調整する。 (手段) 加入者数に応じた前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金に納付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 202 | 広域連合納付金事業(後期高齢者医療) | 健康福祉部 | 国民健康保険課 | H20 | - | (目的) 高齢者医療制度の維持と推進 (手段) 高確法第105条に基づき、市内に居住する後期高齢者医療保険の被保険者から保険料を徴収し、広域連合に納付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 203 | 保健センター施設管理事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | S63 | - | (目的) 保健センターを利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持する。 (手段) 業務委託により、施設の維持管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 204 | 保健センター施設改修事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | S63 | - | (目的) 保健センターを利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持する。 (手段) 施設の緊急修繕や年次計画的修繕を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 205 | 救急医療対策事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | S52 | - | (目的) 初期救急医療、第二次救急医療体制を確保する。 (手段) 在宅当番医(内科・歯科)制事業、病院群輪番制病院運営事業、小児救急医療支援事業を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|--|------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 法に基づく事業であり、適正に運営している。 | 現状維持 | 継続して計画通り事業を進める。 | | |
| 法に基づく事業であり、適正に運営している。 | 現状維持 | 継続して計画通り事業を進める。 | | |
| 継続して計画とおり事業を進める。 | 現状維持 | 継続して計画とおり事業を進める。 継続して計画とおり事業を進める。 | | |
| 現状の保守水準を保ち、コストを削減できるよう仕様の見直しを行う。 | 検討・見直し | 現状の保守水準を保ち、コスト削減に向けて仕様の見直しを行う。 現状の保守水準を保ち、コスト削減に向けて常に仕様の見直しを行う。 | 22 | B |
| 昭和63年に建設され、老朽化が進んでいることから、計画的な修繕が必要である。突発的不具合に対しては、発生主義により迅速に対応する。 | 検討・見直し | 建物及び設備の老朽化が進んでいることから、優先順位を検討し、計画的な修繕・改修を行う。 | 22 | B |
| 埼玉県地域保健医療計画の中で病院数が定められており、新たな病院の設置は困難であることから、現状の医療機関の中で実施していかなければならない。 | 検討・見直し | 埼玉県東部南地区第二次救急医療対策協議会(平成22年度名称変更)をとし、救急医療を確保していく。 | 17 | D |
| | | | | 市民の健康の保持及び推進を図ることを目的として設置されている越谷市立保健センターの施設管理を行う事業である。 施設管理の具体的な事業内容についての活動指標・成果指標の設定がなく、業務委託内容及び施設の適切な維持管理内容が不明確である。SLA(Service Level Agreement/サービス品質保証制度)を導入し、業務委託内容が誠実に履行されているか否かを確認することができる体制を整備することが必要である。 また、全般的にコストに対する意識の低さが見受けられる。施設管理に係る業務委託契約の半数が長期継続契約となっているが、個々の契約について、長期継続による効果の妥当性を検証する必要があるほか、保健センター施設管理部分に係る指定管理者制度の導入についても、より積極的に検証を進められたい。また、事業内容に比べて人工の資源投入量が大きいことから、人件費の効率化についても更に進められたい。 なお、管理事業と改修事業を分割して評価しているが、全体像が見えにくいことから、一体的な評価を行う必要がある。 |
| | | | | 市民の健康の保持及び推進を図ることを目的として設置されている越谷市立保健センターの施設改修を行う事業である。 年次計画的な修繕と突発的な不具合に対する修繕が一体的に評価されており、評価内容が曖昧である。改修計画に対する進捗状況を成果指標として設定するなど、活動指標及び成果指標の見直しが必要である。 施設管理台帳は整備されていないが、総合振興計画の実施計画において計画的に修繕・改修が行われている。また、建物及び設備の老朽化とこれに伴う修繕・改修費用の増大を危惧しつつも、他の施設との複合化や建て替えなどの方向性については、平成23年度からスタートする第4次総合振興計画・前期基本計画の策定の中で検討されている中核市への移行に伴う保健所建設に伴い、保健センターの建物そのものをどう活用していくか検討することになることから、現段階では明確にすることができない状況であるとのことであった。 将来を見据え、各時点で最適な施設管理を実施するため、施設管理におけるITの導入、アセットマネジメントやファシリティーマネジメントなどの導入により、修繕等が必要な場所・量を適確に把握し、優先順位を定めた計画的かつ効果的な修繕を行い、財政負担の軽減を図りながら、施設を良好な状態で維持することが必要である。 このほか、事務事業評価が「保健センター施設管理事業」と「保健センター施設改修事業」に分けて実施されているため、市民からみて全体像が見えにくくなっている。他の関連する事務事業を含め再検討を行い、事務事業を一体化する必要があると思われる。 |
| | | | | <在宅当番医制事業> 地域住民の初期救急医療の確立は、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりには必須である。ただし、休日等の初期救急医療体制は、すでに医師会により整いつつある。平成17年度在宅当番医制から日曜日診療が除外されており、今後さらに祝日においても在宅当番医制の意義について抜本的見直しを図り、医療機関自身による初期救急医療体制の確立を推進する必要がある。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 206 | 健康づくり推進事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | H9 | - | (目的) 市民一人ひとりが健やかで実り多き人生を送れるよう、自分の健康管理について関心を持ち、自ら健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法を普及するとともに、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援する。 (手段) 講座や講習会を開催する。内容により、住民ボランティア組織(食生活改善推進員協議会等)へ委託する。健康づくりを推進するためのボランティアを養成・育成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 207 | 乳幼児等健康診査事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | S54 | - | (目的) 乳幼児に対し、健康診査を実施し疾病及び運動機能や精神発達遅滞等を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い健全な育成を図る。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し妊娠中からの継続した支援を図り、母体や胎児の健康管理を図る。 (手段) 乳幼児健康診査対象者に通知し受診を勧奨する。妊婦健康診査については母子健康手帳交付時に受診票を交付し受診を勧奨する。公費負担を14回に拡充する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 208 | 母子健康づくり事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | S30 | - | (目的) 育児不安の解消を図り、母子の健康づくりを推進するため、各種健康教育の開催、相談や家庭訪問を行う。また、同時に父親の育児参加に関する意識の高揚を図る。 (手段) 保健カレンダー等の広報機能を活用し、各種教室への参加を促進するほか、個別相談や訪問等を行う。平成21年度より「乳児家庭全戸訪問事業」を開始し、助産師による訪問を実施する。要経過観察者には、保健師が継続訪問を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 209 | 健康診査等事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | H20 | - | (目的) 疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、市民の健康の保持・増進を図る。 (手段) 個別通知、または広報等の周知方法により、健康診査・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診を実施し、必要に応じて栄養・運動等について保健指導を行い、健康に関する知識の普及啓発を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 210 | がん検診等事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | S36 | - | (目的) がんの早期発見に努め、治療に結びつけるとともに、がん予防に関する知識の普及啓発を行い、市民の健康保持・増進に資する。 (手段) 検診(施設・集団)業務を越谷市医師会へ委託して実施するとともに、市民に対し広報等によるPRする。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 実施年度 | |
| 特定健康診査が開始されたことにより、特定保健指導に該当しない方へ事業展開を進める必要がある。 アンケート調査による満足度の低下が見られたため、内容を検討する必要がある。 | 検討・見直し | 平成20年度より特定保健指導が始まり一次予防の必要性はさらに高まり、各地域の特性を踏まえた上で、地域住民や地区組織との連携や協働による各世代を対象とした健康づくり事業の展開を図っていく。 「自ら健康は自ら守る」という認識と自覚を高め健康の保持増進に資するため、健康づくり対策や予防習慣を啓発する活動を行う。 | 18 B 健康づくりの多様なメニューを抱え大変と思われるが、自分の健康管理に関心を持ち、健康づくりを支援しているのだということの啓発が一層必要である。そのため、免疫力を高めるための健康対策、機能低下にならないための健康づくり対策、予防習慣を啓発する活動等、関心を持ちやすいユニークで親しみのある事業活動を期待する。 |
| 乳幼児健康診査、妊婦健康診査とともに受診率の向上とともに、健診後のフォローの充実を図る。 | 検討・見直し | 平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を14回、超音波検査を全員1回実施とした。さらに、平成22年度より超音波検査の公費負担回数を4回に拡充予定。引き続き、安心して安全な出産のために受診の必要性を周知していく。また、乳幼児健康診査においても、受診率の向上に引き続き努める。 | 20 B 少子化対策の観点から当該事業は重要である。平成20年度からの妊婦健診の公費負担増に備え、事業費拡大は不可欠である。今後も、更に受診率向上に向けて未受診者の減少に努力してほしい。 |
| 家族形態の変化により、気軽に相談できる相手の不足により、育児不安に結びつくことのないように、知識の普及、個別の相談を充実する。 | 検討・見直し | 平成21年度より児童福祉法の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業としての【乳児全戸訪問事業】【養育支援訪問事業】の充実を引き続き図る。 | 16 B 女性も働いている現状では、平日対応だけではなく土日の対応をご検討いただきたい。また、ITを利用しある程度の相談内容をホームページからFAQで対応できるようにするなど必要ではないか。 |
| 骨粗しょう症検診においては定員の93.2%の受診率であるが、若年層に対する啓発が必要がある。 | 検討・見直し | 各検診について、広報や健康教育、母子保健事業などを通して広く周知を行っていく。 生活習慣病や、骨粗しょう症、肝炎について啓発することで、検診受診の必要性について周知を図っていく。 | 21 B 本事業は、大きく以下の3つの事業から構成されている。 生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導、肝炎ウイルス検診、20歳以上の女性を対象とした骨粗しょう症検診 生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導の受診率は、2.5%（平成20年度実績で対象者1,150名に対して受診者29名）である。種々の事情により受診できない方もおられることを考慮しても、予防医療の重要性が叫ばれる中、2.5%という受診率は低い。未受診者に積極的に働きかけて、受診率の向上を図ってほしい。 肝炎ウイルス検診は1回だけの検診であるのに対して、骨粗しょう症検診は1年に1回の検診である。受診可能回数などを考慮して、受診率などの成果指標を設定すべきである。 骨粗しょう症検診は、毎年、6月から7月の18日間、医師会に委託して実施している集団検診である。平成20年度実績は、最大受診可能数1,520名に対して、1,420名が受診した。今後とも、受診者を増やす必要があるが、現在の検診形態では満杯の状態である。予算拡充も視野に入れて、医師会とも調整を行ったりするなどの対策を立案する必要がある。 |
| 各検診受診率、精密検査受診率の向上につとめる必要がある。 | 検討・見直し | 検診受診率向上のためにポスター等にて受診を呼びかけるとともに、精密検査未受診者へ受診勧奨を実施していく。 がんの早期発見および早期治療に結びつけるために、検診受診の必要性を健康教育等で啓発をする。 | 16 B 受診率の向上を図るため、対象者に案内を出すなどシステムを利用する方向で検討されたい。施設検診としていくに伴い、検診を統合し選択できる方式に順次かえていくことを検討していただきたい。市内の施設のみでなく柔軟な対応も考慮し、住民の利便性をはかられたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 211 | 歯科健康診査事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | H8 | - | 〔目的〕 生涯を通じて自らの歯で食べる楽しみを享受し、豊かな人生を送ることができることを目的に、幼児から高齢者及び障害者まで、歯科保健に関する知識を普及啓発し、歯科疾患の予防を図るとともに早期発見・早期治療を行うことにより健康の保持・増進を図る。 〔手段〕 成人歯科健康診査を個別通知により勧奨し、実施する。歯科健診・相談を実施する。越谷市歯科医師会へ業務委託により行う。また、歯科健康フェアを越谷市歯科医師会と共催にて開催する。広報等により啓発する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 212 | 機能訓練事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | S63 | - | 〔目的〕 心身の機能が低下しているが、介護保険の認定を受ける程度ではない方を中心に、機能の維持・回復を図り社会参加を促すとともに日常生活の自立を支援し、介護予防に努める。また、言語障害のある方の社会参加を促す。 〔手段〕 職員である理学療法士・作業療法士が中心になり実施するほか、医師・言語聴覚士については越谷市医師会等に委託して行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 213 | 予防接種事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | - | - | 〔目的〕 予防接種法に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種を適正かつ円滑に実施し、公衆衛生の向上に寄与する。 〔手段〕 対象者には通知を送付し、高齢者には広報等にて周知し、予防接種を受けることを奨励する。(新型インフルエンザワクチン接種に関しては、ほぼ全世代が対象のため個別通知実施しない) | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 214 | 急患診療所施設管理事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | H14 | - | 〔目的〕 診療所を利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持する。 〔手段〕 業務委託により、施設の維持管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 215 | 診療業務事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | H14 | - | 〔目的〕 小児の初期救急医療を確保する。 〔手段〕 業務委託により、診療業務を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 216 | 地域医療推進事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | H8 | - | 〔目的〕 保健衛生及び地域医療の向上を図る。 〔手段〕 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等地域医療団体と連携し、講演会及びシンポジウム等を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|--|--------------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 歯科健康診査の受診率の向上につとめる必要がある。 | 検討・見直し | 広報等で広く周知するとともに、健康教育等でも歯科保健について市民の関心を高めることができるよう工夫し、受診率の向上を図る。 | 18 | B 高齢者の歯の疾患の予防は重要であるが、歯周病が原因で内臓疾患をもたらす、健康全体がそこなわれつつある事例があることを広く理解させる取組が必要と思われる。検診対象者の5%前後の受診率はやむをえない点もあるが、一層周知活動に努めていただきたい。 |
| 訓練参加者の固定傾向があり、集団の人的な循環が必要である。機能訓練教室については1年で修了となっているが、いきいき教室・言語の教室については継続の参加者が多い。また、新規参加者が少なかった。(介護保険制度の事業者の中に言語障害者のためだけにサービスを提供する事業が市内には無い為)言語障害のある方の参加できる場や、介護保険の非該当となった方の参加できる場の確保が必要 | 検討・見直し | 介護保険法・障害者自立支援法の各法制度の整合性を考え、健康づくり及び介護予防と自立支援を視点とした事業の展開、ならびに担当各課との連携を図る。 運動習慣の継続による機能維持と質の確保のための啓発事業の実施 | 20 | B 介護保険の認定を受ける程度ではない人を対象に日常生活の自立を支援する事業である。要介護者を増やさないための予防という側面を持っており、今後の市の介護事業の負担を軽減するという意味で重要な機能を果たしている。 現在の課題は、訓練参加者の固定化傾向があることである。そのために、参加者の流動性を測定する指標(例:新規参加者数と訓練卒業者数・自立活動者数の割合)等を設定し、自らの活動をモニタリングしていくことが重要である。 |
| 接種率の向上のため、各機関の協力を得ながら周知を徹底する。 | 検討・見直し | 法定事業であり、法律にのっとり取組みを行っていく。麻しんに罹患する人をなくすことを目的に計画された麻しん排除計画により、麻しん風しん予防接種を中学1年相当、高校3年相当の年齢を対象に平成20年度から5年間時限立法にて実施。また、平成22年度より日本脳炎第1期の3歳児における勧奨開始となるため、対象者への周知と接種率の推移に注意し、対応する。 新型インフルエンザワクチン接種厚生労働省が示す取組みを適切に実施する。 | 21 | B 幼児から高齢者までを対象として、市民の健康増進を図る上で、必須の事業である。 BCG、及びポリオの受診率は、それぞれ98.0%、92.5%と極めて高い値である。しかし、BCGやポリオの予防接種は、さらに高い受診率を目指すべきであり、そのためには保護者の一層の理解を得よう努めなければならない。特に、BCGの未受診者(59名)に対しては、個々のフォローを行うことによって、実質受診率=100%を目指す必要がある。 ポリオが、BCGに比べて受診率が低い原因として、接種方法の違い(BCGは個別接種、ポリオは集団接種)が考えられる。ワクチンの特性によって、ポリオの場合は、集団接種を取らざるを得ないという制約があるとのことではあるが、個別接種を行っている自治体もある。何らかの工夫を行い、BCG並みの受診率を目指すようにしていただきたい。 【市外での予防接種費用助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 予防接種助成金は、市が現物給付できない県外等で接種した場合の助成金であり、その必要性は認められる。 |
| 現状の保守水準を維持しながら、コスト削減をできるよう、仕様の見直しを行う。 | 検討・見直し | 現状の保守水準を維持しながら、コスト削減に向けて仕様の見直しを行う。 現状の保守水準を維持しながら、コスト削減に向けて常に仕様の見直しを行う。 | | |
| 診療所の認知度を高めるため、さらなる周知・PRをする。 | 検討・見直し | 広報やホームページ以外に、様々な方法での周知・PRを図る。 | | |
| 講演会、シンポジウム等のテーマ設定について、市民ニーズに合致したものであったか事後評価し、翌年度に反映させる取組が必要である。 | 検討・見直し | 現在の健康に対する市民ニーズを検討し、テーマを設定する。 その時期に合致した健康に対する市民ニーズを検討する。 | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|------------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 217 | 感染症対策事業 | 健康福祉部 | 市民健康課 | H21 | - | 〔目的〕 新型インフルエンザなどの感染症の発生に備え、感染症発生時において、保健医療機関が初期診療業務等を遂行し必要な医療を確保する。 〔手段〕 感染症対策器具及び防護服等を備蓄する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 218 | 児童福祉審議会運営事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H13 | - | 〔目的〕 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。 〔手段〕 少子化対策、子育て支援、児童の権利擁護や虐待防止、認可外保育所への対応など、幅広く児童福祉に関する事項を調査、審議し、行政機関に提言等を行う。児童福祉審議会を開催し、少子化対策を始めとする児童福祉全般に関する事項を調査、審議する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 219 | 児童相談事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S40 | - | 〔目的〕 家庭における児童の問題の解消、児童の健全育成 〔手段〕 専任の相談員が家庭における子育ての不安や悩みなどの相談に応じる、家庭児童相談室において専任の相談員が相談、指導等を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 220 | 子育て支援事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H10 H12 | - | 〔目的〕 子育てに関する不安や悩みについて、相談員が、指導・助言を行う。 子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方を会員として組織し、相互援助活動体制を整備する。 〔手段〕 それぞれの運営を越谷市社会福祉協議会に委託し実施する。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 221 | 児童援護事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S33 S52 | - | 〔目的〕 経済的に困窮している妊産婦への助産及び心臓疾患等で手術等を受ける児童に対し助成を行う。 〔手段〕 児童福祉法に基づく入院助産制度の活用を図る。条例に基づき児童が心臓手術等を受ける際に要する費用の一部を助成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 222 | 障がい児療育事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S55 H8 | - | 〔目的〕 ことばが遅い、発音に難がある等の幼児に治療・訓練を行い、発達を促進し、障がい等の軽減を図る。 〔手段〕 専任の職員等(言語聴覚士)による訓練・治療。保育士、理学療法士等による指導・訓練等。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 223 | 障がい児補装具等給付事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | - | - | 〔目的〕 身体に障がいのある児童の、障がいによる負担を軽減し、日常生活の向上を図る。 身体に障がいのある児童の、身体機能を補い、日常生活の向上を図る。 〔手段〕 身体に障がいのある児童に対し、補装具費の支給および日常生活用具を給付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|--|----------|----------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施 年度 | 総合 評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 整備した備品等の経年劣化に対し、現状の保守水準を維持し、維持管理を継続的取組みが必要である。 | 検討・見直し | 現整備した備品等の経年劣化に対し現状の保守水準を維持する。 適切な耐用年数管理を行い、経過した物品の交換・補充を定期的に行い、現状の保守水準を維持する。 | | | |
| 公募委員枠の拡大(現行15% 20%) | 検討・見直し | 平成22年6月30日からの委員については、公募枠を20%以上とする。 次世代育成行動支援後期行動計画について、児童福祉審議会で年度ごとの進行管理の点検を行うとともに進捗状況を、公表する。 | | | |
| 子育て環境、子育て意識等の変化から相談事業の重要性はさらに増していくと予想されるため、相談体制の充実が必要 | 検討・見直し | 引き続き相談体制の充実を図り、子育て環境等の変化や相談者の実情に即した相談体制の充実を図っていく。 | 17 | B | 子育てに不安や悩みのある保護者を対象とした当該事業は、今後も継続拡充すべきである。ただし、子育てサロン委託事業や、保育ステーション事業等、類似目的業務との役割分担の明確化を図る必要がある。 |
| 子育てサロンの利用ニーズが高いため、身近な場所への設置を進めることが必要。 ファミサポについては、近年の経済状況から、就労する母親の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、提供会員の確保が課題となっている。 | 検討・見直し | ファミサポについては、多様化したニーズに対応した提供会員の確保に努める。サロンについては、中学校区に1箇所(15箇所)の設置に向け長期的な取り組みを続ける。 | 17 | B | 世帯の核家族化、共働き化等により、子育ての相談・指導や、コミュニケーションの場の提供が強く求められる。今後も大いに拡充すべき事業であるが、児童相談事業や保育ステーション事業等、類似目的事業との役割分担の明確化や、施設の共同利用等、事業運営の効率化を検討する必要がある。また、外部委託に関し、入札等により委託決定プロセスの透明化を図るとともに、コストダウンの努力を払うべきである。児童虐待等への対応を強化していく必要もある。 |
| 手術等に要した経費の査定基準 | 検討・見直し | 入院助産については、出産後の生活面などの指導にも取り組んでいく必要がある。心臓手術に関して、制度発足時は保険適用ができないものがあったが、現在はほとんどのものが保険適用になっている。 心臓手術に関しては、他の代替的措置を検討する中で制度自体の見直しが必要である。 | 19 | B | 入院助産制度については、当制度の適用について十分検討していただきたい。単に助産支援をするだけでなく、生活自立のための指導・支援が必要と思われる。 心臓手術に関する制度については、保険適用等の状況を継続的に見て、制度の見直し・廃止の検討をしていただきたい。 |
| 関係機関及び保護者とも連携を深め、また、訓練内容などの見直しにより、多くの児童が参加できるようにする。 | 検討・見直し | 保護者ともより連携協力を深め、多くの療育・訓練を実施していく。 障がい児施設の整備とあわせて、療育機能の充実を図る。 | | | |
| 障害の程度などは個々に違うので、その対応が課題となる。 | 検討・見直し | 障害の早期発見と機能訓練等により補装具等の着装が低年齢化してきているが、児童の状態に応じた適正な支給に努める。 成長過程にある児童への補装具等支給となるため、サイズの変化や消耗が激しく、支給は増加の傾向になり予算面での取り組みは必要である。 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 224 | 障がい児支援事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H15 | - | (目的) 在宅の障がい児の地域生活を支援する。介護者宅への負担軽減を図る。 (手段) 障がいの程度、状況などに応じて障害福祉サービスの活用を図る。 サービス団体において、一時預かり等の援助が受けられるよう必要な手続きを行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 225 | こども医療費給付事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S48 | - | (目的) 子どもの健康増進と子育て家庭に対する経済的負担を軽減する。 早期治療を促し、疾病の重篤化を防止する。 (手段) 子どもの医療費の自己負担分を支給する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 226 | ひとり親家庭等医療費給付事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H4 | - | (目的) ひとり親家庭の健康増進と経済的負担の軽減、及び福祉の向上を図る。 (手段) ひとり親家庭の医療費の自己負担分を支給する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 227 | 児童手当給付事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S47 | - | (目的) 次代を担う児童の健全な育成を図る。 (手段) 児童を養育している方に手当を支給する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 228 | 母子生活支援施設委託事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S33 | - | (目的) 住宅・経済状況等の問題により、児童を養育できない母子世帯を保護し、母子支援施設に入所させ、母子が安心して生活できる環境を確保する。 (手段) 母子生活支援施設に入所させ保護する。単に保護するばかりでなく、生活、住宅、就労等母子が抱える様々な問題について相談に応じ、自立を助長する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 229 | 児童扶養手当給付事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S37 | - | (目的) 父母の離婚などによる母子家庭の生活を安定させることにより、児童福祉の向上を図る。 (手段) 認定請求時の精査とともに、対象家庭の現況、所得の状況等を把握し、手当の適正な支給を図る。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (b) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|--|-------------|--|---------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 〔 〕は、補助金等名称 |
| 障害者自立支援法では、市がサービス量を決定し、これに基づき利用者は介護事業者や福祉施設との契約になるが、児童を対象とするサービス提供事業者が少なく、必要な時期などにサービスが受けられない。 | 検討・見直し | サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合があるが、他の援護制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応えていく。 障害者自立支援法等に基づくサービス事業所の設置を国県に働きかけていく。 | | |
| 少子化支援の一環としての貢献度が高く、他市において対象年齢の拡大がされている傾向及び、議会の一般質問や市政モニターで要望があり、本市においても新たな対象年齢の拡大が必要と思われる。 | 検討・見直し | 平成22年10月～通院にかかる医療費を中学校修了まで拡大する予定であるが、引き続き制度の適正な運営に努める。 県の補助制度や医療保険制度の動向及び、市の財政環境を見据えながら制度のあり方を検討する。 | 20 | B 国や県の医療制度の影響を大きく受ける事業である。 次期越谷市子育てプランの策定と合わせ、将来の財政的な状況を踏まえた市としての対応策を検討し、事前に準備することが重要と思われる。 |
| 経済基盤の弱い母子家庭や父子家庭への貢献度が高いひとり親家庭等医療費制度は、市長への手紙等で現物給付の要望が寄せられている。他市においても現物給付が進む中、現物給付の実施が必要と思われる。 | 検討・見直し | 市の財政負担の増加や、医療費制度の動向を見据えながら、現物給付のあり方や申請手続きの簡素化を検討していく。 現物給付を実施するために、県や国に統一した医療費制度の実施を求めながら、制度の充実を図っていく。 | 22 | B 埼玉県ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱等に基づき、ひとり親家庭の健康増進、経済的負担の軽減、及び福祉の向上を図るために、ひとり親家庭における親子の医療費自己負担分を、県と市で支給する事業である。 「ひとり親家庭」に該当するか否かを確認するために、職員が現地調査を行うなど、適正な事務執行に対する取り組みは見られるが、提出された医療費の領収書に対する確認が行われておらず、制度の濫用に繋がる可能性があることから、何らかの確認体制の構築が必要であると思われる。 なお、現物給付については、市民の利便性向上や事務軽減に寄与する側面がある一方で、制度の濫用に伴う医療費の増加につながる恐れもあることから、現状の方式を維持することが望ましいと思われるが、現物給付による方法を全て排除せず、他自治体の情報収集についても積極的に行い、更なる事務の効率化に努められたい。 なお、制度自体が「届出制」となっているため、該当する市民の方がその機会を逸失しないよう、積極的なPR活動が必要である。ホームページでは事業内容が紹介されているが、所得制限の詳細が分からない、申請手続きの際に必要な書類が分からないなど、広報内容についても、市民目線で改善を行う必要がある。 同事業に関する条例に掲げられた「ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る」という目的を達成するためにも、継続的かつ向上性のある事業展開に努められたい。 |
| 平成22年度から子ども手当へ移行し、所得制限が撤廃されるため事務量の増大が見込まれる。そのため、子ども手当給付事業において、電算システムの改善や通知業務の簡略化といった、事務の効率化を図る必要がある。 | 終了(平成22年度) | | | |
| 母子生活支援施設への入所世帯は、多様な問題を抱えていたり、厳しい経済及び社会環境の中、自立への見通しが立ちにくい。そのため入所が長期化することがある。 | 検討・見直し | 多様で複雑な問題を抱える場合が多く、関係機関との連携を図り、入所者の自立に向けた支援に取り組んでいく必要がある。 | 19 | B 事業の本来の目的は、母子の自立支援にあると思われる。 施設へ入所させる対応のみならず、自立に向けた指導対応を他の部署とも協力して進める体制を検討する必要がある。 |
| 国による母子家庭の支援は、就労支援に比重を置いているため、今後の金銭給付拡大は見込めない状況であり、引き続き国からのあらゆる形態の支援情報収集に努める必要がある。 | 検討・見直し | 引き続き、受給者に対する迅速な対応に心がけるとともに、母子自立支援員の相談・指導体制により、自立支援教育訓練及び高等技能訓練の給付費を活用しながら、母子家庭の就業による経済的な自立を支援する。 | 18 | B 離婚増等の社会現象から受給者増の傾向とこのことであるが、市負担割合の増、受給額の減等を踏まえ、母子家庭自立支援や就業支援に向けた広報活動や理解を深める事業展開を期待する。また、将来、母子家庭自立支援員を配置することであるが、支援員を中心に母子家庭との経験、知識の交流の場としてブログなどITを活用したシステムの研究を進められることを提案する。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 230 | 母子家庭等生活支援事業 (母子家庭自立支援給付事業) | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H19 | - | (目的) 収入基盤の弱い母子家庭の母に対して、就労に結びつきやすい知識・技能の習得や生活の安定に資する資格の取得を促進し、母子家庭の自立を図る。 (手段) 母子自立支援教育訓練給付金の支給・高等技能訓練促進費の支給 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 231 | 母子家庭等相談事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H19 | - | (目的) 経済的基盤などの弱い母子家庭等の自立を促進し、児童の福祉の向上を図る。 (手段) 母子自立支援員(2名の交代勤務)による母子家庭等に対する相談及び支援を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 232 | 民間学童保育室運営補助事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H16 | - | (目的) 市内の特別支援学校等に通学する障がい児を、放課後の一定時間組織的に指導し、健全育成する場を提供する児童クラブに対し、助成を行い、障がい児を持つ家庭への子育て支援を図る。 (手段) 放課後児童クラブを運営するNPO法人に対し運営費を助成する。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 233 | みのり学園施設管理費事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S46 | - | (目的) 就学前の児童の日常生活能力や社会適応能力を促せるよう療育を図るために、必要な施設環境を整える。 (手段) 年齢やその子の能力に応じて、日常生活に必要な動作訓練、基本的な生活能力や生活環境に対する適応性を養うため、専門職員による療養を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 234 | みのり学園運営事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S46 | - | (目的) 知的発達に遅れのある児童を早期に療養し、社会適応能力を高めるために、日常生活能力や社会適応能力を促す。 (手段) 年齢やその子の能力に応じて、日常生活に必要な動作訓練、基本的な生活能力や生活環境に対する適応性を養うため、専門職員による療養を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 235 | あけぼの学園施設管理事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S51 | - | (目的) 就学前の児童30名に対し、個々の運動発達の段階に応じた運動指導、療育を実施し、日常生活に必要な基本的動作や知識の習得、運動機能の獲得を図るため施設環境を整える。 (手段) 毎日学園のバスで通園させ、運動発達の段階に応じた治療、運動療法、生活指導ができるよう、施設清掃、設備保守管理や不具合箇所等の補修など、施設の維持管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| 習得した資格等が的確に就労に結びつくよう情報の提供に努める。 | 検討・見直し | 習得した資格等が的確な就労に結びつくよう情報の提供に努める。また、より安定した就労に結びつく看護師資格等の習得を指導していく。 | |
| 母子家庭等が抱える多様な問題に答えられるよう相談指導の充実を図る。 | 検討・見直し | 母子家庭等が抱える多様な問題に答えられるよう相談指導の充実を図る。母子家庭の自立には、安定した就労が必須であり、ハローワーク等との連携を図っていく。 | 22 B 母子家庭等の自立を促進し、児童の福祉の向上を図るために、母子自立支援員による相談及び支援を行う事業である。 ハローワークとの連携や、戸籍事務担当課との連携も図られており、事業目的に沿った方向で仕組みが機能している点は評価できる。 社会的・経済的状況から相談件数は増加傾向にあるが、相談員の人数を増やさず、効率的に相談業務を進める工夫が必要である。 なお、相談内容が複雑化しているため、専門的な内容と一般的な内容を精査しつつ、各課に分散する相談窓口を統一する検討を進められたい。 また、「ひとり親家庭ガイド」に記載されている各種支援施策に係る諸手続きについても、円滑かつ迅速な手続きが行えるよう、相談員が総合窓口となって進められるような体制の構築、より分かり易い支援施策とするための制度統合などについても検討を進められたい。 このほか、市民にとってよりわかりやすい行政評価とするために、活動指標については「相談事業のPR実施回数(越谷市における母子家庭等総数に対して、何世帯にPRできたか)」、成果指標については、「越谷市における母子家庭等の総数に対する相談件数割合」を設けることについても積極的に検討を進められたい。 |
| 事業に対するニーズが高いため、今後も定員の拡充を図る必要がある。 | 検討・見直し | 保育ニーズが増えることが予想されるので、定員の拡大を検討していく。 | 21 B 障がいを持つ児童のための、保育室運営事業である。 待機児童の解消に向けて、今後、事業を担う既存NPO法人の事業支援とともに、新たなNPO法人の設立を支援するなど、現在の事業内容枠にとどまらず、事業拡大のための方策を検討されることを期待する。 |
| 施設は老朽化により建具や排水などの修繕箇所が増加している。改修を図りながら療育環境の向上・維持を目指していく。 | 検討・見直し | 施設の老朽化による不具合箇所の改修を進めていく。 知的障がい児通園施設「みのり学園」と肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」の2施設の機能を併せもつ施設、さらに新たな外来施設による一体的な施設として、障がい児施設を平成25年度に開設予定 | 20 B 児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。 事業目的が施設の維持管理であるので、活動、成果指標については、施設管理面に関連付けた指標を設定していただきたい。 施設の複合化計画に合わせ、平成25年春までの間の施設維持計画に基づいた保全を実施するよう求める。 |
| 業務の効率化等による経費の削減を図ることとなるが、計画中の障がい児施設開設に併せて運営方法等を決定する。 | 検討・見直し | 知的障がい児通園施設「みのり学園」と肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」の2施設の機能を併せもつ施設、さらに新たな外来施設による一体的な施設として、障がい児施設を平成25年度に開設予定 | 16 B 複合施設建設時に改善ということではあるが、事業費として大きな割合を占めている人件費の削減を検討する余地がある。 |
| 障害者自立支援法により、障がい者・児に対する自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこととする市町村等の責務が明記されており、肢体不自由児通園施設として障害福祉サービス事業を運営する意義は大きい。人件費の割合が多いため、業務の効率化等による経費の削減を図ることが課題である。 | 検討・見直し | 肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」と知的障害児通園施設「みのり学園」との複合化に向け、児童福祉課において複合施設の実施設設計が予定されているため関係課所との連携を図る。 新しい複合施設建設が平成25年4月に開設予定であり、施設サービス、早期療育教室、ことばの治療相談室を含めた総合的な児童デイサービス事業を提供し、効率的な施設運営に取り組む。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 236 | あけぼの学園運営事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S51 | - | 〔目的〕 就学前の児童30名に対し、個々の発達の段階に応じた運動指導、療育を実施し、日常生活に必要な基本的動作や知識の習得、運動機能の獲得を図る。 〔手段〕 毎日学園のバスで通園させ、運動発達の段階に応じた治療、運動療法、生活指導ができるよう、施設清掃、設備保守管理や不具合箇所等の補修などを実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 237 | 児童館コスモス施設管理事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S62 | - | 〔目的〕 館内の安全確保と快適な環境を保ち、児童館の持つ諸機能が十分に発揮できるように効率的な施設の管理を行う。 〔手段〕 施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。 | 高 | 低 | 低 | 高 | (b) | (d) | (a) | (a) | (a) | B |
| 238 | 児童館コスモス運営事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | S62 | - | 〔目的〕 子ども達の健全育成のための拠点施設として、また、「天文と物理」をテーマにしたこども科学館として、地域に根ざした児童館を目指し運営する。 〔手段〕 子どもの健全育成事業、科学教育事業を開催し、参加者の定着と拡大を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (a) | B |
| 239 | 児童館ヒマワリ施設管理事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H7 | - | 〔目的〕 館内の安全確保と快適な環境を保ち、児童館の持つ諸機能が十分に発揮できるように効率的な施設の管理を行う。 〔手段〕 施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (d) | (b) | (a) | (a) | B |
| 240 | 児童館ヒマワリ運営事業 | 児童福祉部 | 児童福祉課 | H7 | - | 〔目的〕 子どもたちの健全育成のための拠点施設として、また、「生物と環境」をテーマにした科学館として、地域に根ざした児童館を目指し、運営する。 〔手段〕 子どもたちの健全育成事業、科学教育事業を開催し、参加者の拡大と定着を図る。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (d) | (a) | (b) | (a) | B |
| 241 | 保育所入所事務事業 | 児童福祉部 | 保育課 | - | - | 〔目的〕 保護者の就労等により自宅で保育ができない家庭の児童を、保育所(園)で保育を実施し、仕事と育児の両立を支援する。 〔手段〕 入所担当職員が、個々の保育ニーズを申込書及び面接等により把握し、各保育所と調整を図りつつ、受付、選考基準による選考、決定等の事務を行う。また、保育所入所システムの活用により迅速かつ適切な事務処理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|------|------|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 13.外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 障害者自立支援法により、障がい者・児に対する自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこととする市町村の責務が明記されており、肢体不自由児通園施設として障害福祉サービス事業を運営する意義は大きい。事業費にかかる運営費が多いため、業務の効率化等による経費の削減を図ることが課題である。 | 検討・見直し | 肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」と知的障害児通園施設「みのり学園」との複合化に向け、児童福祉課において複合施設の実施設設計が予定されているため関係課所との連携を図る。 新しい複合施設建設が平成25年4月に開設予定であり、施設サービス、早期療育教室、ことばの治療相談室を含めた総合的な児童デイサービス事業を提供し、効率的な施設運営に取り組む。 | 20 | B | 児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。 平成25年春の施設複合化に向けて、現段階から保育士等の人材育成と、外部委託も見据えた業務効率化の準備を進めていただきたい。 |
| 開館23年を経過し、施設・設備の老朽化が進んでいる。平成18年度は配管の一部改修、平成19年度は冷暖房機器の一部改修、平成20年度は雨漏り・地盤沈下改修・エレベーター修繕・冷暖房機器の一部改修を実施、平成21年度は未改修部分の冷暖房機器の全面改修をおこなった。今後はプラネタリウム改修等逐次実施し施設・設備の環境整備・設備の更新をおこなっていく。 | 検討・見直し | 児童館の安全と快適な環境を維持し、児童館の持つ諸機能が十分発揮できるよう計画的な施設・設備の改修を図っていく。 | | | |
| 各年度毎の入館者・事業参加者数に若干の変動が見られるが、児童の健全育成のための拠点施設として、また、「天文と物理」をテーマにした子ども科学館としての児童館への市民要望は高く、今後も事業内容を精査し、拡充していく必要がある。さらに、事業運営の効率化を図るため逐次児童館運営の見直しを行っていく必要がある。 | 検討・見直し | 児童館運営の効率化や時代にあった事業運営を展開していくため、逐次児童館運営を見直ししていく。 | 18 | C | 子供が自ら学ぶ場づくりの社会的要請は特に高まっており、児童館による場の提供の意義は深く、20年間に及ぶ実績は大いに評価されるべきものと思料している。特に最近では、児童虐待、犯罪者からの防犯、子育て支援等、新たな社会要請が出現してきていることへの配慮を期待したい。しかし、運営実態をみると、児童福祉の総合的な取組を勘案し、より活動的な事業展開を考えた場合、現行の直営運営から、類似館を含め、指定管理者制度活用による委託運営、NPO等を活用した民間運営の研究を提案する。 また、現状を継続するにしても、担当者のユニークなアイデアを生かし参加費を徴収する事業を企画して、より深みのある事業展開を検討する時期なのではなかろうか。 |
| 施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、適切な維持管理を行う。児童館ヒマワリは、開館から15年が経過する中、冷暖房機器などの諸設備に老朽化が進んでいる。また、平成22年度には、天井部分から雨漏りが発生するなど早急に対応すべき修繕が発生しており、施設設備の計画的更新が必要となっている。 | 検討・見直し | 児童館の機能を保全し、館内の安全確保と快適な環境を保つため、効率的な施設の管理を行うとともに、施設設備等の計画的更新を行う。 | 21 | B | 児童館ヒマワリは、建設時に、用地費、建設工事費を合わせ総額22億円を要した大規模かつ先駆的な施設である。 開館から14年を経過し、経年による劣化への対応が必要になっている現状を踏まえながら、本施設を今後どのように維持管理していくべきか、運営面での課題整理と併せた総合的な検討を進め、効率的な事業執行を期待する。 |
| 入館者数に現象がみられるが、児童の健全育成の拠点施設として、また「生物と環境」をテーマにした子ども科学館としての児童館への市民要望は高く、今後も事業内容を精査・拡充していく必要がある。また、平成21年度の外部評価で入館者数の減少により総合評価が(C)となったが、平成21年度実績では94,527人と回復してきている。 | 検討・見直し | 児童館運営の効率化や地域に根ざした児童館を目指し、事業内容を精査し、多くの市民に利用いただけるよう児童館運営の検討・見直しを行う。 | 21 | C | 入館者数が平成15年をピークに年々減少している。しかしながら、今回のヒアリングでは、主管部門で一定の見直しが進められているものの、入館者の増加に向けた積極的な対策が、必ずしも明らかではなかった。 今後、この施設をどのように活用していくかは、市にとって大きな課題であり、多額のランニングコストや青少年をめぐる環境変化への対応など、多面的な検討が必要と思われる。できる限り早期に、広く市民や有識者も加えた「運営総点検委員会(仮称)」を設置され、抜本的な検討を進めるべきと考える。 なお、当面は、本施設で実施されている自主事業に、これまで以上の創意工夫を凝らし、より一層、児童・青少年など多数の市民に愛され活用される施設運営を望む。 |
| 保育所入所希望者が増加しており、さらに事務の効率化等を進める必要がある。 | 検討・見直し | 入所希望者の増加が見込まれることから、引き続き事務の効率化に努めていく。 業務のむね質上、大幅な改革改善は困難であるが、事務の効率化に向けた取り組みを継続していく。 | 18 | B | 待機児童の保護者を含む利用者の声を集めた要望集を作成し、保護者との共通認識を深める手段にされてはどうか。入所に関し、近隣市町村との比較でも、十分な成果が上がっているようであるが、多角的な子育て支援が求められる時代であることから、市民満足度の更なる向上のため、保育サービスのグレードアップ策も試行してみる必要があるのではなかろうか。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 242 | 私立保育所事業 | 児童福祉部 | 保育課 | S54 | - | (目的) 私立保育所の円滑な運営と保育内容の向上を図るため、社会福祉法人立等の私立保育所に対し、保育所運営に必要な人件費及び事務執行諸経費などの運営費等を助成する。 (手段) 公共性の高い事業を実施した保育園に補助金を支弁する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 243 | 家庭保育室事業 | 児童福祉部 | 保育課 | S48 | - | (目的) 多様な保育ニーズに応えとともに、待機児童の解消を図るため、保護者の就労等により保育に欠ける乳幼児の保育を家庭保育室で行う。また、家庭保育室に乳幼児を預ける保護者に対し、その負担能力に応じて保育料の一部を補助する。 (手段) 委託先に補助金を交付する。(代理受領) | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 244 | 保育ステーション事業 | 児童福祉部 | 保育課 | H9 | - | (目的) 仕事と子育ての両立を支援するため、利便性の高い駅前保育ステーションを設置し、送迎保育や一時保育・育児相談等を実施する。 (手段) 民間活力を活用し、多様な保育ニーズに応えるため、運営を社会福祉法人に委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 245 | 児童福祉法による委託事業 | 児童福祉部 | 保育課 | - | - | (目的) 多様化する保育需要に対応するため、管内(市内)の民間保育園及び管轄外(市外)の保育園に入所を委託する。 (手段) 委託先に対し、各年齢毎の入所人数に応じた保育費用を支弁する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 246 | 保育所管理事業 | 児童福祉部 | 保育課 | S44 | - | (目的) 保育所の安全確保と保育環境の向上を図るため、効果的な施設管理に努める。また、緊急の修繕や年次計画的修繕を実施し、快適な保育環境の充実に努める。 (手段) 警備、清掃、防火施設、害虫駆除などの業務を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 247 | 保育所運営事業 | 児童福祉部 | 保育課 | - | - | (目的) 増加傾向にある保育需要に対応するため、良質かつ適切な保育サービスの提供を行う。また、障がい児保育、延長保育等の多様な保育ニーズに応えられるよう、適切な保育所運営の確保に努めるとともに、地域に開かれた保育所づくりを進める。 (手段) 保育所運営に係る直接・間接経費の充実、適正な就労形態の維持と資質向上研修などを実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 248 | 保育所改修事業 | 児童福祉部 | 保育課 | S44 | - | (目的) 施設の構造耐力の低下要因の対策と衛生設備等の充実に努めるため、既存施設(公立保育所の屋根、外壁、内装、設備)の維持管理を行い、効果的な使用環境を整備する。 (手段) 施設各部位の耐用年数及び経年劣化状況を把握し、特に屋根、外壁など直接雨水が浸入する恐れのある部位を重点的に改修する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 249 | 地域子育て支援事業 | 児童福祉部 | 保育課 | H14 | - | (目的) 保護者が急用等で保育に困った時やリフレッシュのため、一時保育や育児相談を行う。また、地域に根ざした子育て支援事業を展開するため、地域子育てサークル等の育成・支援を行う。 (手段) 保育所内の支援センターにおいて、一時保育や子育てについての悩みや不安などの相談に経験豊富な有資格者が対応する。また、月に一度、子育て講座を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|---|---------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 保育ニーズは依然として高く、民間保育園との連携はますます必要である。 | 検討・見直し | 平成23年度も子育て支援費用に見合う予算計上を行い、健全な事業の推進に取り組んでいく。 ますます高まる保育需要と子育て支援の充実のために、効果的な事業の執行に努めていく。 | 20 | B 【私立保育所運営改善費補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 多様化する保育需要の潜在ニーズを、更にきめこまかく定量的に把握されることが重要である。 また、私立保育所の施設や人員配置の状況について、市民に対して分かりやすくPRし事業推進していただきたい。 保育行政に基づく保育従事者の確保・育成に向けて、時間単位での勤務など勤務条件の柔軟化、処遇の改善も求めていく必要もあるのではないかと。 |
| 認可保育所と家庭保育室の地域バランスを考慮し、家庭保育室の支援を行う必要がある。家庭保育室制度が若干時代にそぐわない面もでてきていることから、制度の見直しも考えていきたい。 | 検討・見直し | 企業型の保育室の検討など家庭保育室制度の見直しを進めていく。 家庭保育室をはじめとした民間活力を活用しながら、待機児童の解消に取り組んでいく。 | 20 | B 多様化する保育需要を踏まえ児童の積極的受入体制の整備が必要であり、また家庭保育室事業の市民へのアピールも大切である。 保育行政としての方針に基づいた、公立・私立保育所と家庭保育室のバランスを図る必要がある。 |
| 保育ステーションは女性の社会進出、共働き家庭の増加に伴い、需要が高まっており、今後も十分な対応が必要である。 | 検討・見直し | 利用状況等の把握と整理を行い、多様な保育ニーズに対応できるように取り組んでいく。 今後のサービス需要を把握しながら、保育ステーションの増設の必要性を含め、一層の充実にに向けた検討を図っていく。 | 18 | B 事業費は、2ヶ所の保育ステーションへの委託費であるが、利用ニーズも高く、利用者も増加傾向にあることから、事業継続も必要と思われる。市が自己負担する一般財源経費も増加傾向にある中、今後ますます増加する多様なニーズにどう対応すべきか、検討する必要がある。 |
| 今後も民間保育園を支援することにより、入所児童の増加と多様な保育ニーズの充実に図る必要がある。 | 検討・見直し | 待機児童解消と高まる保育ニーズに対応するため、民間施設との連携を強化する。 民間保育園への支援を通して待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応したサービスの充実に図っていく。 | 17 | B 待機児童の解消に向けての取り組みについては、一定の成果を得られている。さらに一歩すすめて、現在は就労していないが就労への希望があるなど、届出されていない待機児童の潜在的ニーズを把握し、保育事業全体の事業計画に反映されることを願う。公立保育園の運営については、今後求められるサービスの多様化への対応を促すような施策の検討をお願いしたい。 |
| 施設の経年劣化が進んでおり、計画的に維持管理を行っていく必要がある。 | 検討・見直し | 施設の現況把握に努め、安心・安全な保育施設の維持のために予算の効果的な執行に努める。 施設の老朽化を視野に入れ、計画的に修繕等を行い、効果的な予算の執行管理に努めていく。 | | |
| 子育てと就労支援達成のため必要不可欠な事業であり、引き続き事業の推進を図っていく必要がある。 | 検討・見直し | 事業実施において大きな割合を占める人件費の適正な執行に取り組んでいく。 費用対効果を検証し、民間保育園とのさらなる連携強化を図っていく。 | 19 | B 受け入れ児童の量的な拡大については、公立保育所の規模拡大が難しい状況にあることから、民間を積極的に活用すべきである。また、市では、民間で対応の難しい障害児保育、延長保育、地域保育への貢献に重点を移し、多様な保育ニーズへの対応に期待したい。 評価表の資源投入量について、保育士等保育所に勤務している職員の人件費が含まれていないため、正確なコスト把握ができていない。評価数値の記載方法について見直しが必要である。 |
| 施設の老朽化が進む中で、施設の安全確保を最優先に、限られた予算の効果的な執行に努める必要がある。 | 検討・見直し | 温暖化対策も見据えながら、改修に取り組んでいく。 順次、要改修施設・改修箇所を選定し、予算の効果的な執行に努めていく。 | 20 | B 公立・私立保育園の設置、家庭保育室との分担など、保育行政全体を見据えたうえで、公立保育園の今後の役割を定め、中長期的改修計画との整合を図っていただきたい。成果指標については、改修計画に対する改修実施率などを設定していただきたい。 |
| 一層拡大するであろう地域子育て支援へのニーズに対応しつつ、多様な子育て支援と保育の充実に図る必要がある。 | 検討・見直し | 新たに民間保育園に開設される予定のセンター整備を支援する。 新たに整備する保育所(園)への併設を検討し、多様な子育て支援の充実拡大を図っていく。 | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 250 | 学童保育室施設管理事業 | 児童福祉部 | 保育課 | - | - | (目的) 安全で快適な保育環境の確保と保育内容の向上を図るとともに、適正な施設の管理に努め、放課後児童の健全育成事業の充実を図る。 (手段) 定期的に施設のチェックを行い、専門業者に依頼し適正な維持管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 251 | 学童保育室運営事業 | 児童福祉部 | 保育課 | - | - | (目的) 放課後児童の健全育成のため、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。 (手段) 学童保育指導員及び臨時職員により対応する。また、一部について私立保育園に委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 252 | 学童保育室改修事業 | 児童福祉部 | 保育課 | - | - | (目的) 児童の安全・衛生面及び施設のバリアフリー化等を考慮し、フローリング化の改修工事を行い、快適な保育環境づくりに努める。 (手段) 施設各部位の耐用年数及び経年劣化状況を把握し、安全・衛生面を重点的に改修を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 253 | 学童保育室増築事業 | 児童福祉部 | 保育課 | S48 | - | (目的) 増加傾向にある学童保育室の需要に対応するため、学童保育室の建設を行う。 (手段) 学校敷地内または余裕教室の活用を図り、学童保育室を整備する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 254 | 民間学童保育室運営補助事業 | 児童福祉部 | 保育課 | S56 | - | (目的) 保護者の負担を軽減するため、昼間就労等で保護者が不在の家庭の小学校低学年または市内の特別支援学校に通学する障がい児の放課後の健全育成の場を提供する民間事業者に助成を行う。 (手段) 民間学童保育室を行うものに対して、補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 255 | 学童保育室給食扶助事業 | 児童福祉部 | 保育課 | H18 | - | (目的) 公立学童保育室に入室している要保護・準要保護世帯の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、給食費を扶助する。 (手段) 就学援助認定世帯及び生活保護受給世帯に扶助する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|--|-------------|--|--------------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 施設の老朽化に対応した効果的な施設管理が必要である。 | 検討・見直し | 教育委員会等と連携を図りながら、安全な保育環境を確保していく。 建築年数と比例し、構造の劣化は避けられないため、計画的・効率的な施設管理を行っていく。 | 21 B | 公立学童保育室29ヶ所の軽微な修繕など、維持管理を行う事業である。 学童保育室は、校庭を借用したプレハブ建設保育室、及び校舎の一部を借用した保育室に大別されるが、特に、プレハブ保育室の老朽化への対処が課題となっている。 今後とも、安心・安全の見地に立ち、長期的視点に立った計画に基づき、適切な管理に努められたい。 |
| 障がい児保育、土曜日開室、保育時間の延長等の多様なニーズに応じていくためには、経費の増加が見込まれるため、効果的な執行管理の必要である。 | 検討・見直し | 指導員の身分を一般職に切り替えたこと、また、土曜日保育を軌道にのせるため、平成22年度を通して課題等を把握する必要がある。 保育時間の延長や障がい児保育の拡充の要望に応えるため、指導員の効率的な配置等に努める必要がある。 | 21 B | 各地域ごとの学童保育希望者数について年度ごとに増減があること、また多様化する保育ニーズへの対応など、事業計画を左右する様々な要因があることは理解できる。 今後とも、地域のニーズを把握され、民間施設の活用やパート指導員の活用などに配慮しつつ、変化に対応した柔軟かつ効率的な事業推進を望む。 |
| 学童保育室は建築年数、入室指導数の大小により差が生じるが、引き続き安全確保のために計画的な対応が必要である。 | 検討・見直し | 多様な保育ニーズに対応するため、児童数を勘案しながら施設の改修を行っていく。 施設の老朽化が進む中、大規模な改修も予想されることから、建て替えも視野に入れた効果的な対応を図っていく。 | 21 B | 公立学童保育室29ヶ所の施設の大規模改修を目的とした事業である。 施設が老朽化する中で、これまで以上に学校施設等既存施設の有効活用を図り、市全体としての効率化を進められることを期待する。 なお、学童保育室施設管理事業(250)と管理対象が同一であることから、両事業の統合について検討されることを望む。 |
| 待機児童解消のため、長期的に入室希望の多い小学校区の学童保育室の整備を早急に進める必要がある。 | 検討・見直し | 待機児童が多く余裕教室利用が見込めないなど他の方法がない小学校区の保育室の増築を実施する。 教育委員会等の関係機関と調整を行いながら、長期的な待機児童の把握に努め効果的な施設整備を行っていく。 | 22 B | 市立小学校に通学する低学年の児童について、帰宅後に保護者が就労等の事情により保育することができない場合、保護者に代わって保育する場所である学童保育室の増築を行う事業である。 学童保育室への入室需要増加に対応するための増改築事業であることから、待機児童数がどのくらい解消したのかを成果指標に設定し、増改築の計画管理を行う必要がある。 越谷市では、学童保育室のあり方について「公設」を基本としながら、その都度、「公営」か「民営」かを検討しているとのことであるが、市民に理解されるだけの根拠が必要である。 公設民営と公設公営とのコスト比較、保育所運営に係る経費に対する保育料収入の寄与度、月額保育料の適正価格等についてコスト分析がなされておらず、一般的にコスト意識が希薄である。 市民ニーズが高く、必要性の高い事業であるだけに、より厳しい姿勢で事業に取り組まれない。 |
| 公立学童保育室の一層の充実を図る必要がある。 | 検討・見直し | 入室希望者が多く見込まれることから、事業充実を図り継続的に取り組んでいく。 入室児童の推移を把握し、公立と民間とのバランスのとれた運営を推進していく。また、民間事業者の一部の高齢化が進んでいることから、公立化に向けた検討も進めている。 | 22 B | 民営の学童保育室に対して、その運営を支援するために補助金を交付する事業である。 越谷市の基本姿勢として「公設」を基本としながら、その都度、「公営」か「民営」かを検討していることを踏まえながら、民間学童保育室及び同入室児童数を毎年減少させていく活動指標・成果指標の設定が必要である。 補助金額の算出に用いている「補助対象児童1人につき月額10,000円」については、「公設公営の保育室運営経費を入所児童数で除した児童1人当たりの経費から、児童1人当たりの月額保育料収入額分を減じた額」を基に積算しているとのことであるが、公設公営よりも高い月額料金を徴収している民営の保育室があることも踏まえ、受益者負担の公平性の観点や、サービス内容、社会情勢等を考慮した上で、補助単価(10,000円)の妥当性を検証し、必要に応じて見直しを実施するなどの対策が必要である。 また、補助金交付に対する市民理解を継続的に得るためにも、公設公営と公設民営とのコスト比較を早急に進められたい。 そのためにも、補助金交付先民間事業者の財務状況や保育室の運営体制の把握などについて、積極的に取り組まれない。 このほか、官民相互の情報交換を行い、双方が持つ運営のノウハウを共有することにより、より充実した保育サービスの提供に努められたい。 |
| 扶助費の支給基準である就学援助基準の周知を図り、扶助していく必要がある。 | 検討・見直し | 民間学童保育室利用者についても扶助対象とするかを検討していく。 保護者の一部負担も含めたニーズ調査を行い、充実した給食の提供を図っていく。 | 19 B | 民営の保育室に対する扶助は行われておらず、公平性の面で課題が残ると思われる。民営保育室についても、同様に扶助の必要性を調査検討していただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 256 | 新方保育所建替事業 | 児童福祉部 | 保育課 | H20 | H22 | (目的) 低年齢児の定員増、待機児童解消と多様な保育ニーズに対応すべく、新方保育所を整備する。 (手段) 建て替えによる施設規模の拡大を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 257 | 病後児保育事業 | 児童福祉部 | 保育課 | H18 | - | (目的) 仕事と子育ての両立を支援するため、病気回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児・児童を一時的に保育する。 (手段) 病気回復期にあり、保護者等の都合で、家庭での保育ができない児童を保育する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (a) | (b) | (b) | (a) | (b) | B | | | |
| 258 | 廃棄物減量等推進審議会運営事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H5 | - | (目的) 廃棄物の減量及び資源化を推進する。 (手段) 廃棄物減量等推進審議会を開催し、総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 259 | 廃棄物減量等推進員事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H18 | - | (目的) 市と市民の協働により、廃棄物の減量及び資源化を推進する。 (手段) 各自治会から推薦を受けた方を廃棄物減量等推進員として委嘱し、家庭ごみの適正な処理方法の普及啓発を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 260 | 分別収集普及事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H18 | - | (目的) 正しい分別の普及啓発と分別方法の徹底を図る。 (手段) ごみ収集カレンダーを作成し、全世帯に配布するとともに、各集積所にカゴやネット等を配布する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 261 | 可燃物収集運搬事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | S33 | - | (目的) 一般家庭から排出される可燃ごみの収集運搬業務を効率的に行う。 (手段) 越谷市全域を週2回(月・木)(火・金)(水・土)の3コースに分けて、各家庭から排出される可燃ごみを定期的に収集する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 262 | 資源物等収集運搬事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H18 | - | (目的) 家庭から排出されるごみの減量及び資源物の有効活用を促進する。 (手段) ごみ集積所に排出される資源物(古紙類、ペットボトル、びん、古着類、白色トレイ、危険ごみなど)を定期的に収集し、施設に搬入する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 263 | 粗大ごみ収集運搬事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H3 | - | (目的) 市民の生活環境を維持するため、各家庭から排出される粗大ごみを収集する。 (手段) 不燃ごみの収集区域ごとに収集日を指定し、自宅及びごみ集積所にて家庭から排出される粗大ごみを迅速かつ確実に収集し、リサイクルプラザに搬入する。 | 高 | 低 | 低 | 高 | (a) | (b) | (a) | (a) | (b) | B | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|----------------|---|------|------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 13.外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | | |
| 事業は計画されたとおり進捗していることを確認された。また、今年度においても、計画通り事業が竣工する予定である。 | 終了 (平成22年度) | | | | |
| 多様な保育ニーズに対応するため、病児保育の検討を進めていく必要がある。 | 検討・見直し | 病児保育の実施に向け医師会等との調整を進めていく。 病児保育の実施に向けた検討を進めていく。 | | | |
| 一般廃棄物の減量等の施策に関するコンセンサスを形成していく場として、審議会をより積極的に活用していく必要がある。 | 検討・見直し | 一般廃棄物処理基本計画の改定や、家庭ごみの有料化及び事業系一般廃棄物(不燃ごみ)処理手数料の見直しに向け、審議会を開催する。 ごみの減量及び資源化を推進するため、審議会を積極的に活用していく。 | | | |
| 廃棄物減量等推進員制度に対し、自治会間において認識の違いがある。 | 検討・見直し | 推進員の未選出自治会に対し、廃棄物減量等推進員制度によるこれまでの実績等を説明しつつ推進員の選出の協力を求めていく。 市内の全自治会において、廃棄物減量等推進員制度の理解を得て、一般廃棄物の減量及び資源化のより一層の推進を図っていく。 | 19 | B | 家庭ごみの適正な処理方法の普及・啓発活動に向けた推進員の役割は大きい。 推進員が動きやすい環境作りを行うとともに、新たにオープンするリサイクルプラザ啓発棟の有効利用と合わせて、推進員の啓発活動を計画的に行っていくことが重要である。 |
| ごみ収集カレンダーを全戸配布しているが、紛失などにより再配布が増加し、印刷部数が増加していること ごみ集積所が増加傾向にあること | 検討・見直し | ポスティング方法を検討し、配布精度の向上を図る。 現状のポスティング方法の精度向上を含め、ごみ収集カレンダーの配布方法を検討する。 現状のごみの収集方法であるステーション方式の見直しを含め、ごみ出し方法を検討する。 | | | |
| ごみ集積所が増加傾向にあり、収集に時間がかかること | 検討・見直し | ごみ集積所に排出される事業系ごみの指導徹底 現状のステーション方式の見直しを含め、ごみ出しの方法を検討する。 | 21 | B | 可燃ごみ分別の不徹底によるコスト増大の対策として、有料化を検討中とのことであるが、効果が期待できると思われる事業については、早期に結論を出し、実施に移すべきである。 また、事業系ごみの出し方については、今後とも現場パトロールの強化などを通して、きめ細かい対応をとられたい。 |
| 現状の分別方法の普及と、より効率的な分別方法の検討 | 検討・見直し | 資源物の分別方法の普及することにより、更なる減量を図る。 資源物の排出状況を見極め、より効率的な収集体制の検討を行う。 | | | |
| 申込み受け付け体制の整備と併せた一体的なシステムの構築による事務の簡略化 | 検討・見直し | 平成21年9月から収集料金のシール化(前払い制)により現金の収受がなくなったが、シールの不貼付や過不足などに対する対応が増加し、さらに交通事情が変動し収集に時間が係る状況であることから、委託料の算定根拠の見直し。 パソコンと連動した受付システムの構築により、効率的な収集業務の発注方法を検討する。 | 20 | B | 事業内容は、粗大ごみの収集及び処理場への搬入であり、その点においては適切な外部委託である。 課題は、リサイクル率アップ、減量化、手続の効率化である。 については市民へのアピール、は粗大ごみ処理券有料シールの採用や、パソコンシステムを活用した事務処理の導入の推進を期待する。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 264 | 公共施設廃棄物処理事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | - | - | (目的) 市の公共施設から排出されるごみを適正に処理する。 (手段) 可燃ごみは週2回の定期収集(東埼玉資源環境組合に搬入)、資源物等(びん・缶)、不燃ごみ、危険ごみは隔週1回(越谷市リサイクルプラザ) | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 265 | 動物死体収集事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | S61 | - | (目的) 公衆衛生を維持すること。 (手段) 専門業者へ委託することにより、道路や敷地内に放置された野良の動物死体及び飼い動物の戸別有料収集・処理を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (c) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 266 | 環境美化事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | - | - | (目的) 地域の快適な生活環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを図る。 (手段) ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置防止や不法投棄物、清掃活動等により集められたごみの収集・処分を行うとともに、不法投棄の恐れがある箇所等に啓発看板を設置する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 267 | し尿収集事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | - | - | (目的) 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。 (手段) 一般家庭等から排出されるし尿を業者に委託して定期的に収集運搬を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 268 | 最終処分場維持管理事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H2 | - | (目的) 一般廃棄物最終処分場の安全を確保する。 (手段) 地下水の水質検査を月1回、各種機器の保守点検及び運転管理を月8回の巡回管理方式で、維持管理を行う。 | 高 | 低 | 高 | 低 | (b) | (d) | (a) | (b) | (b) | B |
| 269 | 破砕物等搬出事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H18 | - | (目的) 一般家庭から排出される不燃ごみ、缶、びん類、粗大ごみを再資源化するため、リサイクルプラザ資源化施設において選別・破砕処理を行った後の残渣や、不法投棄により回収した家電リサイクル法対象機器、その他の処理困難物をそれぞれの処分場に運搬する。 (手段) リサイクルプラザ資源化施設から出たものを、それぞれ業者に委託し、可燃物は東埼玉資源環境組合に運び、不燃物等は、それぞれの処理施設に運ぶ。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|--|----------|----------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施 年度 | 総合 評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 可燃ごみの更なる分別・減量を図る | 検討・見直し | 可燃ごみに混入している古紙類の分別徹底 各公共施設における分別方法の徹底を図り、資源物としての収集量を増加させる。 | 21 | B | ごみの15種類分別に対する効果は期待できるが、分別を徹底させることがポイントとなる。 継続的に周知を図り、減量とリサイクル化に対する具体策を策定し推進していただきたい。 |
| ペットの動物死体の処理方法が周知されていない。 | 検討・見直し | 越谷市斎場や民間ペット霊園を利用した飼い主の責任による個別火葬の推奨 ペットの動物死体については、市民全体が利用する事業ではないため、個別での処理方法の周知を検討していく。 | 18 | B | 飼い主がいる動物死体については、市民感情から、市の斎場で扱うようにすることを検討するか、現行3,500円の受益者負担額の増額を検討していただきたい。年間2,000体もの動物死体を処理し、1,000万円の経費が使われていることについて、市民のご意見を確認したい。路上放置の動物死体の処理は現行のままで止むをえないと思われるが、動物を愛護する気持を啓発することを望む。 |
| 不法投棄防止のためのパトロール及び監視の強化 環境美化意識の啓発 | 検討・見直し | 定期的な不法投棄パトロールの実施及び、道路や公園などの施設管理者による管理の徹底。自治会による地域清掃を支援していくことにより、環境美化意識の啓発を図る。 不法投棄対策のための体制強化(警察OBの採用など) | 19 | B | ごみの不法投棄、タバコのポイ捨て等、住民のモラル向上対策は重要課題である。 新たに制定される路上喫煙禁止条例に期待するところは大きい。不法投棄防止のパトロール継続とともに、自治会やボランティア清掃団体の環境美化活動への支援の拡充を図る必要性も考えられる。 |
| 公共下水道接続区域の拡大及び合併処理浄化槽の普及により、し尿収集世帯が年々減少している。 | 検討・見直し | 平成23年度は、大規模災害時に対応可能な収集車両台数について検討する。 今後は、委託料の算定方法に可燃ごみ等の委託料の算定方法を取り入れることを検討するとともに、大規模災害時に対応できる体制の確立を図る。 | 20 | B | 対象世帯は2,800程度と多くはないが、現状では継続が必要な事業である。今後検討すべきものとして浄化槽設置の推進があるが、補助金額のアップがどの程度効果的かを調べる必要がある。また、同時に市民への周知も欠かせない。 なお、災害時の対応については、危機管理課の防災施設整備計画担当との協議も必要と思われる。 |
| 月8回委託している浸出水処理施設の点検結果に従い、機械の修繕をし、常に適正基準の水質を保てるように維持管理を行う。 | 検討・見直し | 一般廃棄物最終処分場の安全性を確保するため、各機器の保守管理や水質検査など維持管理を図っていく。 点検結果に従い、施設を維持するために、計画的に修繕等を行う。 | 21 | B | 本事業は、委託事業として行っている。水質検査は重要であり、万一ミスがあると、将来取り返しのつかない事態にもなりかねない。 現在、検査は職員立会いのもとで行われているが、結果報告においては環境資源課のチェック基準をマニュアル化するなどし、チェック漏れ防止及びノウハウの伝達を考慮すべきである。 |
| 不法投棄や処理困難物の廃棄にかかる処理委託費の削減を図る必要がある。 | 検討・見直し | 更なる分別・資源化を徹底し、可燃・不燃破砕物及び処理困難物等の搬出量の減少を図っていく。 不法投棄防止パトロールや、リサイクルプラザ啓発施設での効果的な啓発・啓蒙を図り、より一層のごみ減量を図っていく。 | 20 | B | 破砕可燃物等を処理場へ搬入する事業であり、搬入の外部委託は適切である。 課題としては、事業費の80%を占める不法投棄物や乾電池等の廃棄にかかる処理委託費の削減である。解決には、市民の理解が求められるので、より効果的なPR活動を行い、ごみの減量に努力していただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 270 | リサイクルプラザ啓発施設管理事業(修理再生等啓発事業) | 環境経済部 | 環境資源課 | H20 | - | (目的) ごみの減量、リサイクルの啓発を図る。 (手段) リサイクルプラザで年5回行うリユース展やリサイクル工作教室などを実施し、ごみの減量や再使用・再利用を市民に促す。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (c) | (a) | (b) | (b) | B |
| 271 | 粗大ごみ受付業務事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H3 | - | (目的) 粗大ごみ戸別有料収集の事前申込みの受付 (手段) 電話による収集申込みが年間約30,000件あり、この受付を迅速に行う。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (b) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| 再使用・再生利用の意識の高揚を図るとともに、ごみの減量やごみ処理経費の節減を図る必要がある。 | 検討・見直し | 一般市民だけでなく、市内小学校・公共施設・各種団体に対して、より一層の広報活動を行うと同時に、リユース展や講座の充実により、市民の意識啓発を図るとともに、ごみの減量やごみ処理経費の節減を図る。また、来館者を増やすため、もっと便利に利用してもらえるよう交通手段についても検討する。 市民のニーズを把握し、より充実した事業を行うとともに、ボランティアの充実を図る。 | 22 C 廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処分を行い、生活環境を清潔にすることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として設置された、「越谷市リサイクルプラザ」において、ゴミの減量やリサイクル等の普及啓発を行う事業である。 しかしながら、本事業の目的については、普及啓発に留まらず、ゴミの減量や再使用・再生利用について、市民が自ら率先して行動できるところまで次元を高めることが求められており、具体的な事業内容の妥当性について検証を行うべき点が見受けられる。 平成19年度の施設開館以降、来館者数は増加しているが、啓発活動の結果として、ゴミの減量や再使用・再生利用が進んだか否かが判断できないため、適切な成果指標の設定が必要である。活動指標として「自主事業の実施回数」、「自主事業の参加率(参加者数/募集人員)」、「修理再生品の製作台数」などを、成果指標として「自主事業実施回数目標の達成率」、「自主事業参加率の達成率」、「ごみの減少量」、「修理再生品の製作台数目標に対する達成率」、「修理再生品の販売台数又は販売額」等を設定することを検討されたい。 リユース展及びリサイクル教室については、一定規模の収入、ゴミ減量、リサイクルに関する普及啓発に大きく寄与しており、効果のある事業として認められるが、これらの業務に対する従事時間を積算して正規・臨時職員の業務量が年間207人は過大ではないか。あるいは、他の事業への従事時間が、本事業への従事時間として積算されている可能性はないか、いずれにしても、人工の積算が不明確であり、市民から見た場合「人件費の割合が大きい」と認識される可能性が高い。今後は、事業の進め方においてボランティアの活用や市民団体との連携などを積極的に進め、業務効率化を図る必要がある。 根拠法令である、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、本事業内容に制約を課するものでないため、目的を絞った事業推進とコスト削減の方策を真摯に考える必要がある。特に、図書コーナーについては、有効に活用されているとは言いがたく、より効果的な活用に向けて、具体策を早急に講じる必要がある。 啓発活動の効果はすぐに現れるものではないが、「箱物行政」との批判を受けまいよう、ボランティア団体や市民ひとりひとりへの働きかけ、協働による事業推進など、地道な啓発活動に努められたい。 なお、事務事業評価が細分化されていることにより、市民からみて事業の全体像や背景が見えにくいいため、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやくなるように改善する必要がある。 |
| 申込み受け付け体制の整備と併せた一体的なシステムの構築による事務の効率化 | 検討・見直し | 申込み受付時に手書き伝票により処理しているが、これをパソコンと連携した処理システムの導入により効率化を図る。 | 17 B 粗大ごみに関する問合せについては、インターネット等の活用により事業内容を広報し、事前に市民の理解を得られる方法を検討する。また、運搬費は一律にするなど、事業内容を単純化し、業務全体を標準化することにより市民にとってわかりやすく、また業務の実施にあたっては効率化することを願う。申し込み受付については、県の電子申請システムでの受付が実施されているが、さらに申し込み方法の説明を表示しながら入力できる機能追加を検討するなど、市民からの問合せ対応に効率よく対応できる方法の検討を望む。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 272 | リサイクルプラザ資源化施設管理事業(不燃ごみ収集等事業+リサイクルプラザ施設管理費) | 環境経済部 | 環境資源課 | H18 | - | (目的) 廃棄物の資源化及び減量を図る。 (手段) 資源化施設に搬入される粗大ごみや不燃ごみなどを効率的に処理し、資源物を選別するため、運転管理等を委託することにより、資源化施設の維持管理を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 273 | 東埼玉資源環境組合負担金事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | S36 | - | (目的) 東埼玉資源環境組合において、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町の家庭から排出される可燃ごみ、伐採枝、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。 (手段) 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町で負担金を支払う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 274 | 資源回収奨励補助金交付事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H1 | - | (目的) ごみの減量化による処理経費の節減及び資源の有効利用に対する市民意識の高揚を図り、併せて地域コミュニティづくりを促進する。 (手段) 自主的な資源回収を行う市内の地域住民で組織する団体に対し、回収量に応じて補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 275 | 家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | H12 | - | (目的) 家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進する。 (手段) 生ごみ処理機器を購入する世帯に対し、補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 276 | 合併処理浄化槽普及事業 | 環境経済部 | 環境資源課 | S63 | - | (目的) 公共用水域の水質汚濁の防止と環境衛生の向上 (手段) 市街化調整区域に居住用の生活排水設備として合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|--|--------------|-------------------------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 建物設備保守管理を計画的に行っていく必要がある。 | 検討・見直し | 搬入される粗大ごみや不燃ごみなどを効果的に処理するため、機器類の保守管理など適正に運転管理等を図っていく。 施設や設備を維持するために、計画的に施設や設備機器類の維持管理・修繕等を図っていく。 | 22 | C | <p>廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処分を行い、生活環境を清潔にすることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として設置された、「越谷市リサイクルプラザ」の施設管理、及び不燃ごみの収集等を行う事業である。</p> <p>施設管理については、目的と手段の設定が曖昧である。「目的:廃棄物を効率的に処理し、資源物を選別することにより、廃棄物の資源化及び減量化を図る」、「手段:運転管理等を専門の知識を有する者に委託することにより施設の適正な維持管理を行う。」とするなど、再度、事業目的の設定から検討する必要がある。</p> <p>また、活動指標や成果指標も不適切な状態となっていることから、活動指標については「廃棄物の処理(選別)能力(52t/日)」、「運転トラブルの発生回数」などを、成果指標についても「搬入された廃棄物の資源化率(資源化できた廃棄物/搬入量)」、「ゴミの減少量」などを指標として設定することを検討されたい。</p> <p>業務委託契約については、市の方針により長期継続契約が導入されており、単年契約を行った場合とのコスト比較も実施されている。今後も、契約更新時には単年契約とのコスト比較を着実に実行し、コスト削減に努められたい。なお、清掃業務については仕様書の再検証を行い、施設の稼働状況や利用率に見合った業務内容とすべきである。</p> <p>施設維持管理における修繕の計画・見直しについては、運転管理委託先より提言を受け、耐用年数や稼働率から修繕の必要性を決定しているとのことである。また、委託事業者と市職員で構成される定例会議も月1回開催するなど、委託事業者との間で情報を共有するための体制も確保されている。修繕の計画・見直しについては、今後も職員が主体性を持って積極的に関わり、効率的な修繕の実施に努められたい。</p> <p>経年とともに増大する修繕費用の緩和対策として有効である、不具合が生じる前に修繕を行う「予防保全」については、既存の業務委託契約の中で実施しているとのことであるが、より効率性を高めるため、建築ストックマネジメントの導入について検討に着手されたい。</p> <p>なお、ごみの資源化や分別作業等を委託しているにもかかわらず、人件費の金額が大きいくちについては、今回のヒアリング(再ヒアリングを含む)で明確な説明を得られなかった。人件費の積算根拠や事業の運営体制について、市民に対してわかりやすい説明ができるように整理されたい。同時に、作業内容の整理・効率化を進め、重複する作業については他の事業との一本化を行うなどして、人件費を削減する必要があると考える。</p> <p>さらに、既存の関係審議会での活用も念頭におきつつ、外部有識者を加えた、リサイクルプラザの運営体制や事業内容の妥当性を検証するため組織(運営委員会)の設置を検討されたい。</p> <p>不燃ごみ収集等事業については、コスト削減に向けた取り組みを強化するほか、普及啓発による更なるゴミの減量に向けた取組を進められたい。</p> <p>本事業は、市民からの注目度も高い環境関連事業であるため、事業内容について市民へのわかりやすい説明とともに、効率的・効果的な事業運営に努められたい。</p> |
| 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町の家庭から排出される可燃ごみ等が、東埼玉資源環境組合において、適正に処理がされていることから事業内容は適正であると思われる。 | 現状維持 | 平成23年度から雑紙などの分別収集の徹底に取り組んでいく。 事業系ごみの家庭系ごみへの混入を防止するために、事業所への啓発を図っていく。 | | | |
| 少子化による子供会活動の縮小や高齢化による自治会活動の縮小など、資源回収団体の回収活動の減少が懸念される。 | 検討・見直し | 自治会や子供会などの資源回収団体に対し、雑紙回収へ取り組むよう意識啓発を図っていく。 補助金額について、資源物の買取価格や近隣自治体の動向を見ながら、適正な補助額のあり方について検討を行っていく。 | 18 | B | リサイクル活動の促進とごみ減量に回収奨励補助金を交付することは大変有効な事業と見做す。ごみ処理経費1キログラム当たり17円に対し、8円の補助金も妥当と考える。将来、補助金額の単価の見直しが考えられるが、単位当たりのごみ処理経費の大幅な縮減がなされる場合は別として、補助金が地域社会コミュニティ育成に活用されている点も考慮していただきたい。 |
| 生ごみ処理機器の普及がすすまない。 | 検討・見直し | 家庭への生ごみ処理機器の設置についての更なる普及促進 生ごみ処理機で堆肥化したものの有効利用策の検討 | 19 | B | 生ごみ収集は市民生活にとって不可欠な事業である。単に、「生ごみ処理機器購入費の補助」の周知活動にとどまらず、家庭での生ごみの処理が、市全体の生ごみの減量、ごみの資源化に有意義であることについて、積極的に啓発されることを期待する。 |
| 合併処理浄化槽の設置工事には、多額の費用がかかるため、し尿汲み取りや単独浄化槽からの転換が進まない状況にある。 | 検討・見直し | し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、広報紙やホームページ等による制度の周知徹底を図る。 新築住宅について合併処理浄化槽の設置が義務付けされていることから、新築住宅における補助金の交付の廃止を検討するとともに、転換促進の観点から転換部分について更なる補助金の上乗せのため、国、県に対して上乗せの要望をしていく。 | 16 | B | 補助金のみではなく、残額の融資も検討され普及をめざされたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 277 | 環境審議会運営事業 | 環境経済部 | 環境保全課 | H12 | - | 〔目的〕 環境条例第25条に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全や創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。 〔手段〕 環境審議会は、商工団体・農業団体を代表する者および学識経験者ならびに公募による市民15人で構成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 278 | 環境保全推進事業 | 環境経済部 | 環境保全課 | H12 | - | 〔目的〕 地球温暖化対策等の環境保全事業を推進する。 〔手段〕 地球温暖化対策実行計画を21～22年度の2カ年事業で策定する。 環境大会の開催や「環境ファミリー宣言」「ECOこしがや推事業所宣言」等を推進し、市民・事業者への環境啓発事業を実施する。また、太陽光発電施設や雨水貯留槽設置者に対する助成、風力発電の業務委託等の環境施策を推進する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 279 | 自然保護事業〔ふるさといきもの調査事業〕 | 環境経済部 | 環境保全課 | H12 | - | 〔目的〕 市内に残された自然を保全する。 〔手段〕 市民との協働で、身近な場所に多様な生き物が生息できる良好な空間と、自然とのふれあいの場を確保することにより、自然環境に関する啓発を図る。尚、ふるさといきもの調査事業は、5年ごとに実施する事業のため、20年度で当面事業終了。次回調査は平成24年度の予定。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | B |
| 280 | 大気・水質対策事業 | 環境経済部 | 環境保全課 | H13 | - | 〔目的〕 公害の未然防止および市民の生活環境を保全する。 〔手段〕 関係法令に基づき、大気や公共用水域に係る環境測定を実施するとともに、排出基準等規定されている特定施設に対しては立入調査等を実施し規制基準を遵守するよう指導を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 281 | 生活環境対策事業 | 環境経済部 | 環境保全課 | - | - | 〔目的〕 日常感じる騒音・振動・悪臭等の感覚公害を未然に防ぐとともに、すでに発生している事案に対しては、速やかに問題解決に取り組む。 〔手段〕 開発時等に事前指導を行い感覚公害の未然防止に努めるとともに、発生源に対しては立入調査・測定等を実施し現状を把握したうえで適切な指導を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| 実施年度 | 総合評価 | | |
| | 現状維持 | 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定、および環境管理計画の改定に関し、市長から諮問を行っており、23年度は、その審議のため5回程度の開催を予定している。 | |
| 地球温暖化対策実行計画の策定に伴う各種施策の設定および進行管理 | 検討・見直し | 平成22～23年度の2か年事業で環境管理計画の改訂に取り組んでいく。 環境管理計画および地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく、環境施策を推進していく。 | 22 B 地球温暖化対策等環境保全を推進するための事業であり、その手段として市民・事業者への環境啓発事業を実施するとともに各種助成や委託等により環境施策に取り組んでおり、必要性は高い。 近年、環境問題は重要視されており、環境問題を解決するためには市民の環境に対する理解と意識が不可欠である。市民、事業者の環境意識の向上を図るために、環境ファミリー宣言登録者を増やそうとする試みは評価できる。また、「ECOこしがや推進事業所宣言」の企業には、市ホームページで公表するなど企業が登録を促される仕掛けがされていると評価できる。 本事業は、環境保全課において担当する業務の多くを包含しているため、企画、調整等に多くの人工が投入されている実情がある。しかし、業務内容を精査、分析することによって、必ずしも正規職員が従事する必要のない作業を見出すことも可能である。これらの作業を、正規職員の代わりに臨時職員に担当させるなどの対策によりコスト削減意識をもって本事業に取り組んでいただきたい。 現行環境管理計画における取組項目は、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、生物多様性等多岐にわたり、現時点において目標に対する達成状況、進捗度を一覽で確認できる構成にはなっていない。環境管理計画は、環境共生のまちづくり推進の基本計画であり、行動計画であることから、市民に分かりやすい計画にする必要がある。このため、現在、2か年事業として策定中の次期環境管理計画については、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、生物多様性等の各個別項目ごとの目標値、目標達成に向けたスケジュール、主たる実施主体等を明確化した計画とすることが望ましい。さらに、計画実施後は、市民が見て、現在、目標に対してどれくらいの進捗状況にあるのかを項目別の一目で分かるような一覽表をホームページに掲載し、定期的に更新する等の工夫をして、市民・事業者総ぐるみによる環境保全推進に努めていただきたい。 活動指標として、「ECOこしがや推進事業所宣言 登録企業数」、「太陽光発電・雨水貯留槽の助成件数」の追加を提案したい。 [雨水貯留槽設置費等助成金](内部評価:継続)(外部評価:一部終期設定) 浄化槽転用雨水貯留施設設置費等助成金は交付件数が年々減少傾向にあること、最近でも交付件数が少ないことから、状況を見ながら数年のうちに終期を定めて廃止し、貯留槽設置雨水貯留施設設置費等の助成へと補助メニューを簡素化すべきである。なお、浄化槽転用雨水貯留施設設置費等助成金終期設定に当たっては、全市における公共下水道普及状況について下水道課、治水課等の担当部局から意見を聴取し、具体的な終期を定められたい。 |
| 事業の必要性の啓発 | 検討・見直し | 傷病野鳥保護制度の推進および第4次ふるさと生き物調査に向けた取組みの推進 自然保護に関する啓発事業の推進 | 21 B 担当課が総合評価を「B」とした背景には、河川の汚れ等の認識があり、本事業の事業目的を広い視野で認識された結果と考える。活動の成果指標として、ピクトの設置累計数等を設定することも考えられる。 また、5年毎に発行している「ふるさといきもの調査資料編」や10年毎に発行している「いきもの発見図鑑」は、観光推進事業等と連携し、市内散策コースのガイドにも活用できるものである。本事業の成果を、市民へ向けてさらにアピールするとともに、市民サービスの一層の向上に向けて他主管部署との連携強化を図られたい。 |
| 県からの委譲事務等業務内容の増大に伴い、所管事務の質的向上が必要であると思われる。また、当該事務における特定工場等の立入調査の充実を検討する。 | 検討・見直し | 越谷市としての市民ニーズの理解を得るべき環境レベルの達成維持の検討と今後予想される環境問題への取り組み体制を決定するため、工場等の監視と立入調査を行っていく。 の達成に向けた人材育成(職員の専門的知識の向上等)や物質的な対策(公害測定機器の充実等)を計画的に行う。 | |
| 近年環境問題が重要視されている中、特に住工隣接している地域にあっては生活環境問題は解決が難しい状況が続いている状態である。今後何らかの対策を検討する必要があると思われる。 | 検討・見直し | 住民と工場等の共生を目的とした事業所等設置時の指導に重点を置き、今後の生活環境保全を図っていく。 住民と工場等が共生できるよう相互理解(コミュニケーションの場を設ける)等の対策を図っていく。 | 21 B 感覚公害の分野で、やむなく対応が後手に回ることあるものの、快適な生活環境を守るうえで必要不可欠な事業である。 成果として「苦情解決率」を設定しているが、分かりやすい指標として評価できる。また、住工隣接地の騒音問題において、当事者同士の話し合いの場を設けるなど、工夫もうかがえる。 今後も、開発指導課との連携を強化し、事業者から提出される事業設置計画書等に対するチェックを欠かさず、問題発生防止に役立てていただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 282 | 防疫活動促進事業 | 環境経済部 | 環境保全課 | S33 | - | (目的) 市民の保健衛生の向上に資するため、地区における自主的な防疫及び環境衛生整備活動を支援し、感染症の予防を図り、快適な市民生活を確保する。 (手段) 自治会が自主的に実施する防疫及び環境衛生活動に、乳剤、油剤、殺鼠剤などの必要な薬剤を無償で配布する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 283 | 空閑地除草事業 | 環境経済部 | 環境保全課 | S44 | - | (目的) 市内の空閑地及び空閑地以外の土地に繁茂した雑草類を除去することにより、清潔な生活環境を保持する。 (手段) 市内の空閑地のうち申請のあった私有地の除草について、所有者の雑草等除去委託申請を受理し、除草実費徴収金を金融機関に支払いしてもらい、関係各課より依頼のあった市有地除草箇所とあわせて草刈除草委託を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (c) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 284 | 犬の登録等事業 | 環境経済部 | 環境保全課 | - | - | (目的) 犬の登録管理及び狂犬病予防の注射を実施することにより、狂犬病の発生やまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。 (手段) 犬の登録管理として、登録、抹消等の事務を実施し、所有者への鑑札の発行、集合狂犬病予防注射通知や注射済票の発行事務を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 285 | 産業雇用支援センター管理事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H16 | - | (目的) 産業雇用支援センターに来庁する市民等が安全に利用できるよう施設管理を行う。 (手段) 委託等により施設の保守管理を実施し、適正な運営管理に努める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 286 | 相談事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | S53 | - | (目的) 事業者・労働者・市民からの労働問題に関する相談の解決を図る。また、家庭外で働くことが困難で内職を希望する方の就労支援を行う。 (手段) 社会保険労務士による労働相談及び委嘱相談員による内職相談を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 287 | 高齢者支援事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | S57 | - | (目的) 高齢者の補助的、短期的な就業を通じて高齢者が自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実、社会参加への就業機会の増大と福祉の増進を図るための事業及び能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するためシルバー人材センターが行う事業に対し補助金を交付し、シルバー人材センターの事業推進を図る。 (手段) 補助金交付要綱に基づく補助金を交付して支援する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|----------|----------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施 年度 | 総合 評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 散布を実施していない地域への対応及び散布薬剤の検討 | 検討・見直し | 各自治会へ薬剤の配布を実施するとともに、自治会で購入する薬剤散布機購入の補助や市所有の散布機の貸出しを実施していく。 公衆衛生確保のため、引き続き薬剤の配布を実施していく。 | 16 | B | 事業の実施効果を見極めるため、成果指標の設定を考慮された。 |
| 民有地の除草は、市への委託によらず所有者自らが行なうことが原則である。但し、所有者が遠隔地に居住している場合や高齢で除草作業ができない場合などについては、申請をうけ除草を行う必要がある。 | 検討・見直し | 空閑地の管理は地権者の義務であることを基本に推進しているが、やむを得ず市に委託している土地所有者の大半は市外在住者であり、土地所有者が直接除草業者に委託することは難しく、また、繁茂した土地を放置することは、近隣住民からの苦情の増加や衛生上の問題等があるため、既存の委託制度を継続していく。 土地所有者に対して、所有地の環境改善について啓発を図っていく。 | 18 | B | 地権者156名が所有する217ヶ所の空閑地の除草であるが、多くは市に除草の委託をしており、経費も完納の状況である。しかし、経費を負担して市が除草する図式を見直し、空閑地の雑草の除去対策に止まらず、空閑地の環境改善に向けての多面的な取組を市民ボランティアの働きを醸成して進めてほしい。また、地権者にも、環境改善は義務であるとの考え方を理解いただく取組みを進めてほしい。 |
| 犬の登録制度や狂犬病予防注射の周知の徹底を図る。 | 検討・見直し | こしがや広報や市ホームページに登録制度や狂犬病予防注射の日程を掲載するとともに、自治会で啓発用のチラシ等を回覧していただき、制度の周知を図る。 犬所有者に対して、登録制度や狂犬病予防注射の啓発を図っていく。 | 17 | B | 犬の登録管理を徹底し、狂犬病を予防することは重要である。保健所からの事務移管を前提として、獣医師会ならびに地域自治会等との連携を深め、犬の登録率向上を目指していただきたい。登録の電子申請化など、登録を容易にする手段は今後も引き続き検討をお願いする。また、予防注射の実施にあたっては、獣医師に委託する等、会との連携をさらに強化することを望む。 |
| 施設利用率の向上 | 検討・見直し | 施設の利用率を向上させるため、施設利用のPRを実施するとともに、施設の適正管理を行うため施設の保守管理に努める。 | | | |
| 内職相談における求人数の確保 | 検討・見直し | 労働相談において、理想は常時相談を受けられる体制づくりだが、関係機関を紹介し対応している。内職相談では、内職希望者に比べ求人数が少なく斡旋率が低いので、求人数の確保を図る。 | 21 | B | 労働相談及び内職相談ともに、市民から見ると身近な市役所で行われていることにはメリットがあり、今後も継続の必要性は認められる。 内職相談については、ハローワークをはじめ市内の他所では行っていないため有用である。なお、求人開拓を行う上では、その具体策を明確にする必要がある。 労働相談においては、相談日を週2回程度に増やす検討が必要と考えられる。成果指標として相談受付率を設けているが、さらに推し進めて、相談者の満足度など質的な成果指標を設定することが望ましい。 平成17年度以降、相談件数がともに減少傾向にあるのは、相談場所の移転に伴うものと懸念されるが、正確な原因究明が必要である。 |
| センターの自主財源による運営 | 検討・見直し | センターにおいて策定された中長期計画に沿った事業の運営が実施されていくよう指導を行っていく。 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 288 | 若年者等就職支援事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H17 | - | 〔目的〕 若年者・女性・中高年等の就職支援を実施する。 〔手段〕 専門のキャリアコンサルタント(相談員)を1名配置し、個々のニーズを踏まえ、就職に向けた一貫した相談援助を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 289 | 能力開発支援事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | S55 | - | 〔目的〕 勤労者等の能力開発及び人材育成を推進する。 〔手段〕 勤労者・事業主等を対象とした労働学院及び簿記講習会を開催するほか、就職を希望する方を対象に就職支援セミナーを実施する。また、人材育成を支援するため、OA室の貸出しを実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 290 | 勤労者等福利厚生事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | S53 | - | 〔目的〕 市内産業の向上に貢献した事業所及び従業員を表彰し、地域経済の活性化を図る。また、勤労者の生活向上、福祉の増進、雇用の安定等を図る。 〔手段〕 越谷市商工会との共催により優良事業所・優良従業員表彰を実施する。また、勤労者団体に対し、福利厚生事業費補助金を交付する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 291 | 商工対策委員会運営事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | S48 | - | 〔目的〕 市が実施する商工行政における重要な課題や今後の方針などについて、市長の諮問に応じ調査・審議する。 〔手段〕 越谷市商工対策委員会を開催する。 越谷市商工対策委員会委員 12名 (1)商工会を代表するもの 5名 (2)知識経験者 7名 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 292 | 産業情報化推進事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H15 | - | 〔目的〕 急激に進展する高度情報化に対応するため、市内産業(商・工・農業等)の情報化推進を図る観点から、個別企業のデータ化を図り、インターネットを活用した産業情報の収集、促進を行うとともに企業PR等産業に関する総合支援システムとして整備する。 〔手段〕 越谷市産業情報ネットワークシステム(こしがやiiネット)の運用管理を専門業者に委託 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|--|---------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 相談が長期間となる方の支援 | 検討・見直し | キャリアコンサルタントによる相談のほか、臨床心理士によるフォロー体制を継続し、相談者の実情にあった相談が行える体制づくりを行っていく。 | | |
| 共催事業が多いことから、関係機関との調整により事業が変化することが考えられる。 | 検討・見直し | 平成23年度は事業内容を検討し時代に即した講座を実施していく。 良好な労働環境づくりや雇用促進を図るため、多くの方が参加できるよう実施内容の充実を図っていく。 | 22 | B 勤労者・事業主・就職希望者等を対象に各種講習会、セミナーを開催し、勤労者等の職業能力開発及び人材育成を推進する事業である。 景気低迷等の影響で雇用環境が悪化しており、就職活動を推進するために個人の能力を高めることは必要であり、勤労者の人材育成のためにも意義があることは理解できる。その上で、例えば簿記講座やパソコン講座等が民間においても開講されている現状を鑑み、敢えて市が事業主体となつて行う妥当性、有効性、必要性等について、改めて整理することによって、民間が開講する講座との相違、勤労者や事業主等が市主催講座を活用する意義についても明確化されるものと考えられる。 ただ単に講座を行うのではなく、時代に即したセミナーを開催し、求職者の就職に結びつけるとともに勤労者の能力向上に結びつけることによって、雇用の創出につなげていただきたい。また、企業がどのような人材、能力を必要としているかを受講者アンケートや事業主への就業支援アドバイザー(仮称)による訪問活動等により具体的な把握をし、そのニーズに基づいたセミナーを開催すべきである。 本事業の強みは、産業雇用を支援する総合窓口である産業雇用支援センターにおいて実施され、1階に拠点のあるハローワークと緊密な連携が図られている点であり、評価できる。今後もハローワークとの連携を継続、拡大させ、受講者の満足度向上とともに就業支援に努めていただきたい。 また、ポータルサイトである「こしがやiiネット」を能力開発支援のツールとして有効活用している点も評価できる。活動結果指標に、「こしがやiiネットアクセス件数」を加える等、就業支援ポータルサイトとしての機能を一層拡充させ、一層の関連情報提供に努められたい。 昨年度策定された産業振興ビジョンにおいて、雇用支援、能力開発のための施策も盛り込まれた点も評価できる。産業支援の方向性として、ビジョンでは、新産業の創出、ソフトウェア産業の創出が打ち出されている。環境、エネルギー、福祉、健康関連の新産業やこれらの産業創出を支援する基盤となるソフトウェア産業等に職を求めている人に対して、新しい教育プログラムを立案・開講し、多くの就職希望者の就業支援に取り組んでいただきたい。 成果指標として、「受講者の満足度」を提案したい。受講者へのアンケートから数値化できるのではないかな。 |
| 制度の周知を図り、地域経済の一層の活性化を図る。 | 検討・見直し | 勤労者の福利厚生事業として定着し地域経済の活性化につながっているが、さらに制度の周知を図り経済の活性化につなげていく。 | 17 | B 昭和53年より永年継続している事業であり、地域経済の発展を目的とした当初の表彰の意義は既に薄められているが、平成14年度から制度の見直しに取り組まれている。さらに、市内で長年地道に伝統技術の向上に取り組まれている事業者に対してスポットをあて、技術の伝承とあわせ、市民の働き甲斐を掘り起こすような施策の検討もお願いしたい。 |
| 商工行政の実施内容に対し、いろいろな立場の方からの意見・提言を聞くことにより、事業運営に反映できる。今後も、効果的な運営ができるよう検討していく。 | 現状維持 | 経済環境の変化に対応すべく、適宜開催していく。 | | |
| iiネット利用者及び産業情報リンク登録事業所の拡大。併せて、バナー広告の利用者拡大 | 検討・見直し | 今後継続的な利用者の拡大を図るため、チラシの配布によるPR等を行う。また、利用者にとって利用しやすいホームページの構成や内容になるよう取り組んでいく。 | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 293 | 創業者等育成支援事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H15 | - | <p>〔目的〕 市内産業を振興し雇用の創出を図るため、既存産業への支援及び創業者等の育成・支援を行う。</p> <p>〔手段〕 創業者オフィス家賃補助：事業を営むために貸室に係る家賃の一部を助成する。(対象経費の1/2(限度額3万円/月)、2年間) インキュベーション施設：低料金で施設の提供を行うほか、アドバイザー(インキュベーションマネージャー)による経営・創業相談、創業等に関する各種セミナー等を開催する。インキュベーション施設の管理運営を委託する。</p> | 低 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (d) | (d) | (b) | B |
| 294 | 産業活性化推進事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H15 | - | <p>〔目的〕 市内産業の活性化を図る。</p> <p>〔手段〕 新技術・新製品の保護や研究開発等を奨励するため、工業所有権取得費の一部を助成する。(対象経費の1/2(限度額10万円)) 市内産業の活性化を図るため、商工業者・農業者が一堂に会し「こしがや産業フェスタ」について、実行委員会を組織し開催する。実行委員会への補助を行う。 地域特産品販売促進事業として、越谷の地産品等を活用した特産品の開発・販売促進等を、商工会への補助により支援する。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 295 | 工業団地整備事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H10 | H22 | <p>〔目的〕 本市産業の健全な発展と地域社会における生活環境の向上等、本市の特性を活かした新たな工業団地の整備を目指す。</p> <p>〔手段〕 H12:アンケート調査 H13:基本構想の策定 H14:基本計画の策定 H15:工業団地建設促進協議会の発足 H16:協議会が行う研修等に対し助成 H17~21:工業団地建設促進協議会を対象に産業系土地利用研修会を開催 工業整備基盤基本計画に基づき調査研究を進めるとともに、商工会と連携し研修会を開催する。</p> | 低 | 低 | 低 | 低 | (b) | (a) | (c) | (c) | (b) | C |
| 296 | 伝統的地場産業育成支援事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H9 | - | <p>〔目的〕 本市に古くから伝わる伝統的技術に立脚した地場産業(だるま・せんべい・ひな人形・桐箱・桐たんす)等の育成支援を図る。</p> <p>〔手段〕 各イベント出展によるPRの実施、市内小中学校での見学・体験学習の協力、商工会における伝統的地場産業育成事業への助成</p> | 高 | 低 | 低 | 高 | (b) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| <p>創業者等の相談件数は増加しているが、さらなる周知・充実を図る必要がある。</p> | 検討・見直し | <p>創業者及び既存事業者向けの各種セミナーを月1回程度開催し、当該事業のさらなるPRを図っていく。 平成24年度までに、定期的なセミナーの開催や周知活動により、1日当りの相談件数が1.5人になるよう利用の拡大を図っていく。</p> | <p>22 B</p> <p>創業者オフィス家賃補助やインキュベーション施設でのセミナー等の開催を通じて、創業者等の育成・支援を行う事業である。 市内の産業を振興するためには、創業者への経済的な支援、情報提供やセミナー開催等の環境づくりが不可欠である。創業者等の相談件数は、増加傾向にあり、評価できる。今後は、相談件数の増加を図るとともに、相談を受けた企業が業容を発展させたかを追跡するとともに、創業者家賃補助、インキュベーション施設の活用により、創業者や創業件数がどれだけ増加したかについても留意して業務を推進すべきである。 セミナー事業の活性化策として、本事業の施策を受けて起業した方や事業を軌道に乗せた方などを講師に招聘することなども検討されたい。 インキュベーション施設の管理運営を平成17年度から現在まで、一貫して随意契約により委託している事実は問題がある。確かにインキュベーションマネージャーを継続して雇用させるために単一事業者と契約を継続してきたという理由は、相談を持ち込む創業者、事業者側のニーズもくみ取ったものとも考えられ、一面理解できなくもない。しかし、現行の管理運営委託業務の仕様を切り分けて、例えば、インキュベーションマネージャーとの嘱託雇用契約は市が直接契約し、残る施設管理業務、セミナー開催業務等の運営業者を一般競争入札で選定する等、業者選定過程に競争原理を働かせることにより、一層の事業費効率化に努めていただきたい。 産業雇用支援ポータルサイトとして機能している「こしがやiiネット」は、年々情報が充実し、アクセス数の伸びも順調である点を評価したい。その上で、ポータルサイト運営委託の調達方法の見直しを含め検討し、事業費効率化に努力されたい。 創業者家賃補助、インキュベーション施設の存在によりどれだけ創業者が増え、雇用が創出されたかが結果的に大切である。そのために「インキュベーションマネージャーによる企業訪問件数」を活動指標に追加してはどうか。 【創業者オフィス家賃補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 市内産業の活性化と振興を図り、雇用を創出できること、補助金の交付件数が増加傾向にあることから事業成果を評価する。さらに、交付した資金が創業者等の育成に寄与しているかについて把握に努められたい。 今後も利用者促進のため、こしがやiiネット、広報等で本事業の活動について周知を図りたい。</p> |
| <p>産業フェスタ来場者数が当初目標より少なかったことから、単位当たりコストの面で前年度比較悪化した。</p> | 検討・見直し | <p>産業フェスタについては、今後の来場者数がさらに増加していくことを目標とし、産業フェスタのPRや新たなイベントの検討等に取り組んでいく。</p> | <p>20 B</p> <p>産業活性化の支援は市の重要な施策と思われるが補助の対象、効果の見直しを行い関連機関との協議を実施していただきたい。 【越谷市工業所有権取得費補助金】(内部評価:減額(縮小))(外部評価:終期設定) 補助実績は3件(29万円弱)と少なく、産業活性化に寄与しているとは思われない。 対象が少ないこともあり、工業所有権等の取得費補助だけではなく、差別化できる商品及び技術の開発支援など抜本的な支援策の検討が求められる。 【地域特産品販推事業費補助金】(内部評価:終期設定)(外部評価:終期設定) 「鴨ネギ鍋」の普及に注力を期待したい。3年間の補助金交付の成果を検証されることを望む。 当市のブランド確立に向け更なる支援をすべきと思われる。</p> |
| <p>工業基盤基本計画においては、候補地をあらわすなど具体的な計画を掲げているが、上位計画にあたる総合振興計画等においての位置付けがなされていないことから、進捗が見られない。</p> | 検討・見直し | <p>工業団地整備事業については、現在策定中の第4次総合振興計画にて引き続き検討したいと考えている。</p> | |
| <p>伝統的地場産業の育成支援を図るために更なるPR活動等の充実を図る必要がある。</p> | 検討・見直し | <p>平成23年度は市内で行われるイベント等への参加による積極的なPR活動及び展示・即売の開催 後継者問題への取組み。</p> | <p>21 B</p> <p>伝統ある地場産業の育成支援は重要なことであり、今後も展示会やイベントを通じて継続していくべきである。 PR活動に関しては、更なる充実に向けての具体策の検討が必要である。また、後継者の育成に関しては、県との連携を強化した仕組みを図られたい。 【伝統的地場産業育成事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 後継者育成に向けて、補助金の有効活用を検討いただきたい。</p> |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 297 | 物産展示場等管理事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H10 | - | 〔目的〕 東武伊勢崎線越谷駅高架下(交番脇)の物産展示場等の維持管理を行い、市内伝統的地場産業(だるま・せんべい・ひな人形・桐箱・桐たんす)等を常設展示することにより、需要や販路の拡大、宣伝普及を進め、同産業の育成支援を図る。 〔手段〕 消防設備、自動ドア、空調機フィルター等の法定点検、床、ガラスの定期清掃(月2回)、画像転送監視システムによる24時間の監視ほかを委託する。(1会館時間午前8時30分～午後8時、2展示品 だるま・せんべい・ひな人形・桐箱・桐たんす)等 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (d) | (b) | (a) | (b) | B | | | |
| 298 | 観光推進事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | - | - | 〔目的〕 自由時間の増大や余暇活動の多様化に対応した都市型観光を推進し、市民生活の潤いを満たすとともに街の活性化を図る。 〔手段〕 越谷市観光協会と連携し、市内にある伝統文化や伝統工芸品、また、葛西用水等の水辺の景観を活かした各種事業を実施する。観光協会への支援と連携による各種事業の展開 各種事業:市民まつり、花火大会、北越谷桜まつり、さつき大会、菊花大会等 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (d) | (b) | (b) | (a) | B | | | |
| 299 | 勤労者等貸付事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H14 | - | 〔目的〕 勤労者及び家内労働者等に対し、貸付事業を実施し、勤労者等の福祉の向上を図る。 〔手段〕 貸付資格を備えている勤労者等に対し、応急に必要な生活資金を100万円を限度に中央労働金庫が貸付を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 300 | 商店街活性化推進事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | - | - | 〔目的〕 消費者ニーズの多様化やモータリゼーションの進展への対応の遅れ等により、商店街への来客が減少し、空き店舗の増加が進んでいることから、商店街の活性化を促進させる。 〔手段〕 各種事業を実施する商店街団体等に補助金を交付し支援する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 301 | 中心市街地活性化推進事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H13 | - | 〔目的〕 中心市街地活性化法第18条第3項の規定に基づき、越谷市商工会が策定し越谷市が認定した「越谷市中心市街地活性化商業タウンマネジメント構想(TMO構想)」を推進するため、越谷市商工会TMOが実施する中心市街地の環境整備、商業活動の支援、まちづくりノウハウの蓄積、TMOの運営基盤強に対し支援を実施する。 〔手段〕 商工会への補助金交付・越谷市中心市街地活性化推進事業費補助金 | 高 | 低 | 高 | 低 | (b) | (d) | (a) | (b) | (b) | B | | | |
| 302 | 商工会補助事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | - | - | 〔目的〕 市内の商工業の総合的な改善発展を図るため、越谷市商工会が実施する金融・税務・経営・労務などの指導や研修会・講演会の開催などの幅広い事業に対し助成を行っている。 〔手段〕 越谷市商工会への補助金の交付 小規模指導事業費補助金・一般事業費補助金・税務指導事業費補助金・たばこ小売活性化事業費補助金 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 総合評価 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | |
| 展示内容、展示方法等を工夫し、入場者数の向上を図る。 | 検討・見直し | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 市内で生産されている伝統的 手工芸品を中心に地場産品及び 工業製品を展示し、引続き市 内外に対し積極的に宣伝普及を 行い、市内産業の振興に取り組 んでいく。なお、越谷駅東口再開 発に伴い大幅なりニューアルを 検討する。 | 18 C 伝統工芸の継承事業としても24時間無人での管理によるどちらか という静態的な展示事業であるが、思い切ったリニューアルが必要 と思われる。伝統工芸品の製作は、ものづくりの基本でもあり、地域 を特徴づけるソリューションである。地域の活性化を視野におきなが ら、業者・市民を巻き込んだ事業展開を期待するが、あまりお金をか けずに市民が伝統工芸に関心を持ち、活性化できるような施策を検 討・研究していただきたい。 |
| 観光協会との連携を強化し、新たな観 光事業の展開及び充実 | 検討・見直し | 平成23年度は観光協会と連 携し、観光事業の更なる発展を 図っていく。 都市型観光の推進を図りつ つ、新たな観光事業の掘り起こし を行い、市外からの観光客の誘 致拡大を図っていく。 | 21 B 観光資源発掘に加え、観光協会との更なる連携が課題と思われ る。散策コースの整備及びボランティアガイド利用等の情報を広く知 らせるためにも、観光協会ホームページの充実を図られたい。更 に、越谷市のホームページTOPメニューから、観光協会のホーム ページへワンクリックでリンクできるように仕組みもぜひ考慮いた だきたい。 【観光協会補助金】(内部評価:減額(縮小)・終期設定)(外部評 価:減額(縮小)・終期設定) 補助金は、イベントの経費にとどまらず、駅前や人の動きの多い場 所への(直轄)PRコーナー常設に活用するなど、直接的な用途を含 めた予算面における検討が望まれる。 【越谷市民まつり負担金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 用途の詳細を見直し、より有効な活用方法の検討が望まれる。 |
| 制度の周知を図る。 | 検討・見直し | 制度の周知を図るとともに、 貸付に係る資金用途等、相談内 容を助案しながら利便性の向上 をさらに検討していく。 | |
| 適正に補助金が使われているか、さら にチェック機能を強化すると共に補助の 利用を促進する。 | 検討・見直し | 平成23年度は引き続き補助 対象事業の周知を図り、更なる 支援を実施していく。 商店街を活性化させるために この事業の継続を図っていく。 | 20 B 【商店街活性化推進事業費補助金】 (内部評価:終期設定・統合・メニュー化) (外部評価:統合メニュー化) 補助金交付の効果が薄れたことから、「商店街活性化」の判断基準 を明確化し、補助の実績を個別に評価し成果を公表していただきたい。 また、補助メニュー以外の申請も広く取入れる考え方が必要と思 われる。大型店の出店にともなう影響は避けがたく、現状の補助金 レベルでは活性化には限界がある。郊外の大型ショッピングセン ターとの共存共栄について調査研究するとともに、商店街の自主的 な工夫を支援する施策に転換することを商店側と一緒に検討 する必要がある。 |
| 中心市街地活性化法は、平成18年8月 に改正され、平成13年に策定した越谷市 中心市街地活性化基本計画は、事実上 法的根拠を失っている。今後は改正法を 踏まえた中心市街地活性化基本計画策 定に向け、社会情勢や時代の変化に即 した事業の推進が必要である。そのため には、市民ニーズの把握や現状分析を 行い実効性の高い計画策定が必要であ る。 | 検討・見直し | 平成21年から庁内検討委員 会を設置し、22年度までに基本 計画策定に向けた調整を行い平 成23年度に中心市街地活性化 基本計画策定予定 上位計画との整合性を図り、 中心市街地活性化に向けた事業 実施と、進行管理を行っていく。 | 20 C 【中心市街地活性化推進事業費補助金】 (内部評価:統合・メニュー化)(外部評価:終期設定) 当該補助金は恒常化しており、事業の成果が分かりづらい。現状 では、3か年にわたり予算及び実績が変わっていないなど、マンネリ 化がうかがわれる。助成の成果を十分精査し、補助対象事業及び 対象経費の助成割合等の検討、また各々の補助の結果、どのよ うな状況になったのかについて具体的評価が必要と思われる。 今後は、住民の自主性を強力に支援する方向で事業を運用してい くよう見直しをされたい。 |
| 経済状況は、依然厳しい状況であり、 市内中小企業者に対し、金融・経営・税 務・労務など全般にわたり指導が必要と 思われる。 | 検討・見直し | 景気はやや持ち直している ものの、市内の大半を占める小 規模事業者は依然厳しい状況に あり、商工会との連携を図ること により事業者の支援が必要があ る。今後も市内事業者の活性化 を図るため、人材の育成・技術の 向上・事業者間の交流の中心と なっている商工会の役割は重要 であり、今後も引き続き支援を行 う。なお、自主財源の確保に努め るよう働きかけていく。 | 19 B 補助金の項目ごとに限度額を設定される方向は、評価できる。 補助金の使い方のみでなく、補助金により実施した事業の成果を 把握しなければ、市としての説明責任を果たせなくなるおそれがあ る。 商工会との連絡調整を密にして、それぞれの補助金事業の目的、 目標を明確に定めつつ、各事業の実績を把握され、補助金額、 補助率等の評価をされることを望む。 【税務指導費補助金】、【小規模指導費補助金】、【商工会一般事業 費補助金】、【タバコ小売活性化事業費補助金】 補助金により実施した事業の実績を把握すること。 【若手後継者育成事業費補助金】 平成19年度より商工会一般事業費補助金へ統合されたことは評 価できる。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 303 | 中小企業資金融資事業 | 環境経済部 | 産業支援課 | H20 | - | 〔目的〕 市内中小企業者の健全な発展及び近代化を推進し商工業の振興を図る。 〔手段〕 市内中小企業者が金融機関から融資を受ける際、市が市内の金融機関に対し、保証協会を介した損失補償をすることで円滑な融資を促進するとともに、融資利用者に対し利子額の一部を助成する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 304 | 就職支援パソコンセミナー事業(緊急雇用創出基金事業) | 環境経済部 | 産業支援課 | H21 | H23 | 〔目的〕 就職活動を実施するにあたり、情報化時代に対応したパソコン操作技能の習得を図ることによる就職支援を行う。また、セミナーを実施するにあたり失業者を雇用し実施する。 〔手段〕 埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用し、民間委託によりセミナーを実施する。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (a) | B |
| 305 | 農産物生産奨励事業 | 環境経済部 | 農政課 | S38 | - | 〔目的〕 高品質な農産物の生産を目指し、地場野菜産地育成などの各種奨励事業による支援を行う。 〔手段〕 農業近代化資金・農業経営基盤強化資金融資に対する利子補給及び地場野菜等産地育成事業に対する補助、特産物生産奨励助成金の交付を行う。 | 低 | 高 | 高 | 高 | (d) | (a) | (d) | (d) | (b) | B |
| 306 | 農業技術センター施設管理事業 | 環境経済部 | 農政課 | H10 | - | 〔目的〕 栽培や農業経営に関する技術や情報を農業者に提供するため、また、都市型農業の拠点施設として農業者及び担い手の候補者が有効に活用できるよう、試験温室や分析機器などの施設の維持管理を行う。 〔手段〕 施設や設備等が経年変化とともに劣化・故障等の頻度が高くなり、本来の機能を発揮し農業者及び担い手のニーズに対応できるよう計画的なメンテナンスを行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 307 | 農政審議会運営事業 | 環境経済部 | 農政課 | S46 | - | 〔目的〕 農業政策における重要事項について、市長の諮問に応じて越谷市農政審議会を開催し、農政に関する必要な事項を調査及び審議し、答申を行う。 〔手段〕 農用地区域の除外に関して審議し、答申を行う。 都市農業推進基本計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想等の農業政策に関する事項について審議し、答申を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 308 | 水田保全花園整備事業 | 環境経済部 | 農政課 | S62 | - | 〔目的〕 休耕田を集団化することにより水田の持つ遊水機能を確保し、雨水の新方川への急激な流入を防ぐとともに、休耕田の地力を維持しつつ、市民の憩いの場を整備する。 〔手段〕 地元の権利者等で組織された大吉水田保全花園組合に事業を委託し、地域防災空間の確保 農地の保全・活用 景観農地の整備を目的に、大吉地区約8.7haの休耕田をコスモス等の花園として整備する。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|--|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | []は、補助金等名称 |
| 平成19年10月からの責任共有制度の導入に伴い制度融資の見直しを実施してきたが、市内中小企業者・起業家へ融資制度の更なる周知を図るとともに、経済状況を踏まえより利用しやすい制度となるよう見直しを図っていく必要がある。 | 検討・見直し | 越谷市産業情報ネットワーク(i:ネット)等を有効に活用し、市内中小企業者・起業家への融資制度の更なる周知を図るとともに、利用者の利便性・財源等を考慮し、金融機関・保証協会との連携を図りながら、制度の見直しを検討する。 | |
| 平成23年度までの県の補助事業を活用し実施するものであり、実施基準等を遵守し、行っていく。 | 検討・見直し | 平成23年度まで補助事業を活用し、継続して実施していく。セミナーの開催にあたっては、定員枠の確保が図れるよう周知を行う。 | |
| 農業従事者の高齢化や後継者の不足により、設備投資を図る農業者が減少しているため、当該制度の活用も年々減少傾向にある。 しかし、平成21年の農業経営基盤強化促進法の改正による農地利用集積円滑化事業の創設に伴い、農地を集積し資金を投入して経営改善を図ろうとする意欲ある担い手への支援が今後重要になる。その中で、地場産野菜の産地育成や特産物生産奨励事業に対する支援は、今後の農業の維持・発展を図っていくためにも必要なことである。 | 検討・見直し | 担い手の確保、育成を図るために、意欲ある担い手に対して制度資金活用を促し、積極的に支援していく。農業委員会、農業協同組合等との関係団体との連携を強め、認定農業者を中心とする意欲ある担い手への農地のさらなる利用集積を図る。 | 農業世帯の高齢化により、大規模な融資案件は減少する傾向にある。事業の実態として、職員が農業現場や、研究会等へ立会い農業指導を行っている。これを事業として明記する必要がある。農業団体連合会や農業協同組合等との連携を通じて農業者のニーズを把握し、都市型農業としての経営改革支援への転換を検討することを望む。活動結果指標については、目標を明確に定め計画的に事業推進していただきたい。 |
| 施設の機能を充分发挥するには、設備等の大規模修繕やリニューアルが必要となってきているが、財政的な面で計画通りの修繕ができず、財源の確保が課題となっている。 | 検討・見直し | 農業技術センター事業の見直しの一環として、平成22年度から事業の一部委託化(都市型農業経営者育成支援事業)による事業展開が示されており、温室棟等を活用して、いちご栽培や観光農園経営の研修・訓練を行うこととなるため、従来の施設機能の発揮に係る維持管理と併せ当該事業が円滑に実施できるよう施設改修を行っていく。また、新規事業を定着させることにより、新たな都市型農業の推進拠点としての役割を位置づけていく。 | 経年変化とともに、施設や設備のメンテナンスが必要となることであるが、都市型農業のオープンラボ(農業者の意見を反映した、開かれた研究施設)としての農業技術センターの存在意義を再確認し、それに従った修繕計画を作成することが必要であろう。 ユニークなセンターであり、食育、環境、農業振興の問題解決や指導に取り組んでいただきたい。 |
| 昨年度、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想見直しを行ったが、平成21年度の法改正により新たに基本構想見直しに向けての審議が必要である。 また、第2次都市農業推進基本計画の策定に関して、本市の農業の方向性及び展開すべき施策等についての審議が必要である。 農用地区域の除外に関しては、集団農地の確保に向け、農用地区域の土地利用計画などに関して諮問を行う仕組みづくりの検討が必要である。 | 検討・見直し | 集団農地を確保するために、農用地区域内の農地の土地利用や農業政策に関して諮問を行い、積極的な意見交換できる体制づくりを図っていく。 | |
| 播種時期にまとまった雨が降ると遊水機能は発揮されるが播いた種が育たない等、花の開花に影響がある。農地保全と遊水機能の確保が目的であるが、花園としての期待が大きいのが現状であり、農地として保全はされているものの、食料生産基盤としては機能していない。 | 検討・見直し | 本事業が、事業地域における集落営農に結びつくよう地域と連携・協力しながら事業展開を実施・検討する。 平成23年度で地権者との賃借契約期間が終了する。その後の当該農地について、地権者の意向を確認したうえで、農地として保全し、かつ有効活用ができるような方策を検討していく。 | 過去の経緯から見ても、保水管理の継続性は認められる。また、景観、遊水機能の確保等の目的も理解できるものである。 今後は、当該区域の地権者の相続等による世代交代を見越し、市民と事業継続に関する意見交換を重ね、将来に向けての対策案を検討すべきである。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 309 | 市民農園整備事業 | 環境経済部 | 農政課 | H4 | - | <p>〔目的〕 都市化の進展により自然や身近な緑地が減少し、市民が直接土に親しむ機会が少なくなっていることから、農作物の栽培を通して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に市民農園貸付制度を実施する。</p> <p>〔手段〕 土地所有者から農地を借り受け農園利用者を募集し貸付をする。貸付期間1年間、但し、最長5年間利用可能。1区画は20～40㎡で、利用料を徴収(市街化区域5,000円/年、市街化調整区域2,000円/年)</p> | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (d) | (a) | (b) | (a) | B |
| 310 | 農業技術研究事業 | 環境経済部 | 農政課 | H10 | - | <p>〔目的〕 農業者に対し、都市化と調和した安定的で効率的な農業経営を支援する。</p> <p>〔手段〕 農業技術センターにおける養液栽培の実証試験、バイオテクノロジーによる優良苗の作出、土壌・堆肥・養液の分析等の各種試験研究により、蓄積された技術や情報を農業者に提供すると共に、栽培や土作りの指導を行う。また、農業者を対象とした講習会等の開催や農業者と消費者の交流を図るべく体験学習の開催、施設見学の実習を行う。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 311 | かんがい排水整備事業 | 環境経済部 | 農政課 | - | - | <p>〔目的〕 農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図る。</p> <p>〔手段〕 農業用排水施設(用排水機場、用排水路、樋門樋管、堰等)の新設や再編整理を行う。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 312 | 末田・須賀堰整備事業 | 環境経済部 | 農政課 | H7 | H23 | <p>〔目的〕 老朽化した末田須賀堰(右岸:煉瓦造M38年、左岸:鉄筋コンクリート造T15年)を改修し、用水の安定供給を図ると共に、操作性を向上させ水防等への臨機な対応を図る。</p> <p>〔手段〕 埼玉合口二期事業(用水・治水・上水)の中で堰の改築(水資源機構施工)を行った。この工事に要した費用(借入金、費用負担:県、元荒川土地改良区、関係市町)の内、越谷市分償還負担金</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|--|------|------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | | |
| 利用率は100%を維持しており、新規利用申込みも抽選となるなど、需要の高い事業であり、楽農の形成に寄与できている。しかし、一部利用者内に貸付条件を遵守しない者もあり、近隣住民からの、ごみや利用者のマナーに対する苦情があるため、利用マナーの向上に努めるよう、貸付条件遵守を利用者へ啓発していく。 また、市の開設する市民農園の約8割が市街化区域内にあり、市民が農業に親しみやすいという点では良いが、越谷市が目指す農業振興地域の農用地の保全や有効活用、農業後継者の育成、都市農業の展開等には結びついていない。 | 検討・見直し | 現在、第2次越谷市都市農業推進基本計画を策定中であり、この中で、民間経営を含めた市民農園の整備運営の方向性を検討し計画に位置づけ、計画策定後、調査・検討を行なっていく。市民の農業への理解の促進や余暇時間の有効活用のほかにも、農業経営の安定化、守るべき農地の保全や有効活用、農業後継者の育成などにも繋がるよう検討してゆく。 | 17 | B | 農地の遊休化が進む他方で、家庭菜園を望む住民が増加することも見られる。遊休農地の所有者と家庭菜園の希望者との出会い場をつくるなど、潜在的な借り受け農園利用者の発掘と、遊休農地の積極的活用をさらに進めることを願う。 |
| 平成22年度から新たに都市型農業経営者育成支援事業を実施することにより、養液栽培業務の一部を民間に委託するが、事業の実施により新たに浮上する課題や継続する業務との係り方等を見極めながら、他の業務の委託化に向け検討していく必要がある。 | 検討・見直し | 農業技術センター自体のあり方を見直す中で、養液栽培業務の一部民間委託事業を実施しながら、単に研究施設としてではなく、担い手の育成や農業振興施策の展開と連動しながら、他の実証試験・研究、バイオテクノロジーによる優良苗の作出、土壌分析等の各業務について外部委託化に向け検討を進める。 | 18 | C | 越谷市の農業産業維持発展のためには、重要な事業である。事業の実施に、正規職員が7名配置されており、5～7年で人事ローテーションしている。事業内容が高度に専門的である中で、職員が入れ替わることは、事業運営上非効率な面もある。市としての企画業務を正規職員に残し、専門的研究業務は、農業団体連合会や農業協同組合とも協力し委託化または、大学等と共同研究するなどの検討を求める。 |
| 既存の施設が、老朽化や破損等により改修の必要箇所が増加している。そのため、新規整備が財源上施行が困難となっている。また、農業従事者の高齢化により、農業者の主体的整備が困難となり、行政に対する整備要望が拡大している。 | 検討・見直し | 新規整備事業費の確保 都市農業推進基本計画策定の中で検討している農地利用集積の進捗に合わせたかんがい排水整備計画の見直しとそれに連動した資金計画の策定 | | | |
| 建設に要した費用の借入金は平成7年度から平成23年度まで元利金等年賦として適切に執行している。 | 現状維持 | 借入金の返還24,304,535円 及び協議会の負担金20,000円 最終償還は、平成23年度 | 16 | B | 低利の市債の借り入れも含め、繰上げ償還を早急に検討していただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 313 | 土地改良事業 | 環境経済部 | 農政課 | - | - | <p>〔目的〕 生産性の向上および地域環境の改善を図るため、県や土地改良区などと連携を取りながら、土地改良事業の推進と効率的な運営を行う。</p> <p>〔手段〕 土地改良事業の適切かつ効率的な運営や農業施設の管理運営及び用水確保に関する費用負担などの負担金の拠出、土地改良事業を行う団体に対する事業費の補助を行う。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 314 | 農業施設維持管理事業 | 環境経済部 | 農政課 | - | - | <p>〔目的〕 農業生産基盤となる水路等農用施設の維持管理を行い農業用水の安定供給を図る。 広域的農用施設(古利根堰、末田須賀堰、水利権等)の適正な管理を確保する。</p> <p>〔手段〕 用排水路等の修繕、草刈や浚渫等の委託、ポンプや電気設備の点検業務 維持管理費について関係土地改良区、関係市町で応分の拠出を行う(負担金)</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 315 | 農業従事・後継者育成事業 | 環境経済部 | 農政課 | - | - | <p>〔目的〕 農業を支える農業関係団体や担い手がより一層効果的な活動ができるよう、農業者相互の情報交換・技術向上を図るとともに、農業後継者の確保・育成について支援する。</p> <p>〔手段〕 各団体が実施する農産物のPR活動をはじめとした越谷市の農業振興に係る活動に対して、補助金を交付し助成する。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 実施年度 | | | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| 農地に水を供給する「かんがい事業」は、広域・複数の土地改良区や県などと連携を図る必要があるが、協議会の運営が慣例的にならないように注意する必要がある。 | 現状維持 | なし 会議や情報交換の中で、建設的な意見が多く出るよう働きかける。 | 22 B 生産性の向上と地域環境の改善を図るため、土地改良事業に要する経費に対し、土地改良事業を行う団体に、土地改良事業補助規定により予算の範囲内で補助金を交付する事業である。 事業の目的自体は有意義なものであり、必要な事業といえるが、農業を取り巻く社会環境の変化を考慮し、補助が適切な額であるか、随時チェックをされたい。また、昭和31年4月26日の土地改良事業補助規程施行開始以来多年が経過しており、土地改良事業の適切かつ効果的な運営に本制度が果たしている役割について、一旦総括されたい。その上で、今後の土地改良事業の負担のあり方を含めて抜本的に検討されたい。 補助対象者が農業関係団体に限られるため、補助金がどのように使われ、いかに役立っているのかを農業者でない市民にも説明できるよう客観化する取り組みが必要である。 以下「環境経済部事業概要書」の4.事業内容より、当該補助金の問題点を列挙する。 ・土地改良団体連合会については、補助金により市の農業に対しどのような利益があるのか具体的な記述が無い。 ・春日部土地改良推進協議会については、補助金を活用してどのような事業を実施するのか具体的な記述が無い。 ・古利根運送協議会については、古利根堰の円滑な管理運営のためにどのように補助金が使われているのか記述が無い。 ・南部葛西用水三市連絡協議会については、葛西用水路の管理方法の調整に関する事項を協議するためどのように補助金が使われるのか記述が無い。 ・見沼代用水協力協議会については、見沼代用水路の清浄化と維持管理のためにどのように補助金が使われるのか記述が無い。 ・未田大用水改修促進協議会については、水路改修工事が20年度に完了したとのことだが、事業量や事業費と、工事に対する振り返りの記述が見当たらない。 ・県土地改良県管部会については、どのように県に協力しているのか具体的な記述が無い。 【小土地改良事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 小土地改良事業費補助金は、昭和31年4月26日に制度化されてから多年にわたり土地改良関連団体に補助されてきたもので、補助金額が非常に少額であるために、補助事業の申請・報告等の諸手続きにかかる人件費の方がかえって高くなってしまっているのではないかと思われるメニューも散見される。しかし、負担金として近隣自治体と同様に拠出している補助金であり、当面継続せざるを得ない状況である。そうであるとしても、補助金申請書、事業実施報告書、支出の証憑類、補助団体の運営状況などを厳しくチェックし、当該補助金が本市の土地改良事業、農業の生産性向上にどのように貢献しているか等について総括、整理し、市民に分かりやすく説明していただきたい。 |
| 維持管理コストに対する管理意識を常時持つ必要がある。 | 検討・見直し | 施設の定期管理により、機能の維持を図る。併せて先進技術や先進管理手法の調査研究を恒常的に行う必要がある。 同上 | 21 B 農業用水安定供給の目的において、施設維持管理は重要である。ただし、現行の委託料がコストとして妥当であるか検証の必要がある。 また、修繕費の執行については、管理台帳を参照して修繕計画を立てる等、今後もこまめな管理を継続していただきたい。 受益者負担については、地域内の住居地進出もあり、複雑な状況となっていることを考慮し、導入の是非について再検討の余地があると思われる。 |
| 越谷市の農業振興という共通目的はあるものの、各団体個別の活動となっているため、事業効果が十分に発揮されていない面がある。各団体の連携により事業効果の拡大を図るためにも、各団体を取りまとめる越谷市農業担い手育成総合支援協議会の役割が重要である。 | 検討・見直し | 越谷市農業団体連合会、越谷市グリーンクラブ、越谷市農協女性部がより積極的かつ機能的に活動できるよう、21世紀越谷塾を担い手協議会に統合し、各団体が連携して農業振興に意欲的に取り組むような支援体制を整備する。 認定農業者や農業法人(農業生産法人含む)、農業従事者後継者の育成に取り組む。 | 19 B 農業関係団体育成支援のためいくつかの補助金が支出されているが、支援の一貫性確保のため農政課が事務を取り扱っている。中には、収入が補助金主体の団体もあり、運営や事業展開に当たり、補助金に依存しがちにならないよう将来、自立に向けた取り組みや実施した事業の成果の把握もお願いしたい。 【越谷市農業団体連合会補助金】 会員相互の連携を取りながら、関係団体とも協議し、地産地消を推進するなど、そ菜、花卉、稲作、畜産の各部会の活動は見るべきものがある。行政として農業関係団体の育成支援を通じ、後継者育成に積極的な働きかけを行ってほしい。 【農業後継者等育成費補助金】 越谷市グリーンクラブと越谷市農協女性部への補助金であるが、両者とも農協との係わりが強く、JA越谷市からの補助金も受けている。事業活動も見るべきものがあり、越谷市の農業発展や地産地消活動にも寄与しており、地域農業の担い手である後継者育成のためにも、行政の支援は必要と思われる。 【21世紀・越谷塾補助金】 21世紀越谷塾は、農業関係団体の代表者で構成されているが、そのメリットが充分生かされていると思えない。 取り組んでいる事業も21世紀越谷塾が取り組むべき事業とは思えず、「越谷市農業農村活性化推進機構の設置及び運営に関する要領」の目的に示されている「農業農村の活性化」に寄与する事業の実施を再考していただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 316 | 農業・農村支援ネットワークづくり事業 | 環境経済部 | 農政課 | H20 | - | 〔目的〕 市民が農業・農村にふれあい、交流することにより、農業に対する理解を深め、市民全体で農業と農村を支える仕組みづくりを進める。また、越谷市の地理的特性や農村の持つ多面的機能を活かしたまちづくりを進める。 〔手段〕 地区コミュニティ推進協議会が実施する農業関係事業を農業者、農業関係団体、地域の各種団体が参加し、活動を行なう。その事業に対して補助金を交付し、助成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | A |
| 317 | 水田農業振興対策事業 | 環境経済部 | 農政課 | H16 | - | 〔目的〕 地域の作物戦略や水田の利活用、担い手育成等の方向性を明確にした地域水田農業ビジョンに沿って水田農業の推進を図り、米の計画的生産が実施されるよう生産目標数量の配分及び達成状況の確認を行う。また、越谷産米の学校給食導入は、食育や地産地消に寄与することから必要な数量確保に努め、普及啓発を促進する。 〔手段〕 米の生産調整に関する事務や学校給食米の数量確保・集荷体制を構築していくことに対して支援を行う。その事業を行う、越谷市地域水田農業推進協議会・JA越谷市に対して助成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (b) | (b) | (b) | A |
| 318 | 農林漁業資金融資補助事業 | 環境経済部 | 農政課 | - | - | 〔目的〕 農業生産力の維持増進及び食料の安定供給を確保するため、農林漁業資金融資事業により農業基盤整備や生活環境整備を行った農業者へ、その償還に対する補助を行う。 〔手法〕 償還金の補助 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 319 | 都市農業推進事業 | 環境経済部 | 農政課 | - | - | 〔目的〕 農産物価格の低迷や農業者の高齢化や農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の増加が懸念されるなど、農業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、都市近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えている本市の地理的優位性を活かした地産地消の推進を軸に高収益が期待できる都市型農業の展開を図る。 〔手段〕 業務委託により「第2次越谷市都市農業推進基本計画」の策定を行ない、各種農業施策を展開する。また、地産地消推進協議会の取組に対し、支援する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|--|-------------|---|--------------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 事業開始当初から取り組んでいただいている出羽・大相模地区の2地区については、この事業への取り組みを通して、地域農業を支援していく機運が高まっているなど、効果が出てきているが、補助事業が終了しても活動を継続していくような仕組みを構築する必要がある。 | 現状維持 | 農業者と市民との交流を進め、地域農業に対する理解を深めていくため地区コミュニティ推進協議会の行なう農業関係事業に対して関係者と連携を図りながら事業を展開していく。 地域に農業・農村支援ネットワークづくり事業を定着させるための事業に取り組む。 | 22 | 市民が農業・農家と交流することにより、農業に対する理解を深め、市民全体で農業と農村を支える仕組みづくりを進め、農地を保全し、越谷市の地理的特性や農村の持つ多面的機能を活かしたまちづくりを進める事業である。 越谷市農業振興関係団体補助金等交付要綱に基づき、農業者、農業関係団体、地域の各種団体が参加して地区コミュニティ推進協議会が実施する農業関係事業に対して助成金を交付する。 【農業・農村支援ネットワークづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:終期設定) 本助成金については、現代の農業・農家・農地を守っていく上で事業の必要性が認められるが、市民と農業・農家との交流事業は地元観光協会やJAでも実施しており、また、自治会、NPO等地域団体、市民活動団体との協働事業として地域活動推進担当部署でも支援可能なため、地域活動推進担当との連携を一層強化して、助成金の効果を高めるよう取り組まれない。 助成金の一地区当たりの交付期限は3年間と決まっているが、助成金の趣旨は、あくまで「農業・農村支援ネットワーク構築のきっかけづくり」である。このため、モデル地区において地域住民が農業と農村を支える仕組みを構築している中で、当初予定どおり平成26年度を本助成金交付の終期として設定し、本事業を終了されたい。また、今年度で助成金の交付が終了する出羽地区・大相模地区においては、投入した助成金に見合う成果が出ているか早急に検討し、それを好事例として全市に広報するとともに、その取組みを他地区に拡大できるよう担当課として努力されたい。 助成金の交付が終わった後のことを考えれば、単純に助成金を交付するだけでなく、事業の成果を検証し、最も成果の上がった取組みに対して表彰する等、活動継続に向けたモチベーションを喚起してその取組みを全市に広げるような方法も検討されたい。 |
| 周囲に大勢の消費者を抱えている地理的特性を考慮し、他の施策とも連携を図りながら、意欲ある担い手が効率的に農地を利活用できるよう環境を整備し、地域の特性を生かした水田農業が行なえるよう検討する必要がある。 | 現状維持 | 需要に応じた米づくりの推進、水田の活用など効率的かつ安定的な経営体制を図るため、埼玉県奨励品種である「彩のかがやき」を学校給食米として引き続き提供するため関係機関と連携し、地産地消の推進を図る。 米粉用米等の利活用の検討や稲作以外で水田を活用して生産できる農産物の研究に努め、併せてこれらを原料とした加工品開発や観光農業事業などに取り組む。 | | |
| 計画的に償還されている。 | 現状維持 | 償還金21,057,000円の返還 最終償還は、平成26年度 | | |
| 市政世論調査等を元に効果的で具体的な方策を検討するため、農業者や消費者に対して詳細なアンケート調査等を行ない、これらを参考にして「第2次越谷市都市農業推進基本計画」を策定している。 地産地消推進協議会では、「グリーン・マルシェ」の運営等について、幹事会で協議を行ってきたが、引き続き、定期的に協議会で協議を行なう必要がある。また、イベント等を行なうことにより、市民への周知を図ってきているが、今後も継続してイベント等を行ない、さらなる周知に努めたい。 | 現状維持 | 平成23年度から「第2次越谷市都市農業推進基本計画」を元に具体的施策を展開していく。 安全、安心な地場農産物の提供を促進し、「グリーン・マルシェ」を拠点とした地産地消の推進に向けて取り組む。 | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 320 | 農業環境衛生改善事業 | 環境経済部 | 農政課 | - | - | 〔目的〕 病害虫防除及び農業経営の改善を図るため、防除を実施する農家団体や農業共済組合が行う農作物損害防止事業活動に要する経費を支援し、農業生産力の向上や農業経営の安定化を図る。また、市内の園芸用廃ビニール(ポリエチレン・塩化ビニール)を収集し、適正に処理する。 〔手段〕 病害虫防除を実施する農家団体や農業共済組合、また、JA越谷市と連携して、越谷市園芸用廃ビニール収集処理運営協議会に対して補助金を交付するなどの助成を行い、農業環境改善等に繋がる活動を支援している。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 321 | 道水路管理業務事業 | 建設部 | 建設総務課 | - | - | 〔目的〕 道路等の適正管理のため、道路敷を占有している電気・ガス・上水道・電話通信等、公共・公益施設などの道路占用許可や沿道住民の出入り口等の設置に伴う工事の施工承認、さらには、特殊車両の通行許可に関する協議事務など道路法に基づいた業務を行う。 併せて水路占用許可等の事務処理を行う。 〔手段〕 占用申請許可・道路工事施工承認・幅員証明・特殊車両の通行に関する許可等に関する事務及び道路工事調整会議等の開催 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 322 | 道水路境界管理事業 | 建設部 | 建設総務課 | - | - | 〔目的〕 官民境界が確定していない地域については速やかに境界線を確定していく。また、座標による境界線が、確定している地域については、基準点の維持管理を行い、境界点等の座標管理の充実を図る。さらに、道路内に存在する私有地の取得を行う。 〔手段〕 事業区域の拡大を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 323 | 道路管理システム事業 | 建設部 | 建設総務課 | H8 | - | 〔目的〕 業務効率や行政サービスの向上を目指し、道路情報を地図と関連づけたシステムを構築する。 〔手段〕 本業務は、データ整理等に高度な知識・技術が求められるため、事業を効率的に処理するため、専門業者へ委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 324 | 道路台帳整備事業 | 建設部 | 建設総務課 | - | - | 〔目的〕 道路法第28条により、道路管理者はその管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならないとされており、道路の構造・兼用工作物・占用物件その他に関し、道路管理上の基礎的な事項の把握を目的とする。 〔手段〕 既存の道路台帳に対し、市道の認定・廃止・区域変更等や道路改良等により整備された道路の台帳修正を行う。本業務は、データ整理等に高度な知識・技術が求められるため、事業を効率的に処理するため、専門業者へ委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|---|----------|----------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施 年度 | 総合 評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 都市部において農業経営を営む農業者については、環境や衛生面で農地近隣住者に対する配慮の重要性を理解してもらう必要がある。 又、このような取組を通して、地場産農産物に対する理解やイメージを向上させることは重要であり、行政が支援・指導を行う必要がある。 | 検討・見直し | 引き続き、病害虫防除や園芸用廃ビニール適正処理に関する徹底周知を図り、都市部の農業が近隣住民と共存できるような支援を行なう。 | 20 | B | 平成20年度より取り組まれている農政課の地区担当者制は、評価に値する。地区担当者と各地域の農業組織団体との情報連携を一層強化し、市の農業の実態を把握し今後の農業施策のあり方を検討するとともに、市民にも農業の重要性をご理解いただくための取組を進められることを望む。 【園芸用廃ビニール収集処理運営協議会負担金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 地区担当者と組織団体との情報連携によって、廃ビニールの不法処理ゼロ化を進める努力が必要である。 【病害虫防除事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) |
| 道水路占用・施工承認の事前協議・許可事務等において、申請書類の不備や専門的な指導・判断が必要なケースが増加している。 | 検討・見直し | 申請における提出書類の不備を無くすため、ホームページ掲載様式等を更新し、事務処理の円滑化を図る。また、道路管理専門研修等に参加し、職員の知識の向上と業務の円滑化を図る。 不法占用対策等についての検討。 | 16 | B | 許可等の件数を活動指標に記入していただきたい。 道路管理台帳のシステム化や電子申請などITを利用した業務の効率化、および申請に対する迅速な対応をはかり、住民の利便性を高めていただきたい。 |
| 地籍調査の完了した区域の座標管理地区と未実施地区との差や近隣市町との査定方法の違いにより、多少申請者に負担が掛かってしまうことや、申請から境界線確定までの期間が、申請箇所の異なることにより迅速な対応が難しい。また地籍完了区域内の座標を求めるための基準点の維持管理が近年の工事増により難しくなっている。 | 検討・見直し | 都市再生地籍調査事業の事業進捗を図る。 座標管理区域を拡大することで、経費等の縮減を目指す。 | 22 | B | 申請のあった土地に対し、官地と民地の境界を確定し、基準点の維持管理を行う事業である。官民境界が未確定の場合、道水路整備など公共事業の円滑な実施の妨げとなる場合が多い。境界争いを未然に防止し、公共事業の効率化を図るために必要な事業である。 また、基準点や境界の座標値は、市役所における窓口事務を迅速かつ効率化する地理情報システムの基礎的なデータとなるため、その拡大を図ることが急務といえる。 事業が未だ道半ばであり、今後とも境界確定率向上と境界点等の座標管理の充実を図らねばならない。 埼玉県国土調査推進協議会負担金については、それによって得られる利益と比較検討され、不適切な額であれば見直しを協議されたい。 測量業務を委託しているとのことであるが、調達手段が適切な方法かどうか、コスト面を含めて検証を進められたい。 |
| 都市再生地籍調査事業の進捗により、世界測地系に準拠した基準点による座標管理区域を拡大する必要がある。また、座標データの更新を低コストにて行う必要がある。 | 検討・見直し | 座標による情報を活用しつつ、コスト削減を図る。 座標による登記を促進するため、基準点管理区域の拡大を図る。 | 20 | C | 越谷市道路管理システムとして、道路台帳管理、路線測量成果、道路工事、測量計算、基準点・境界線などのシステムを構築している。システムに道路台帳現況平面図データ、官民境界線+現況道路録データ、道路中心線データなど膨大なデータを保守管理していく必要があり、データ保守管理費だけで、年間数千万円のコストがかかっている。このコストに対する効果が明確になっておらず、至急、効果を明確に算定し、事業のあり方を見直すべきである。将来の国のGIS化に備えたものとのことだが、地図データに互換性があるかについても懸念される。また、地図データ等については、民間で市販されているデータの活用も検討してほしい。 |
| 道路台帳の原図がマイラーであり、変更の処理を手作業にて行っていることから、効率的に運用がなされていない。 | 検討・見直し | マイラー基図のアナログデータをデジタル化し、地図管理の効率性の向上を図る。 地図データをデジタル化することにより、関係各課の所有する基図データ等の共有を図り、経費の削減に取り組む。 | 17 | B | 地図に関する情報の必要性と利用方法を全庁的にとりまとめ、全庁で一括して必要な情報を収集することにより、全体でのコストの低減化を検討することを望む。また、得られた情報の他部門との共有化を進め、情報の有効活用を検討することを望む。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 325 | 都市再生地籍調査事業 | 建設部 | 建設総務課 | H10 | H31 | 〔目的〕 国土調査法に基づき、土地境界に関するトラブル防止、土地取引、公共工事・災害時復旧事業の円滑化を図ることを目的に市街地の官民及び官官の境界を調査、確認し、測量する。道水路等の官地と民地の境界を確認する。 〔手段〕 本業務は、データ整理等に高度な知識・技術が求められ、事業を効率的に処理する必要があるため、専門業者へ委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 326 | 道路施設維持管理事業 | 建設部 | 建設総務課 | - | - | 〔目的〕 誰もが安全に安心して利用できるよう、道路の維持管理を行うとともに、良好で快適な道路環境を保全する。 〔手段〕 道路パトロールを実施し、破損箇所を早期発見に努める。また、修繕にあたっては、安全管理センター及び修繕業者と連携を図り、適宜対応して行く。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 327 | 道路施設維持管理事業 | 建設部 | 道路街路課 | - | - | 〔目的〕 道路環境の保全を図る。 〔手段〕 既存道路の側溝整備及び舗装の打ち換えなどの補修を行うとともに、新たに市道認定された箇所等の整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 328 | 農道整備事業 | 建設部 | 道路街路課 | - | - | 〔目的〕 生産性の高い農業を促進する。 地域の生活環境を改善する。 〔手段〕 農道の整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 329 | 交通安全施設整備事業 | 建設部 | 道路街路課 | S37 | - | 〔目的〕 歩行者や自転車利用者等の安全確保を図るとともに交通事故を未然に防止する。 〔手段〕 暗い交差点や見通しの悪い道路に道路照明灯や道路反射鏡を設置する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 330 | 交通安全応急対策事業 | 建設部 | 道路街路課 | S37 | - | 〔目的〕 交通事故の防止を図る。 〔手段〕 交通事故発生箇所等に対し警察署等と協議のうえ白線や看板、滑り止め舗装等を施工する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |
| 331 | 道路舗装事業 | 建設部 | 道路街路課 | - | - | 〔目的〕 車両の走行性の向上を図る。 道路環境の向上を図る。 〔手段〕 幹線道路並びに生活に密着した一般市道の舗装改築を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|---|--------------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント []は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 事業の成果・効率性ならびに進捗率の観点から、街区区画線の境界確認を優先する官民境界先行の地籍調査を行っておりますことから、個々の1筆地測量の着手に取り掛かっている。 | 検討・見直し | 国の都市再生地籍調査事業を活用し、事業の進捗を進めて行く。 基準点管理区域の拡大を図り、世界測地系に準拠した基準点による座標での土地登記を促進し、官民境界先行の地籍調査が終了後に行う予定の1筆地籍調査に活用して行く。 | | |
| 良好な道路環境を維持していくことが課題であり、年々、市道延長が伸びていく中、コスト縮減についても、さらなる努力が必要である。 | 検討・見直し | 安全で快適な道路環境を維持するため、道路占用事業者や交通事業者、建設業協会等の協力を得て、道路の不良箇所等の早期発見に努める。 道路延長等の増加に合せ、維持管理の充実を図っていく。 | 18 | B <道路修繕事業> 道路環境を改善する為、当該事業は必須である。今後は道路パトロールの強化や、計画的道路補修等、機能強化も求められる。但し、事業効率を向上させる為、安全管理センターの正規職員から非正規職員への切り替えを含め、正規職員定数削減の検討の余地がある。 |
| 道路環境の保全を図るため、維持管理事業は必要である。 | 現状維持 | U字溝や蓋の再利用を積極的に図る。 既存ストックを有効活用し、道路施設の延命化を図る。 | 16 | B <道路補修事業> 補修箇所の客観的な優先順位付け(危険度・交通量等を考慮)を検討していただきたい。工事そのものだけでなく、設計も含めて委託も考えられる。市は管理に徹することが望ましい。 |
| 外部評価より、農地が減少していることより、農道整備事業を他の道路整備事業と統合することを指摘された。しかし、農道整備事業は、農地の基盤整備を含めた農業施策の一環として、第3次総合振興計画で位置付けられた施策であるが、道路整備の一部として道路事業担当課で農道整備を実施している経緯がある。このため、農道整備事業については、市の施策に関わることであるため、策定中の第4次総合振興計画の中で農業施策担当課を中心に施策の位置付けを検討していく必要がある。 | 終了(平成22年度) | 道路事業担当課で農道整備事業としての施策を実施しない方向で検討し、第4次総合振興計画に反映していきたい。 農用地等基盤整備事業として、用水路、排水路及び道路等の総合的な取り組みとして検討が必要である。 | 21 | C 整備対象とされる道路は、現在農道として位置付けされており、一般道とは別枠管理されている。 農業政策としての事業の一環であることは理解できるが、農地が減少傾向にある現状では、他の道路整備事業との統合に向けた見直しが必要である。市内の道路管理全体の枠組みの中で、より効率的な運用を図られるよう検討されたい。 |
| 歩行者や自転車利用者等の安全を図るとともに交通事故を未然に防ぐために必要な事業である。 | 現状維持 | 電気料金の契約内容について、精査を行い電気料金の抑制を図る。 道路照明灯管理システムを活用し、道路照明灯の適正な配置に努め、更なる安全対策を図るとともに二酸化炭素排出量削減に努める。 | 19 | B 交通安全施設整備に対する市民の要望が多い状況で、限られた予算を調整し対応されている点は評価できる。 今後、年間1億円にのぼる電気代、及び電球交換等の保守にかかる経費がますます増大することが予想される中で、市としての優先順位を定め予算を配分することを求める。 成果指標については、安全度の向上が評価できる指標とすることを望む。 |
| 警察署と連携を密にして行う事業であり、交通事故の防止を図るために必要な事業である。 | 現状維持 | 交通管理者である警察署と連携を密にし、効果的な安全対策を図る。 越谷市道路交通環境安全推進連絡会議をさらに充実させ、幅広く関係機関と調整を行い、安全対策に取り組む。 | 19 | B 警察等他関連機関と連携して、事業を推進されている点は評価できる。 応急対応の結果を集約し、類似危険箇所については先手を打った対応をするなど、事故発生を未然に防止するための計画的な事業推進を検討する余地がある。 成果指標については、活動指標(標識等延長した長さ)ではなく、安全度の向上が評価できる指標、例えば、交通事故件数の減少度等を設定すべき。 |
| 単価コストだけでなく、舗装の耐久性を含めた検討を行うとともに、道路の安全性を維持するため予算面の拡充に努め、計画的な舗装整備を実施していく必要がある。 | 現状維持 | 外部評価のとおり、道路舗装事業の優先度を高め、予算の拡充に努めたい。 大型車の通行量の多い幹線道路については、質的改良も含めた整備に取り組んでいきたい。 | 21 | B 予算上の問題で、道路舗装工事が思うように進められていない現状である。 以下の3点について検討をしていただきたい。 予算確保の手段として、現状の道路の安全性等についての問題を調査報告する 舗装の工法について調査・研究し、より耐久性のあるものを採用する 工事業者へ指導を行い、工事の品質向上を図る 道路舗装が進まない現状について、広く市民に理解をいただき、市全体予算の中での優先度を上げていく努力が望まれる。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 332 | 道路改良事業 | 建設部 | 道路街路課 | - | - | (目的) 生活道路の安全性の向上を図る。 快適な住環境を創造する。 道路の耐久性の向上を図る。 (手段) 道路の拡幅整備を行う。 道路の質的改良を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 333 | 歩道整備事業 | 建設部 | 道路街路課 | - | - | (目的) 安全で快適な歩行空間を確保する。 (手段) 歩車道の分離や段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮した整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 334 | 斎場関連道路整備事業 | 建設部 | 道路街路課 | H15 | - | (目的) 斎場周辺地域の環境を向上させる。 安全な道路環境を創造する。 (手段) 生活道路の拡幅整備を行う。 歩行者に配慮した道路整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 335 | 街路施設維持管理事業 | 建設部 | 道路街路課 | - | - | (目的) 街路事業の進捗を図る。 取得用地の適正管理。 (手段) 街路事業用地の取得。 取得した用地に外柵工事・砂利敷き等を施し、適正な管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 336 | 電線類地中化事業(レイクタウン事業地内) | 建設部 | 道路街路課 | H15 | H24 | (目的) 安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止および都市景観の向上を図る。 (手段) 越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内において都市再生機構と整備区分を定め、電線類地中化の工事を進める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 337 | 土地区画整理地区界整備事業 | 建設部 | 道路街路課 | H19 | - | (目的) 土地区画整理事業地区と地区外との円滑な交通を確保する。 (手段) 土地区画整理事業地区外の道路整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 338 | 橋りょう施設維持管理事業 | 建設部 | 道路街路課 | - | - | (目的) 円滑な交通の確保を図るとともに災害時の安全性の向上を図る。 (手段) 既存橋の補強工事等、適正な維持管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|----------------|---|---------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 拡幅整備については、沿線住民の理解を頂き、用地事務の効率化を図る必要がある。また、道路の耐久性を高めるため、単価コストに拘らず、道路の質的改良を積極的に実施していくことも必要である。 | 検討・見直し | 継続して取り組む必要があるとともに、大型車両をはじめとする交通量の多い路線については、道路の質的改良も含め、道路の耐久性を高めていく必要がある。道路の拡幅以外に耐久性の高い道路づくりを実施していく。 | 22 | B 生活道路の安全性・耐久性の向上のため、道路の拡幅整備や質的改良を行う事業であり、自動車に大きく依存する現代社会では必要な事業といえる。 ただ、日本では少子高齢化が進み、人口が減少している中で、今後予想される社会に対応した計画を立てる必要がある。 道路の質的改良により、道路寿命を延伸し、将来にわたっての管理コストの削減をはかることについては、重要な取組みである。整備コストと将来的な管理コストを十分に比較検討のうえ計画されたい。 なお、整備についての住民要望の一覧表と整備の優先順位は公開し、整備箇所との優先度について、危険度などの付帯情報や整備優先理由を含めて、市民の納得が得られる取組みを実施されたい。 成果指標についても、要望にどれだけ対応できたかを市民にアピールできるものを検討されたい。 |
| 安全で快適な歩行空間を確保するために行う事業である。 | 現状維持 | 整備手法を検討し、整備延長を伸ばす。 費用対効果を考慮し整備を進める。 | | |
| 当事業は、斎場建設に伴う周辺地域の道路整備等を目的としている。斎場建設に伴う環境整備に関する協定事項について、用地の協力が得られず未整備の箇所も多いが、協定書締結から年数も経過していることから事業を一区切りすることを増林土地利用協議会の事務局と調整していきたい。 | 終了 (平成22年度) | | | |
| パトロール等を実施して現況を把握し、街路用地の適正な管理に努める。 | 現状維持 | 街路事業により取得した用地に外柵工事や砂利敷き等を施し、適正な管理を行いながら事業の進捗を図る。 事業の進捗状況に合わせた効果的な用地取得。取得後の適正管理を行なっていく。 | 21 | B 担当課の総合評価「A」は、本事業を狭義に解釈すると理解できないが、事業のために取得した土地が長期間放置されている状況は無視できない。このことは、街路施設に限ったことではないと思われるが、遊休地の管理費(雑草駆除、ごみ処理)の経費支出や該当地から徴収できたであろう固定資産税額を考えると、無駄な支出があると言わざるを得ない。 長期間、遊休地となっているものについては、早期に活用策を講ずるべきである。 |
| 都市災害の防止および都市景観の向上を図るために必要な事業である。 | 現状維持 | 特定土地区画整理事業の進捗にあわせて取り組む。 平成25年度完成予定の特定土地区画整理事業の進捗にあわせて、連携を密にし無駄のない事業推進を図る。 | 18 | B 国の方策でもあり、わが国の電線事情を改善する上でも不可欠な事業である。今後は工法を含めたコスト削減を図り、計画通り事業を終了することが重要である。 |
| 土地区画整理事業では、事業地区内の道路整備を行うが、事業地区外の整備は実施していない。このため、事業地区内と地区外との道路の取り付けなど行う必要があり、必要最小限度の範囲で事業を実施している。 | 現状維持 | 各区画整理事業の進捗にあわせて、事業に取り組んでいく必要がある。 区画整理事業と進捗状況等を調整し、今後、区画整理事業の状況に応じて、休止や廃止を検討していく。 | | |
| 早期に長寿命化修繕計画を策定する必要がある。 | 検討・見直し | 事後的な修繕から予防的な修繕へ転換を図るため、橋りょうの長寿命化修繕計画を策定する。 定期的な点検と計画的な維持修繕を実施するアセットマネジメントの考え方により維持管理を図る。 | 22 | B 円滑な交通の確保を図るとともに災害時の安全性の向上を図るため、既存橋の補強工事等、適正な維持管理を行う事業である。 橋りょうの適正な維持管理は市民生活に不可欠であり、本事業は必要性があるが、21年度は事業費が1億円を超える単独事業となった。市債発行事業でもあるので、人件費も含めて一層のコスト削減の努力を実施されたい。 ライフサイクルコスト引き下げのため、橋りょうの維持管理にアセットマネジメントの考え方を導入することは重要な取組みであるといえる。橋りょうの改修、更新計画が将来にわたって引き継がれるよう工夫されたい。 なお、使用されていない橋りょうの廃止・統合・移設についても、アセットマネジメントの中に取り入れるなど、維持管理方法を工夫されたい。 平成21年度に補強工事を実施した堂面橋の他にも、修繕が必要な橋りょうが10本あり、その優先順位や補強工事の内容や工事の効果についても、必要に応じて市民にわかる形で公開を進め、市民の理解が得られるよう努力されたい。 成果指標についても、安全性の観点から指標を立て、市民に本事業の成果をアピールされたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 339 | 大袋駅舎建設事業 | 建設部 | 道路街路課 | H20 | H24 | 〔目的〕 大袋駅西口の開設を目指すとともに、駅利用者の利便性の向上を図る。 〔手段〕 鉄道事業者と連携し、自由通路を含む大袋駅の改修整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 340 | 大袋駅西口線整備事業 | 建設部 | 道路街路課 | H12 | H22 | 〔目的〕 大袋地区の交通の円滑化を図る。 西大袋土地区画整理事業地内と大袋駅までのアクセス道路を確保する。 〔手段〕 大袋駅西口から土地区画整理境までの道路整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 341 | 浦和野田線整備事業 (県営) | 建設部 | 道路街路課 | H4 | - | 〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進する。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(浦和野田線)の負担金を支払う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 342 | 越谷吉川線整備事業 (県営) | 建設部 | 道路街路課 | H8 | H25 | 〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進する。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(越谷吉川線)の負担金を支払うとともに、県からの委託を受けて用地交渉を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 343 | 八潮越谷線整備事業 (県営) | 建設部 | 道路街路課 | H10 | H24 | 〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進する。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(八潮越谷線)の負担金を支払う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 344 | 南浦和越谷線整備事業 (県営) | 建設部 | 道路街路課 | H8 | - | 〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進する。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(南浦和越谷線)の負担金を支払う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 345 | 弥生町中町線整備事業 | 建設部 | 道路街路課 | H19 | H22 | 〔目的〕 交通環境の向上を図る。 〔手段〕 越谷駅東口再開発事業に合わせて周辺道路の整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | | |
|---|--|----------------|---|----------|----------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | | |
| 事業内容は適切である | | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施 年度 | 総合 評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | | |
| 本事業は、市単独で実施できる事業では無いため、鉄道事業者との調整が重要である。また、現時点では、駅舎の建設に向けた計画段階であるため、成果が現れにくい。 | | 検討・見直し | 平成23年度からの着工を目指し、関係機関との調整に取り組んでいく。 着工後、2～3年間で完成を目指し、予算の確保や関係機関との調整に取り組んでいく。 | | | |
| 住民の理解をいただき、用地事務等の効率化を図る。 平成22年度の事業暫定完了を目指しているが、今後、開通における交通規制等の変更点を周知していく必要がある。また、大袋駅舎の建設を予定しているため、建設用の作業区域と利用する西口駅前広場の一部が、未整備となる。 | | 終了 (平成22年度) | | | | |
| 県道足立越谷線から県道大野島越谷線までは供用開始したが、東武鉄道伊勢崎線から国道4号までの約1.3km区間である元荒川工区について、建設に伴う諸問題がある。 | | 現状維持 | 元荒川工区の早期事業化に向けて、建設に伴う諸問題の解決を図る。 | | | |
| 県との連携により、事業の進捗が図られており、今後も、残る区間の事業化に向けて継続して取り組んでいく。 | | 現状維持 | 埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗を図る。 | 20 | A | 県が事業主体となって実施する事業に対する費用負担であり、市の視点から事業を評価することは難しい。今後も県と連携を図りながら推進していただきたい。 |
| 国道4号バイパス以南の下間久里工区は供用開始したが、相生陸橋以北の西方工区については、用地交渉が難航している。 | | 現状維持 | 西方工区の早期事業化に向けて、埼玉県と連携を図りながら進めていく。 | 20 | B | 県が事業主体となって実施する事業に対する費用負担であり、市の視点から事業を評価することは難しい。今後も県と連携を図りながら推進していただきたい。 但し、6年以上継続してほとんど進展がない一部用地の買収については、県との連携をより密にして、現実的な解決策を提案し、早期決着ができるよう努力していただきたい。 |
| 県との連携により、事業の進捗が図られており、今後も、残る区間の事業化に向けて継続して取り組んでいく。 | | 現状維持 | 埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗を図る。 | 18 | B | 東西交通を担う重要な道路整備事業である。県とのコミュニケーションを深め、用地買収をスムーズに行うことにより、市の一般財源の追加負担を抑制すべきである。 |
| 用地買収については、事業の必要性を示しながら用地交渉をおこなってきており、沿道住民のご理解・ご協力により平成21年度末に買収完了している。 当都市計画道路の実施区間は、越谷駅東口再開発事業区域と接しており、道路の半分を組合側で残りを市側で実施することになる。このため、事業の効率性を考慮し、組合側で道路の施工を実施することになった。今後、組合側の再開発事業の進捗状況及び道路の地下埋設物の工事等により、弥生町中町線整備事業の進捗に影響を及ぼす可能性がある。 | | 終了 (平成22年度) | | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 346 | 市道2200号線整備事業 | 建設部 | 道路街路課 | H21 | H25 | (目的) 花田東越谷地区と越谷レイクタウン地区との区間において安全かつ円滑な道路交通の確保を図ると共に歩行者及び自転車の安全確保を図る。 (手段) 歩車道の拡幅整備を行なう。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 347 | 河川施設維持管理事業 | 建設部 | 治水課 | H2 | - | (目的) 流水阻害の除去及び河川環境の保全のため、草刈・浚渫・修繕等を行う。 (手段) 状況を確認し、委託をする。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 348 | 排水機・ポンプ場施設維持管理事業 | 建設部 | 治水課 | H4 | - | (目的) 排水機場・ポンプ場等、河川施設の機器類の点検により水防施設が正常に機能するよう努める。 (手段) 維持管理を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 349 | 新川用水整備事業 | 建設部 | 治水課 | H11 | - | (目的) 新川の用水機能の確保、環境改善等を図るため、新川都市下水路の整備に合わせ、関連する新川用水の整備を行う。 (手段) 起債事業により護岸整備及び安全施設(防護柵)の更新と管理用道路の整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 350 | 平新川改修事業 | 建設部 | 治水課 | S55 | - | (目的) 平新川流域における浸水被害の軽減と河川環境の改善を図る。 (手段) 護岸コンクリートの高上げを行なう。また、適正な河川管理を図るため、管理用道路の整備を進める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 351 | 都市下水路施設維持管理事業 | 建設部 | 治水課 | H2 | - | (目的) 流水阻害の除去及び都市下水路環境の保全のため、草刈・浚渫・修繕等を行う。 (手段) 状況を確認し、委託をする。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 352 | ポンプ場施設維持管理事業 | 建設部 | 治水課 | H4 | - | (目的) ポンプ場等、河川施設の機器類の点検により水防施設が正常に機能するよう努める。 (手段) 維持管理を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | |
| 事業の重要性や必要性を地権者に十分説明し、沿道住民のご理解をいただき、用地事務の効率化を図る。 平成22年度から一部工事に着手する予定である。工事に際しては、整備区間に学校や病院等があるため、安全面を重視した施工計画を図っていく必要がある。 | 検討・見直し | 平成22年度に用地買収を完了し、早期に工事に着手できるように地権者との用地交渉を進めていく。 工事に関しては、用地取得箇所や状況を把握しながら、施工計画を行っていく。 平成25年度完成を目指し、地権者との用地交渉、関係機関との調整及び工事に取り組んでいく。 | |
| 河川施設の老朽化が著しく、計画的な改修が必要課題である。 また、河川の堆積物による流水障害を防止するため浚渫の必要性がある。 | 検討・見直し | 河川の清掃・浚渫等を実施し、硫化能力を確保し浸水被害の軽減を図る。 平成21年度より平方地区の河川・排水路の浚渫を継続して実施する。 | 河川施設を公園利用等へ活用し施設維持する目的で、地域住民とともに維持管理方法を検討する場を設け、草刈等の環境問題を地域住民とともに解決する方向で検討することを望む。住民協働化の時代に対応し、周辺住民とともに施設を維持し、費用の低減化を図ることを望む。 |
| 施設の老朽化が課題である。 また、施設の機能を最大限活用するため、ポンプ場台帳を整備し、計画的な改修・修繕を実施していく必要がある。 | 検討・見直し | 施設の機能を最大限に機能させるため、引き続き施設の維持管理に努める。 排水機・ポンプ場等、河川施設の台帳を整備し計画的な改修(事前保全)に努める。 | |
| 既存の新川は用排水兼用の施設であり、施設の老朽化、土砂の堆積、水質の悪化、悪臭の発生等、治水に対する安全度、安全な農業用水の確保に支障をきたしている。先行する新川都市下水路整備事業との同時進行が望ましいが、新川用水整備は予算面等の理由で遅れている。今後、更に有効な事業効果が得られるようコスト面を含めた整備手法等の検討が必要である。 | 検討・見直し | 引き続き護岸整備並びに遊歩道の整備を進め、老朽化している施設の更新により、周辺環境、水質等の改善を図る。 更に効率的な事業効果が得られるよう、整備手法、整備グレード等の検討、見直しを行なう。 | 新川都市下水路(排水管)整備の事業にあわせ、新川用水を整備する事業である。1990年から2004年までの15年間に3回の大きな浸水被害があり、新川都市下水路の整備は不可欠な事業である。また、地権者や周辺住民のために用水路整備及び緑地を整備する当該事業の必要性は認められる。 新川都市下水路整備の進捗とあわせて、スムーズに新川用水整備事業が進められることを期待する。 |
| 平新川沿いでは実際に浸水被害が発生している場所があるため、早急な対応が必要である。事業効果を上げるには、まとまった工事量が必要である。 | 検討・見直し | 浸水被害の軽減を図るため、引き続き既設水路の高上げを行なう。 適正な施設管理のため管理用道路の整備を進めると共に、浸水被害の解消を図るため、ポンプの増強や既設水路の高上げを行なう。また、平方公園の整備計画とあわせ平新川整備の検討を行う。 | 全体予算計画の中で、市民の理解と満足度を得られる優先順位をつけることが重要である。 また、今までの取り組みの結果として治水効果が、向上している点を市民にさらに広報し理解を得る必要がある。 |
| 施設の老朽化・地盤沈下等により修繕や計画的な改修が課題である。また、浚渫等を計画的に実施し、流感能力を確保する必要がある。 | 検討・見直し | 計画的な施設の改修を実施する。 国・県の補助制度等を検討する。適正な維持管理を行い、浸水被害の軽減を図る。 | |
| 施設の老朽化が課題である。 施設の信頼性の向上を図るため、今後改築等の必要がある。 | 検討・見直し | 施設の信頼性を維持するため、老朽施設の改築の検討及び補助制度の活用等検討する。 既存施設を有効に機能させるため、ポンプ場台帳を整備し、計画的な改修(事前保全)に努める。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 353 | 排水路施設維持管理事業 | 建設部 | 治水課 | - | - | 〔目的〕 排水路などの清掃・浚渫等を行うことで、排水機能の保全向上や堆積物の除去による環境改善を図る。 また、歩道版のがたつきや破損、水路構造物の破損、及び防護柵の修繕を迅速に処理することにより市民生活の安全を図る。 〔手段〕 状況を確認し、清掃、浚渫、修繕等を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 354 | 排水路整備事業 | 建設部 | 治水課 | - | - | 〔目的〕 雨水対策としての水路整備を行い、生活環境の向上と浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 必要箇所を限定し、起債事業により重点的に整備を図る。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 355 | 排水路安全施設整備事業 | 建設部 | 治水課 | - | - | 〔目的〕 既存水路に歩道版を布設することで、緊急時の避難通路を確保し、市民生活の安全と快適な環境の提供を図る。 〔手段〕 自治会要望による既存水路への歩道版布設 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 356 | 七左エ門川改修事業 | 建設部 | 治水課 | H20 | - | 〔目的〕 七左エ門川流域の治水安全度の向上及び環境改善を図る。 〔手段〕 老朽化した施設の改修並びに管理用道路の整備を行なう。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (b) | (d) | (a) | (a) | (b) | B |
| 357 | 流域貯留浸透事業 | 建設部 | 治水課 | S60 | - | 〔目的〕 遊水機能を向上させ、河川負担の軽減を図るため、市内小中学校校庭に、雨水を一時的に貯留する。 〔手段〕 河川事業の補助金等を利用し施設整備を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (d) | (a) | (b) | (b) | B |
| 358 | 応急対策事業(浸水対策) | 建設部 | 治水課 | H20 | - | 〔目的〕 近年のゲリラ豪雨等により浸水被害の発生した地域の対応として、緊急かつ応急的に対応をとるべき施設の改善、改良を行ない、浸水被害の軽減を図ることを目的とする。 〔手段〕 水路の嵩上げやポンプ施設の増強、改良等により、浸水被害の軽減を図る。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | 実施年度 | 総合評価 |
| 地域住民の高齢化や水路整備によって、暗渠化した水路の清掃ができなくなってきており、市への要望は増加する傾向にあるが地域でできることは地域で行ってもらう必要がある。 また、水路等は経年劣化や地盤沈下等による勾配不良から排水の滞留発生箇所が増加している。 | 検討・見直し | 地域住民の清掃要望等は、年々増加する傾向にあるため事業費の拡大を図る。 自治会(日曜)清掃等の地域住民による清掃活動を引き続き支援する。 また、浸水箇所については、定期的な清掃や修繕を行い、浸水被害の軽減に努める。 | 18 B <排水路等清掃委託事業> 排水路を清潔にすることは、快適な生活空間を保つために必要なことであり、住民の要望にも極力柔軟に対応していくことが求められる。当該事業は、今後継続して、活動を強化すべきであるが、あわせて、事業の効率化を向上させるため、特に安全管理センターの正規職員を非正規職員に置き換え、定数削減、人件費抑制を図ることが望まれる。 |
| 市内の水路全般を対象としている排水路整備事業は、既存施設の現状を把握しきれない中、経年変化による既設水路の改修や浸水被害の軽減を目的とするもの等幅広く対応しているが、更に効率的、計画的な事業執行を図るには、水路台帳の整備による現状把握、改修計画策定が必要である。 | 検討・見直し | 浸水被害の解消並びに良好な施設管理に資するため、当事業の積極的な実施が望まれると共に、水路台帳の整備による計画的な事業執行を進める。 | 21 B 市内延長1,108kmの既設排水路の改修等を行う事業である。 今後の課題としては、昭和61年度作成時点のままの水路台帳の整備がある。これをデジタル化、GIS(地図情報システム)化することを早急に検討すべきであるが、多大な経費がかかることから(特にGISについては)関係する複数部署が連携し、全庁的に検討すべきである。 |
| 公共下水道の普及に伴い、排水路は雨水の排水路へと用途が変わり、自治会等から緊急避難用通路として利用するための蓋架け要望が多く、年度内受付分に実施が数年後に繰り延べとなり、対応に苦慮している。 | 検討・見直し | 蓋架け要望箇所については、その地域性や必要性を精査し、優先順位を明確にして実施していく。 要望延長に対する整備率は、7.9%であり市民要望に答え、利便性の向上を図るため事業費の拡充が必要である。 | 18 B 排水路の歩道化による安全対策は重要である。今後も引き続き、住民とのコミュニケーションを密にし、適切な安全施設整備を推進していく必要がある。 |
| 七左エ門川整備事業については、暫らくの間用地等の問題で休止していたが、平成20年度に用地の問題が解決したため事業を再開した。平成21、22年度はまた休止となったが、平成23年度以降の新川都市下水路整備と七左エ門川との交差部の施工にむけ、本事業の実施にあっては同時に県道の横断部の整備改善が必要となる等入念な検討が必要となるほか、相当な事業費も見込まれる。 | 検討・見直し | 平成23年度以降に、新川都市下水路との交差部、県道横断部の整備に着手する。 施設の良好な管理のため管理用道路の整備を進める。 | |
| 昭和60年度より小中学校の校庭において事業を進めてきたが、45校中42校の整備が完了した。補助事業で当面の施工が可能な小中学校の整備が終了しているため、今後は、学校以外の公共施設用地における本事業の実施や単独事業による校庭での実施の検討が必要である。予算面の都合により平成21年度は実施なしとなっている。 | 検討・見直し | 補助事業で当面の施工が可能な小中学校の整備が終了しているため、単独事業での実施及び今後の事業の方向性について検討を行なう。 公園、既設水路、道路等の公共施設を利用した整備の検討を行なう。 | 19 B 計画的に事業を推進されている点は評価できるが、市の事業だけでは限界がある。 貯留浸透による治水の考え方を、市民ならびに市役所他部署にも積極的に広報し、例えば市民一人ひとりが雨水を貯留する協力を得られるような取り組みを検討し、事業目標に含める必要がある。 |
| 応急対策工事であるため、事象が起こってからの対応になってしまう。事業としての緊急性、必要性は高いが、対応の方法によって施行方法等が異なるため1箇所あたりのコストが比較できない。 | 検討・見直し | 浸水被害の発生している地域のポンプ施設の増強を図る。 浸水被害の解消を目指し、計画的な施設整備を進めるため、水路台帳の整備等により現状施設の把握が必要である。 | 22 B 台風や大雨時における水防活動において浸水被害の軽減を図るため、河川施設の改修や仮設ポンプの設置・増設などの整備を行う事業である。 ゲリラ豪雨による災害など、突発的で予測困難な、長期計画では対応できない浸水対策工事を実施している。 近年はゲリラ豪雨により浸水被害が発生しており、また、大きな河川の多い平野部という地理的条件から、内水対策は必要不可欠といえる。計画的に実施され、市民の安心・安全を確保されたい。 減価償却費については、適正に把握されているかを再度検証し、施設更新計画を適正に作成されたい。 成果指標としては、「応急対策の事業箇所」を設定するとともに、このほかにも市民に分かりやすい指標を設定されたい。応急対策の事業箇所が少なければ整備が行き渡ってきているということであり、反対に応急対策の事業箇所が多ければ、予算を増やし事業量を増大させる必要がでてくる。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 359 | 水防システム整備事業 | 建設部 | 治水課 | H20 | H24 | 〔目的〕 近年のゲリラ豪雨等により浸水被害の発生した地域の対応として、迅速かつ的確な対応をとるべき施設の改修を行い、浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 既存樋門(6ヶ所)の改修を行う。(ゲートの電動化及び遠方監視制御化) | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 360 | 大相模調整池排水機場整備事業 | 建設部 | 治水課 | H20 | H24 | 〔目的〕 越谷レイクタウン特定土地区画整理事業に関連する事業で、埼玉県が整備する大相模調整池の排水機場と、越谷レイクタウン地区の千疋排水区(草加市分を含む)のポンプ場を一体的に整備することにより事業の効率化を図り、地域の浸水被害の軽減と治水安全度の向上を図る。 〔手段〕 埼玉県、草加市と費用負担協定を締結し、埼玉県が施工 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 361 | 新川都市下水道整備事業 | 建設部 | 治水課 | H15 | - | 〔目的〕 新川流域の浸水被害の軽減及び環境改善を図る。 〔手段〕 補助金等を活用し整備の促進を図る。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 362 | 管路整備事業 | 建設部 | 治水課 | S47 | - | 〔目的〕 浸水被害の軽減、生活環境の改善を図るため、公共下水道(雨水幹線等)の整備を行う。 〔手段〕 補助金等を活用し整備の促進を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 363 | 管路改修事業 | 建設部 | 治水課 | - | - | 〔目的〕 管路を対象に修繕及び補修を行い、適正な施設管理により浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 必要箇所を限定し、改修を図る。 | 高 | 低 | 高 | 低 | (b) | (d) | (a) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | | |
|--|--|-------------------------|--|-------------------------|----------|--|
| 10.総合評価 | | 11.改革改善の方向性 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 実施 年度 | 総合 評価 | |
| | | | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | | |
| 越谷市内に設置してあるゲートの内、約7割が手動ゲートである。今後、浸水地域を重点に計画的な既存ゲートの改修が必要である。 | | 現状維持 | 平成20年度から県の補助金を利用し、弥栄地区の樋門の電動化及び遠方監視制御化を図っていく。 (平成24年度までに)御料堀ポンプ場に関連する6ヶ所の樋門の改修及び遠方監視制御システムの構築を図る。 | 22 | B | 大雨による浸水被害が多発している越谷市弥栄地区の浸水被害を軽減し、台風等の災害時における情報収集と水防活動の円滑化を図るため、県の補助金を受け、各排水機場の運転状況の把握及びゲートの開閉を含めた遠方監視制御を行うシステムを構築する事業である。 近年のゲリラ豪雨の発生により、各水防施設への人員配置が間に合わないケースも考えられ、必要性が認められる。 樋門は概して高価であり、電動、遠隔操作とするとさらに高価になる。浸水被害の軽減を図るため電動化する必要性は認められるが、いざというとき、コストに見合う働きをするかどうか、綿密に検証されたい。 また、ライフサイクルコスト引き下げのためのアセットマネジメントや、維持管理費のシミュレーションを導入し、より効率的な維持管理を実施するとともに、減価償却費計算表や施設の台帳を適正に管理し、更新計画策定に活用されたい。 市債発行により実施されている事業であるが、市債発行額が膨張すると本市の財政状況の悪化を招く恐れもあるため、一般財源の比率を高める努力をされたい。 |
| ポンプ場を調節池の排水機場と一体的に整備することにより、事業の効率化を図り、平成24年度完成に向けて、埼玉県、草加市との3者で受益に応じて費用負担している。 | | 現状維持 | 引き続き排水機場の下部工等を実施予定 平成24年度完成に向け取り組む。 | | | |
| 既存の新川は用排水兼用の施設であり、施設の老朽化、土砂の堆積、水質の悪化、悪臭の発生等、治水に対する安全度、安全な農業用水の確保に支障をきたし、本事業による整備改善が不可欠である。平成23年度以降には七左エ門川との交差部分の施工になるため、その構造、施工方法等の十分な検討が必要となるほか、その結果によっては、事業費が増大する可能性もある。 | | 検討・見直し | 平成23年度以降に、七左エ門川との交差部分の施工となるため、その構造、施工方法等十分な検討が必要となるほか、その結果によっては、事業費が増大する可能性もある。 早期の事業完了を目指し、補助金等を利用した整備を進める。 | | | |
| 本事業は、主に国庫補助事業による公共下水道事業を実施しており、効率的、効果的な事業の施行について常にチェックしながら進めている。また、本事業の公共下水道(雨水・汚水)整備に対する貢献度は大きいものがある。 | | 検討・見直し | 計画的な整備を進める。 近年、気象の変化に伴いゲリラ豪雨が発生する等雨の降り方も変化してきている。このため、中長期的には雨水排水計画の見直し並びに計画的な施設整備、維持管理が必要である。 | 16 | B | 雨水管の台帳が未整備なので整備し計画的な水路補修ができるように配慮していただきたい。 |
| 管路改修は、既存施設の現状を把握しきれない中、経年変化による既設水路の改修等に幅広く対応しているが、更に効率的、計画的な事業執行を図るには、水路台帳の整備による現状把握、改修計画策定が必要である。 | | 検討・見直し | 既存施設が良好に機能するよう、引き続き施設の維持管理に努める。 施設の老朽化により、現在予定していない修繕等の増加が見込まれるため、限られた予算内で適切かつ効果的な処置が必要となってくる。また、既存施設の把握と計画的な改修を図るため、水路台帳の整備が必要である。 | 21 | B | 管路改修には、今後多額の維持費用の発生が予想され、計画的な事業の推進が求められるが、その第一歩として、管路の現状を管理するための水路台帳の早急な整備が必要である。台帳整備については、台帳の有効利用に向けて関係部署が連携し、全庁的に検討することが望まれる。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 364 | 受益者負担金・使用料徴収業務費 | 建設部 | 下水道課 | S58 | - | 〔目的〕 公共下水道の管路整備事業に伴い、同区域内の受益を受ける者から事業費の一部を受益者負担金として賦課徴収する。 〔手段〕 受益者に負担金を賦課し納付書により収納 未納者には、督促・催告及び戸別訪問の実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 365 | 受益者負担金・使用料徴収業務費 | 建設部 | 下水道課 | S58 | - | 〔目的〕 下水道使用者より、下水道使用料を徴収するにあたり、効率的な下水道使用料収入の確保をする。 〔手段〕 水道料金との併合徴収(越谷・松伏水道企業団へ業務委託) 未納者に対しては、越谷・松伏水道企業団と連携し、督促・催告・戸別訪問徴収により収納率の向上を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 366 | 公共下水道情報管理システム事業 | 建設部 | 下水道課 | H12 | - | 〔目的〕 公共下水道の情報データを適正に管理し、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。 〔手段〕 下水道情報データ整備やシステム改良及び機器の保守点検委託の実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 367 | 水洗便所普及啓発事業 | 建設部 | 下水道課 | S58 | - | 〔目的〕 水洗便所普及啓発により、水洗化率の向上を図る。 〔手段〕 水洗化促進を図る融資あっせん業務 下水道展による広報活動 未接続世帯への戸別訪問による普及活動 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 368 | 管路施設維持管理事業 | 建設部 | 下水道課 | S58 | - | 〔目的〕 施設を適正に管理することで、公共下水道を利用する住民の快適な生活環境や事故防止、また管路施設の機能維持を図る。 〔手段〕 管路施設の修繕実施及び清掃委託 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 369 | ポンプ場施設維持管理事業 | 建設部 | 下水道課 | S58 | - | 〔目的〕 ポンプ場施設の適正な維持管理を行うことで、一日24時間稼働している施設の機能維持を図り、利用者の快適な生活の確保を行う。 〔手段〕 ポンプ場運転管理や保守管理の委託及び異常個所の修繕実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|---|-------------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | 総合評価 | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | 外部評価コメント | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | 【 】は、補助金等名称 | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 受益者負担金業務は、賦課徴収額が減少しているにもかかわらず、最低必要コストがかかる。 | 検討・見直し | 未納者に対する督促・催告・戸別訪問業務を強化していく。 事務費のコスト削減を図る。 | 18 C | 受益者負担の回収率は現年度が96%であるが、過年度は、金額的には低くなっているが1%程度と極端に低い。回収方法の工夫が必要である(使用料に上乗せしてリース料として徴収するなど)。回収コスト(人件費、システム費)が13百万円かかっており、採算性を改善する必要がある。 |
| 越谷・松伏水道企業団で、併合徴収業務を実施していることから、定期的に情報交換を行い、更なる収納率の向上を図る。 | 検討・見直し | 業務実施団体の越谷・松伏水道企業団との連携を強化し、収納率の向上を図る。 委託事務費のコスト削減と、適正な使用料金の設定に向け準備を進めていく。 | 21 B | 最大の課題は、収納率の向上である。平成20年度の未納額の約60%は、転居等による宛先不明が原因となっている。 極めて難しい側面はあるが、水道企業団・庁内他部署と連携し、転居等による宛先不明を追求調査する等、収納率改善に向けての効果的な方策を検討していただきたい。 |
| 整備した情報データの有効活用や迅速に正確な情報提供を図る。 | 検討・見直し | 管路情報における表示内容について、より分かりやすい表示になるようシステム改良を行う。 下水道情報管理システム内にある管路情報をホームページに掲載し利用者への利便を図る。 | 20 C | 公共下水道情報管理システムの必要性は認められる。 しかし、これまでのIT投資額は3億円を超えており、以下のような課題が考えられる。 ・システム構築の内訳が明確になっていない。 ・保守費の算定根拠が不明確である。 ・情報システムの関連図等がなく、システムの構成が不明確である。 ・情報システム調達時に、情報システム部門等他部門との連携がなされてない。 このため、システム調達におけるコスト削減や品質向上の視点から、改善の余地が大きいと思われる。 IT化にあたり、ITの専門部署である情報統計課との連携を強化すべきである。 |
| 未接続世帯への継続的な普及活動が必要である。 | 検討・見直し | 平成21年度から再雇用職員を活用することし、未接続の解消に向けて随時戸別訪問指導に取り組んでいく。 未接続世帯の解消に向け、効果的な手法の調査・検討を図っていく。 | 17 B | 公共下水道への接続100%化を達成する期限を区切り、各年度ごと達成率の計画を明確に立案されることを望む。事業期間が長引けば、それだけ総事業費がかかることを認識され、各年度ごとの事業の実施方法の検討を願う。また、融資あっせん制度などの積極策については、引き続き指定工事店及び管工事組合等との連携を強化し、普及促進することを望む。 |
| 管路の状況把握が十分でないことから、計画的な維持管理実施が難しい。 | 検討・見直し | 人孔及び人孔内調査結果に基づき清掃や修繕を実施する。 平成27年度までに供用開始区域全体の管路機能や通行の安全を確保するため、人孔及び人孔内の簡易調査を行い清掃、修繕を進めていく。 | 20 B | 公共下水道を利用する住民の快適な生活確保や事故防止を図るために、当該事業は必要であると認められる。ただし、事業費が多額となるため、今後とも一層のコストダウンを図ってほしい。成果指標として修繕箇所数や清掃実施件数をあげられているが、事業目的に沿って管路施設の機能維持を表す成果指標を設定すべきである。 |
| コスト削減を図る手段として設備機器の予防的修繕を行うことが有効であるが、機器の状態把握ができていないことから実施が難しい。また、委託契約方法の見直しによるコスト削減を図る必要がある。 | 検討・見直し | 引続き委託・修繕等の維持管理を行う。また、委託においては複数年契約の実施を行う。 各ポンプ場の状態を調査確認し、予防的修繕計画の策定を進める。 | 16 B | 委託範囲を可能な限り拡大し、人件費削減を図られたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 370 | 公共下水道会計繰出金事業 | 建設部 | 下水道課 | S58 | - | (目的) 公衆衛生の向上や河川等の公共水域の保全を図り、安全で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備に要する費用の一部を一般会計から公共下水道特別会計へ繰り出す。 (手段) 一般会計より公共下水道特別会計へ繰り出す。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 371 | 公共下水道台帳整備事業 | 建設部 | 下水道課 | H12 | - | (目的) 新設や変更があった下水道施設について下水道台帳を作成し、利用者への最新管路情報の提供や適正な維持管理業務への利用を図る。 (手段) 新設、変更した下水道施設の台帳整備委託の実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 372 | 管路整備事業 | 建設部 | 下水道課 | S58 | - | (目的) 公共下水道供用開始区域内の未整備箇所を対象に汚水管の整備を行い、都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図る。 (手段) 公設樹、取出し管及び下水道本管設置工事の実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 373 | 管路改修事業 | 建設部 | 下水道課 | - | - | (目的) 公共下水道施設を対象に補修及び改修を実施し、施設の機能確保や延命化、通行等の安全を図る。 (手段) 管路施設の補修・改修工事の実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 374 | 流域下水道事業 | 建設部 | 下水道課 | S47 | - | (目的) 越谷市が関連する中川流域下水道は、埼玉県東部15市町が関連し、効果的に水質汚濁防止を図るための、管渠・ポンプ場・終末処理場からなる。それらの建設費及び維持管理費の一部を負担する。 (手段) 建設負担金・維持管理負担金の納付 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 375 | ポンプ場改修事業 | 建設部 | 下水道課 | H21 | - | (目的) ポンプ場施設の正常な運転機能を確保することで、下水道利用者に快適な生活環境の提供を図る。 (手段) ポンプ場施設の改築・更新・延命化工事の実施 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 376 | 営繕管理事業(CADシステム・公共施設維持管理システム) | 建設部 | 営繕課 | H15 | - | (目的) 公共施設の予防保全や点検整備の基準を明確化し、適切な維持管理をすることで、今後の修繕費の負担軽減や平準化を図る。 (手段) 公共施設維持管理システム業務(第1期)の越谷市公共建築物施設情報収集業務の委託 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|------|-------------------------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | 総合評価 | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 公共下水道(汚水)事業は、概ね市街化区域内を完了し、これまでの建設費に伴う償還額(資本費)がピークを迎えている。今後は、施設の維持管理が課題となる。また、雨水は公費負担であるが、汚水は私費(使用料等で賄う)のため、資本費に対する基準外の繰出金の抑制が必要になる。 | 検討・見直し | 建設コストの縮減・水洗化の促進及び使用料収納の確保を図り、基準外の繰出金抑制を図る。今後は、事業費の平準化と併せて使用料の見直しを図り、一般会計からの繰出金の削減を進めていく。 | 21 | B | 公共下水道の整備は、市街化区域内は概ね完了したものの、今後はその維持管理が重要課題となる。しかし、現状ではその事業費が充分に見込めないことから、予算確保が重要になる。使用料金の見直しのためにも、事業費の必要性を訴えることができるように、正確な現状分析が求められる。さらに、維持管理コストの縮減のためには、公共下水道施設維持管理事業等と連携した対応が必要と思われる。 |
| 台帳と現況とが不一致の場合がある台帳作成に一部実施している現況調査について、実施方法を検討しコスト削減を図る必要がある。 | 検討・見直し | 年2回の台帳更新を実施するとともに、現況調査に掛かる費用のコスト削減を検討する。下水道台帳の精度を向上するために、他事行で実施している管路TVカメラ調査結果の反映と現地調査の実施を進める。 | 19 | B | ITを活用し、職員の負荷軽減、市民の利便性向上を図られている点については評価できる。新設、変更箇所の台帳への反映期間を短縮することを検討する必要がある。また、工事中および工事申請中箇所の一覧表を情報提供すればさらに利便性が向上すると思われる。 |
| 私道等市街化区域内すべての世帯が公共下水道を使用できる状況でない。 | 検討・見直し | 引続き市街化区域の下水道本管未整備箇所の整備に取り組んでいく。公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るために、市街化区域での下水道未整備箇所の解消を進める。 | 16 | B | 下水道台帳の整備を行い、現地確認作業の軽減等によるコスト削減および工事実施までの期間短縮を図りたい。 |
| 老朽化した施設のストックが多く、改修・改築には多額の事業費が必要である。 | 検討・見直し | 平成22年度で策定する施設長寿命化基本計画に基づき選定された区域の実施計画書を作成し、国庫補助事業の承認申請事務を進める。今後耐用年数を迎えていく施設について、長寿命化支援制度を活用し施設の延命化も考慮した更新計画の策定を進める。 | 18 | C | 下水道の施設(管路)は、初期投資から30年以上経過しており、大規模な改修工事が必要な時期に来ている。市全体の管路の改修計画を早急に策定し財政計画へ織り込んでいく必要がある(10~20年)。一般会計からの繰出金も多額になっており、下水道事業の採算性を見直す必要がある。法適用も検討すべきである。 |
| 流域下水道事業は、広域的に汚水処理を行うことにより、効果的に河川等の水質汚濁防止を図ることができるので、より一層の水酸化促進を図る必要がある。 | 検討・見直し | 効果的な水質汚濁防止を図るため、水洗化促進事業を推進し、未水洗化世帯の解消に取り組む。 | 22 | B | 都市の健全な発達と公衆衛生の向上を目指し、あわせて公共用水域の水質を保全するため、県が管理運営する中川流域下水道事業に対し、その設置、改修、修繕、維持その他管理に要する費用の一部を負担する事業である。負担金の支払い先の流域下水道に対し、合理化、効率化しているかをチェックする姿勢は評価に値する。下水道事業は現代社会に必要な事業だが、事業費が非常に大きく、市債の発行もされている事業であり、公債費比率を上昇させないよう注意されたい。本事業の市債の利息も単年度で1億4,500万円に上っており、財源の見直しが必要である。引き続き、本事業の効果を高めるため、水洗化促進事業を推進し、未水洗化世帯の解消に取り組まされたい。 |
| 電気・機械設備が耐用年数を超え老朽化したポンプ場が多く、予算的な制約もあるが改修計画の前倒しの検討が必要である。 | 検討・見直し | 平成21年度より実施しているポンプ場改修事業を引き続き行う。現在策定している改修計画に基づき改修事業を進めるとともに、さらに効率よい事業実施のため計画内容の見直しを図る。 | | | |
| 事業目的がシステムの完成にあるのではなく、各施設の長期的保全計画の作成にあることから、その体制づくりが必要である。 | 検討・見直し | 平成22年度には、システムの本格稼働の準備として、情報収集業務が完了している施設の所管部署に庁内LAN上から現状のシステムを利用して貴い意見交換を行いながらシステムのカスタマイズの検討を行う。平成23年度までに全ての施設の情報収集が完了し、全庁的に公共施設維持管理システムの運用を図る。 | 19 | C | 公共施設維持管理システム 事業目的が、当システムの完成にあるのではなく、市全施設の長期的な保全計画の作成にある。システムの完成を待つのではなく、市保有施設を有するそれぞれの部署に対して計画的な営繕をするよう勧告する体制を整備する必要がある。また、施設の維持には巨額の経費を要するとともに、適切な保全により施設の延命化につながる。長期保全計画は、市役所全体の財政運営に大きな影響を与えることを認識し、長期保全計画の早期策定を目指し、当システムの早期完成を検討すべきである。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 377 | 都市計画審議会運営事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | H12 | - | 〔目的〕 都市計画審議会は、その権限に属された事項を調査審議する。また、市長の諮問に応じた都市計画に関する事項を調査審議し、審議の結果を答申する。 〔手段〕 本審議会は、市長が委嘱する委員（現在の構成は学識経験者6人・市議会議員6人・関係行政機関又は県の職員3人・市の住民委員3人の計18人）で組織されている。 審議会事務局は、委員の委嘱等組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 378 | 公共事業再評価委員会運営事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | H15 | - | 〔目的〕 本委員会は、国土交通省所管の補助事業において、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や、事業採択後長期間が経過している事業等に関し、市長が策定した対応方針等を付議する諮問機関である。委員会は当該諮問に対し、継続又は見直し等の意見を決定し、市長に答申する。 〔手段〕 市長が委嘱する委員（法律・経済・都市計画・環境・建築の計5人）で組織されている。委員会事務局は、委員の委嘱等の組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 379 | 都市計画支援システム事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | H11 | - | 〔目的〕 都市計画事務は、構想・計画から実現化の過程において、相互に関連する多種多様な情報を的確に把握し、これらの情報を集計・解析し、総合的に判断する必要がある。本システムの活用により、これらの情報を一元的に処理することで、その業務の効率化と質の向上を図る。 〔手段〕 多様化・高度化している市民ニーズに対し、窓口業務の迅速化・的確性の向上を実現するシステムの構築・運営のため、最新のデータ更新や機能追加、及びシステム稼動のための機器の賃貸や保守管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 380 | 都市計画図書等作成事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | - | - | 〔目的〕 都市計画基図データは、都市計画縦覧図（計画図等）に背景図として用いられるだけでなく、都市全体を網羅する適切な地形図であることから、他部局においても背景図として広く活用する。 〔手段〕 土地利用状況の変化に合わせて、都市計画基図を定期的に更新し、併せて市民等にも活用できるように地図印刷を行い、有償頒布を実施している。また、本市の都市計画情報に係る広報的周知を図るため、PR用冊子「越谷の都市計画」、「地区計画パンフレット」等の作成を行い、無償頒布している。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 381 | 都市景観推進事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | H10 | - | 〔目的〕 美しい都市景観形成を促進するため、景観に関する市民意識の高揚を図り、自然環境や歴史的特性と調和した、ゆとりやうらおいある街並みを創造する。 〔手段〕 市街地では、地区計画等を導入するとともに、都市景観形成基本計画（平成7年3月策定済）に基づき、庁内で組織する都市デザイン協議会等の協議により、本市の都市計画形成、公共施設の形態、意匠並びに越谷市公共サインマニュアルに準拠した公共サインの整備を促し、先導的な整備の推進に努める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (c) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 実施年度 総合評価 | |
| 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、当審議会を設置している。事務局として、審議会の審議等を円滑に実施し、かつ、審議会の開催効率をさらに高めるための努力が必要である。 | 検討・見直し | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 市が開催する都市計画審議会は、市や県が決定する都市計画を調査審議することが主務である。そのため、審議会の開催については、定期的な開催ではなく、決定案件の手続きの推移に左右されることとなるが、審議会の開催効率を高めるため、審議会開催時の都市計画決定案件の更なる集約化に取り組む。 | |
| 公共事業再評価委員会は、国土交通省所管事業を対象としており、広範な公共事業等の評価(再評価、事後評価等)を行う第三者機関としての活用が考えられる。そのため、まちづくり交付金評価委員会との連携について、改善・検討をしていく必要がある。 | 検討・見直し | まちづくり交付金評価委員会との連携を図り、同日開催を模索するなど開催効率をさらに高めるため、取り組む。また、審議案件の集約化にも取り組む。 | |
| 平成18年度から現行システムを稼働している。システムの充実を図るため、今後とも、都市計画支援システムの基となる搭載データ等を全庁的に情報収集するなど、より一層工夫する必要がある。 | 検討・見直し | 搭載データ等の情報収集や機器の機能の更新により、更なる市民サービスの向上を図る。事務の効率化を図るため、統合型GISシステム等の検討を行っていく。 | |
| 都市計画情報の窓口サービスの一環として、平成20年4月から、都市計画支援システムの活用により、都市計画図等の頒布サービスを実施している。今後、情報化社会の進展に伴う市民サービスに対応するため、都市計画情報を市ホームページ上で提供できるかが課題となっている。 | 検討・見直し | 引き続き、都市計画支援システムの活用により、都市計画図等の頒布サービスを実施する。一方で、市民ニーズに対応するため、できるだけ早期に庁内連携を図り、都市計画図等の都市計画情報がホームページ上で提供できるように取り組む。 | 17 B <地図印刷事業> 地図のもととなる地形図等の情報収集については、全庁的に統一して収集するなどの工夫により、全体のコスト削減の方法を検討願う。また、頒布価格については、原価に見合った負担の検討をお願いする。 |
| 公共サインの整備等については、平成18年度事務事業評価外部評価において、その必要性は、一定の理解をいただいている。今後は、未整備箇所については、他事業との併合整備などによる整備推進及び整備の優先順位並びに将来の維持管理などを考慮し、効率的な整備を行う必要がある。また、本市が平成21年4月、景観行政団体になったことから、庁内の都市デザイン協議会において、景観計画及び景観条例の策定に向けた調査、研究を行うとともに、計画策定のための体制づくりをしていく。また、市民の景観に対する意識啓発をする必要がある。 | 検討・見直し | 当面、情報拠点となる鉄道駅の大拠点サインの整備を最優先に、他事業との併合整備などにより順次整備推進を図る。また、既設サインについては、案内地図等の時点修正など、整備を行い、維持管理に努める。また、講演会やイベントの開催により、市民の意識啓発に努める。総合的な景観形成の推進を図るため、策定体制を整え、景観計画等を策定していく。 平成24年度の景観計画等の策定後は、適切な運用体制を整えるとともに、協働による越谷らしい景観づくりを推進していく。 | 18 C 公共サインの必要性は認められる。但し、緊急性がある事業ではなく、当事業を単独で実施するのは財政的な制約を受ける。新たな公共施設の設置や、既存施設の改修、補修計画にあわせ、優先順位を付けて計画的に整備する必要がある。都市景観推進事業として、市全体の実施計画に基づき設置計画の抜本的見直しを求められる。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 382 | 都市計画基礎調査事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | - | - | (目的) 都市計画法第6条の規定により、概ね5年ごとに都市計画に関する基礎調査を行う。 (手段) 調査内容については、人口規模、土地利用をはじめ、都市の現状、都市化の動向等について広範囲なデータを把握し、都市計画については、同法第21条第1項の規定により、必要に応じて変更等を行う。5年ごとの大規模調査(28項目)については、平成17年度に業務委託により実施済。経年時の調査については、臨時職員により実施してきたが、平成19年度から職員で対応している。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 383 | 地区計画推進事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | S55 | - | (目的) 良好な市街地環境を形成・保全し、地区の特性を生かしたきめ細かなまちづくりへの規制・誘導を推進するため、積極的な住民参加による地区計画の策定を促進する。 (手段) まちづくりの意識啓発のため、地区計画面板設置、地区計画パンフレット、ホームページ掲載等、広報活動を通じ、広く一般に周知し、地元と協働のまちづくりを進めていく。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 384 | 公共交通事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | H4 | - | (目的) 社会状況の変化により、交通環境に対するニーズが多様化している中、誰もが外出や活動しやすいバリアフリーのまちづくりを進めるため、市民の利便性、安全性の向上を図る。 (手段) 公共交通機関と各種公共施設とのアクセスの維持・強化による利用拡大を目指し、各同盟会、協議会を通じ、輸送力増強及び施設改善等の要望活動を行うとともに、新規ノンステップバス車両導入等の交通手段のバリアフリー化を促進する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 385 | まちづくり推進事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | S32 | - | (目的) 市街地における整備促進のための調査研究及び越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の推進を図る。(駅前広場整備、大相模調節池、水辺の親水、無電柱化等) (手段) 各種協議会等の活用による他自治体の整備手法の行政実例の調査・研究。地元発意によるまちづくり組織の育成。まちづくり支援補助金等の活用。越谷レイクタウン特定土地区画整理事業施行者であるUR都市再生機構及び関係機関との協議調整を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 386 | 開発審査会等運営事業(都市計画課分) | 都市整備部 | 都市計画課 | H15 | - | (目的) 開発審査会は、都市計画法第50条に規定する審査請求に対する採決のほか、同法第34条第12号に規定する開発行為等について審議を行う。また、越谷市まちの整備に関する審査会は、越谷市まちの整備に関する条例に規定する諮問に応じ審査する。 (手段) 本審査会は、市長が委嘱する委員(開発審査会計5人、まちの整備に関する審査会計3人)で組織されている。審査会事務局は、委員の委嘱等組織に係る事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 外部評価コメント []は、補助金等名称 |
| 県は、「農地転用、建築状況」について、毎年求めてきたこれまでの調査方法を改めてきていることから、今後の県の動向を見極めて、適切に対応していく必要がある。また、調査に当たっては、都市計画支援システムの更なる活用を図り、事務の省力化・基礎調査のデータの効率的な運用を図ることが課題である。 | 検討・見直し | 今後、全庁的な統合的システム(GIS)等の整備導入により、関係各課のデータを共有することができ、更には、都市計画支援システムの機能を追加することで更なる効率化が図られる。 次回、大規模調査年度(平成23年度)においては、調査項目の変更などが予想されるが、経年変化の「農地転用、建築状況」について、把握をしていく。 | 22 B 都市計画法第6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」であり、概ね5年ごとに国土交通省令で定める事項について、都市計画区域の現状及び将来の見通しを調査する事業である。 調査内容は人口規模、土地利用をはじめ都市の現状、都市化の動向等について広範囲なデータを把握するもので、重要な資料となるため、本事業を推進する必要性が認められる。 昨年度は農地転用状況と建築状況について動態調査を実施した。実際の作業は、農業委員会と建築住宅課から農地転用状況と建築状況のデータの提供を受け、都市計画支援システムに入力する作業である。 窓口業務の待ち時間短縮や事務の省力化のため、地理情報システムの導入を検討されたい。 本事業の成果は市街化区域の拡大や道路の決定、再開発計画などの元となる資料になるが、成果の活用を図るとともに、本事業の成果がどのように役立ったかについての把握を進め、成果指標とされたい。 |
| 地区計画は、地区独自のまちづくりのルールとして画期的なものであるが、届出・勧告制度のため、その実効性を高めるためにも、建築条例化等について、建築住宅課との連携を図ることが必要がある。また、既存の市街地での住環境の保全等のため、地区計画の策定を推進していく必要がある。さらに、平成21年4月、本市が景観行政団体になり、今後、策定していくこととなる景観計画との整合性を図っていく必要がある。 | 検討・見直し | 平成21年度にJR武蔵野線南側のレイクタウン地区において、地区計画を決定した。そのため、既決定の地区計画区域にも増して、建築物の建築等の行為の届出件数が増加しつつあるため、効率的な審査事務に努めるものとする。 平成24年度を目的に景観法に基づく景観計画を策定することとなるため、各地区の地区整備計画の制限内容との整合性を図っていく。 | 21 B 地区計画の策定とその具体化は、長期にわたる事業となる。それゆえ、地域住民からの幅広い意見を聞き、理解を得ながら粘り強く取り組むことが重要である。 こうした特性を考慮すれば、活動指標を、単年度の活動量として捉えるのではなく、過去からの累積件数で示すなど、市民にわかりやすい指標とすることを望む。 なお、21年度から「景観計画の策定」に着手したとのことであるが、広く市民等の意見を聴取しつつ早期に策定されることを期待する。 |
| 少子高齢社会の進展、環境に対する意識の高まり等、社会情勢の変化に合わせ、公共交通機関と連携し、交通空白地域を解消すると共に、市民の利便性、安全性が求められている。そのため、要望の多いバス路線の新設が課題である。また、毎年継続的に行っている関係機関への各種要望活動等については、その効果が最大限得られるように、効率化を図る必要がある。 | 検討・見直し | 関係機関への要望活動と合わせて、更に、事業者との連携を深めることで、進展を図る。 | 21 B 本事業は、公共交通機関へのニーズが多様化している中で、市民からの要望をとりまとめ、交通機関組織との調整を進めることを内容としている。 市民から寄せられた要望の実現を図る重要な事業であるが、要望が実現するまでの期間が長期化するケースも少なくない。よって、単年度で捉えるのではなく、過去からの要望の累積件数とその実現件数を示す等、事業の進捗状況が明確になるよう、創意工夫を講じられたい。 【ノンステップバス導入促進事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 国・県との連携を一層強め、ノンステップバス導入のさらなるスピードアップを望む。 |
| 市内の市街地整備促進地区の整備手法には様々な方法があるが、現下の社会経済情勢においては、新規事業の立ち上げが厳しい状況である。今後は、真に必要な事業を見極めながら、地元発意によるまちづくりの組織育成をはじめ、行政側からの支援を検討する必要がある。 | 検討・見直し | 関係権利者の意向の把握に努め、市内の市街地整備促進地区の整備方法の可能性を探る。地域の理解を得ながら、一緒に取り組むための話し合いの場を作ることが大切である。レイクタウン地区では、平成25年度の完成に向け、UR都市再生機構と連携をして事業の進捗を図る。 越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の早期完成に向け、計画的な事業進捗が図られるようUR都市再生機構と協議・調整を図る。 | 21 B 住みやすいまちづくりを推進する上で、市街地開発事業の具体化が重要になる。そのため、日頃より地域住民の意見を集約し、理解を得ることが大切である。 今回、活動結果及び活動成果の指標は示されなかったが、今後は、市街地開発事業の進捗状況を市民に理解いただくためにも、「開発事業の具体化に向けて取り組み中の案件件数」などを指標化されるなど、工夫をされたい。 |
| 平成18年度より、審査会の独立性を確保するため、開発指導課から都市計画課に審査会事務局を置いている。事務局として、審査会の審議を円滑に実施し、かつ、審査会の開催効率を更に高めるための努力が必要である。 | 検討・見直し | 審査会の開催については、定期的な開催ではなく、審議案件の手続きの推移に左右されるが、審査会の開催効率を上げるため、審議案件の更なる集約化に取り組む。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------------|-------|--------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 387 | 建築審査会運営事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | S59 | - | (目的) 建築審査会は、建築基準法の規定に基づく例外許可に関する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する採決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて建築基準法に関する重要事項を審議し、関係行政機関に対して建議を行う。 (手段) 市長が委嘱する委員(法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生、行政の計7人)で組織されている。審査会事務局では、委員の委嘱等事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 388 | まちづくり交付金評価委員会運営事業 | 都市整備部 | 都市計画課 | H20 | - | (目的) まちづくり交付金評価委員会は、「まちづくり交付金交付要綱」に基づき、国土交通省所管の補助事業により実施した各事業の最終年度に実施するもので、まちづくり交付金もたらした成果等を客観的に検証して、今後のまちづくりのあり方を検討する。また、事業の成果を住民に分かりやすく説明することを目的としている。 (手段) 市長が委嘱する委員は、越谷市公共事業再評価委員会委員で組織されている。委員会事務局は、委員の委嘱等事務や会議開催に係る事務を取り扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 389 | 東越谷土地区画整理事業 | 都市整備部 | 市街地整備課 | S61 | H23 | (目的) 越谷駅前線が中央を通り、病院、警察署、裁判所等の公共施設も多い東越谷地区に、市の中核として賑わいのある街並みを形成する。 (手段) 土地区画整理の手法により、地域内の街路、上下水道、公園等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | A |
| 390 | 七左第一土地区画整理事業 | 都市整備部 | 市街地整備課 | H6 | H23 | (目的) 駅に近い新たな地区拠点として魅力ある市街地(住宅地など)を形成する。 (手段) 土地区画整理の手法により、地域内の街路、上下水道、公園等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | A |
| 391 | 西大袋土地区画整理事業 | 都市整備部 | 市街地整備課 | H8 | H24 | (目的) 西大袋地区に安全・安心で健全・快適な市街地を形成する。 (手段) 土地区画整理の手法により地域内の街路、上下水道、調整池等の都市基盤整備及び宅地造成を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 392 | 越谷駅東口市街地再開発事業 | 都市整備部 | 市街地整備課 | H9 | H23 | (目的) 細分化された土地の整理や高度利用、道路や駅前広場などの整備を一体的に行う再開発事業を行い、新たな商業、業務機能等の集積を図り、中心市街地の賑わいの創出や活性化などを図る。 (手段) 都市再開発法に基づく市街地再開発事業を施行する団体に対し、事業推進を図ることを目的とし、越谷市市街地再開発事業補助金交付要綱により補助金を交付するとともに、公共施設整備費を負担する。また、事業についての必要な助言や監督を行い、事業の推進を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|------|------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 13.外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | | |
| 平成18年度より、建築審査会の独立性を確保するため、建築住宅課から都市計画課に建築審査会事務局を置いている、事務局として、審査会の審議を円滑に実施し、かつ、審査会の開催効率を更に高めるための努力が必要である。 | 検討・見直し | 審査会については、建築確認申請に伴い、審査案件も継続的に発生することから、定期的に開催しているが、審査会の開催効率を更に高めるため、審議案件の更なる集約化に取り組む。 | 20 | B | 建築審査会は、専門的な知識を有する弁護士や学識経験者等から組織する第三者機関として組織され、また、事務局も建築住宅課から独立した都市計画課が担当しており、適切に運用されているといえる。 成果指標として、審査会の開催回数を設定しているが、案件処理件数等業績を示す指標を設定する工夫が必要である。また、審査会の開催効率を更に高める努力を期待する。 |
| 平成16年度に創設された「まちづくり交付金交付要綱」に基づく事後評価は、現在実施されている「公共事業再評価」の実施手続きと相違するものの、都市計画やまちづくりの分野等に関して、中立的な立場で意見を述べられるなど、体制的に類似している。事務局として、委員会の審議等を円滑に実施し、かつ、委員会の開催効率を更に高める努力が必要である。 | 検討・見直し | 平成23年度は、まちづくり交付金の交付を受けている1地区で再評価の時期を迎えていることから、「公共事業再評価委員会」との連携を図りながら、同日開催を模索するなど、開催効率を更に高めるため取り組む。審議案件の集約化の取り組み。 | | | |
| 事業閉鎖に向けての準備段階 | 現状維持 | 事業閉鎖に向けての準備段階。 | 18 | B | すでに全事業費の8割を超えており、今後一般財源の負担を最小にする為、平成20年度以降早期の事業完了が求められる。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。 |
| 事業閉鎖に向けての準備段階 | 現状維持 | 事業閉鎖に向けての準備段階。 | | | |
| 例年の課題である事業計画及び実施計画の見直しが行われていない。 | 検討・見直し | 区画整理地内の大袋駅西口線については、一部開通したが、全線開通に向けて、積極的に建物移転補償等を行いたい。それに合わせたスーパー等の商業施設についても平成22年中には着手できる旨積極的にPRしていきたい。また、バス路線についても引き続き拡充していきたい。 | 16 | B | 長期にわたる事業のため、外部環境の変化に応じて当初計画の適宜見直しを進めていただきたい。 |
| 施設建築物工事の施工業者選定に時間を要したため、スケジュールが若干遅れている。引き続き、組合と連携を図り、事業を支援していく。 | 検討・見直し | 平成23年度は事業の最終年度にあたるため、スケジュール管理とともに補助金の確保に努め、事業の支援を行う。 平成23年度の竣工を目指し、組合と連携をとりながらスケジュール管理を図っていく。 | 18 | B | ベッタウン化しつつある越谷市として、駅東口の市街地の再開発は大変魅力のある事業であるが、買利物は都心やロードサイドに流れる傾向があり、駅前の一等地周辺を魅力ある街区にしていくためには特段の集客要素が求められる。また若者が集まる特段の工夫が必要と思われるので、市の役割を最大限活用されての事業進展を期待する。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 393 | 緑化推進事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | S48 | - | (目的) 市民や団体に記念樹や苗木を配布し、公園内の空閑地や自宅の庭に緑を育てることにより、緑化を推進する。 (手段) 随時、記念樹を配布しており、春と秋の「緑の月間」には、市民を対象に苗木の無料配布を行っている。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (a) | (a) | (b) | (b) | B |
| 394 | 公園施設維持管理事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | S56 | - | (目的) 市民が公園を常に快適に利用できるよう、公園・街路樹等の剪定・除草を行うとともに、遊具やベンチ等の修繕を行う。 (手段) 平成21年度は、453箇所の公園・街路樹等の剪定・除草・清掃などを委託するとともに、530箇所の修繕を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 395 | 公園施設改修事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | - | - | (目的) 市民の日常的なレクリエーションやコミュニティの場である公園を、安全で安心して利用できるよう保全するとともに、地域住民に愛されるよう整備する。 (手段) 公園施設や体育施設を改修する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 396 | 平方公園整備事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | H11 | - | (目的) スポーツ・レクリエーション活動の拠点の役割を築くとともに、災害時の避難場所、市北部の緑の核として、市民に安らぎと潤いを与える総合公園として整備する。 (手段) 都市計画の決定、公園用地の買収、公園の整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 397 | (仮)増林公園整備事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | H15 | H25 | (目的) 日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園として、さらに災害時の一時避難場所として緑の多い、憩いと健康増進の場として増林公園を整備する。 (手段) 計画的に公園の整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 398 | 住区基幹公園等整備事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | - | - | (目的) 日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園として、さらに災害時の一時避難場所として緑の多い、憩いと健康増進の場として増林公園を整備する。 (手段) 計画的に公園の整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 399 | ふれあい公園整備事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | S60 | - | (目的) ふれあい公園は、都市公園の機能を補完し、未利用地の有効活用を図り、自治会のイベントやスポーツ・レクリエーション活動など市民の交流の場とする。 (手段) 地権者から公園用地を借地し、市で施設整備を行う。維持管理は地元自治会で行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 400 | 元荒川緑道整備事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | H13 | - | (目的) 緑の基本計画に基づき、市民が散策・健康増進の場として利用できる緑道を整備する。 (手段) 元荒川緑道を整備する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| 市民の方々には苗木の配布事業が浸透しており、まちの緑化は進んでいるものと考えているが、苗木配布時のアンケートではリピーターの方が多く、配布する苗木の種類や配布場所などについて調査・検討する必要がある。また、電話等の問い合わせでは、苗木の配布事業を知らない方もいるようなので今後、広報活動を強化する必要がある。 | 検討・見直し | 苗木の配布時のアンケートにより、育成調査を平成18年度より始めており、平成23年度においても同様に調査を継続するとともに、苗木の育成方法などについても説明し、緑化に対する意識を啓蒙する。 緑の基本計画に基づき緑化を推進するためには、今後も苗木配布を継続し、併せて緑化意識の向上を図る。 | 16 B 緑化推進の必要性は高いが、配布樹木の手渡し以外の方法も検討することで、正規職員の人件費削減の余地あり。苗木配布時アンケート等をもとに事業活動に連携した適切な成果指標を設定することが望ましい。 |
| 「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」が市民の方々に浸透しているとは言いがたいので広報活動を強化していき、効果的な維持管理業務を推進していく必要がある。 | 検討・見直し | 「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、自治会やボランティア団体による公園維持管理活動が進められているが、更なる普及に努めていく。 引き続き要綱の普及に努めていくと共に、業者に委託していない部分についても委託し、アウトソーシングを図っていく。 | 16 C 管理委託から指定管理者制度への移行および職員の人工見直しによるコスト削減を図ることが必要。市は住民からの苦情・要望受付と、運営管理を主に行う。維持管理事業の活動結果指標、成果指標は、コストを配慮した設定としていただきたい。 |
| 市民から多岐にわたる改修要望や新設要望があるが対応しきれない状況である。また、安全性の確保が最優先事項であり、計画順位が変動することがある。 | 検討・見直し | 予算の範囲内で優先順位を設定し、施設の改修や新設を行う。 市民の利用頻度の高い公園施設や体育施設の充実を図るため、永続的かつ計画的な改修を進めていく。 | 21 B 利用する市民が安心・安全に公園体育施設を利用するための改修工事事業であり、当事業の有効性は認められる。平成20年度では、公園施設改修工事費用が約1.3千万円、体育施設改修工事費用が約1.5千万円の実績である。今後も、効率的に改修工事を進められることを希望する。 事業評価表については、事業目的に安心・安全を確保するための改修工事である等を明記いただきたい。 |
| 財政状況が厳しいため、整備手法を検討し、コスト縮減に取組む必要がある。 | 検討・見直し | 平成21年度・22年度で都市計画決定に取り組んでおり、国庫補助や特定財源を確保すべく調査・検討を加える。 早期の事業着手が望まれており、第4次総合振興計画前期には、用地買収や公園整備を進める必要がある。 | |
| 財政状況が厳しく、多年にわたる整備期間となっており、早急な整備が望まれている。 | 検討・見直し | 平成23年度以降は、遅滞している計画を取り戻すため、予算の増大を図る必要がある。 | |
| 用地取得や公園整備における財源を確保する必要がある。 | 検討・見直し | 国庫補助金を有効に活用し、事業の進捗を図っていく。 公園空白区域の用地買収や公園整備に取組んでいく。 | 18 B <住区基幹公園等整備事業(用地買収)> 市民が安全で快適に生活できる街づくりのうえで、計画的な公園整備は必要な事業である。土地開発公社が公園用地として取得した23,166㎡(30億6400万円)の用地取得については、公社の健全化計画に従い、計画的に進めることを願う。また、公園空白地を把握し、優先順位を付け用地買収を進めていく必要がある。 |
| 地権者・地元自治会の一層の理解と協力により、ふれあい公園の箇所数を確保する必要がある。 | 検討・見直し | 地権者の都合で用地返還が生じた場合、公園空白区域に存するふれあい公園については、将来の街区公園予定地として用地取得に努める。 | 18 B 市民と自治会の協力のもと、無償で公園用地を取得し、維持管理する仕組みは評価できる。さらなる自治会の協力を得るために、自治会等への積極的な働きかけを行い、必要な用地取得のため協力要請を推進することを望む。 |
| 補助金整備区間が終了した平成21年度の整備区間は、補助金の獲得はできなかったが、起債事業として整備することができた。今後は新たな補助金確保が課題である。 | 検討・見直し | 平成22年度までの第3次総合振興計画で整備予定であった区間については、「まちづくり交付金」の獲得により、既に完成しているが、今後は新たな特定財源の獲得が必要である。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 401 | 東越谷緑道整備事業 | 都市整備部 | 公園緑地課 | H18 | H22 | (目的) 緑の基本計画に基づき、市民が散策・健康増進の場として利用できる緑道を整備する。 (手段) 東越谷緑道を整備する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | A |
| 402 | 開発審査会等運営事業 (開発指導課分) | 都市整備部 | 開発指導課 | H15 | - | (目的) 越谷市まちの整備に関する条例に基づくまちの整備に関する審議会に関する事務及び審議会等への付議案件等の事務処理を行う。(平成17年度まで開発審査会、まちの整備に関する審査会、まちの整備に関する審議会の運営は、開発指導課で行っていた。) (手段) 越谷市まちの整備に関する審議会を組織する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 403 | 開発指導業務事業 | 都市整備部 | 開発指導課 | H15 | - | (目的) 越谷市まちの整備に関する条例の冊子及びパンフレットを作成し、市民や関係団体等に条例について広く周知することを目的とする。 (手段) 印刷を庁内印刷及び印刷業者へ委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 404 | 開発行為等に係る事業 | 都市整備部 | 開発指導課 | H15 | - | (目的) 越谷市まちの整備に関する条例に基づき、開発地等に接する道路の後退要請を行い、市に道路用地として帰属した土地の所有者に対して分筆手数料負担金、物件等補償料及び道路後退協力金を交付することにより住民負担の軽減を図り、道路後退による道路幅を円滑に行い住環境の改善と都市整備を図る。 (手段) 開発行為等による道路後退に対して「越谷市まちの整備に関する条例の協力金の交付等要綱」による交付事業を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 405 | 画像情報システム事業 | 都市整備部 | 開発指導課 | H10 | - | (目的) 開発指導業務の窓口業務等にかかる申請・相談に迅速かつ正確に対応するため、過去の許可書類等をPCファイリングシステムの機器に蓄積し、その情報提供に関する事務の効率化を図る。 (手段) 開発行為等申請書の確認業務を行う画像情報装置の借上げ及び保守管理委託 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 406 | 建築指導業務事業 | 都市整備部 | 建築住宅課 | S59 | - | (目的) 建築物の確認申請に対し、審査、検査、指導等を行い、法令違反を防止する。また、特殊建築物及び昇降機等の所有者等に、特定行政庁への定期的な維持管理状態を報告させることにより、適正な維持管理を図り、人命及び財産の消失を未然に防止することを目的とする。 (手段) 建築物の定期報告について(財)埼玉県建築住宅安全協会及び、構造計算適合性判定についてに判定機関に各業務委託をしております。また、良質な住宅を長期にわたって良好な状態で仕様されることを普及させるため、長期優良住宅の認定業務が加りました。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | | |
|--|--|-------------------------|--|-------------------------|------|---|
| 10.総合評価 | | 11.改革改善の方向性 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 13.外部評価 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | | |
| 計画通り事業が進んでおり、平成22年度末に終了する予定である。 | | 終了 (平成22年度) | | | | |
| 審議会は、越谷市まちの整備に関する条例に基づき実施されるものであり、条例の適正な運用を図る必要がある。 | | 現状維持 | まちの整備に関する条例の施行に関する事項について審議会の意見を聴き、適正な条例の運用を図る。 まちの整備に関する条例の適正な運用により、住みよいまちの整備を図っていく。 | 22 | B | この事業は、まちの整備に関する条例に基づき、市長の諮問に基づいて同条例の重要事項を審査審議し、また、その適正な運用について公正で中立な立場から審議する審議会を運営する事業であり、市長の附属機関として必要性がある。 しかし、近年は審議案件が少なく、この数年、年1回の開催に留まっている。 人件費が削減されたことについては評価に値するが、年1回のみ開催の審議会に関する事務についての人件費ということでは、依然適正な額かという疑問が残るため、事務の内容を改善して効率化を進め、人件費適正化の努力をされたい。 事業費の予算については年4回を想定したもとなっており、近年の状況から見て必要な金額と言えない。 |
| 越谷市まちの整備に関する条例を円滑に運用するための事業であり、市民や関係団体等に対し一層の理解を得るため広報を継続していく必要がある。 | | 現状維持 | 条例施行から6年が経過し市民の方々等の一定の理解を得てきているが、条例冊子及び平成20年度に作成した条例の解説等の配布やホームページ等を利用し一層円滑な事業の推進を図る。 まちの整備に関する条例の運用により住みよいまちの整備を図っていく。 | 17 | A | 越谷市まちの整備に関する条例の役割について、一般市民の方のご理解を得るための広報は継続して実施して頂きたい。また、引き続き条例の調整についての検討をお願いしたい。 |
| 越谷市まちの整備に関する条例に基づき実施している事業であるが、道路後退用地の帰属に対する協力金等の交付については、より一層適正に行っていく必要がある。 | | 現状維持 | 継続して開発地等に接する道路の後退要請を行い、協力金等の交付により道路拡幅を円滑に行っていく。 幅員6mの道路整備を進め、良好な住環境の整備を図っていく。 | 18 | B | 開発許可は市(特例市)の行政指導であり、正規職員14名(前年より1名減)で行っている。開発許可や建築許可の他に、事前協議件数が1000件程度ある。しかしながら、業務の全てを正規職員で行う必要は必ずしもないのではないかと、入力業務のように、臨時職員が行うようなこともあり、業務分析をして人員配置を見直す必要がある。 |
| 都市計画法に基づく市街化調整区域内での開発等許可について、特に既存建物の建替え等への対応については、過去の許可等の経過が重要であるが、電子ファイリングシステムの活用により迅速かつ正確な対応を行う事ができ、円滑な業務の推進が図られている。 | | 現状維持 | 引き続き電子ファイリングシステムの活用により、迅速かつ正確な窓口業務を行う。 許可等の書類の蓄積を確実に進め、過去の情報を迅速かつ正確に把握することにより、一層円滑な業務の推進を図る。 | 20 | B | 画像情報システムには、都市計画法に基づく許可申請書、条例、建築基準法関連のデータが蓄積され、業務効率をあげているといえる。しかし、システムコストは努力次第で削減可能な面があるため、常に見積の妥当性、根拠を検証し、コストダウンに努めていただきたい。 |
| 法令遵守の低下、認識不足 | | 検討・見直し | 現場パトロールでの現地指導や建築物等所有者及び管理者に対する事前の情報提供と合わせた指導の強化を図る。 違反建築主や、定期報告対象建築物等の所有者及び管理者の遵法意識の高揚による成果の向上を図る。 | 20 | B | 建築確認については、大きな問題はないと考える。 定期報告対象建築物については、昇降機に関する報告率と、その他施設に関する報告率を個別に捉え、実態を把握したうえで報告率向上のための対策を検討する必要がある。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------------|-------|---------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 407 | 木造住宅耐震改修促進事業 | 都市整備部 | 建築住宅課 | H18 | H28 | 〔目的〕 国において「地震防災戦略」を決定し、東海地震及び東南海・南海地震の被害想定死者数や経済被害について、今後10年間で半減させるという被災目標が定められた。また、この目標を達成するため、住宅の耐震化率が現在の77%から5年後には90%に設定された。 〔手段〕 本市においても同様の目標設定とする。住民に対し、無料耐震診断の実施を促し危険性がある建築物の所有者には、更に一般診断、耐震改修へと誘導し耐震化率の向上を目指す。さらに本年より共同住宅（分譲マンション）の耐震診断へ補助金の支給を拡大 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 408 | 屋外広告物対策事業 | 都市整備部 | 建築住宅課 | H11 | - | 〔目的〕 道路及び公共用地の不法占用広告物の撤去活動を行うことにより、美観（街並みなどの人工的美しさ）と風致（自然のもつ美しさ）の維持や公衆に対する危害の防止を目的とする。 〔手段〕 市と屋外広告物対策協議会との共同による撤去活動、及び違反広告物簡易除却推進員への委嘱による撤去活動 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 409 | 市営住宅施設管理事業（住宅対策事業共） | 都市整備部 | 建築住宅課 | S39 | - | 〔目的〕 市営住宅の水質検査、保険加入、各種保安機器等の保守点検を行い、入居者の安全と住環境の向上 〔手段〕 各種業務委託、検査の実施、保険加入 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 410 | 住まいの情報館施設管理事業 | 都市整備部 | 建築住宅課 | H11 | - | 〔目的〕 新たな戸建て住宅や集合住宅の建設や建替え等において「災害に強く人にやさしい家作り」を進めるうえでの参考となるよう、耐震性・耐久性及び省エネルギーと高齢者等にやさしい住宅の情報を視覚的・体験的に提供を行う。 〔手段〕 住まいの情報館施設管理を社会福祉協議会へ委託している。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 411 | 借上型市営住宅運営事業 | 都市整備部 | 建築住宅課 | H16 | H37 | 〔目的〕 ストック活用計画に基づき、市営住宅の供給拡大を図る。 〔手段〕 民間が建設した住宅を市営住宅として20年間借上げる。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 412 | 住宅融資事業 | 都市整備部 | 建築住宅課 | H16 | - | 〔目的〕 勤労者の住宅確保並びに高齢者の専用居室の増改築並びに低地にある浸水住宅の改良を図るため、融資を行う。（3制度）高齢介護課・環境保全課・産業支援課において行っていた事業 〔手段〕 勤労者の住宅確保並びに高齢者の専用居室の増改築並びに低地にある浸水住宅の改良資金等を融資し福祉の増進を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 413 | 市立病院繰出金 | 市立病院 | 市立病院庶務課 | S47 | - | 〔目的〕 市民に対して良質な医療の提供と病院経営の健全化を図る。 〔手段〕 民間病院では経営困難な救急・高度・特殊医療に要する経費及び施設・設備等の建設改良費に対し、法に基づき他会計から繰り入れる。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|--------------|-------------------------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 補助制度のPR不足 | 検討・見直し | 住宅相談会や防災訓練・自治会等への出前講座などを行い、より多くの市民へ事業の周知に努める。 平成27年度までに住宅の耐震化率を90%にするために、より多くの所有者が活用出来る制度を検討していく。 | 19 | B | 事業として開始されて間がなく、住民に対して制度を積極的にアピールし、より多くの活用を図っていただきたい。 |
| 現行法では撤去物に保管管理等の規制があり、事務処理に難しい面がある。 | 検討・見直し | 違反広告物を掲示させないことが1番である。 ボランティア団体の撤去活動を行い事業者への協力を図る。 | 17 | B | 屋外広告物対策協議会の活用は、今後さらに進展が予想される地域住民との協働のありかたを示す例として評価できる。今後、さらにボランティアによる活動を促進し、地域住民の参加意識を高め、撤去のための巡回回数を増加させるなど事業の推進を図ることを望む。 |
| 一部業務内容(管理代行制度導入)を見直すことによってコスト削減を継続して進める。 | 検討・見直し | 法的に義務付けられた施設管理事業であり、施設の安全・住環境の維持を図る。また、市営住宅の管理全般を管理代行制度の導入によりコスト削減を図る。 管理代行制度導入による施設の安全・住環境の維持は不可欠であるが、一層のコスト削減の検討を行う。 | 18 | B | 市内の公営住宅は、市営197戸・県営644戸の合計 841戸あり、世帯数の0.7%となり、一定程度のセーフティネットを維持しているといえる。「越谷市市営住宅ストック総合活用計画」(平成15年)に基づき、既存の土地・建物の有効活用を図っており、団地毎の維持修繕・更新計画が作成されている。 しかし、見直しは平成20年となっており、必要な金額の試算と財政的な裏付の検討を前倒して実施することが望まれる。 また、住宅管理業務の県住宅供給公社への管理代行を協議中であるが、トータルコストの削減にむけた取組を進めていく必要がある。 |
| 関連事業を採用し施設利用度をUPする。また、老朽化した施設や設備の更新等が必要 | 検討・見直し | 今後も関連事業と併用し、住まいの情報館の来場者の増加を図る。 展示設備の修繕・更新を検討する。 | 16 | D | 耐震性・耐久性・耐火性および省エネルギーと高齢者等に優しい住宅についての情報提供の重要性は高いが、立地・展示品の旧式化、利用者数低迷等から有用性および妥当性に問題がある。成果指標には、当活動の結果が実際の建築設計に結びついた件数を反映していただきたい。現状設備の処分と併せ、新たな普及啓発の方法を再検討していただきたい。 |
| 管理代行制度導入に向けた準備 | 検討・見直し | 管理代行制度導入によりコスト削減を図る。 平成38年までの借上げ期間なので、第4次総合振興計画内で継続に関して協議を行う。 | 19 | B | 現在直営で行っている住宅の運営管理については、外部委託を検討し経費の軽減を進めていただきたい。 今回の借上型のケースの成果を分析・検証し、公営住宅制度のあり方を見極める努力をしてほしい。 |
| 民間の金融機関においても、金利の自由化により低利の融資が行われるようになった。また、厳しい経済状況の下において、新築・家の購入などの件数が減少しているもの、利用率の低下の原因である。 | 検討・見直し | 制度のPRを図る。 一部代替できる制度があるか、さらに、融資制度の改善をし事業の見直しに取り組む。 | 18 | C | 住宅融資事業には3つの異なる目的の事業が含まれている。高齢者の専用居室の増改築と浸水住宅の改良は、ニーズが減少しており、取扱い件数、残高ともに僅かであり、廃止を含めて見直しが必要である。勤労者住宅は一定のニーズがあり、維持することに効果がある。今後は、耐震改修を含めた住宅政策の中で、融資事業のあり方について、必要性の有無、市民に利用しやすい制度を検討する必要がある。預託金方式の見直しも必要である。 |
| 地域の基幹病院としての役割を果たせるよう、経営の健全化を図りつつ、診療体制の整備及び充実に努める。 | 検討・見直し | 繰出金の算定ルールに則り、各項目の基準に基づく額や新基準項目に係る額を算出し、最終的に市当局と繰出額を決定していく。 | 18 | B | 病院の経営状況を救済するような印象を受ける一般会計からの繰出ではなく、繰出金のルール化を早急に協議し、市立病院財政・経営の健全化に一層努めてほしい。経営健全化委員会が設置されているとのことであるが、職員のアイデアや他病院の成功事例を参考に、支出削減策、収入の増収策を検討し、独立採算経営を目指し積極的に取り組まれるよう期待する。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 414 | 照査管理事業 | - | 出納課 | S33 | - | 〔目的〕 市が各種事業を実施する中で、公金の支出及び収入が法令・予算に適合していることを確認する。また、安全確実な公金の保管を徹底する。 〔手段〕 適正な伝票の審査及び管理を行う。また、公金は、指定金融機関等に預金するなど、最も確実かつ有利な方法によって保管する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 415 | 出納管理事業 | - | 出納課 | S33 | - | 〔目的〕 歳計現金(歳入歳出に属する現金)及び歳計外現金(市が保管する現金)の収納並びに支払に係る出納事務を正確に執行し、収支日計・月計の記録及び決算書等の調製を行う。 〔手段〕 財務会計システムの活用及び収納データ作成業者への委託並びに支払事務パソコンサービス(エレクトリックバンキング)の活用などにより、収納及び支払事務の効率化を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 416 | 広報活動事業 | 議会事務局 | 議事課 | S42 | - | 〔目的〕 市民に市議会の活動状況を周知し、議会に対する理解と認識を深めてもらうことを目的とする。 〔手段〕 ホームページによる情報提供 議会中継による情報提供 議会報による情報提供 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 417 | 教育委員会運営事業 | 教育総務部 | 総務課 | S29 | - | 〔目的〕 教育委員会は、教育・学術・文化の特質や重要性を踏まえ、教育行政の中立性、安定性を確保し、地方の実情に即した教育行政を行うことを目的として、地方公共団体の長から独立した行政委員会として設置されている。そして、委員の合議により大所高所から本市の教育行政の基本方針や重要施策などについて審議する。 〔手段〕 具体的な事務処理については、教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行している。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 418 | 学区審議会運営事業 | 教育総務部 | 総務課 | S47 | - | 〔目的〕 市内小・中学校の将来の児童・生徒数を見据え、適正な通学区域を設定する。 〔手段〕 越谷市教育委員会の諮問に応じ、学区編成に関し必要な調査及び審議を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 419 | 表彰事業 | 教育総務部 | 総務課 | S29 | - | 〔目的〕 教育の振興に寄与し、特に功績が顕著であるもの、越谷市立小中学校の児童生徒で、学業優秀にして他の模範となるもの、越谷市立小中学校に永年勤続する教職員で、成績優秀なる者及びその他特に表彰に値すると認められるものに対し表彰を行うことにより、被表彰者のさらなる活躍を期待する。 〔手段〕 関係団体及び教育委員会の関係各課に推薦(年1回)を依頼し、被表彰者を教育委員会会議において決定する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|--|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | []は、補助金等名称 |
| 本事業においては、全ての予算執行に伴う支出命令書等の審査を行っているが、研修や合理的な事務分担を実施し、職員の資質向上を図ることにより、照査事務の精度向上効率化を図る。 | 現状維持 | 平成23年度は支出命令書等の審査照合において、一層の精度向上に努めていく。 今後は公金の安全確実な運用手法を検討すべく、専門職員の育成を図る。 | 照査管理事業は、内部統制の視点からも重要な業務である。今後の課題としては、職員数が5名なので、人事異動を考慮した研修プログラム(OJT含む)の開発、業務処理マニュアルの整備、出納課として危機対応マニュアルの作成(地震、銀行破たん等)等に取り組むことが望ましい。 |
| 今後も行政コストを抑制しつつ、出納事務を正確に執行するため、電算化など、収納及び支払事務の効率化を図る必要がある。 | 検討・見直し | 平成21年度は、収納事務負担金が増額したことにより事業費は増となっているが、平成20年度から電算化による公共料金一括管理により支払件数が減少し、かつ人件費の抑制を図ったことにより単位あたりコストは平成19年度以前に比べ減少した。平成23年度は収納事務の効率化を図るため事務処理方法を見直し、処理の正確性を維持しつつ、更なる向上に取り組んでいく。 一部委託化などを検討し、収納事務全般を見直すことで、更に効率化を図っていく。 | 基幹業務である。出納係7名の正規職員で担当されている。財務会計システムのさらなる活用、公共料金等の支払方法の改善に取組まれ、一層の業務改善を進められることを望む。 |
| アクセシビリティの向上を図るため、平成21年度にホームページのリニューアルを行った。今後も、市民の方々が市議会に関心を寄せていただけるようなホームページ構築に向け、内容の充実等を図って行くことが課題と考える。 | 検討・見直し | 議会中継のアクセス許容量の増加を図ることにより、更に多くの市民の方々に広く情報提供を行う。 市議会の活動を広く周知するため、議会報やホームページ内容の更なる充実を図り、広報活動に取り組んで行く。 | 越谷市議会だよりに加え、ホームページや議会中継による情報提供により、市議会の状況を広く伝えることは、大変重要な業務である。ただし、ホームページ等による市民への伝達力はまだ非常に脆弱であると言わざるを得ない。平成16年度のアクセス率実績4.54%の向上改善を早急に行い、アクセス単位当たりコストの低減が急務である。 |
| 本市教育行政の中立性と安定性は確保されており、本市の実情に即した教育行政を推進している。 | 検討・見直し | 常に教育行政の中立、安定性を確保し、市の実情に即した教育行政に取り組んでいく。 本市の教育行政を実施する機関として国の方針はもとより、社会の動向や保護者の意見も踏まえ中立的且つ客観的な教育行政の向上を図っていく。 | |
| 越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱により、委員在任期間は、連続3期以内だが現在4期目の委員が3名いる。 | 検討・見直し | 越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱により、委員在任期間は、連続3期以内だが現在4期目の委員が3名おり、今年度委員の改選の年度のため、見直しをしていく。 | |
| 永年勤続表彰の被表彰者に意識の変化等が見受けられる。 | 検討・見直し | 永年勤続表彰のあり方や意義について熟考し、その対象者や基準についての見直しに取り組んでいく。 教育行政において顕著な功績を残したものや他の小中学生の模範となるような児童・生徒を表彰することは、本人はもとより本市の教育行政の振興を図るうえで重要な制度であるので、永年勤続表彰を含めより実効性のあるものとしていく。 | 教育関係者の意識高揚のために必要な事業である。一方で、昭和29年より継続している事業でもあり、近年の被表彰者の意識の変化を考慮し、表彰制度の在り方を再検討する必要がある。秘書課が検討している越谷市全体の表彰制度の見直しと併せて再検討を進めることを望む。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 420 | 中学校仮設教室借上事業(中央中) | 教育総務部 | 総務課 | H21 | H25 | (目的) 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 (手段) 仮設教室の賃貸借 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 421 | 学校活動支援事業 | 教育総務部 | 総務課 | H18 | - | (目的) 学校の環境整備、給食関係業務等に携わる校務主事及び学校業務員の適正な服務管理を行うとともに、研修を実施し必要な知識を修得させることにより、学校運営の円滑化とさらなる充実を図る。 (手段) 適宜、出勤簿等の人事管理、福利厚生等に関する適正指導及び相談業務を行うとともに、研修会を職種毎に年2回(新任者研修会、全体研修会)開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 422 | 小・中学校施設管理事業 | 教育総務部 | 総務課 | - | - | (目的) 小中学校の施設・設備等を良好な状態に維持し、学習空間のさらなる整備・充実を図る。 (手段) 施設・設備の修繕及び工事による改修、又は保守点検(電気主任技術者、エレベーター、機械警備、浄化槽等保守点検)を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 423 | 小中学校防犯カメラ借上事業 | 教育総務部 | 総務課 | H20 | - | (目的) 防犯カメラにより、犯罪の抑止効果及び小中学校施設への侵入者による不測の事態から児童生徒の安全確保を図る。 (手段) 賃貸借期間:平成20年9月1日～平成25年8月31日まで。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 424 | 小・中学校活動運営事業 | 教育総務部 | 総務課 | - | - | (目的) 越谷市立小・中学校45校の学校活動に支障のないよう、学級数、児童・生徒数等を考慮して各学校へ予算を配分するとともに、共通経費の予算を一括で管理し、効率的かつ円滑な学校運営を行う。 (手段) 市内小・中学校全校(45校)の各種学校活動を支援し、円滑な学校運営に資すべく、必要な予算を各校に配分し、さらに共通経費について一括管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 425 | 小・中学校施設改修事業 | 教育総務部 | 総務課 | H11 | - | (目的) 施設・設備等を改修することにより良好な教育環境の維持を図る。 (手段) 修繕及び工事による改修 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 426 | 小・中学校図書整備事業 | 教育総務部 | 総務課 | - | - | (目的) 学校図書は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っており、学校教育に欠くことのできない基礎的備品であることからその充実・活用を図る。 (手段) 学校図書の充実を図るため、市内小中学校全校(45校)に予算を配分し、図書の整備を行うとともに学校図書館運営ボランティアを各校に配置し、学校図書館の更なる充実を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|--|--------------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 仮設教室の維持管理 | 検討・見直し | 生徒数増加に伴う教室不足を解消し、必要な学習空間を確保するため、今後も仮設教室の適切な維持管理に努めていく必要がある。 | | |
| 研修内容の見直し | 検討・見直し | 毎月の出勤簿等処理の中で適正な人事管理を行うための指導を行うとともに、業務内容に即した研修を実施し、技能と意識の向上を図っていく。 現場の意見等も踏まえながら、研修内容がマンネリ化しないよう常に見直しを行い、研修効果の向上を図ることで、円滑な学校運営及び人事管理を行う。 | 21 | B 本事業の対象者である校務主事及び学校業務員に対し、各々2回の研修の実施、及び人事管理を行う事業である。校務主事、学校業務員とも、学校運営を支える貴重な業務を担っており、本事業を遂行する意義はあると思われる。 事務事業評価表の事業内容には、研修の件のみが記述されているが、実際の活動内容は人事管理に関わる業務量が多く、研修に関する業務の割合は大きくない。事業の内容を適切に反映した記述としていただきたい。「(4)事業目的及び手段」の内容は、事業内容の実態に合わせて記述していただきたい。また、「改革改善」については、事業目的に照らし、再確認をお願いする。 |
| 施設の老朽化のため大規模な改修が必要である。また、経済設計及び費用対効果を上げる工夫が必要 | 検討・見直し | 本事業は、児童・生徒の良好な教育環境を維持するために必要不可欠な事業であり、現在の施設・整備の状況を的確に把握し今後も引き続き推進していく必要がある。 | 19 | B 日常の点検が施設管理経費の節減にもつながることから、コスト意識を持たれ適切な執行に努めておられる。公共施設において、点検が義務付けられたこともあり、日常点検に加え、定期点検の円滑さ、統一的な管理のため、学校施設管理指針の越谷市バージョンの一層の整備、徹底に努められたい。 なお、管理の円滑さのため、学校毎の施設管理台帳やチェックマニュアルをネットワークで学校の教職員も容易に検索し、点検チェックリスト等を入力できるシステムについて検討いただきたい。 |
| 防犯カメラの維持管理 | 検討・見直し | 犯罪の抑止効果及び施設への侵入者による不測の事態から、児童、生徒の安全確保を図るために、適切な維持管理に努めていく必要がある。 | | |
| 多様化する学校活動を円滑に実施するため、学校活動の実情を十分に把握する必要がある。 | 検討・見直し | 多様化する学校活動を円滑に実施するために必要な経費であり、また、市立小中学校に通う全児童生徒の教育環境の確保に資するものであることから、今後も十分な予算の確保に努めていく必要がある。 学校活動の実情を十分に把握し、より適正な予算の配分を推進する。 | 19 | B 学校活動の必要経費を学校に配分して執行するもの、教育委員会で一括発注した方がコスト削減が図れるものに分けて執行している。 執行のガイドラインを配布し、科目毎の執行状況が把握できるようになっているが、学校活動の実態を整理し、備品台帳等のデータベース化を進めるなど適切及び円滑な執行と指導をお願いしたい。 |
| 施設の老朽化のため、雨漏り、外壁、設備等の大規模な改修が必要である。 | 検討・見直し | 学校施設の老朽化等に伴う学習環境の低下を招くことのないよう、今後も計画的に雨漏り、外壁、設備等の大規模な改修に努め、良好な教育環境の維持を図る。 | 21 | B 45の小中学校にある計164棟の校舎の改修を行う事業である。昭和40年代に建てられた校舎もあり、老朽化が進行しており、危険箇所の修繕を怠ると、学校で学ぶ児童・生徒の安全が確保されないことになりかねない。したがって、本事業を遂行する意義は大きい。 現在でもかなり綿密に計画立案を行っており、必要とする改修については積極的に予算計上されている。しかし、対象とする校舎は164棟もあり、修繕対象箇所数は膨大である。さらに今後は、備品などの管理も含まれ一層きめ細かい対応を行い、適切な優先順位を設定する必要がある。そのためには、市と学校現場が一体となった情報管理が必要である。 例えば、修繕箇所に関する情報整備について、年次や半年に一度程度のデータ更新にとどめず、情報通信の活用等により、学校現場と市が更新され蓄積された生きた情報を共有することができれば、修繕計画の優先順位の検討に効果を発揮する。 |
| 学校図書館の更なる充実のため、新刊の整備だけでなく、劣化が著しい図書の更新を行っていく。 | 検討・見直し | 各学校で教育内容に適した図書の選定を進めるとともに蔵書管理を徹底し、学校図書館の充実を図る。 全校で蔵書率100%を達成する。 | 20 | B 図書ボランティアの活用は評価できる。図書ボランティアや各学校の図書主任間の情報連携をさらに進め、必要となる書籍の選定の精度を向上させる取組が必要である。また、保護者の協力を得て各家庭に書籍の寄贈を求めると、経済的な蔵書充実に向けた検討を願う。さらに、蔵書の利用率、回転率についても把握し、図書館の利用促進に向けた取組と連携することが必要である。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 427 | 小学校仮設教室借上事業(東越谷小) | 教育総務部 | 総務課 | H14 | - | (目的) 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 (手段) 仮設教室の賃貸借 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 428 | 小学校仮設教室借上事業(蒲生南小) | 教育総務部 | 総務課 | H15 | - | (目的) 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 (手段) 仮設教室の賃貸借 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 429 | 小学校仮設教室借上事業(大袋北小) | 教育総務部 | 総務課 | S34 | - | (目的) 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 (手段) 仮設教室の賃貸借 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 430 | 小学校仮設教室借上事業(西方小) | 教育総務部 | 総務課 | H17 | H22 | (目的) 児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 (手段) 仮設教室の賃貸借 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 431 | 定時制教育等振興会負担金事業 | 教育総務部 | 総務課 | - | - | (目的) 県定通教育振興会及び越ヶ谷高校他3校の定時制教育振興会が円滑に運営されることにより、県高等学校定時制及び通信制教育の普及・振興を図る。勤労青少年に、勤労と修学に対する正しい信念を確立させることにより、教育水準と生産能力の向上を図る。 (手段) 定通教育の振興に資するため、各振興会に対し負担金を支出する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 432 | 小・中学校備品整備事業(教材等整備事業含む) | 教育総務部 | 総務課 | - | - | (目的) 学校教育における備品の重要性に鑑み、新規教材の整備及び現有教材の更新を行うとともに管理備品の整備を進め、学校教育の充実を図る。 (手段) 予算措置 教育内容に則した備品の購入及び更新 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-----------------------|---|------|------|--|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 仮設教室の維持管理 | 11.改革改善の方向性 検討・見直し | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 児童数増加に伴う教室不足を解消し、必要な学習空間を確保するため、今後も仮設教室の適切な維持管理に努めていく必要がある。 | | | |
| 仮設教室の維持管理 | 検討・見直し | 児童数増加に伴う教室不足を解消し、必要な学習空間を確保するため、今後も仮設教室の適切な維持管理に努めていく必要がある。 | | | |
| 仮設教室の維持管理 | 検討・見直し | 児童数増加に伴う教室不足を解消し、必要な学習空間を確保するため、今後も仮設教室の適切な維持管理に努めていく必要がある。 | | | |
| 仮設教室の維持管理 | 検討・見直し | 児童数増加に伴う教室不足を解消し、必要な学習空間を確保するため、今後も仮設教室の適切な維持管理に努めていく必要がある。 | | | |
| 定時制及び通信制教育の普及振興 | 検討・見直し | 児童数増加に伴う教室不足を解消し、必要な学習空間を確保するため、今後も仮設教室の適切な維持管理に努めていく必要がある。 勤労青少年や不登校者、全日制中途退学者等多様な生徒が学ぶ生涯学習の場の確保と定時制及び通信制教育等の普及振興のためにより一層の支援を行っていく。 定通教育の普及振興に資するため各振興会に負担金の支出を実施していく。 | 22 | B | 県定通教育振興会及び越ヶ谷高校他3校の定時制教育振興会が円滑に運営されることにより、定時制及び通信制教育の普及・振興を図る。その手段として、各振興会に負担金を支出する。 勤労青少年や不登校者、全日制中途退学者等に生涯学習の場を提供すること、勤労と修学に対する意識を確立することは社会的にも意味があり、意義は大きい。 市から支出する負担金がどのような活動に使用されているのか把握に努める必要がある。そのために、各振興会の運営状況、財務状況をしっかり把握しておくことが求められる。 事業開始年度不明であるが、相当長期にわたって継続されてきた事業である。本事業は、高校により負担金の有無に違いがあるなどの問題があり、また負担金の金額や用途を考えると支出した効果がどれほどあるかは疑問である。現代の後期中等教育制度全体の中の定時制高校の位置づけを踏まえて、大局的な見地から今の時代に適合するように制度のあり方を抜本的に見直されたい。 成果指標については、「越谷市在住生徒数」では、市民の目から見れば理解が難しく、適切では無いと思われる。例えば、「勤労者や不登校、中途退学した者のうち、何人が定時制及び通信制教育の場で学ぶことができたか」というような、成果を市民にわかりやすくアピールすることができる指標の方がより適切と思われる。 |
| 教育環境の整備拡充のため、教育内容に沿った備品の整備が必要である。 | 検討・見直し | 備品管理システムの稼働により、電子データによる備品管理の効率化が図られ、学校備品の効率的な管理が推進される。備品基準額の見直しにより、単価2万円以下の物品購入が消耗品扱いとなり、事務の簡素化が進んだ。教育環境の整備拡充のため、教育内容に沿った備品の整備が必要である。 現有備品の更新も考慮した上で整備計画を策定する。 | 16 | B | <教材教具等整備事業> 今後の財源の動向を勘案し、教材・教具の学校内・学校間共有化の推進および事務処理のIT化によるコスト削減と効率化の向上を図っていただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|------------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 433 | 小・中学校理科教育等備品整備事業 | 教育総務部 | 総務課 | - | - | (目的) 理科教育振興法に則って理科教育の充実のために、理科備品の整備を図る。 (手段) 予算措置 理科備品の購入 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 434 | 小・中学校施設耐震化事業 | 教育総務部 | 総務課 | H11 | - | (目的) 児童生徒が安全に学べる学習環境を整備する。 (手段) 旧耐震設計で設計された校舎、屋内運動場の耐震補強工事により、耐力の増加を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 435 | 科学技術体験センター施設管理事業(H22科学技術体験推進事業と統合) | 教育総務部 | 総務課 | H13 | - | (目的) 子供から大人まで、気軽に科学技術を体験することのできる拠点センターとして、より多い市民の利用促進を図るため、効果的な施設管理を行う。多くの市民をはじめ来館者の皆様が安全かつ安心にご利用いただくために、各種設備等の維持管理に努める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 436 | 科学技術体験センター運営委員会運営事業 | 教育総務部 | 総務課 | H13 | - | (目的) 体験センターの円滑な運営を図るため、越谷市科学技術体験センター運営委員会を置き、事業計画やセンター機能の充実などについて、専門的かつ様々な立場で協議を行う。 (手段) 運営委員会を年2回開催し、事業計画やセンター機能の充実などについて、幅広い視点からご意見をいただき、体験センターの機能充実を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 437 | 語学指導助手等派遣事業 (平成22年度からは、外国語指導事業) | 教育総務部 | 指導課 | S63 | - | (目的) グローバル化が進む世界で、国際社会の一員としてその役割を果たせる児童生徒の育成、そして、国際社会で信頼され、発展に貢献できる児童生徒の育成を推進する。 (手段) 国際交流等を進めるうえで、有効なツールとなる英語教育を推進し、語学指導助手(ALT)を学校に配置する。市内小中学校に27名の語学指導助手を配置し、英語の授業(小学校外国語活動)、総合的な学習の時間等の指導に従事する。小学校と中学校の英語教育の連携を推進し、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の充実を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|--|-------------|---|----------|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント []は、補助金等名称 |
| 各校で現有している理科備品の合計金額(現有金額)が、理科教育振興費国庫補助金交付要綱に定める基準金額を満たしていないため、理科備品の更なる整備が必要 | 検討・見直し | 新学習指導要領の実施に伴う設備品の拡充と現有状況の把握及び適正な管理の指導をしていく。 現有備品の更新も考慮した上で整備計画を策定する。 | 22 | B 理科教育振興法に則って理科教育の充実のために、理科備品の整備を図る事業である。また、科学技術分野の人材育成を図るため小・中学校等における理科教育の振興・充実が、特に重要である。 理科備品をどの程度購入するかについては、市の教育方針として、理科教育にどの程度特色を持たせるかに関わっており、その方針を明確にしたうえで決定しなければならない。 国が求めている購入の総額に達していないとのことであるが、国からの補助金とはいえ財源は国民の税金であり、購入にあたっては、前述の教育方針を踏まえたうえで、必要最低限の教材、教具に留め、教材、教具は学校内で出来る限り共有化し、無駄の出ないように注意されたい。 購入にあたって直接職員が学校現場に向いて調査したり、備品の棚卸を実施するなどの取組みは評価に値する。 入札に当たっては、指名業者が市内業者に限定されており、競争原理が働くかどうかについては再度検討されたい。 成果指標としては、備品の整備率や活用度合など、適正な行政運営を市民にアピールできるものがより適切であると思われる。 |
| 事業を行うための財源確保及び積極的な事業の前倒しによる実施を図る。 ・56棟の第2次耐震診断結果を踏まえ、計画の見直しを行う。 ・設計から工事への年次計画、執行管理及び業務の増大 | 検討・見直し | 事業の円滑な実施を図るため、国庫補助金等の財源確保及び積極的な前倒しを図る。 平成27年度までに耐震化率100%とするため、平成21年5月に策定、平成22年5月改訂する「越谷市学校施設耐震化計画」に基づき、計画的に学校施設の耐震化を図っていく。 | 20 | B 学校施設は、災害等における市民の避難場所でもあり、市民の重要関心事である。耐震化計画についての積極的な広報を通じて、市民の意見を全庁的な耐震改修促進計画に反映させる努力が求められる。 |
| 施設設備については、9年を経過施設内外にて経年劣化が現れ、今後は維持管理費の増大が課題となる。指定管理者制度の導入について協議をすすめたが、今まで以上に市民サービスの向上や施設の効果的な運営を行うため、越谷市施設管理公社と施設設備管理、科学教育推進事業に関する業務を業務委託した。今後、委託業者と連携をもち、事業の運営見直し、センターの特性を活かした運営を行いながら、市民ニーズにあったサービスの向上を図る。 | 検討・見直し | 平成22年度の施設の管理運営については、より効率的かつ効果的な施設の運営が図れるよう、事業の改善を行い、施設設備管理事業に関する業務、科学教育推進事業に関する業務について委託契約に変更した。 委託業者との役割・運営について連携を図り、業務を遂行する。 施設の経年劣化について、年次計画にて修繕を行っていく。また、多くの人々が来館してもらえるように体験装置のリニューアルやボランティアと連携を図りながら創意工夫をし、事業を展開していく。 | 18 21 | B <科学技術体験センター施設管理事業> 市の学校教育、体験学習としての位置づけは大きい。施設の管理面については、管理条件を仕様として明確に定めたいと指定管理者制度の導入を含め、委託化によるさらなるコストダウンを検討する余地がある。 <科学技術推進事業> 平成20年度の延べ利用者数が約14万人で、一日平均465人利用されている。科学技術体験等、理科・科学に子供たちが興味を持つ場としての重要性は認められる。 今後は、新サービスや新イベントを展開し、利用者数、リピート率をさらに上げる事業展開を期待する。 |
| 管理運営に関し、委員より幅広い意見・要望等をいただくが、要望実現のための財源確保が課題である。 | 検討・見直し | 意見要望等について、十分に検討し、事業に反映できるよう見直しをしていく。 施設管理運営事業の改革改善に合わせ、運営委員会との連携を図り、今後の運営について検討していく。 | | |
| 業務委託契約を見直し、学校現場の要望に応じた対応に変更する。 ALTの教育現場での活用方法の改善を図る。 | 検討・見直し | 平成23年度は、学習指導要領で完全実施となった「小学校外国語活動」においてALTを積極的に活用し、指導法研修や小中連携の英語教育に向け取り組む。「話す」「聞く」力の育成を基盤に、学校と連携したコミュニケーション力向上の教育活動を進める。 | 18 | B 国際理解教育の推進の立場から、英語によるコミュニケーション能力の向上は、必要な事業である。JETによる招致期間満了後、順次委託化に切り替え、経費削減を実施されている方針は継続していただきたい。一方、教育現場でのトラブル回避のため、委託内容を要求仕様として明確化し、委託業者の管理を徹底することを望む。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|--------------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 438 | 学校教育推進事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | 〔目的及び手段〕 ・学校教育を通して、市内全小中学生に様々な活動の機会や体験の場を提供する。・小中学生に様々な体験の機会や本物に触れる機会を持たせ、学習環境や活動環境を整え、子どもたちの「生きる力」を育成する。・部活動外部指導者や、日本の伝統文化に関する外部指導者を派遣する。・「総合的な学習の時間」に、専門分野の指導者を招聘する。・中学生対象の2日～3日の社会体験活動を実施する。・ふれあい講演会を実施し、進路指導の推進を図る。・小中学校に研究を委嘱し、推進のための助成金を支出する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 439 | 学校農園事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | 〔目的〕 自然体験や勤労体験に乏しい児童・生徒に貴重な体験の場を提供し、生命や自然環境、食物に対する理解を深めること、生命の尊さや思いやりの心をはぐくむことをねらいとする。また、地域の農家の方や学校応援団、PTAの協力を得ることで地域との連携を強め、開かれた学校づくりに資する。 〔手段〕 社会科、理科、生活科、総合的な学習の時間に位置づけ、体験活動の時間を確保する。各学校の取組を紹介し合う場を設け、より効果的な体験活動が行えるようにする。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 440 | 伝統芸術鑑賞事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | 〔目的〕 我が国の伝統や文化について正しく理解し、日本人として日本の伝統文化をしっかりと受け継ぐことが国際化の時代を生きる児童・生徒にとって大切である。伝統芸能である「能」を鑑賞し、体験することにより、日本古来の文化や歴史を感じ、小学生の豊かな心を育てることにつながる。 〔手段〕 こども能楽劇場を越谷コミュニティーセンターで開催する。事前にテキストを各学校に配付し、興味関心を高め、意欲的な鑑賞態度を育成する。また、代表児童をステージに上げ、会場の児童と共に能の謡いを体験させる。 | 低 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (d) | (d) | (b) | B | | | |
| 441 | 学校図書館運営ボランティア活動事業(学校応援団) | 教育総務部 | 指導課 | H18 | - | 〔目的〕 司書教諭と連携して、市内小中学校の学校図書館の整備等をして、学習センター、情報センターとして児童・生徒に利用しやすいものとする。こどもの読書活動の推進を図る。 〔手段〕 保護者、地域よりボランティアを募り、学校図書館の整備や本の修理、読み聞かせ活動、本の紹介、ポスター掲示等を行い利用活性化を図る。また、ボランティアの資質向上を目指し、読み聞かせ研修会や本の修理・製本研修会を実施する。学校応援団として環境整備や学校内外の安全のための活動を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 442 | 人権教育推進事業(学校教育) | 教育総務部 | 指導課 | - | - | 〔目的〕 基本的人権の尊重に徹する教育を推進し、部落差別をなくしていくことのできる児童生徒を育成する。 〔手段〕 そのために中学生用学習資料(人権)(10,100部)を21年度に作成し、市内中学校1年生全員に22年度5月に配布。人権教育の窓(1,500部)を市内教職員全員に配布し人権教育推進上の課題を明確にし、全教育活動を通じて正しい理解を促す。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 443 | 副読本等整備事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | 〔目的〕 体育、道徳、小学校社会科の副読本を児童生徒に配布し、授業における教材としてこどもの主体的な学習活動を推進する 〔手段〕 道徳、体育実技を配付する。「わたしたちの越谷」を作成し副読本として、児童に無償配付し、授業において活用する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|--|------|------|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | | |
| | 検討・見直し | 平成23年度も市内中学校へ部活動外部指導者を派遣し、部活動の技術的な向上を図る。 市内小中学校への研究委嘱のための助成金を交付し、研究推進を支援する。 | | | |
| 平成23年度の新学習指導要領の改訂に伴い、各教科の授業時間数が増加するため、体験活動を実施する時間の確保が困難になる。 | 検討・見直し | 平成23年度からより一層効率的な活動の推進を行うこととし、それに向けて、地域の教育力の活用に取り組んでいく。 体験活動を継続するために、保護者・地域との連携のあり方を見直していく。 | 17 | B | 児童・生徒が農業体験をすることは教育上、大変重要なことであり、今後も大いに強化すべき事業である。ただし今後は、市内の全ての小・中学校で同じ体験ができるよう拡充を図り、偏りを無くすことが必要である。また、農地の手当を土地開発公社からの購入で購うことは財政上、無理が生じる可能性が高く、慎重に対処すべきである。 |
| 昨年度で20回を重ね、多くの児童が鑑賞してきた。ただ鑑賞するだけでなく、体験を取り入れることにより、主体的に文化に係わっていく態度を育成する必要がある。 | 検討・見直し | 能に対する理解が深まるように、解説テキストを事前に配付し、意識を高める。体験活動を取り入れながら、文化に触れる機会を設ける。 コミュニティーセンターで鑑賞した能を、こしがや能楽堂でも見てみたいというような児童に対して、能を見る機会を案内する。 | 18 | B | 市の資産である能楽堂を有効活用した事業であり、日本の伝統芸術への関心を高めるためには必要な事業である。例年実施している事業であるので、企画や計画の方法をマニュアル化するなど、事務の一層の効率化を推進していただきたい。 |
| 各校で図書ボランティア活動が定着し継続的に組織されてきた。しかし、特に中学校において、活動が活性化していない学校がある。 | 検討・見直し | 平成22年度より学校応援団事業に統合整理し、幅広く支出できるように予算の変更を行う。 子どもの読書活動推進のため学校図書館運営ボランティア事業を継続していく。 | | | |
| 今年度より各学校において講師を招聘し、人権教育に関する研修会を開催するための事業費(報償費)を拡充した。研修会は確実に実施されているが、更なる教職員の人権感覚の向上に向け、人権教育研修会の質的な向上に努める必要がある。 | 検討・見直し | 参加体験型プログラムである「人権感覚育成プログラム」の活用を促進するため、人権教育研修会において、その活用方法について、研修を深めていく。 (平成25年までに)各学校の人権教育推進者(指導者)を養成するために、研修会のあり方を工夫していく。 | 20 | B | 事業名称が同和教育から人権教育へと変わり人権教育推進の事業内容が変化してきている状況の中で、同和問題に重点を置いた教育から内容を拡大して対応する必要がある。配布するパンフレット等についても、市が実施されている状況調査の結果を踏まえ、現状に合わせた内容としていただきたい。 現在市として取組まれているさまざまな活動を、事務事業評価表に反映させていただきたい。 |
| 「わたしたちの越谷」は印刷の業者を入札により選定するさいに、過去のデータが利用できるようなるとコストが削減される。また、農作業のようすなど新しい写真データを入手するため年間を通して計画的にすすめる必要がある。 | 現状維持 | 新学習指導要領にもとづいた指導計画を作成し、検討していく。 各副読本の内容の検討を図る。 | 20 | A | 現役の先生方の参加による市独自の副読本の編集活動は、評価に値する。 今後は、独自に編集する副読本と、一般に出版されている教科書を活用するものとを授業の科目によって見極め、副読本編集にかける作業の効率化も検討する必要がある。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 444 | 学校教育団体支援事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | (目的) 越谷市立小中学生の体力の向上を目指し、スポーツに対する興味関心を高めるとともに、競技力の向上を図る。また、小中学校の教員の体育指導法の改善に努める。 (手段) 各種団体に補助金を支援し、運営の活性化を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 445 | 全国大会等選手派遣事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | (目的) 部活動の活性化を図り、生涯にわたり運動に親しみ、健康で生活することができる児童生徒を育成する。 (手段) 越谷市を代表し、関東・全国大会に出場する学校に交通費及び宿泊費の一部を助成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 446 | 小・中学校備品整備事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | (目的) 特別支援学級在籍児童生徒の社会的自立に向けた指導に活用する備品を購入し、指導の充実を図る。また、通級指導教室に通う児童の指導の充実を図る。 (手段) 指導に必要な備品を購入し、効果的な指導を行う。 | 低 | 高 | 高 | 高 | (b) | (a) | (d) | (d) | (b) | B |
| 447 | 教育研究事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | (目的) 教科等の指導方法改善に関する研究等を行うほか、年間を通じた各州研修会を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。 (手段) 教科等の指導方法改善に関する研究等を行うほか、年間を通じた各種研修会を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|--|--------------|-------------------------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 〔 〕は、補助金等名称 | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 昨年度より体力は向上しているが、男子は「上体起こし」が、女子は「握力」「ボール投げ」が課題である。また、体育の研究授業、公開授業が減少傾向にある。 | 検討・見直し | 平成22年度に引き続き、23年度も体力テストの結果の向上のため、各校で重点種目を決め、その実施方法や技能習得、記録を伸ばすための取組を工夫し、確実に成果を上げていく。 第4次総合振興計画との関係から、ア、各支援団体同士の連携、イ、教育委員会内の他課との連携を図る「体力向上プロジェクト」、ウ、体力テストの結果を平均値ではなく総合評価(5段階評価)でとらえる。等、新たな取組を進めていく。 | 16 | B | 活動結果指標、成果指標として当事業の妥当性、効率性、有効性を表す指標を設定する必要がある。例えば、体力向上の相対的比較等。補助金単価の妥当性について検証していただきたい。 |
| 個人の負担の軽減を目的とした助成ではなく、運動部活動等の活性化を図るための助成であることを再確認し、助成していく。 | 現状維持 | 平成21年度から助成額を定額制に変更しているため、今後もこれを維持し、広く児童生徒の活躍を支援する。 | 16 | A | 全国大会等選手、派遣状況に応じ予算対応をせざるを得ない。都度、予算管理の難しさがあるが適切な対応をお願いしたい。 |
| 児童生徒数の変化に応じた予算計画を立て、適切な教育環境を整える必要がある。 | 検討・見直し | 児童生徒の個別の支援計画に応じて適切な備品の購入を検討する。備品の活用報告などを実施する。 備品のライブラリー化を図り、有効な活用を図る。 | 22 | B | 特別支援学級の児童生徒に、社会的自立に向けた効果的な指導を行うために必要な備品を購入するための事業であり、通級指導教室に通う児童の指導充実を図る。 教育環境の充実を図るため、教材・教具の更新をはじめ新たな教育内容や指導方法にあった教材・教具の整備を今後も継続する必要がある。 「備品のライブラリー化」という表現が分かりにくいので、「備品の共有化」など市民に分かりやすい言葉への変更を検討していただきたい。 事業名が普通学級の児童生徒用の備品と思われるので、特別支援学級の児童生徒用の備品と分かるように事業名の工夫が必要ではないか。 教材、教具は学校内・学校間で出来る限り共有化し、コスト削減を図ってもらいたい。また、各学級がどんな種類の教材を所持している、いくつ存在するのか、備品の効率的な管理をし、適正な維持管理を今後も望む。 |
| 経験の浅い教員の増加に伴い、研修の種類や方法、研修内容の改善を図る必要がある。 | 検討・見直し | 教育指導員による研修のあり方や各種研修会の方法を見直し、成果が上がる適切な研修会を開催する必要がある。 本市の重点である、小学校外国語活動の充実とICTを活用したより分かる授業の推進を柱に、不易と流行を抑えた教職員の資質・能力の向上のための研修等を事業化していく。 | 21 | B | 教育現場の質的向上を図る上で、当該事業は必要不可欠であり、事業内容としては以下のものがある。 市内の中学校、小学校の教員を2年間に教育研究員(89名)に委嘱し、研究活動を行う。 学校長の経験者が教育指導員となり、若手教員の指導を行う。 研究活動は単なる研究成果に終わっていない。 研究成果を副読本として作成しており、さらにその研究成果を実際の授業で発表することにより、傍聴する教員が学習する機会を得ることができるなど、付加的な成果も認められる。 市においては、情報通信技術の活用も積極的に行われているということである。今後は、報告書など、紙媒体として配布するのではなく、電子媒体として共有することにより、一層の横展開を図っていただきたい。 研究のための研究ではなく、実務に活用するという視点で事業を担っていることは、他の事業の範となると思料する。 に関しては、従来は教育指導員は教育センターで現役の教員の相談に乗るといった仕事の進め方であったが、現在は積極的に学校に出向き、直接若手の指導に当たっている。単に事業を遂行するという発想ではなく、如何に教員を育てるかという視点で、事業を担っているという姿勢がうかがわれ評価できる。 昨今、巷では、公教育の質の低下が叫ばれて久しい。その結果、多くの児童が、私立の小学校や中学校に進学している実態が増えつつある。本事業の成果が公立校への進学率向上の要因となることを期待する。 [教育研究員助成金](内部評価:継続)(外部評価:継続) 当助成金を有効に活用し、公立小中学校の教職員の資質向上を期待する。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 448 | 教育相談事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | 〔目的〕 専門的知識や経験豊富な相談員によるカウンセリングや発達相談などを行うことで、幼児、児童生徒の健全育成を図るとともに保護者の支援を行う。 〔手段〕 越谷市教育センターにおいて、来所相談、電話相談を受け付け、相談活動を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 449 | 障害児就学支援事業 | 教育総務部 | 指導課 | - | - | 〔目的〕 障がいのある児童の就学に関する相談結果について就学支援委員会の判断を受け、保護者と就学先を決定する。 〔手段〕 年間5回の障害児就学支援委員会開催 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 450 | 小・中学校学校活動運営事業(教育センター分を含む) | 教育総務部 | 指導課 | - | - | 〔目的〕 通級指導教室及び院内学級等の指導に必要な消耗品を購入し、指導の充実を図る。 〔手段〕 通級指導教室及び院内学級等の指導に必要な消耗品を購入する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 451 | 学校系ネットワーク運用事業 | 教育総務部 | 指導課 | H19 | H24 | 〔目的〕 急速な情報化社会の進展で小・中学校全児童生徒の情報活用能力を向上させるとともに、授業での日常的なコンピュータ機器等の活用によって子どもたちの思考力・判断力・表現力を高める。そのために、教育センターを中心に各学校を結ぶ学校系ネットワークにより、教職員のICT活用能力の向上と校務の効率化、共有化を図る。 〔手段〕 コンピュータ機器等の賃貸借による整備とその活用 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 〔 〕は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| 就学相談、教育相談の増加に伴い、相談員の相談日程が過密化しているため、相談体制にゆとりがなく、十分なケース検討会議等が実施できない。 | 検討・見直し | 増加し続ける就学相談・教育相談等、多様な相談内容・ケースに適切に対応していくために、今後も専任教育相談員の増員をしていく。 | 21 B 本事業の目に見える成果としては、不登校児童・生徒数の削減があげられる。市では、不登校の定義を30日以上連続して欠席した場合としているが、小中学校合わせて、平成19年度には360名であったが、平成20年度には288名に減少している。さらに、本年度においては87名が登校するようになり、最終的な不登校児童・生徒数は77名と激減している。 不登校対策としては、不登校を未然に防止する方策と、すでに不登校になった児童・生徒を復帰させる方策の2つが考えられるが、本事業においては、双方の役割を果たしている。 成果指標の相談員稼働率の今年度の目標は100%となっており、まったく、ゆとりがない状況である。あまりにも、忙しすぎると適切な相談ができなくなる可能性がある。世の中に不安定要因が増加している今日、児童・生徒や保護者による相談は増えることはあっても、減ることはないと思われ。その意味では、80%～90%程度の稼働率で計画できる程度の相談員やカウンセラーの配置が必要であると考える。 |
| 保護者や本人の願いをよく聴取した上で、より適切な就学をめざすために、十分に話し合う時間を確保したり、就学後の支援についても助言等を行っていく必要がある。 | 検討・見直し | 実施回数と判断件数の相関関係から、よりよい就学判断をめざすために、実施時期と内容について検討し、より効率的な会の運営を目指す。 | 21 B 平成20年度は5回の「障害児就学支援委員会」を開催し、そこで、197名の支援を必要とする児童・生徒に対して、就学先の提案を保護者に行ったが、90%がその提案を受け入れたとのことであった。他都府県の実績では、70%程度であり、市の実績はかなり高い値である。これは、保護者が「障害児就学支援委員会」を信頼しているからこそであり、本事業の成果に他ならない。 春と秋には、特別支援学級の公開を行い、授業の様子を参観する機会を設け、さらに相談を幾度か繰り返し、当事者の不安解消に努めるなどの活動は評価できる。 また、専門的な知識を持つ大学教授等が、通常学級を訪問し、支援を必要とする児童・生徒の様子をみて、担任等へ助言を行っている。平成20年度は、10回の訪問で18校、133名の児童・生徒を対象とした。 支援を必要とする児童・生徒を持つ保護者の不安を解消し、支援を必要とする児童・生徒の適切な進路を決定する上でも重要な事業であり、引き続きより効率的な運営を期待する。 |
| 通級に入級する児童が増加傾向にある。児童数に応じた適切な消耗品を購入し、教育効果を高めることが必要 | 検討・見直し | 通級を希望する児童数について、相談状況や学校訪問等から23年度の通級の児童数を予測して、適切な予算計画を立てる。 編成要領の改訂をいかり、通級の目的や教育課程について、県と連携を図りながらさらによりよいものとしていく。 | |
| 教職員のコンピュータ活用のスキルには、個人差があり、ボトムアップを図る必要がある。平成20年度までは、教職員のコンピュータについては、情報教育事業に含まれていたが、平成21年度予算では、本事業に含めることにしたためコンピュータ台数と予算額が増加している。 | 現状維持 | 教職員のセキュリティに対する意識改革やスキルの向上のための研修会に取り組んでいく。また、より効果的なネットワークの運用に取り組んでいく。今後は学校への配付物を電子媒体にすることにより、紙媒体の使用を減らし、環境に配慮するとともに、経費削減を図る。 コンテンツ管理を活用して自作デジタル教材の市内での共有化を図る。 | 22 A コンピュータ機器等の賃貸借による整備により、授業で日常的にコンピュータ機器を活用することで子どもたちの思考力、判断力、表現力を高める。また、教職員のICT活用能力の向上と校務の効率化、共有化を図る事業である。 平成19年度の当該ネットワーク運用開始以来、利用者である市内小中学校教職員に対し、継続的に情報セキュリティ教育を実施し、情報漏えい事案が皆無である点、また、コンピュータウイルス発生件数も激減している点など、市内小中学校教職員全体の情報セキュリティ意識の底上げに継続的に取り組んでいる具体的な事象として評価したい。 また、学校系ネットワークの稼働により、教材、指導案の共有化が図られ、優れた教材、指導案を市内小中学校のすべての教職員が情報共有し、活用することができることを評価したい。 さらに、グループウェア機能を活用し、ペーパーレス化、校内外の先生との情報交換等を行い、事務の効率化に積極的に取り組む姿勢を評価したい。 活動結果指標として、ネットワークを活用した「教材の相互利用件数」「授業の実施回数・受講生徒数」「授業を実施できる教員数」「教職員のITスキル向上を目指した研修実施回数・受講教員数」なども検討されたい。 また、成果指標として、生徒や教員自身によるIT習熟度・IT活用度に関する自己評価などを検討されたい。 今後は埼玉県内でも先進的な学校系ネットワークを活用して、一層の校務の効率化等を推進されたい。この結果、さらに教職員が子どもたちと向き合う時間も増え、質の高い教育活動につながるものと考えられる。また、今後はネットワーク活用によりどれだけの成果を上げたかをより具体的に保護者、子どもたち、教育関係者、市民等にわかりやすく示すことが重要である。今年度以降、より成果を上げるための実効性のある施策に期待したい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 452 | 小・中学校情報教育事業(校内系ネットワーク運用事業) | 教育総務部 | 指導課 | H12 | H24 | (目的) 急速な情報化社会の進展で小・中学校全児童生徒の情報活用能力を向上させるとともに、授業での日常的なコンピュータ機器等の活用によって児童・生徒の思考力・判断力・表現力を高める。 (手段) コンピュータ機器等の賃貸借による整備とその活用 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 453 | 学校活動支援事業 | 教育総務部 | 学校課 | - | - | (目的) 児童・生徒の課外活動や各種学校活動への支援、特別支援学校の教育振興への支援事業を推進し、保護者の経済的負担を軽減する。 (手段) 課外活動等へ補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 454 | 臨時教職員配置事業 | 教育総務部 | 学校課 | H12 | - | (目的) 重度の障害を持つ児童・生徒の学校生活への支援、並びに帰国外国人児童・生徒への日本語指導の支援などのために市費で配置し、児童・生徒の学校生活の充実を図る。又、欠員補充等の臨時的任用教職員の配置時に県の任用決定までの一定期間、市費による任用を行い、担任が不在の状態を軽減し、学校運営の円滑化を図る。 (手段) 市費による臨時的任用教職員、特別支援教育支援員、日本語指導員の配置 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 455 | 小・中学校就学援助事業 | 教育総務部 | 学校課 | S32 | - | (目的) 経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して就学費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。 (手段) 学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、新入学児童生徒学用品費等を支給する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 456 | 校医及び薬剤師運営事業 | 教育総務部 | 学校課 | S33 | - | (目的) 学校医等の配置を行い児童生徒の健康診断を実施し、適正な健康管理を行うとともに学習効率や学習環境の向上に資するため。 (手段) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 457 | 教職員健康管理事業 | 教育総務部 | 学校課 | S33 | - | (目的) 教職員の疾病の早期発見・早期治療に努め心身両面からの健康づくりを推進するため。 (手段) 定期健康診断・胃検診・肺がん検診を実施し、産業医・健康管理医の適正な配置を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 458 | 児童生徒健康管理事業 | 教育総務部 | 学校課 | S33 | - | (目的) 児童生徒の疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、学習能率の向上に資する。 (手段) 学校医により検診を行う。委託業者により心臓検診、尿検査、ぎょう虫卵検査を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 実施年度 | |
| 平成21年度に、学校ICT環境整備事業で校内の無線LANの敷設及び、大型テレビ、コンピュータ、DVDレコーダー等の機器を整備を行ったため、決算額が増えている。これにより、パソコン教室以外においてもICTを活用した授業を行うことが可能となった。しかし、電子黒板としての機能は整備されておらず、授業を効果的に行うためのさらなる条件整備が必要である。 | 検討・見直し | 平成23年度から電子黒板を活用したより分かりやすい授業を展開するための設備の維持や増強を図っていく。 平成23年度の中学校パソコン教室の機器の入れ替えに向けて準備を行う。新教育課程に対応した教育用ソフトや地上デジタル放送の活用等について研究を進める。 | 17 B <情報関連機器整備事業> 学校教育における情報教育の充実は今後ますます重要となり、情報関連機器を活用した新しい学習システムの整備は必要である。ただし、各年度ごとにどこまで整備するかを計画し、その計画に基づいて事業を進めることが求められる。設備導入計画にあわせ、教師の育成も計画的に実施することをお願いする。 |
| 課外活動や特別支援学校等に対する教育振興への支援事業である。今後も補助金及び交付金の適正な交付と効果的な活用を図り、事業を継続する必要がある。 | 現状維持 | ・実績報告等により成果を確認する。 ・林間学校等開設費補助金については、補助金の効果的な活用を図るため事前調査結果を学校間で共有し事故防止・安全確保に努めるよう、校長会・教頭会において指示伝達を行う。 | 18 B 児童・生徒の課外活動や各種学校活動への支援の意味から事業の継続は必要である。補助金交付後のフォローを確実に行う必要がある。また、林間学校等開設費補助金については、現地実地調査の結果を学校間で共有するなどして、補助した事業の成果を効果的に活用することを望む。 |
| 障害のある児童・生徒の就学が増えており、引き続き特別支援教育支援員の配置をすするとともに、配置日数及び時間の延長を検討する必要がある。 | 検討・見直し | 更なる制度の充実にに向けて検討していきたい。 | 19 B 学校側の教職員配置状況、児童の在籍状況等により、臨時教職員を配置する当該事業は、不可欠といえる。 しかしながら、重度障害児対応の補助員配置による市費負担増が課題となっている。 市費負担を軽減すべく、保護者への協力、理解を促すとともに、県費負担を要望することも考えられる。 |
| 昨今の経済危機の影響から、就学援助事業の重要性が再認識され、更なる申請件数及び認定者の増加が見込まれる。増加する経済的困難な学齢児童生徒の保護者へ有効かつ適正な援助を行うことが課題である。また、就学援助システムの導入による更なる事務の効率化に努める。 | 検討・見直し | 対象者の増加が見込まれるため、予算の確保に努める。 | 22 B 経済的な理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費等の就学費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する事業である。 就学援助は景気低迷等の影響から利用者が全国的にも増加傾向にあり、今後も増加するものと見込まれる。利用者が増加すれば、それだけ予算の確保が必要になってくるが、他の支援施策と重複する場合は支給額を調整したり、支給基準を厳格化するなどの対応も検討していただきたい。 また、支給を逸してしまい、不公平がないように、事業の周知徹底に心がけていただきたい。さらに、今後も関係各課と連携をとり、適切に事務事業を執行していただきたい。 |
| 法に基づいて実施しなければならない事業であるため、継続して実施していく。 | 現状維持 | 法に基づいて実施しなければならない事業であるため、継続して実施していく。 | 20 B 学校保健法に基づき、学校に校医・歯科医・薬剤師を配置する事業で、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦を受け、委嘱している。校医等の職務は「執務状況調査一覧表」で報告を受けているが、医師会等ともさらに連絡を密にし、今後とも校医等推薦にあたっての協力を継続的に得て、児童・生徒の健康管理に資していただきたい。 |
| 特定健康診査対象者の健診結果の把握と課題の分析 | 検討・見直し | 平成23年度は特定健康診査結果の有所見率を把握していくこととし、平成22年度は引続き教職員の健康状態の把握と課題の分析を図っていく。 人間ドック受診者を含む健康診断結果及び特定健康診査結果をより正確に把握するために、保険者と調整しながらデータの電子化を目指し、分析調査の実施を図っていく。 | 20 B 教職員の健康管理は特に重要であるが、定期的な健康診断や特定健康診査結果を一元管理し、健康管理に役立てる情報管理の仕組みを作り、健康状況の分析に取り組まれることを期待する。 なお、メンタルヘルス面での取組については、産業医とも連携し、制度や仕組みにこだわらず、身近で信頼関係のある者に相談できるようにするなど、積極的な対策をしていただきたい。 |
| 効率的なデータ管理をするためのOA化、また、有所見者への対等について検討が必要である。受診者率の達成度の向上 | 検討・見直し | 事務処理システム化の検討 | 20 B 心臓健診、検尿、検便、結核等の健診・検査を行う事業である。児童・生徒の健康管理は家庭の義務であり、定期健診を学校として実施すべきかどうかという議論もあるが、疾病の早期発見に寄与している面もあり、保護者と協力して早期発見治療に努めていただきたい。これらの健診結果を効率的に管理するシステム化を検討し、検査結果等を分析し、専門家の協力を得て、予防対策につなげることを検討していただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 459 | 健康教育推進事業 | 教育総務部 | 学校課 | S35 | - | 〔目的〕 学校保健の推進・安全教育の啓発に努めるとともに、学校管理下における児童生徒の災害に関する医療費等の必要な給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 健康教育研修会及び学校保健会の組織の活用、日本スポーツ振興センターへの加入と掛金の負担 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 460 | 入学準備金貸付事業 | 教育総務部 | 学校課 | S42 | - | 〔目的〕 高校、大学、専修学校(高等課程、専門課程)等に入学を希望する生徒の保護者で、入学資金の調達が困難な方に対し、入学準備金を貸し付ける。 〔手段〕 生徒一人につき次の額を限度として貸し付ける。 高等学校・専修学校(高等課程)・高等専門学校等50万円以内、専修学校(専門課程)・短期大学・大学等80万円以内 | 高 | 低 | 低 | 低 | (b) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |
| 461 | 幼稚園就園奨励費補助事業 | 教育総務部 | 学校課 | S47 | - | 〔目的〕 幼児期に集団生活を通して、社会性を身につけるため、幼稚園への就園を奨励するとともに、保護者の経済的負担軽減を図る。 〔手段〕 私立幼稚園が入園料、保育料を減免した場合にその相当額を補助する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 462 | 幼稚園振興事業 | 教育総務部 | 学校課 | H1 | - | 〔目的〕 私立幼稚園の教育環境の保持及び向上をはかり、幼稚園教育の振興に資する。 〔手段〕 私立幼稚園に対し、教材・教具・図書・環境整備に要する経費の一部を補助する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 463 | 小学校低学年補助教職員配置事業(緊急雇用創出基金事業) | 教育総務部 | 学校課 | H21 | - | 〔目的〕 小学校低学年児童を対象として、新しい環境の中で集団生活に適應できるようにする。 学級担任との連携により円滑な学校生活の導入が図れるよう生活支援や学習支援の充実を図る。 〔手段〕 埼玉県緊急雇用創出基金により直接実施事業で小学校低学年補助教職員を配置する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 464 | 学校給食運営委員会運営事業 | 教育総務部 | 給食課 | S44 | - | 〔目的〕 学校長7名、PTA3名、学校医2名、学校歯科医2名、学校薬剤師2名、保健所長1名、知識経験者2名、公募による市民2名からなる委員をもって構成する学校給食運営委員会を組織し、学校給食の適正な運営に資する。 〔手段〕 学校給食運営委員会を各学期に1回、計年間3回開催する。運営委員会の専門部会として、献立部会、物資部会を設け、効率的な運営に資する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 465 | 給食センター施設管理事業 | 教育総務部 | 給食課 | S44 | - | 〔目的〕 学校給食センターにおける衛生管理・安全管理を行うため、調理機器やボイラーなど施設設備の適正な管理を行う。 〔手段〕 調理機器などの厨房設備やボイラーなどの点検・清掃委託、性能検査委託などを行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (a) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|---|------|-----------------------------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | 総合評価 | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 原則は任意加入となっているが、公立学校の児童生徒の加入率は概ね100%である。全員加入となるよう引き続き働きかけていきたいが、事務処理の効率化が課題である。 | 検討・見直し | 学校給食管理システムと連携した徴収、給付事務の一元管理について検討する。 | 20 | B | スポーツ振興センターへの児童生徒の学校管理下での事故等に対する給付保険であり、掛金の半額を市が負担することは妥当と思われる。しかし、掛金の現金徴収を教員が扱っており、負担軽減のためにも、料金徴収、給付等の事務の効率化が必要と思われる。 なお、保険給付申請状況等を分析する事により、事故発生情報の把握が可能となる。分析結果を教育現場にフィードバックし、安全対策に生かす仕組みを確立していただきたい。 |
| 借受人の自己破産、死亡または、居所不明など、未収金の回収が困難な事案もあり、徴収業務について、連帯保証人への催告を徹底するなどの積極的な取り組みが必要である。 | 検討・見直し | 貸付条件や償還開始時期等の見直しを進める。 | 19 | B | 進学を希望する生徒に公平に場を与える当該事業の意義は高いと思われる。 しかしながら、貸付額の未償還額が年々増加しており、抜本的な債権回収に取り組むことが急務である。 医療費、給食費等、他の債権回収とあわせ、効率的なルール作りをすることも考えられる。 |
| 交付申請から補助決定に至る事務処理に手作業が多く時間がかかるため、システム化を検討する必要がある。 | 検討・見直し | 平成21年度から幼稚園就園奨励費補助金システムの開発も視野に入れた検討を開始した。 | 18 | B | 国の補助金制度に従い実地している事業である。少子化対策の意味もあり、事業の必要はある。対象園児数の6400人、市内26園、市外40園の事務処理を効率的に実施することが課題である。学校業務全体のシステム化を検討する教育委員会総合システム検討会での検討結果をふまえ、市の全体最適視点による業務の効率化を検討して頂きたい。 |
| 公立幼稚園がないことから私立幼稚園に依存しているため助成は必要である。 | 現状維持 | 幼稚園教育の振興を私立幼稚園に依存しているため、施設充実への助成は必要である。 | 16 | B | 私立幼稚園の教育環境の維持及び向上を図るため重要性を増している。継続(維持)の方向で進めていくことが必要である。26私立幼稚園の管理等事務処理の改善による効率性向上を図っていただきたい。 |
| 学校での集団生活に円滑に適應するために配慮を要する児童は増加傾向にあり、引き続き小学校低学年補助教職員の配置をするとともに、配置日数及び時間の延長を検討する必要がある。 | 検討・見直し | 本事業は、地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に平成23年度末までの基金を造成し、各都道府県及び市区町村において、地域の実情や創意工夫に基づき雇用の受け皿を創り出す事業で、平成23年度は、更なる制度の充実に向けて検討していきたい。 | | | |
| 課題に対する意見が少なくなっているため、専門分野の委員に前段で説明の機会を設けるなど、運営に工夫をする余地がある。 | 検討・見直し | 各部会からの報告も含めて、各委員からの意見を聴くなど、会議の運営方法を改善する。 | 19 | B | 学校給食運営委員会の運営が、形骸化している感がある。 委員会の本来の使命(ミッション)を明確にし、市が主体的に検討課題を与え、活動の成果を評価できるようにする。 |
| 学校給食を安定・継続して提供するために、安全・衛生管理の強化に努めながら、効率的・合理的な施設管理が求められている。 | 検討・見直し | 厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、安全と衛生管理の強化に努め、効率的・合理的な運営を図る。 | 17 | B | 安心、安全な給食を提供するために適切な施設管理を行うことは、重要な事業であり、今後適宜更新していく必要がある。更新にあたっては、学校給食事業の効率性を勘案し、全面委託方式を視野に入れた施設更新計画を検討する必要がある。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 466 | 給食センター施設改修事業 | 教育総務部 | 給食課 | S44 | - | 〔目的〕 学校給食を安定して継続的に提供するため、施設設備の機能維持に努める。 〔手段〕 学校給食センターの施設設備の計画的な改修・修繕を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 467 | 学校給食調理事業 | 教育総務部 | 給食課 | S44 | - | 〔目的〕 児童生徒に魅力ある給食を提供するとともに、食育の〔生きた教材〕となるよう衛生的で安全な調理を行う。 〔手段〕 地域の特色を生かした郷土料理や地場産野菜を取り入れた献立を作成するとともに、衛生的で安全に配慮した調理業務を効率的に実施する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 468 | 衛生管理事業 | 教育総務部 | 給食課 | H9 | - | 〔目的〕 施設管理・食材管理・調理管理等衛生管理の徹底を図るとともに従事職員の健康管理等の充実を図り、衛生管理水準の向上に努める。 〔手段〕 「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」や「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」に基づき、施設設備・食材の点検や給食従事者の細菌検査等を実施する。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 469 | 給食研究事業 | 教育総務部 | 給食課 | S44 | - | 〔目的〕 学校給食における献立・調理技術等の向上を図る。また、家庭・学校との連携による食指導の向上を図る。 〔手段〕 調理研究や各種研修会に参加し、職員の資質向上を図る。また、学校PTAに研究委嘱を行う。さらに、教師と栄養士とが協力するTT授業方式等を活用し、月1回以上の食指導を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 470 | 臨時職員配置事業 | 教育総務部 | 給食課 | S44 | - | 〔目的〕 効率的な学校給食の運営を目指し、調理業務職員の欠員分等を補充・確保するため、調理経験者や有資格者の臨時職員を配置する。 〔手段〕 臨時職員を登録制とし、面接試験等を経て効率的に採用する。(総務部人事研修課にて全庁的に対応) | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|---|-------------|---|------|--|
| 10.総合評価 | | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | | |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | 実施年度 | 総合評価 | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 学校給食を安定継続して提供するために、安全・衛生管理の強化が求められている。経年により老朽化した施設設備の更新や改修等を計画的に実施する必要がある。 | 検討・見直し | 厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、必要な財源確保を図るとともに、効率的・合理的な運営に努める。 衛生的で安全な施設運営をするためには施設設備の改修は不可欠だが、多額の経費を必要とすることから、順次改修する計画を立てていく。 | 20 B | 市内45校の給食を供給する3つの給食センターの役割は大きく、学校給食を安定して継続的に提供することは不可欠である。しかし、給食センターの機器・設備の老朽化に伴い、改修・修繕にコストがかかる現状がある。当該事業は、機器・設備の改修・修繕に関する事業だが、機器・設備の買い替え、改修・修繕、清掃・定期点検など施設維持の総合的視点で最適化を図ることが重要である。 |
| 学校給食法が改正され、学校給食の目的を「食育の推進」とし、食に関する適切な判断力の涵養、伝統的な食文化の理解や食を通じた生命・自然を尊重する態度の涵養などとともに、食中毒防止のための衛生管理の基準を定め徹底させることなどが規定された。そのため、指導の方法が課題となるとともに、「食」に対する安心・安全の確保が急務となっている。 | 検討・見直し | 学校給食を「生きた教材」として活用するため、地場農産物の利用拡大に努めるとともに、郷土料理や日本食を積極的に献立に取り入れる。また、給食時間を中心に学校訪問を実施するなど、児童生徒の食指導の充実に努める。 | 17 B | 学校給食の内容を充実させることは重要な事業である。現在、配送業務の委託は行われているが、調理の委託化を含めたコストダウンの具体化、調理の工夫や食育指導にもとづく残食率の低下を図ることが大切である。また、コスト把握としては、食材費、委託費、施設管理費、減価償却費、職員人件費も含めたトータルコストを認識する必要がある。 |
| 「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」や「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」など「食」に関する安全確保は国の施策として整備されるものであるが、検査体制・質の向上が必要である。 | 検討・見直し | 新たに施行された「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理の徹底を図るため、これまでの取組みの見直しを行う。保健所、薬剤師などの外部からの衛生監視を積極的・定期的実施する。 | 20 B | 国や県の指針・基準に基づき、必要不可欠な衛生管理を実施している事業である。学校給食の衛生管理の徹底を図るため、引き続き、国や県の指針・基準などの動向に注目しながら衛生管理に努めてほしい。 |
| 児童生徒が生涯にわたって健全な食生活が実践できるよう、食育の推進に努める必要がある。そのためには学校・家庭・地域との連携が不可欠となっている。また、あらゆる機会を捉えて、食育を担当する課との連携を図る必要がある。 | 検討・見直し | 栄養職員を中心に食育指導を充実していく。 また、食育と給食管理を掌る栄養教諭制度が整備されていく中で、長期的に取組んでいく。 食育を担当する課との連携を図っていく。 | 18 B | 児童・生徒の食育を家庭・地域と連携して展開する必要がある。今後は長期的視野も取り込みつつ、効率性(1食当たりコスト等)や効果性(残食率等)の指標も加味して具体的な研究事業に携わる必要がある。 |
| 地方公務員法の関係から短期雇用となっている現状であり、資質の確保が課題である。また、特に年度当初は一時に多くの人員が必要となるため、その確保が難しくなっている。 | 検討・見直し | 臨時職員の確保を図るとともに、安全・衛生面の教育及び体系的職場研修を実施することで、臨時職員の質・量の充実に努める。 | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 471 | 備品整備事業(学校給食事業) | 教育総務部 | 給食課 | S44 | - | (目的) 給食センター及び小中学校の各種給食用備品の老朽化に対応するため、調理用機械器具や牛乳保冷库・配膳台の整備を行う。 (手段) 計画的に調理用機械器具、牛乳保冷库・配膳台の買い替えを実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 472 | 給食扶助事業 | 教育総務部 | 給食課 | S32 | - | (目的) 保護者の経済的負担を軽減するため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費を援助する。 (手段) 学校給食費実費相当分を支給する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 473 | 社会教育委員運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S30 | - | (目的) 社会教育に関し、教育委員会に助言するために、必要な調査審議を行う。 (手段) 社会教育に関する諸計画や教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 474 | 人権教育推進事業(社会教育) | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S52 | - | (目的) 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、社会に存在する差別意識の解消を図り、人権尊重の精神に立って行動することができるよう人権教育・啓発を一層推進する。 (手段) 人権教育・啓発の推進。指導者の養成。研修会や講演会の開催 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 〔 〕は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| 学校給食を安定・継続して提供するために、安全・衛生管理強化に努めるとともに、経年劣化した備品を計画的に整備する必要がある。 | 検討・見直し | 施設設備をできるだけ長持ちさせるため、修繕やこまめな手入れを実施し、安全・衛生管理の強化に努める。 学校給食を安定して継続的に提供するために、老朽化の激しい機械設備を計画的に更新・整備していく。 | 22 B 給食センター及び小中学校の各種給食用備品の老朽化に対応するため、計画的に備品の買い替え、整備を行う事業である。 学校給食を安定、継続的に提供するため、調理用機械器具、牛乳保冷庫・配膳台の整備、買い替えは重要である。 調理用機械器具は、使用年数の長期化に伴い、機能・性能が低下し、食中毒発生のリスクが高まったり、作業効率が低下するなどの問題が生じる。しかし、耐用年数が過ぎたからといって、直ちに使用不可となるものではない。修繕で対応し、修繕不能になるまで使用可能な備品もある。したがって、備品は定期的に点検を行うとともに、機械器具をできるだけ長期間使用させるため、修繕やこまめな手入れを実施する必要がある。 その上で、機械器具の設備更新・整備に当たっては優先順位をつけるなど事業支出の効率化を追求する必要がある。 給食センターにおける大型備品については、購入予算額、落札額とともに高額であるものも少なくない。このため、当該大型備品の予算措置とともに、落札額や落札率も重要な調達管理情報となる。一定額以上の備品調達結果については、越谷市学校給食運営委員会に報告されており、調達管理情報共有の観点から評価できる。 今後も、このような調達管理情報を収集・活用することにより、担当職員に対する一層のコスト意識喚起や、類似備品の適正価格調達を目指されたい。また、備品購入価格や保守委託費用の妥当性についても、他の自治体の状況を把握して、客観的な根拠を持つよう努められたい。 越谷市では、現在給食センターを直営方式で運営しているが、将来の給食センター建て替え時には、PFI方式等を含め効率的な運営方法を検討することになっている。 しかし、本件に関しては、給食センターの運営形態が直営方式であるか公設民営方式であるかの如何にかかわらず、引き続き、市で担当する事業である。 したがって、今後も、学校給食を安定・継続して提供するために、安全衛生管理強化に努めるとともに、経年劣化した機械設備、機械器具について計画的に更新、整備されたい。 成果指標として掲げられている備品点数は、活動結果指標というべきである。成果指標としては、設備更新計画における備品買い替え達成率などを検討されたい。 |
| 現下の経済・雇用状況を反映し、申請・認定者数が増加しており、4,000件を超える申請に対して、就学援助システムにより、業務の効率化が図られた。 潜在的な該当者に対して、扶助事業の浸透を図る必要がある。 | 検討・見直し | 就学援助システムの構築をしたが、教育総務部として総合的な見地から給食管理システムを含めた電算システムを構築するための条件整備に努める。 潜在的な該当者に対して、扶助事業の周知を図るため、様々な方法での広報活動に努める。 | 20 B 小学校・中学校の就学にかかる業務を総合的に管理する「教育委員会総合システム」を計画中のことである。住民基本台帳と学齢簿の管理を統合するなど、市民窓口の一本化、業務の効率化の観点から大いに期待する。 また、就学援助制度の情報システム化を進めており、給食扶助費も就学援助システム(学校課管理)に一本化されることも評価できる。 当該事業は、就学援助制度が実費で援助世帯に振り込む関係上、学校給食費を給食課で把握せざるを得ず、「教育委員会総合システム」完成までは、現行通り継続する必要がある。 |
| (仮)越谷市教育振興基本計画の策定へ向けて、当会議は意見聴取を行う審議会に位置づけられている。そのため、当会議委員からの、様々な意見を聴取する機会を積極的に設けていく。 | 検討・見直し | 越谷市教育振興基本計画の策定に伴う、越谷市生涯学習推進計画の策定へ向けた協議を行う。 今後も社会教育に関わる、課題や問題点を抽出し、その時代がかかえる適切なテーマを設定し、社会教育委員会において研究協議を行っていく。協議結果については、提案書としてまとめ教育委員会に提出するとともに、小中学校や社会教育関係団体等に配布し、社会教育・生涯学習の振興に活用していく。 | |
| 人権問題を自分自身の問題として捉え、自ら積極的に学ぼうとする意識づくりが必要である。 | 現状維持 | 参加型の学習内容を取り入れて、人権意識を高める。 継続して人権教育・啓発を推進する。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 475 | 各種学級・講座開催事業 (公民館) | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | 〔目的〕 市民の多様なニーズに対応するため、各年代に応じた学習機会を提供し、豊かな人間性を育むことができるよう、各種学級・講座・講習会等を行う。 〔手段〕 市民のライフステージやライフスタイルに応じて、主体的に学習活動ができるよう、各種学級講座を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 476 | IT講習会開催事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H12 | - | 〔目的〕 市民がIT(情報通信技術)に対応できるよう、操作技術の向上と普及を図る。 〔手段〕 市内地区センター・公民館のうち5館を会場として開催する。初心者入門コース24回、基礎コース16回、計40回開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 477 | 社会教育団体支援事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | 〔目的〕 社会協力団体の目的遂行のための事業活動が主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援を行う。 〔手段〕 越谷市社会教育団体補助金等交付要綱に基づき、連合婦人会(会員数731人)及びPTA連合会(会員数24,218人)に適切な補助金額を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 478 | 生涯学習推進事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H13 | - | 〔目的〕 第2次越谷市生涯学習推進計画に基づき越谷市生涯学習推進市民委員会を推進母体として、市民との協働により、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりを行う。 〔手段〕 市民がいつでも・どこでも・だれでも主体的に学習できるように学習情報の提供や事業の実施について、越谷市生涯学習推進市民委員会に委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 479 | 文化総合誌「川のあるまち」発行事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S57 | - | 〔目的〕 市民に文芸等創作活動の発表等の機会を提供するとともに、文化について広く市民の交流を図り、豊かな教養と人間性を養い、薫り高い文化を育てるため。 〔手段〕 市民が投稿した作品を、有識者で構成する委員会において選考及び編集し、文化総合誌「川のあるまちー越谷文化」を発刊する。 | 高 | 高 | 低 | 低 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | []は、補助金等名称 |
| 高齢社会の到来や国際化・情報化等、社会情勢の急激な進展により、学習要求は多様化・高度化している。市民の多様なニーズを的確に把握し、各種学級・講座を開催することが課題である。 | 検討・見直し | 公民館は、地域の生涯学習の拠点施設であり、「いつでも、どこでも、だれでも」ライフスタイル、ライフステージに応じて主体的に学ぶことができるよう、引き続き学級・講座を開催する。 多様な学習機会の拡充を図るとともに、豊かな学習環境づくりを推進する。 | 平成17年度実績として215事業、29,688人の参加を得ている実績を評価表に記載するべきである。運営協力委員会を通じての、市民の要望、意見を取り入れる仕組みは、評価できる。今後は、NPO団体等の協力を得て、講師の確保と新規講座の企画を推進する仕組みを検討されたい。生涯学習の拠点としてのさらなる拡充を望む。 |
| 各会場で講師が異なることから、講習方法に多少ばらつきがあるため、事前に講師との調整が必要である。 | 検討・見直し | 前年度同様、9月から11月頃にかけて5地区センター・公民館で開催していく。 初心者を対象としたパソコンスキルアップのためのパソコン無料相談室の開催 | 初級者講座に特化し、市民にパソコン操作をするきっかけ作りをする意義は認められる。 講習会参加者のネットワーク作りなどの支援も期待したい。 当面は事業を継続するも、中長期的に公民館などの自主事業とのすみわけを見直すなど、検討・見直しを図るべきである。 |
| 社会協力団体が市民の求めるニーズに対応し、活動していくことが必要である。 | 検討・見直し | 社会協力団体を支援し、協働により生涯教育の推進に努める。 生涯教育の推進に社会協力団体の果たす役割は重要であり、各団体の事業活動を継続して支援する。 | [連合婦人会助成金] 当該事業の有意性は認められる。 今後、社会教育団体が自主的・主体的に事業展開できるように健全かつ適切に都度、助成額を見直しながら支援することが重要である。 |
| 生涯学習推進事業のなかの一事業である、生涯学習フェスティバルについて、平成21年度は、第21回全国生涯学習フェスティバルの市町村主催事業と位置付け実施する。従来フェスティバルに比べ、規模を大幅に拡大して実施したところであるが、多数の市民が参加し、大きな成果を得ることができた。平成21年度の実績を踏まえ、今後のフェスティバルの在り方について、検討していく。 | 検討・見直し | 生涯学習フェスティバルの開催。生涯学習情報誌「TRY」や「生涯学習クラブ・サークル・団体ガイド」の発行し、市民に学習機会や情報を提供していく。 今後、ますます多種・多様化する生涯学習に関するニーズに的確に対応するため、生涯学習推進市民委員会を中心として、市民と協働により関係機関・団体との連携のもと、ライフスタイル・ライフステージに応じた多様な学習機会の拡充を図るとともに、豊かな学習環境づくりを推進し、生涯学習社会を実現していく。 | 越谷市生涯学習推進市民委員会を推進母体として市民との協働により、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりを行う事業である。 市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりは大切であり、生涯学習は人格形成にも寄与する。 多様化する市民の学習ニーズを的確に捉え、関係機関との連携により、学習機会の実現を推進していくべきである。 情報誌の発行は生涯学習の情報を発信するものであるが、その情報がどれほど生涯学習活動に参加するきっかけとなったかなどの効果を成果指標に設定し、市民にPRしていく必要がある。さらに、生涯学習活動参加者からとっているアンケートの内容から、次回参加希望など満足度を示す指標を選んでどうか。市民に対し、活動の成果を積極的にアピールされたい。 また、現在製本している「生涯学習クラブ・サークル団体ガイド」や「生涯学習リーダーバンク」については業務委託による印刷製本を中止し、必要部数を簡易製本やコピーで対応するなど、コスト意識を持って業務の効率化を進められたい。 事業の実施については、現在、業務委託先である越谷市生涯学習推進市民委員会が多くの業務を担っている。一方、市はその事務局としての活動に留まっており、本来の事業主体としての生涯学習課の位置づけが不明確である。また、人件費についても各業務において必要な人工を積み上げた上での積算であるか不明確である。業務見直しにより人員配置を再検討し、人件費削減の努力をされたい。 「TRY」の編集発行業務についても、越谷市生涯学習推進市民委員会と市の役割分担が不明確である。このため、市民委員会と生涯学習課との役割分担を市民にもわかりやすく明確化するとともに、委託者としてのチェックに努め、適正に業務管理されたい。 |
| 投稿者の減少や固定化が見られるため、事業の周知に努め、新規の投稿者を増やしていく必要がある。また、投稿者の年齢層があがってきているため、若い層にも親しみやすい企画や誌面の工夫が必要である。 | 検討・見直し | 市内の各小・中学校や高校への投稿依頼を積極的に行い、若い層への作品応募を促す。また、広報誌やホームページ等を今まで以上に活用することで、事業の周知を図り、投稿者数の増加を目指す。 平成24年度に30周年記念号が発売となるため、これに伴った新規部門の立ち上げや、他市の企画等を参考にし、更なる事業の充実を図っていく。 | 民間の自由な文化芸術活動に委ね、市はそれを側面的に見守るに留めていただきたい。市場性のある原価、販売価格を設定していただきたい。宣伝広告の掲載等、事業収入の方策も検討していただきたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 480 | 展覧会開催事業(市展) | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H12 | - | 〔目的〕 市内の美術家の作品を広く市民に紹介し、市民の美術思想の普及と創造的表現力の開発、市民の芸術活動の普及をはかり、本市の文化向上に寄与する。 〔手段〕 市内の美術関係団体代表者及び学識者によって構成された実行委員会に業務を委託し、日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6部門を対象に作品を公募する。審査により入選以上の作品を公開展示し、特に優秀な作品については表彰を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 481 | 市民文化祭開催事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S44 | - | 〔目的〕 文化に対する理解を深めるとともに、豊かな教養と人間性を養い、地域文化の向上に寄与する。 〔手段〕 越谷市・越谷市教育委員会・越谷市文化連盟の三者主催とし、文化連盟関係者及び他の市民団体代表者等により組織する実行委員会に運営を委託し、文化に親しむ市民の成果発表の場として市民文化祭を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 482 | 伝統芸術文化振興事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H2 | - | 〔目的〕 市民に個性ある日本の伝統芸術文化等の体験学習や鑑賞する機会を提供して、市民文化の創造及び文化のまちづくりを目指すとともに地域文化の振興を図っていく。 〔手段〕 こしがや薪能、能楽体験教室、こしがや能楽の会、郷土芸能祭を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 483 | 日本文化伝承の館運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H5 | - | 〔目的〕 能楽をはじめとする日本の伝統芸術文化の振興と市民文化の向上及びコミュニティづくりの推進のため、施設の効率的な運用と利用促進を図る。 〔手段〕 効率的、かつ柔軟な管理運営が期待できることから、指定管理者財団法人越谷市施設管理公社に管理運営を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 484 | 文化振興支援事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H4 | - | 〔目的〕 市民の文化芸術の向上と活性化を促進させるために、市内文化芸術団体の集まりである越谷市文化連盟に財政面から支援を行う。 〔手段〕 越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱に基づき、越谷市文化連盟に補助金を交付する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 485 | 文化財調査委員運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S33 | - | 〔目的〕 市民が市内の文化財に親しみ、それらを活用した学習活動が行えるよう文化的環境を醸成するため、越谷市文化財保護条例第4条及び越谷市文化財調査委員に関する規則に基づき活動を行う。 〔手段〕 具体的には市内所在の様々な文化財や歴史的遺産の調査、文化財の保存・活用に関し、教育委員会の諮問等に応じ本市文化財保護行政に係ることについて審議し、必要と認める事項を建議する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|--|---|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | |
| 近年減少傾向にあった出品作品数が昨年度より増加し、市民の芸術に対する参加意識の向上が図れた。しかし、天候が悪かったこともあり、一日あたりの来場者数が減少した。市民の芸術に関する関心の向上を図るためのPR方法を検討していく必要がある。 | 検討・見直し | 事業について、広報紙、ポスター、ホームページなどで市民に広く知らせているが、ミニコミ誌を含め様々な広報媒体を活用し、より多くの方に美術展覧会を知っていただき、来場していただけるよう努める。 出品作品数の増加がさらに図れるように、様々なPR方法を検討していく。また、実行委員会に委託している展覧会の運営方法についても、幅広い意見や他市を参考に検討していく。 | 21 B 市当局が、市民の芸術活動を支援しその振興を図る上で、本事業の果たす役割は大きい。 しかしながらここ数年、応募者、応募点数が減少傾向にある。この原因を追究し、市民の芸術活動の裾野を広げる対策を検討されることを望む。例えば「中学生にも応募機会を与えること」、また、「公序良俗に反しない限り応募者全員の作品を展示すること」も一案と考える。 |
| 出演を希望している個人や団体が増加しており、抽選するなどして参加人数・参加団体を調整しなければ、現在の開催日程で希望者全員が出演することは困難である。 | 検討・見直し | 開催日程内で、より多くの出演希望者が参加できるよう抽選にて調整を行い、参加者や参加団体の増加に対応する。 市民文化の祭典として、また文化に親しむ市民の成果発表の場としてさらに充実を図るため、文化祭の開催・運営方法につき、実行委員会にて他市などを参考に検討する。 | 18 B 来場者が12,000人となる大きなイベントである。市民参加による実行委員会をボランティアにより運営しており評価できる。参加者が年々増え続けている中で、収容施設は限られており、限界に達しつつある。参加費を徴収するなど運営方針の再検討が求められる。また、市の方針との調整を前提にパンフレットへの広告掲載など、経費縮減方法を検討し事業の拡大を目指すべきである。 |
| 能楽体験教室の受講者が能楽愛好団体に加入するなど成果は上がってきているが、さらに多くの市民に興味をもってもらい、鑑賞や体験をしていただけるようPR方法を検討していく必要がある。 | 検討・見直し | 事業は、広報紙、ポスター、市のホームページ等で周知しているが、今後はミニコミ誌や市以外のホームページなどさまざまな広告媒体を活用してPRに努めていく。 芸術文化活動は、人生を豊かにすることができる活動であり、生涯学習や余暇を充実させるものであることから、事業を継続し、内容を充実させていく必要がある。 | 17 C 「こしがや能楽堂」を核とした、伝統芸術の振興は、越谷市の心豊かなまちづくりに大いに貢献できるものと思われる。ただ、事業の効率性、経済性および「こしがや能楽堂」の設備維持運営費、減価償却費等を勘案し、より一層に設備有効活用と受益者負担を考慮した料金設定により、採算性改善に真摯に取り組むことが強く求められている。 |
| 県内唯一の公立能楽堂をさらにPRし、利用促進を図る必要がある。 | 検討・見直し | 能楽堂を利用した事業につき、ポスター作成、広報紙・ホームページ等に掲載し、事業のPRを行う。 能楽を市民に広め、能楽体験教室ほか能楽まちづくりを推進するため、継続して事業を開催していく。また、能楽堂の利用者を増加させるために、能楽以外の様々な活用方法を検討し、周知していく。 | |
| 「こしがや文化芸術祭」や「文化振興講座」などのイベント開催や、機関紙「しらこばと」の発刊など活発な活動を展開している。また、市のさまざまな文化芸術における水準の向上に大きく貢献している。それとともに、活動費を補助金及び各構成団体からの分担金で賄うのではなく、自主財源を確保し運営を行うことが必要となってくる。 | 検討・見直し | 補助金及び各加盟団体の分担金で活動するのではなく、自主財源も確保しながら活動を行っていく必要性を理解させ、どのような方法で自主財源を確保するのかを検討するように求めていく。 市内の文化芸術団体にとって重要な役割を担っている越谷市文化連盟に対し、支援を行い、文化芸術の向上と発展を図っていく。また、自主財源の確保等、運営に関し検討を行っていく。 | 20 B 【文化連盟助成金】 (内部評価:終期設定)(外部評価:終期設定) 市の文化事業に貢献するという事業の重要性は十分認められる。ただし、現在は各行事などの参加人数を把握することと、助成金交付に対する事業成果が十分に把握されていない。 今後は、参加者によるアンケート調査を盛り込むなど、事後評価を適切に行うことが望まれる。また、実施した事業の成果によって、助成金の額を決めるようにすべきである。 |
| 既存の指定文化財の保護政策に加え、文化財調査委員が進んで自主的に文化財及び歴史的遺産について調査・研究等が行えるよう環境を醸成していくとともに、適切に委員会の運営が図れるよう努める。 | 検討・見直し | 新規指定文化財候補物件について協議することとし、文化財指定の方向性をつける。 平成23年度までに新規指定文化財候補物件に係る協議を終了し、文化財指定に関する諮問・答申等ができるよう、会議を進めていく。また、文化財の適切な評価、保存のため、効果的な委員会の運営に取り組んでいく。 | 17 B 越谷市民の精神的支柱の一つである文化財を調査し、維持運営していくことは重要な事業と言える。今後、文化財の適切な評価、保存のため学識者を中心とした、効果的な委員会運営が求められる。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 486 | 文化財施設管理事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | (目的) 文化財施設を適正に管理することによって歴史的建物を後世へ保存・継承するとともに、学校教育や生涯学習・郷土学習等において利用していただくため、施設の一般公開と活用を図る。 (手段) 地方自治法に基づき、適正な方法で施設管理を行うとともに、施設の性格にあったイベントを開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | |
| 487 | 文化財調査事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H6 | - | (目的) 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地にしていされている場合、開発事業地内の埋蔵文化財を破壊から守るため、文化財保護法により事前に試掘調査・現状保存等の対策を講じる必要がある。 (手段) 開発事業等との調整を図りながら法律に則り試掘調査等を実施し、埋蔵文化財の保護策を講じるとともに、事業者に対して適切な指導を行う。なお、試掘調査等において埋蔵文化財が確認された場合は発掘調査を行う必要がある。(ただし、本予算は試掘調査に限定したもの) | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | |
| 488 | 文化財普及事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | (目的) 市民が市内にある文化財に親しみ、それらを活用した学習活動が行えるよう文化的環境を醸成する。 (手段) 活用事業の実施。指定文化財所有者及び郷土芸能保持団体への助成。文化財説明板の設置・修繕。各種行政機関との連携 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | |
| 489 | 中村家住宅復元整備事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H14 | - | (目的) レイクタウン事業に伴い解体部材として保管している中村家住宅を復元する。(レイクタウン事業地内に800㎡の復元予定地は確保済み。)復元した建物は越谷市の歴史に欠くことのできない建物として適正な維持管理を行い、後世に保存・継承する。また、市史に関する理解を深める良い機会となるよう、一般公開することができる施設とする。 (手段) 早期の復元整備事業実施に向けて、関係機関等と連携を図り、調査等を進める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | |
| 490 | 成人式開催事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S29 | - | (目的) 成年に達した青年男女の祝福し、社会の一員としての役割と責任を自覚する節目として地域の方々とともに成人式を開催する。 (手段) 各地区に成人式実行委員会を組織し、市民との協働により成人式を開催する。実行委員会には、地域社会への参加機会の一つとして、新成人も加わりに加わり、成人式の企画や運営にかかわる。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | |
| 491 | 少年自然の家施設管理事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S56 | - | (目的) 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また、各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として、安全で快適に利用できるよう施設の保守管理を行う。 (手段) 業務委託により、施設・設備等保守管理、エレベーター保守管理、電気主任技術者委託、庭園管理委託、害虫駆除委託を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|--|-------------|---|---------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 |
| | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 管理体制の充実と利用者の促進を図り、広く公開することにより、後世に継承していく必要がある。 | 検討・見直し | 施設の有効活用、利用者の促進を図るため、NPO法人との協働による事業を実施する。また、効果的な展示方法を検討するとともに文化財施設に親しみながら学習できる事業を検討する。 | 16 | B 文化財施設の活用による教育効果は高いと認識するが、適切な入場料設定、市民参加による管理方法を検討していただきたい。また、隣接市を巻き込んだ生涯学習の一環としてより一層高い展示効果の実現も検討していただきたい。 |
| 生涯学習課には埋蔵文化財の発掘調査等に関する有資格者が配置されていないことから、現在、埋蔵文化財に係る調査案件については、埼玉県から埋蔵文化財専門職員の認定を受けている庁内職員の応援により、事業を行っている。今後も、庁内の連携・協力により事業が円滑に執行できるよう調整していく必要がある。 | 検討・見直し | 文化財保護法に規定されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」に係る開発行為等に対して、適切な窓口指導が行えるよう、調整を図りながら埋蔵文化財の保護に努める。 | | |
| NPO法人などの市民団体を育成し、協働した事業展開を図る必要がある。 | 検討・見直し | 指定文化財、郷土芸能など地域に残る文化遺産の継承を図るため、NPO法人などの市民団体を育成し、協働した事業を展開する。 | 19 | B 【越谷市郷土芸能保存協会助成金】 越谷市の文化継承を支援していく意義は大きい。 指導者の高齢化の問題等を解決すべく、リーダーバンク制度の活用等、指導者への支援や指導の場作りなどを強化することが重要である。 また、次世代を担う子供たち等が、文化財に触れる機会作りをより積極的に支援することを期待する。 |
| 中村家住宅の復元整備に関して関係法令との整合性を図っていく必要がある。また、郷土資料館(郷土資料収蔵庫)についても、施設内容・整備方法を調査・検討する必要がある。 | 検討・見直し | 復元整備工事設計委託業務が行えるよう、関係機関とも調整を図りながら、工事設計業務委託が進捗するよう取り組んでいく。 平成23年度以降、復元工事が行えるよう、関係各課・機関と調整していく。 | | |
| 参加者のアンケート回収率を向上させ、事業内容に反映できるよう工夫していく。 | 検討・見直し | 各地区実行委員会による成人式開催を継続し、出席率の向上を図るとともに、参加者のアンケート回収率の向上に努める。 各地区実行委員会の代表者と協議を行い、市民との協働による心温まる成人式を開催していく。 また、参加者のアンケート等でいただいた意見を参考に、事業の充実を図る。 | 20 | B 新成人が実行委員会に参加して自ら企画運営を行うなど特徴ある成人式を行っており、意義が認められる。 現在の成人式に対する満足度は70%を超えているが、アンケートの回収率が25%程度と低い。今後は、回収率を向上させ、さらに精度の高い情報収集のための工夫が望まれる。 また、新成人に越谷市の文化を紹介するなど越谷市の特色を加えることが望まれる。 |
| 小中学校の自然教室・林間学校、スキー教室として、また一般市民が安全・安心に利用できるよう、施設機能の維持・向上に努める。 | 検討・見直し | 施設設備の保守管理業者の専門的意見を参考に、施設設備の維持に努めるとともに、経年劣化等について、状況を把握する。 利用者の安全・安心の確保に努めるとともに、保守費用の削減を図っていく。 | 22 | B 少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の保守管理を行う事業である。 少年自然の家は自然の大切さに触れることができ、心身ともに健全な少年の育成が図られるなど、青少年等の社会教育施設としてその存在価値は大きい。 活動指標の「延べ利用者数」については、目標値を引き上げる方向で検討されたい。 成果指標の「客室稼働率」については、既に平成20年度、平成21年度実績が平成22年度目標である35.0%を上回っており評価できる。今後は、現在策定中の第4次総合振興計画前期基本計画において、より高い目標値を設定されたい。また、成果指標にアンケートでの「利用者の満足度」を追加していただきたい。 今後も、利用者が安全で快適に利用できるような施設の保守管理を期待したい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 492 | 少年自然の家施設改修事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S56 | - | <p>(目的) 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また、各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として安全で快適に利用できるよう、必要な施設の修繕・改修を行う。</p> <p>(手段) エレベーター取替改修工事・屋根の改修工事・散れ配水管改修工事を行う。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 493 | 少年自然の家運営委員会運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S56 | - | <p>(目的) 少年自然の家の適正な運営を図るため、あたら高原少年自然の家運営委員会の開催及び現地視察を実施する。</p> <p>(手段) あたら高原少年自然の家運営委員会委員10名により、年3回程度の会議を開催する。</p> | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | | | 13.外部評価 | | |
|--|--|-------------------------|---|----------|------|--|
| 10.総合評価 | | 11.改革改善の方向性 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | | | | |
| 経年劣化等により、施設の維持及び修繕等改修費用が増大している。 | | 検討・見直し | 施設設備の適正管理を行い、不要な費用がかからないよう取り組んでいく。 施設設備の適正管理を行うとともに、施設設備の経年劣化など状況を把握し、経費削減のため計画的な修繕改修を図っていく。 | 22 | B | <p>少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の修繕・改修を行う事業である。</p> <p>今後、本施設の設備機器等の経年劣化による改修が必要となるとともに、将来は他の施設も含めた老朽化の進展に伴い大規模な改修時期が重なることも想定されるため、大きな財政負担となることも懸念される。また、地球温暖化対策の面からはCO2排出量の削減、資源消費の抑制などの縮減を図り、環境負荷を低減させなければならない。</p> <p>そこで、越谷市として「公共施設の長寿命化」、「ライフサイクルコストの縮減」、「維持管理費用の平準化」などを目指した公共施設のファシリティマネジメントに関する取り組みを推進することが必要である。</p> <p>社会教育施設である本施設についても、施設改修に当たっては、事業費が膨大になることが懸念されるため、減価償却費の適正な積算等を通じ、必要となる財源確保に努めるとともに、耐用年数に応じた更新が可能になるよう、中長期的な施設設備更新計画を着実に実行されたい。その際、経年劣化等について状況を把握し、コスト削減意識をもって臨む必要がある。また、施設設備更新計画の内容について、市民に対してわかりやすく説明されたい。</p> <p>建設後相当年数を経過した施設の老朽化、経年劣化は避けられないため、利用者が安全、安心して利用するための施設への投資は必要なものである。したがって、突発的に起きた事象への応急措置的な対応のみならず、中長期的な施設設備更新計画に沿った改修を行っていただきたい。</p> <p>今後の予算措置が前提とはなるが、市内の小中学生が多く利用する教育施設として、特に安心・安全が求められる施設であるために耐震補強工事は現計画どおり着実に実施されたい。</p> <p>一方で、これらの施設改修工事については、適正な調達手続により経費の削減に努めることも重要である。</p> <p>今後も、利用者が安全で快適に利用できるよう施設改修に努められたい。</p> |
| 施設の適正な運営のための意見・提言をもらうために、委員の資質の向上及び会議の活性化を図る必要がある。 | | 検討・見直し | 近隣施設の状況等を参考に活発な意見をいただきながら、施設の運営に取り組んでいく。 運営委員会の意見を内容別に計画的に具現化していく。 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|--------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 494 | 少年自然の家活動運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S56 | - | <p>〔目的〕 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として安全で快適に利用できるよう施設を運営する。</p> <p>〔手段〕 業務委託や賃貸借契約等により、また、関係機関と連絡調整により施設を運営する。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 495 | ふれあいの森整備事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S61 | - | <p>〔目的〕 緑や水資源など自然から恩恵を報いるとともに、国土の保全や地球環境を視野に入れた市民の手による森づくり、シビック・トラスト分収造林「越谷市ふれあいの森」の保護育成に努める。</p> <p>〔手段〕 市民の手により保護育成を行う「ふれあいの森育てる集い」を開催する。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 496 | 青少年問題協議会運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | <p>〔目的〕 青少年の諸問題に携わる関係団体の長及び関係機関の代表で協議会を構成し、青少年問題の解決策及び今後の在り方について調査・審議する。</p> <p>〔手段〕 青少年関係団体及び機関の代表28名と、市長、教育長の合計30名で構成し、年2回の協議会を開催し青少年問題について協議し、青少年行政の充実を図る。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 497 | 青少年指導相談員運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | <p>〔目的〕 喫煙・暴力行為などの非行対策と、不登校や引きこもりなど、青少年の内面に係る問題解決のため、関係機関との連携を図りながら青少年対策の充実を図る。</p> <p>〔手段〕 非行、不登校、引きこもり等の青少年問題に対応するため、教育センター内に青少年指導相談室を設置し相談員を置き、毎週火・水・金の週3回の相談を実施している。</p> | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 実施年度 | |
| 小中学校の自然教室・林間学校、スキー教室として、また一般市民が快適に利用できるよう施設運営の向上に努める。 | 検討・見直し | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 少年自然の家運営委員会の意見や利用者アンケートを参考に施設運営の向上に努める。 少年自然の家運営委員会の意見等を参考に施設運営に係る課題解決に取り組む。 | 22 B 少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の運営を行う事業である。 小中学生、一般市民が快適に利用できるような施設運営を行ってほしい。また、運営委員会できよりよい施設運営をしていくために継続的に協議してほしい。 客室稼働率が低い状況にあるので、より多くの市民に利用してもらえるために市ホームページで少年自然の家を利用して良かったという肯定的な意見を掲載してPRをし、施設の稼働率向上に努めてほしい。特に、夏・冬以外の利用率が低い状況にあるので、出来るだけ経費をかけず、魅力あるイベントや体験教室を開催し、集客を図り、さらにリピーターを増やす工夫も必要である。 また、施設利用申請の手続については、利用者の立場に立って、より簡素化が可能かどうか検証していただきたい。 委託料に関して、保守管理委託料、食堂委託料についてはこれまでの単年度契約から長期継続契約(3年間)に変更したことにより、3年間で1000万円を超える経費削減を実現させたことを評価したい。 しかし、従来の手法で今後も同様に運営コストの削減を図ることは困難といわざるを得ない。そこで、類似施設の運営、経営の専門家等からも意見を聴取し、本施設の運営形態、運営コストについて、売却・民営化等も含めた試算を実施して比較検討する等、中長期的な展望を示されたい。 例えば、管理・改修・運営事業で年間8000万円以上の経費がかかっている一方、年間の学校関係の実利用人数は8000人弱である。一人あたり1万円使うのであれば、その費用で、他の公共団体や民間が運営する施設を借りた方が市財政負担としては安上がりであるともいえる。確かに、社会教育施設としての本施設のあり方、市内小中学校の野外教育の場としての施設の役割、宿泊料保護者負担軽減を実現している等の評価もあり、どちらの運営方法も一長一短ある。しかし、少年らが自然環境の中で学び成長するといった本来の目的を達成するために、施設の公有公営にこだわる必要はなく、市の管理負担軽減や児童の選択肢を広げる方法も選択肢の一つとなる。これらも含め、当該施設の運営方法について検討する時期に来ているものと考えられる。 |
| 平成23年度以降の間伐材の有効利用については、営林署の指導により間伐を20年から30年に延ばし間伐するよう通達があった。今後の間伐材利用について検討が必要 | 検討・見直し | 植樹した樹木の保護・育成に引き続き努める。 平成23年度以降の間伐材の有効利用については、営林署の指導により間伐を20年から30年に延ばし間伐するよう通達があり、今後の間伐については平成28年まではないが、現在ある間伐材を利用し事業を図っていく。 | |
| 青少年の健全育成及び非行化防止は、学校、家庭、地域関係機関などが連携して対応する必要がある。多様化する青少年問題の現状と課題を把握し中長期的視点で取り組む必要がある。 | 検討・見直し | 平成22年度において提言された、具体的な対応策の具現化に向けた取組について協議する。 中長期的、継続的に具体的な対応策の実践に向け、関係機関・関係団体と連携、強化を図っていく。 | |
| 青少年や保護者が持つ、非行や健全育成上の悩みは、複雑、多様化している。相談機関も学校、児童相談所、少年サポートセンター等の相談機関が、それぞれの組織の立場から実施しているため、広く連携を図り協働体制をしていくことが課題である。 | 検討・見直し | 各相談機関が、定期的に会議・研修等を設け多様化する相談の問題解決に取り組んでいく。 近年の相談内容は、心の悩み相談が増加しているため、相談員の資質の向上を目指し研修会等への参加を積極的に図っていく。また、現在行っている個別相談と新たにグループによる相談方法を設け相談者の心のケアを図っていく。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 498 | 青少年健全育成推進事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | 〔目的〕 青少年が社会の一員として、将来の目標を持ち、主体的に生きられるよう、青少年健全育成を目指す。 〔手段〕 青少年健全育成を目的に活動をおこなっている市民団体への委託、交付金の支出による側面からの支援や主催事業の開催や非行化防止パトロールの実施。また、社会の有害環境から青少年が非行化しないよう、地域と連携して、愛の一声運動を展開する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 499 | 青少年育成者養成事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | 〔目的〕 青少年が健全に成長するためには、幅広い分野にわたり、社会体験、自然体検等の指導者の養成を行う必要がある。地域や青少年関係者への指導者の派遣や親子での体験学習機会の充実を図る。 〔手段〕 関係団体と連携し、青少年及び成人対象の指導者養成講習会を開催する。ジュニアリーダー育成者講習会、レクリエーション指導者養成講習会、シニアリーダー育成者講習会を開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 500 | 青少年団体育成事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | 〔目的〕 青少年団体自らが自主的に活動できるよう支援する。また、団体が地域や学校と連携しつつ地域に密着した青少年育成活動の充実が図れるよう支援する。 〔手段〕 指導者養成講習会の開催、スポーツ・文化事業などの共済など、事業の支援を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|--------------|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 |
| | | 外部評価コメント []は、補助金等名称 | |
| 青少年を取り巻く環境は大きく変化し、様々な影響を及ぼしている。情報メディアの多様化などから青少年に関わる問題や非行傾向も凶悪化・低年齢化が進み深刻な状況にあるため、関係機関との連携し、指導パトロールの強化や、青少年指導員の資質向上を目指し研修会等の開催を充実させる必要がある。 | 検討・見直し | 青少年犯罪の粗暴・低年齢化や不審者情報が数多く発生している状況、子どもたちが地域で安全に安心して活動できるよう地域と連携し指導パトロール活動に取り組んでいく。 子どもたちの安全を守るため、学校・地域・家庭・行政・関係機関のより一層の連携を図っていく。 | 21 B |
| 講習を受けたジュニアリーダー、シニアリーダー、レクリエーション指導員には、既に青少年関係事業に派遣、協力いただいているが、より多くの人材を活用できるようにする必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度から青少年関係者への指導者派遣、体験学習の提供についてより一層の充実を図る。 次代を担う青少年が、豊かな心を育み社会の一員として自己実現できるよう、活動の充実・整備を図っていく。 | |
| 近年、少子化や一人で遊べるゲームの普及等から、参加者、参加チーム数は減少傾向にあるが、より参加率を高める事業の企画、運営を図る必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度から、子どもたちを取り巻く全ての人、子どもたちのかかわりを見直し、家庭、学校、地域、青少年育成団体等がさらなる連携を図るため、各種会議、事業等の充実を図っていく。 地域と団体の実情にあわせて、活動の支援を行い指導者や団体の育成を図っていく。 | 20 B |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 501 | 運営委員会運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H19 | - | (目的) 越谷市放課後子ども教室推進事業の適正な推進を図るため、運営委員会の開催等を実施する。 (手段) 運営委員会を年3回程度の開催し放課後子ども教室推進事業の全般や課題について協議し、教室運営の充実を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 502 | 教室運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H19 | - | (目的) 放課後及び週末における子どもたちの安全で安心な活動の拠点となる居場所を整備し、異年齢の子どもたちの交流、地域の大人との交流及び子どもたち自身の意思によるのびのびした活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育むとともに、地域の教育力の活性化を図る。 (手段) 市民との協働事業として、地域の幅広い年代の方々の有償ボランティアにより事業の実施を図る。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 503 | 公民館運営審議会運営事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | - | - | (目的) 公民館における各種事業の企画実施について調査審議する。 (手段) 年3回程度会議を開催し、課題等の検討を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 504 | コミュニティセンター管理事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | S54 | - | (目的) 市民にとって明るく豊かな社会の形成と文化生活の向上を図るため、コミュニティセンターの効率的運用と利用促進を図る。 (手段) 効率的かつ柔軟な管理運営により市民サービスの向上を図るため、指定管理者財団法人越谷コミュニティセンターに管理運営を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 505 | 南部図書室管理事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H8 | - | (目的) 生涯学習社会の進展に伴う学習意欲の向上に資するため、市立図書館以外の施設で市民に書籍の貸出サービスを提供する。 (手段) 越谷コミュニティプラザ(株)所有の建物の一部を「南部図書室」として借用する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 506 | 公民館施設運営管理事業 | 生涯学習部 | 生涯学習課 | H21 | - | (目的) 大相模公民館の適切な管理運営を行い、快適な施設環境を確保するとともに、市民に学習の場や情報を提供する。 (手段) 施設管理について、専門業者に委託するとともに、臨時職員を雇用し、貸館業務を中心とした効率的な運営管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 507 | 屋外体育施設管理運営事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S59 | - | (目的) 屋外体育施設の効率的な管理運営や備品等の管理を効果的に行い、利用者の安全管理、利用促進およびサービスの向上を図る。 (手段) 指定管理者制度を活用し、市民球場、弓道場、総合公園庭球場、しらこぼと運動公園競技場・庭球場・野球場・ソフトボール場の施設の管理運営を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|---|-------------|---|------------------|------------------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実 施 年 度 | 総 合 評 価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | | |
| 放課後子ども教室がより充実した内容になるよう、運営委員会の主たる目的としてのボランティア等地域協力者の人材確保方策や安全管理方策の調査及び検討等に取り組む必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度についても、子どもたちの健やかな成長を育むため「放課後子ども教室推進事業」を円滑に推進できるよう開催していく。 中長期的にも「放課後子ども教室推進事業」の推進には、関係者からの提言をいただくことが不可欠であることから、運営委員会の充実に努めていく。特に、平成23年度までに小学校学習指導要綱が改定され、平日の授業数が増えることから、事業実施日時等について協議し円滑な事業運営を図っていく。 | | | |
| 現在、PTAをはじめ、NPO団体や青少年関係団体や幅広い年代の地域の方々にご協力いただきながら、子どもたちの安全・安心な居場所として、「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでいる。事業充実のために更に多くの方々に参画が得られるよう取り組む必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度についても事業の拡充に努める。 「放課後子ども教室」では、地域ボランティアの方々に参画いただき、「相手の意見を聞く」「自分の考えをしっかりと伝える」等、交流活動・体験活動の場として市民との協働により拡充に取り組んでいく。 | | | |
| 会議の活性化を図る。 | 検討・見直し | 市民が「いつでも、どこでも、だれでも」ライフスタイルやライフステージに応じて主体的に学ぶことができるよう、審議会において積極的に協議していく。 市民が進んで学習できる環境づくりを推進するとともに、広範な生涯学習を積極的に展開し、生涯学習社会の実現を目指す。 | | | |
| 平成20年度は、年間利用人数が前年度に比較し多少増加しているものの、施設が建築から30年経過しており、利用者が今後も安全かつ快適に文化に親しめるよう、施設の適切な維持管理に努める必要がある。 | 現状維持 | 引き続き施設の利用率の向上を図るとともに、積算電力計交換、厨房床修繕、空調設備の更新等を実施していく。 平成20年6月に策定された越谷市建築物耐震改修促進計画の実実施計画に則り、計画的に安全対策を進めていく必要がある。 | | | |
| 年間入室者数及び貸出し冊数ともに前年度を上回っており、市民にとっては、市内南部方面における利便性の高い図書室であるといえる。 | 現状維持 | 開室日数は353日であり、ほぼ年中無休に近く、次年度も同様な開室に努める。 利用者数も増加しており、今後も引き続き市民サービスの向上に努めていく。 | | | |
| 平成21年4月の大相模地区センターの新築移転後、旧大相模地区センター・公民館は、大相模公民館として、引き続き地域の方々に利用いただいている。ただし、施設の老朽化に伴い、今後施設の管理運営を行っていくうえで、各種修繕が発生することが予想される。 | 検討・見直し | 引き続き、施設の適切な管理・運営を行い、地元に密着した社会教育施設として、利用いただく。 施設管理については、専門業者に委託し、快適な施設環境を確保し、市民に学習の場を提供していく。 | | | |
| 利用者の利用向上を図るうえで、施設・設備の維持補修について費用の増加が見込まれる。 | 検討・見直し | 安全安心な利用を考え関係部署と連携を図り、計画的な整備を行う。 各施設の現状を確認し、中長期的な整備を計画する。 | 21 | B | 施設及び設備の老朽化については、長期的な修繕計画を策定され予算化されることを望む。 指定管理者制度の下、自主事業の推進を支援するとともに、制度の効果的活用の観点から、「毎年度の実績評価システム」の強化を期待する。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 508 | 江戸川運動公園管理事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S60 | - | (目的) 江戸川運動公園野球場(4面)の管理を委託し、施設の利用促進を図る。 (手段) 管理・運営に伴う負担金を支払う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 509 | 越谷市民プール管理運営事業 | 生涯学習部 | 体育課 | H14 | - | (目的) 市民の健康増進と体力向上を図るため、越谷市民プールの積極的な利用促進および管理運営を効果的に行う。 (手段) 指定管理者協定に基づき、管理・運営委託料を支払う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (a) | (b) | (a) | (b) | (b) | B |
| 510 | 体育指導委員運営事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S33 | - | (目的) 市民が健康・体力づくりとスポーツ・レクリエーション活動に取り組むためには、適切な指導者の存在が欠かせない。体育指導委員が十分な活動ができるよう、支援するとともに、活動の充実に努め、適切な指導者の育成を図る。 (手段) ・スポーツ・レクリエーションの実技指導 ・市民のスポーツ活動の促進を図るため、組織の育成 ・ニュースポーツの普及・啓発 ・指導技術の向上のための研修会の開催 ・主催事業の企画・運営 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 511 | スポーツ振興審議会運営事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S46 | - | (目的) スポーツ振興法の規定に基づき、スポーツ振興審議会を設置。 スポーツ振興に関する事項について調査審議により、スポーツの振興を図る。 (手段) 審議会を開催し、スポーツ振興全般にわたり、意見を聞く。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| 河川敷内のグラウンドということもあり、施設整備に制限がある。また、休日に比べ平日の利用が少ない。 | 検討・見直し | ともに平日利用を促進するため、青少年の夏休みの利用など増加に向けたPRを行う。 | 22 C 江戸川運動公園野球場の管理を委託し、施設の利用促進を図るとともに市民の健康増進に寄与する事業である。 しかし、現状の問題点として、軟式野球・ソフトボールのみの利用に制限されていることから、休日を中心とした利用にとどまっており、施設利用者も目標には届いていない。 したがって、今後は施設の利用促進のために、施設利用を軟式野球・ソフトボールのみに限らず、多目的に利用可能な体育施設に変更していく必要がある。例えば、平日昼間の利用を促進するために、平日に時間のゆとりがある高齢者、主婦向けに野球以外のスポーツ活動の場を提供することが挙げられる。 この課題に対しては、既に管理委託先に対して、4年半前から申し入れ、交渉を行っていることが、ヒアリングにおいて確認できた。不断の粘り強い取組については評価できる。しかしながら、各種の制約のため、未だ多目的利用についての実現の目途は立っていない。 ヒアリングで示された今年度中という交渉期限を念頭に置いて、管理委託先との交渉を迅速に対応していただきたい。今年度中に交渉がまとまり、来年度当初から多目的利用が実現するよう期待する。 今後、運動公園の多目的利用実現のために、3市による協定でニュースポーツなどの他種目への開放を検討していく必要がある。その際、野球関係団体との調整をする必要がある。 現在9面のうち4面を越谷市で利用しているが、他市(草加市、八潮市)が使用したいという申し出があった際には使用を許可し、運動公園の有効利用が図られるように3市で調整を進めていただきたい。 また、施設管理者からターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフ等の多目的使用が認められた際は、利用関係団体へ手紙、通知等を通じて周知を図るとともに、広く市民に対しても、市報、ホームページ等を通じて、利用促進のPRに努めていただきたい。 成果指標の「延べ利用者数」については、文字どおり施設を利用した人数を把握するものである。事業目的が施設の利用促進を図ることであるため、成果指標に「施設の稼働率(平日、日曜・祝日等)」を加えることを検討されたい。 |
| 指定管理者により適正な管理を行っているが、施設・設備については計画的な整備が必要である。 | 検討・見直し | 市民の健康増進のために各種講座や教室を開き、利用者の促進を図る。 指定管理者と連携を図り、計画的な施設・設備の整備を行う。 | 21 B 市民の健康増進と体力向上を図るための施設としての意味は大きい。当市民プールは、隣接する福祉施設との関係が深い施設である。他方、市内のJRや私鉄の駅周辺では、民間経営の「プール付きスポーツクラブ」の進出も進んでいる。 こうした点を踏まえ、「市民プールと福祉施設」からなる複合施設は、抜本的な見直しの時期を迎えていると考えられる。よって、複合施設の効率性や効果性などの点検を早急に進められ、社会体育施設としての位置付けの再構築を期待する。 |
| スポーツ・レクリエーションの実技指導や主催事業の実施、ニュースポーツの普及など、体育指導委員の活動により、市民の交流と健康・体力づくり、さらには活動機会の充実が図られている。 今後は、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を始められるきっかけづくりとなるよう、ニュースポーツの普及活動をさらに進めていく必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度から、ニュースポーツのドッチビー、さいかつボールの普及活動を行ってため、平成22年度は、その実施方法について検討し、試行的にニュースポーツ教室を開催する。 市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、適正な体育指導委員の確保と指導力の更なる向上を図り、スポーツ・レクリエーションの活動機会・活動体制の充実を図っていく。 | 17 C スポーツ・レクリエーション事業の充実により、心豊かなまちづくりを推進することは重要であり、そのための指導員を生涯スポーツ講座やスポーツ教室に派遣することは、これまで十分意義を持っていた。しかし、スポーツ・レクリエーションの大衆化が浸透した今日では、必ずしもスポーツ指導に公が関与する必要性は少なくなっており、今後、類似事業との統合も踏まえた検討を行うべきである。 |
| 委員の持つ専門的かつ広範な見地から、生涯スポーツ事業や体育施設のあり方などの具体的な事例等についても審議いただき、広く意見を聞いていく必要がある。 | 検討・見直し | 市立第1・2体育館の建替えや体育施設の使用料の見直しを踏まえ、体育施設のあり方について意見を聞く。 今後のスポーツ・レクリエーションの振興の施策等について、広く意見を聞く。 | 21 B 「スポーツ振興審議会」を「各種の事業実績報告の場」とにとめず、各施設の有効活用方法等(例えば、市民ニーズの変化と体育施設のあり方)について、「定期的に、専門の見地から広く意見をいただく場」として活用されるよう期待する。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 512 | スポーツ教室等開催事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S59 | - | (目的) いつでも、どこでも、だれもが気軽に健康・体力づくりに取組めるよう、活動機会の充実を図るとともに、生涯スポーツの普及を図る。 (手段) 生涯スポーツ講座、スポーツ教室、健康体操教室などを開催する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 513 | スポーツ・レクリエーション推進事業 | 生涯学習部 | 体育課 | - | - | (目的) 生涯スポーツを普及・推進するため、スポーツ講演会や各種大会等の開催により、市民のスポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。 (手段) ・スポーツ講演会及び各種大会(教育委員会主催事業)の開催 ・越谷市スポーツ・レクリエーション傷害等見舞金の支給 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (a) | B |
| 514 | 市民体育祭事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S31 | - | (目的) 市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進するとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展を目指す。 (手段) 各種大会の充実 1部大会・・・体育協会、レクリエーション協会加盟団体による大会 2部大会・・・13地区の地区体育祭 3部大会・・・中央大会、種目別大会(ソフトボール大会、バレーボール大会、卓球大会、グラウンド・ゴルフ大会、駅伝競走大会) | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 515 | 市立体育施設管理事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S36 | - | (目的) 地域体育館の維持管理を適正に行い、施設の機能および安全確保を図る。 (手段) 施設の維持管理に必要な保守点検および夜間警備等の委託を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|--|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | []は、補助金等名称 |
| 市民の一人ひとりのライフスタイルに合わせた健康・体力づくりを支援していくため、現在開催している生涯スポーツ講座、スポーツ教室、健康体操教室など、事業の対象や内容について見直しを行い、更なる充実を図る必要がある。 | 検討・見直し | 平成23年度から、障がいのある方でも参加できる教室・講座の開催を目指し、関係機関・団体等と連携し、事業の内容、実施方法などについて検討を進める。 子ども、成人、高齢者、障がいのある方が一人ひとりのライフスタイルに合わせた健康・体力づくりが進められるよう、だれもが参加しやすい教室・講座となるよう事業の見直しに取組み、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図っていく。 | 市民の健康増進のためにスポーツ参加意識を向上させるための当事業の意義は大きく、また提供されている教室や講座の満足度が高いことは評価できる。現在の課題は、高齢者特に男性の参加が女性に比べて少ない事ではないだろうか。男性や高齢者、初心者を気軽に参加させるための新しいスポーツ、軽スポーツ等種目の充実の検討が求められる。 また、参加者にスポーツを継続させることをねらいとして、週ごとのエクササイズ数を把握し合うなど、参加者の励みになるようなプログラムの検討もお願いしたい。 |
| 事業の成果をより良いものとするため、同日開催となっているスポーツ講演会、体育賞の開催方法等について見直しが必要である。 | 検討・見直し | スポーツ講演会、体育賞と同時期に開催している「生涯学習フェスティバル」との同日開催とすることを旨とし、関係団体との協議・連携により、PR、運営、進行など開催方法について検討を進め、事業の効率化と更なる充実を図る。 多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう各種事業の充実を図り、多様な活動機会のより一層の充実と発展を目指し、スポーツ・レクリエーションの推進に取り組む。 2年任期のスポーツ・レクリエーション推進委員会委員の記念品代を隔年で計上している。 | スポーツ講演会、スポーツリーダーバンク登録、体力テスト、なわとび大会の運営、また競技参加者への障害見舞金の支給等、スポーツ・レクリエーション振興の事業である。 今後、後援ないし共催団体である体育協会やレクリエーション協会との役割分担、すみわけを検討し、各種団体に事業を委託することも考慮していただきたい。 また、生涯スポーツ振興計画を踏まえ、各活動状況を分かりやすく取りまとめた越谷スポーツレポート(仮称)の発行等により一層市民の健康・体力づくりの啓発に努められてはどうか。また、成果指標を設定し、定量的効果の公表にも努めていただきたい。 |
| 事業の成果を上げるため、中央大会、種目別大会内容、開催方法等について、より一層の検討が必要である。 | 検討・見直し | 市民が参加しやすい大会となるよう、競技種目や運営方法について、継続的に関係団体との協議・検討を進めていくこととしている。 市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、スポーツ・レクリエーションの活動機会の充実を図っていく。 | 各種大会を開催することにより、市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進し、豊かな市民生活の形成と市民文化の発展を目指す事業である。 昭和31年開始の伝統ある事業であり、地区の団結・交流を図るための重要な催しであるとともに、市民の年中行事の一環として受け入れられている事業といえる。 また、市民の交流と健康づくりを促すとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展に寄与している。 平成16年度以降、組織の充実、新種目(グラウンドゴルフ大会)と子どもたちの大会参加の促進、中央大会のブロック制の導入、中央大会の種目の見直し等、市民や地区、主催団体の意見を取り入れ、事業運営の改善に取り組んできた点について評価したい。 しかし、平成19年3月の越谷市生涯スポーツ振興計画策定のためのアンケート調査報告書によれば、一般市民の市民体育祭等の行事への参加希望は15.0%と児童生徒や体育指導委員の参加希望割合に比べ、かなり低い割合にとどまっている。市民体育祭が、越谷市の生涯スポーツ振興を支える主要事業として機能していることは認められるが、多くの市民の交流と健康づくりを促す機能を、現行の市民体育祭が果たしているかについては、疑問が残る。今後も、より多くの市民参加が図れるよう、市民体育祭の実施内容については常に見直しを行い、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルに沿った事業運営を実施されたい。 前記アンケートによれば、比較的軽いスポーツに関する一般市民の参加希望が33.4%と最も多く、そこで、比較的軽いスポーツ等を市民体育祭3部大会の種目に取り入れる、スポーツ人口の拡大を図るため、毎年同じ種目ではなく、市民のニーズの高い種目を隔年で実施する等、関係団体と協議しながら、一層の事業実施内容の改善に取り組む、より多くの市民が参加を希望する市民体育祭になるようにしていただきたい。 また、今後もスポンサー企業を募集して、事業費の一部を負担していただくことも可能な限り進めていただきたい。 さらに、市としても大きな事業であり、各種関連団体との調整や準備等に一定の業務時間が必要なことは理解できるが、平成21年度決算における正規・臨時職員の間業務量1.73人は過大ではないか、人工の積算根拠が不明確であり、市民から見た場合「人件費が大幅にかかっている」と認識される可能性が高い。そこで今後は、定型的業務についてはより臨時職員担当業務として振り替えること、また、中央大会会場であるしらこぼと運動公園の指定管理者に一部業務を委託するなど、より効率的な運営方法を検討し、実施コストの削減を図っていただきたい。 成果指標について、現行の3部大会参加者数に加え、1~3部大会参加者数合計を集計することによって、市民の大会参加率を成果指標として設定することも検討していただきたい。 (参考)平成16年度外部評価：D |
| 施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。 | 検討・見直し | 施設・設備の維持管理に努める。 施設・設備の改修を計画的に進め、利用者の安全を確保する。 | 市内4地区にある5体育館の施設管理業務で、光熱水費、保険料、保守点検等の委託料、土地の借上料の管理業務である。 委託料については、相見積もりをとっているが、再任用者の活用による人件費の節減も含め、体育館職員による軽微な修繕や利用者の協力を得て、一層経費節減や施設の点検に努め90%の稼働率の市民地域体育館の安全な利用に供するよう努めてほしい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 516 | 市立体育館施設改修事業 | 生涯学習部 | 体育課 | H15 | - | 〔目的〕 施設の維持管理および利用者の安全確保のため、日常点検を徹底し、必要な箇所の修繕・改修を行いサービスの向上を図る。 〔手段〕 施設の修繕および改修工事を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 517 | 市立体育館管理運営事業 | 生涯学習部 | 体育課 | - | - | 〔目的〕 地域体育館(併設の庭球場も含む)の夜間における鍵の開閉業務および体育館の個人開放事業の運営等について、効果的かつ経済的な管理運営を行う。 〔手段〕 鍵の開閉業務および個人開放事業の協力依頼を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (a) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 518 | 総合体育館管理運営事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S62 | - | 〔目的〕 総合体育館の管理運営を効果的に行う。 〔手段〕 指定管理者制度を活用する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 519 | 総合体育館施設改修事業 | 生涯学習部 | 体育課 | - | - | 〔目的〕 施設の維持管理および利用者の安全確保のため、日常点検を徹底し、必要な箇所の修繕・改修を行いサービスの向上を図る。 〔手段〕 施設の修繕および改修工事を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 520 | スポーツ・レクリエーション団体支援事業 | 生涯学習部 | 体育課 | S44 | - | 〔目的〕 スポーツ・レクリエーション活動体制の充実を図るため、越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会の活動を奨励・推進するための3協会に対する補助事業である。 補助により、協会事業の自主的・自発的な運営を促し、組織の充実を図るとともに、市主催事業への協力等により連携を図る。 〔手段〕 越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会への補助金交付 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 521 | 図書館施設管理事業 | 生涯学習部 | 図書館 | - | - | 〔目的〕 図書館を快適に利用できるよう、施設管理に努める。 〔手段〕 日常的に館内巡回を行う。警備業務・庭園管理をそれぞれの業者へ委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 522 | 図書館施設改修事業 | 生涯学習部 | 図書館 | - | - | 〔目的〕 市民が快適に施設を利用できるよう、施設の整備を図る。 〔手段〕 エレベーター改修工事、多目的トイレ改修修繕等を行う。 | 高 | 高 | 低 | 低 | (b) | (d) | (b) | (a) | (b) | A |
| 523 | 図書館協議会運営事業 | 生涯学習部 | 図書館 | S29 | - | 〔目的〕 図書館運営への住民の意思を反映するため。 〔手段〕 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関を設置し、図書館の効果的運営を行う。 | 高 | 低 | 高 | 高 | (b) | (b) | (a) | (b) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|--|-------------|--|--------------|--|
| 10.総合評価 | | | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 施設の老朽化に伴う修繕箇所が多く、利用者に安心して使用していただくために計画的な改修が必要である。 | 検討・見直し | 施設の状況把握に努め、計画的な施設・設備の整備を行う。災害時の避難所でもあるため、耐震補強も含めた整備を行う。 | | |
| 夜間施設管理人の高齢化が進んでいるほか、事業実施するうえでの人材も不足している。また、夜間利用者など特定の利用者に偏っている。 | 検討・見直し | 夜間個人利用者の拡大に努める。地域に密着した施設であることから、地域との協働による管理運営体制について検討していく。 | 18 | B 地域のスポーツ、レクリエーション活動の拠点である市立体育館としての役割は大きい。夜間、休日開放等、市民のニーズに対応する努力は評価する。施設の運用管理にあたっては、外部委託または再任用職員の活用による一層の経費削減を望む。 |
| 施設の経年に伴い、改修箇所が多く、安心して利用できるよう計画的な改修が必要である。 | 検討・見直し | 施設の状況を把握し、計画的な施設整備を行っていく。災害時の避難所でもあることから、施設設備の安全度の向上に努める。 | 20 | B 総合体育館の主会場については、利用率が97%に達しており、利用促進面の努力が認められる。利用率71%のサブ会場等施設の更なる効率的活用に向けて、指定管理者の自主事業の拡大は重要と考える。自主事業については、スポーツ教室等開催事業と連携するなどの工夫が求められる。ビーチバレー、エアロビクス、バドミントンの開催が成果指標に挙げられたが、市民の健康増進を図る目的としてふさわしいかについては、対象者の満足度を調査するなどの検討が必要ではないだろうか。 |
| 施設の経年に伴い、改修箇所が多く、安心して利用できるよう計画的な改修が必要である。 | 検討・見直し | 施設の状況を把握し、計画的な施設整備を行っていく。災害時の避難所でもあることから、施設設備の安全度の向上に努める。 | | |
| 団体の活動が活発となり多くの市民が参加できるよう、組織の充実を図る必要がある。 | 検討・見直し | 引き続き、団体の自主的な運営がさらに進められるよう、活動への支援、指導、育成に取り組む。スポーツ・レクリエーションの活動体制の充実を図るため、団体との連携と協力により、市民の団体への参加を促進するとともに、自主的な取り組みを促進することで、団体活動の充実を図っていく。 | 18 16 | B C <越谷市レクリエーション協会補助事業> 高齢者の健康維持の面からも、スポーツ、レクリエーションの普及は必要である。運営主体をレクリエーション協会へさらに移管し、職員工数の削減を図るよう検討していただきたい。また、補助金が有効に活用されているかを評価するために、利用者アンケートを活用する等、市民の視点から成果指標を設定することを望む。 <越谷市体育協会補助事業> 当事業の運営方法等改善すべき点は多く、組織との関係を整理し改善に努めていただきたい。 |
| 市民が快適に図書館を利用していたために、施設の点検整備を計画的に行った。館内巡回点検及び日常清掃を実施。警備業務や庭園管理は、専門業者に委託をして実施した。庭園管理は、剪定や除草、枝の伐採等を実施し、図書館の快適な環境を保った。 | 現状維持 | 17時以降の館内警備については、職員による館内巡回を強化していく。清掃、庭園管理については、作業内容、回数等について精査し、仕様内容を再点検し、継続して計画的に取り組んでいく。 | 18 | B 図書館施設の維持管理上必要な事業である。清掃、庭園管理については、委託内容を見直し要求仕様を明確にすることにより一層の経費削減を望む。警備員の配置については、今後夜間開館時間のさらなる延長が求められることから、特に17時以降の警備体制強化を検討すべきである。 |
| 市民が快適に図書館を利用するため、優先順位に基づき、改修工事及び改修修繕を、利用者のいない休館日に設定し実施した。 | 現状維持 | 市民が快適に利用できるよう、2階多目的トイレにオストメイトの導入を検討する。市民の安全に配慮し、階段・廊下の手摺り取付工事を実施する等、安心して市民に利用していただくため、計画的な改修に取り組んでいく。 | 20 | B 老朽化した図書館の施設改修事業である。図書館は、多くの市民が訪れる公共施設であり、安全、バリアフリーにも配慮し、高齢者や子供にも優しい施設であるためには、適切な改修箇所を確実に改修計画を立案し、積極的に対応されることを期待する。 予算通り執行し改修完了したことをもって事業評価をA(事業内容は適切である)とすべきかには疑問である。改修対象案件及び改修内容を最小コスト、最大効果の視点でどの様に決定したか、また改修費用の妥当性は何をもって確認したか等、明らかにしていただきたい。 |
| 年4回の協議のうち1回で先進図書館の視察を行い、他3回の協議と合わせ、協議会委員の意見を参考により良い図書館運営を目指し取り組んでいく。 | 現状維持 | 協議会委員からの意見・提案内容を精査し、可能な件については適宜実施するとともに、結果については迅速に報告する。第二図書館の建設を視野に入れた、先進図書館視察の実施により、各委員からの多角的な意見を集約し、建設計画の参考として生かしていく。 | 21 | B 図書館協議会は、図書館の運営について、「館長の諮問に応ずること」と、「館長に対して意見を述べること」が役割であるが、館長からの諮問はなされていない現状である。今後は、より積極的に協議会を活用されることを望む。 会議録で確認する限り、委員からの意見・提案が多数述べられており、そのうちの数件については既に実行に移されていることは確認できたが、協議会への報告が充分でない。今後は、提案の採用、実施、結果等の報告を行い、委員からの意見をいただくなど、協議会のさらなる有効活用を図りたい。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終期年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|----------------------|------------|------------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 524 | 講演会・講座開催事業 | 生涯学習部 | 図書館 | - | - | (目的) 図書館利用の一層の推進、市民文化の高揚の一助として、講座・講演会を実施する。 (手段) それぞれの事業にふさわしい講師への依頼、広報等によるPR | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 525 | 蔵書等整備事業 | 生涯学習部 | 図書館 | - | - | (目的) 資料の製本・図書情報の作成・電算システムの借上げを行い、蔵書の整備を図ることにより、より良いサービスを提供する。 (手段) 官報等の製本、郷土資料・行政文書の整理・保存対策を行い有用な資料の整備を図る。また、予約やリクエストのより迅速な処理を行う。図書情報の作成や図書館システムの運用・保守管理を専門業者に委託する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 526 | 野口富士男文庫運営事業 | 生涯学習部 | 図書館 | H6 | - | (目的) 越谷に縁のある作家・野口富士男とその周辺作家の作品鑑賞をとおして、より豊かな市民生活を送る。野口富士男研究の拠点となり得る。 (手段) 運営委員会・特別展示・講演会の開催、小冊子「野口富士男」の発行を行う。年1回の講演会では、野口富士男ゆかりの作家・研究者に野口富士男の文学について、語って頂いている。その年度により、複数あるいは、著名な講演者をお願いしている。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 527 | 移動図書館事業 | 生涯学習部 | 図書館 | S45 | - | (目的) 図書館から離れた地域に居住する市民や学童保育室への図書館サービスを行う。 (手段) 移動図書館車を市内32ヶ所に巡回させる。学童保育室への貸出しを行う。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 528 | 備品整備事業(視聴覚教材・教具整備事業) | 生涯学習部 | 図書館 | H12 | - | (目的) 社会教育と学校教育における視聴覚教育の振興を図る。 (手段) 視聴覚機器の維持管理、映写機・16ミリフィルム等の貸し出し等を行うとともに、DVDソフトを購入し、月例映画会を開催する。 | 高 | 高 | 低 | 低 | (a) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 529 | 図書購入事業 | 生涯学習部 | 図書館 | S28 | - | (目的) 市民の生涯学習の拠点として、蔵書の充実と確保に努め、幅広く質の高い資料の提供を行う。 (手段) 利用者の要求を把握し、書評等を参考にして、資料選定を毎週行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 530 | 雑誌購入事業 | 生涯学習部 | 図書館 | - | - | (目的) 市民の生涯学習の拠点として、資料の充実を図り、幅広く質の高いサービスを行う。 (手段) 計画的な雑誌の購入を行う。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 531 | 選挙管理委員会運営事業 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | - | - | (目的) 選挙の公平公正な執行。 (手段) 法令に基づき、適正な管理を行う。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (a) | (b) | (a) | (a) | (b) | A |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | | |
|--|-------------|---|---------|------|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 13.外部評価 | | |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | | 実施年度 | 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 子どもを対象にした講演会、郷土の歴史講座など図書館ならではの事業を行っている。 | 現状維持 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 19 | B | 市民が図書にふれる機会を拡大していくため、当該事業の有意性は認められる。 一定の事業費内でより魅力的な講座を展開していくことが重要である。 |
| 事業は計画どおり実施されているが、利用者の要求は増加するばかりである。平成22年度に、図書館システムのバージョンアップを行い、更なる効率化を図るべく事業を進めていく。 | 検討・見直し | 図書館システムのバージョンアップを行い、貸出・返却等業務の効率化を図るとともに、蔵書の的確な管理を行っていく。 第2図書館の建設に向け、蔵書の計画的整備をしていく。 | 20 | B | 図書館システムは5年間のリース購入であり、平成22年にバージョンアップを計画されている。現システムについて、利用者の利便性向上と業務効率化のための改善ポイントを整理するとともに、専門家の意見を聞くなどして慎重な更新をお願いしたい。現状での図書館運営上の問題点を明らかにし、その問題点をどの様に改善するのか、更に何がどうなれば成果が出たと判断できるのかを整理したうえで、成果指標及び目標値を設定し評価していただきたい。分かり易く納得性のある指標の設定をされることにより、更に市民の理解を得られると思われる。 |
| 事業内容は適切に運営されている。毎年の講演会、小冊子についての反響が大きい。また、越谷に關係する文学者として愛好者からの関心も高い。新聞、雑誌においても野口富士男文庫は評価の高い個人文庫として紹介されている。 | 現状維持 | 平成23年度を目的に、「野口富士男日記」の越谷部分を郷土資料として、発刊準備を進める。 特別資料(書簡・原稿等)の公開に向けて調査研究を行う。 | 21 | B | 事業範囲を敢えて厳格に捉えれば、運営委員会開催(年2回)、講演会実施(年1回)は計画通りであり、総合評価「A」とした内部評価は理解できる。しかし、その成果の判断には、評価表上に質的な評価が可能な実績を示す必要がある。 また、今回のヒアリングにおいて、1993年以降年1回発行している小冊子「野口富士男文庫」や、講師を招いての講演会の企画など、地道な事業活動が各方面から評価を得ていることが理解できた。今後とも、価値ある資料を、より広く、積極的に市民にPRする努力・工夫を継続していただきたい。 |
| 巡回するにあたり、時間の制約ができてしまうので、巡回の順路、駐車場の確保、待機時間等の検討が必要 | 検討・見直し | 平成23年度についても、引き続き計画的に実施していく。 移動図書館車の担う役割を十分考慮し、より効率的・効果的な移動図書館事業を目指す。 | 19 | B | 一定の利用者を確保しており当該事業の有効性は認められる。 事業を継続すべく、適正な巡回箇所の見直しを図り、利用率の拡大を図ることが重要である。 |
| 視聴覚機材の老朽化が進んでいるため、流通している機器に対して、対応できないものもあり、利用者の要求に応えられないことがある。DVDソフトの充実が必要である。 | 検討・見直し | 23年度からDVDソフトの購入数を増やしていきたい。 古い視聴覚機材(16ミリ映写機等)そのものの持つ存在価値に着目し、維持管理に努め、利用を継続していきたい。 | 21 | C | 備品整備事業の実態については良く理解できるものの、問題点把握の視点がやや不明確である。 昨今の家庭におけるAV機器の普及状況も鑑み、当ライブラリの特長を活かすなど、事業継続の意義を再度見直し、効果的な事業運営の方向性を検討していただきたい。例えば、事業継続の考え方として、以下の視点がある。 古い機材(16ミリ映写機等)そのものの持つ存在価値に注目し、保存・利用する。 コンテンツの価値を保つため、媒体変換(フィルム CD)するなどして、維持・保管に努める。 |
| 図書購入については「越谷市図書館資料収集方針」に基づき、図書購入計画を踏まえながら限られた予算の中で収集している。資料は市民の財産であるため、市民のニーズに沿った資料収集に努めている。 | 現状維持 | 利用者の要望に応えた図書の購入を行うとともに、男女共同参画の視点に立った資料の購入に取り組んでいく。 男女共同参画支援センターとの連携をはかっていく。 | 17 | B | 図書館サービスの高度化、図書館の役割拡大は、今後ますます求められている。電子図書館等高度な図書館サービスへの移行もにらみ、現在の効果的かつ効率的な図書購入事業を継続させることはもちろん、当該事業の意義を再度見直し、市民ボランティアの活用、職員の能力向上による適正な事業展開が求められる。 |
| 「越谷市図書館資料収集方針」に基づき、利用者のニーズに合わせた雑誌購入を行っている。今後限られた予算の中で特定分野に偏らないよう注意を払いながら雑誌を収集し、利用者へ提供していく。 | 現状維持 | 景気動向を反映し、雑誌の休刊・廃刊が多く見られるため、速やかに類似雑誌の購入に努めていく。 男女共同参画関連の所蔵雑誌について、より効果的な購入を行っていく。 | 18 | B | 公共図書館として、雑誌類の購入は必要である。限られた予算の中で、最大の市民満足度を得る雑誌の取捨選択を行うためには、雑誌別の閲覧実態を調査分析し、市民に説明できるデータ収集が必要である。また、市の政策・施策と連携した資料を購入する等の検討が必要である。 |
| 法令に基づき、適正な事業が実施されている。 | 現状維持 | 法令に基づき、計画どおりに事業を進める。 | | | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|-----------------|-------------|-------------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 532 | 選挙啓発事業 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | - | - | 〔目的〕 市民が政治に高い関心を持ち、各選挙に際して積極的に投票するよう、啓発活動を行う。 〔手段〕 新成人の誕生日にあわせ、お祝いのメッセージとともに啓発冊子の郵送、明るい選挙啓発ポスター及び標語の作品募集並びに選挙期日や期日前投票期間等を掲載した選挙啓発チラシの配布を行うなど、投票率の向上を図る。 | 高 | 低 | 低 | 低 | (b) | (b) | (a) | (a) | (b) | B |
| 533 | 監査事業 | 監査委員事務局 | 監査課 | - | - | 〔目的〕 公正で合理的かつ効率的な行財政の執行を確保し、住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。 〔手段〕 そのため対象となる事務事業が効果的に執行され、その目的が達成されているかについて、定期監査等の各種監査を実施し、予算執行等の検証を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 534 | 公平委員会運営事業 | 公平委員会事務局 | 公平委員会事務局 | S29 | - | 〔目的〕 地方公務員法第7条及び第8条に基づく事務を処理する。 〔手段〕 (1) 職員の勤務条件等に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執る。 (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をする。 (3) 職員からの苦情相談に関すること。これらの措置要求や不服申立てに関して、地方公務員法等の規定に基づき公平な審理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | A |
| 535 | 農業委員会運営事業 | 農業委員会 | 農業委員会事務局 | - | - | 〔目的〕 農業委員会等に関する法律に基づいて次の業務を行う。 1. 法令業務 農地法に規定される農地の転用などの許可等の審査を主とした業務 2. 任意業務 優良農地の確保、農地流動化の推進などの地域農業の振興を図る業務 3. 意見の公表、建議、答申に関する業務 〔手段〕 毎月の定例総会の開催。許可申請地等の現地確認、農業委員による農地パトロール・耕作放棄地調査等年度ごとに活動計画を策定して活動している。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 536 | 農業者年金事業 | 農業委員会 | 農業委員会事務局 | - | - | 〔目的〕 農業者の老後の生活安定及び福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資する。 〔手段〕 農業者年金基金との業務委託契約に基づき事務事業を行う。 1. 選挙委員20名を農業者年金加入促進員に委嘱し、啓発活動を行うとともに担当地区の相談員として相談活動を行う。 2. 年金受給権者現況届出等の受理及び基金への送付 | 高 | 高 | 低 | 低 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B |
| 537 | 農地地図情報システム運用事業 | 農業委員会 | 農業委員会事務局 | H12 | - | 〔目的〕 農地・農家情報や農業経営に関する情報を地図上に表したシステムを利用して、効率的な事務処理及び農業施策のためのデータ分析等を実行するために運用する。 〔手段〕 データ更新、システムの保守管理を委託する。 | 高 | 高 | 高 | 低 | (b) | (d) | (b) | (b) | (b) | B |
| 538 | 固定資産評価審査委員会運営事業 | 固定資産評価審査委員会 | 固定資産評価審査委員会 | S30 | - | 〔目的〕 固定資産課税台帳に登録された価格の不服申出を審査決定する。 〔手段〕 地方税法第433条第1項から12項及び審査委員会条例に定めた審査の手続きにより審査し決定する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|---|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | |
| | | | 実施年度 総合評価 |
| 特に若年層を中心とした投票率の低下について。 | 検討・見直し | 選挙啓発は、直ちに結果の でる事業でないため、今後も一人 でも多くの市民(特に若年層)が 政治に関心を持ち、選挙に行くよ う、今後も粘り強く啓発を行う。な お、新たな取組として、新成人等 の意識調査(アンケート等)の実 施を進めていきたい。また、引き 続き、埼玉県選挙管理委員会を はじめ他の自治体と連携を図り ながら、調査・研究を行う。 | 20 B 市民、特に若年層からの意見を収集し、今後の選挙啓発活動に反 映させることが必要と思われる。なお、若年層への政治に関する関 心の喚起には、立候補者側へ工夫を求めることも必要と思われる。 |
| 法律で実施することが義務付けられて いる事業であるが、より効率的で効果的 な実施方法を不断に検討していく必要が ある。 | 現状維持 | 効率的で効果的な監査を進 めるため、各都市の実務の調査・ 研究や各種研修の参加などにより、 職員の監査業務遂行能力の 一層の向上を図っていく。 | |
| 法律で実施することが義務付けられて いる事業であるが、より効率的で効果的 な実施方法を不断に検討していく必要が ある。 | 現状維持 | 審査事案はないが、公平委 員会として全国の措置要求や不 服申立て等の事例研究を行うよ う、迅速かつ的確に対処できるよ う図っていく。 | |
| 適正な事務を実施するため、平成21年 度より委員会の活動計画を策定して、活 動を行っているが、担い手への農地の利 用集積など促進事務をさらに進める必要 がある。 | 検討・ 見直し | 農地の有効利用、利用集積を 促進するため、農業委員による 農地の利用状況調査日数を増や す。 利用状況調査の実施体制を毎 年検証し、調査結果を農地の利 用集積に結び付けられるよう体 制を確立していく。 | |
| 農業者への農業者年金制度の周知及 び加入促進を引き続き図る必要がある。 | 検討・ 見直し | 研修により推進員である農業 委員及び事務局員の認識を高 め、農業者に対する制度の周知 活動を強化する。 加入推進対象者の絞込みがで きようデータの整備を図ってい く。 | 18 B 年金制度自体の課題もあり、平成14年度以降加入者がいない状況 にある。現在の受給者 83件分の維持管理に徹し、コストの一層の 削減の検討を望む。 |
| 地図情報は、現地確認のための地図 出力や農地法違反状態の把握、農地転 用の周囲の状況把握など利用価値が高 いが、遊休農地の解消・農地の利用集積 や将来予測などに役立つよう、より一層 のデータ活用が必要と思われる。 | 検討・ 見直し | 保有データを農地の利用集積 や将来予測等に、より一層の活 用ができるデータ管理方法を再 検討する。 地図情報システムを含む農業 委員会システムと農政サイドとの 連携を進める。 | 20 B 地図情報の活用については、固定資産税業務等既存の情報シ ステムとのデータ連携を図られていることは評価できる。今後は、既に 整備された地図情報システムの更なる有効活用を検討する必要がある。 農地地図情報システムの活用によって得られた業務実施上の効 果、例えば相談対応に要した時間の短縮化などを成果指標として設 定し、成果を明確にする必要がある。 また、事業名、事業目的が事業内容を正確に表していない。訂正 を要する。 |
| 今後とも審査申出がだされた場合は、 委員会を合理的に開催し、迅速かつ適正 に審査の決定が行われるよう努める。 | 検討・ 見直し | 審査申出がだされた場合は、 委員会を合理的に開催し、迅速 かつ適正に審査の決定が行われ るよう努める。 法改正が行われた場合は、法 を遵守し適切な対応をしていく。 | |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 539 | 消防庁舎施設管理事業 | 消防本部 | 総務課 | - | - | (目的) 災害時の活動拠点としての役割を果たすため、消防本庁舎及び各分署を適正に管理する。 (手段) 施設を管理するために必要となる保守点検を実施するとともに、施設に係る修繕を行っていく。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 540 | 職員研修事業(救急救命士養成事業含む) | 消防本部 | 総務課 | H5 | - | (目的) 市民の信頼と期待に応えられる体制づくりと消防行政の充実を図る。 (手段) 複雑多様化する各種災害や火災予防業務の専門化などに職員が迅速かつ的確に対応できるよう、各種教育訓練及び研修に参加し、知識・技能の向上を図る。また、救命効果の向上を図るため、特定の高度な処置ができる救急救命士を養成する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 541 | 消防団員事業 | 消防本部 | 総務課 | - | - | (目的) 消防団による地域防災活動の推進及び消防団員の安全確保を図る。 (手段) 消防団員の報酬、費用弁償、退職報償金の支払い及び公務災害等の補償を継続的に実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 542 | 消防団活動事業 | 消防本部 | 総務課 | - | - | (目的) 消火活動をはじめ風水害、火災予防など地域防災活動を推進し、地域住民の安全に努める。 (手段) 消防団車両の点検整備及び消防用器具等の整備を継続的に実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 543 | 消防団施設管理事業 | 消防本部 | 総務課 | - | - | (目的) 地域における防災拠点施設である消防団器具置場を維持・管理する。 (手段) 消防団器具置場を維持管理するとともに、老朽化した施設の修繕等を実施する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | | |
|--|-------------|--|--------------|---|
| 10.総合評価 | | 12.改革改善案 | | |
| 事業内容は適切である | 11.改革改善の方向性 | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 実施年度 総合評価 | 外部評価コメント 【 】は、補助金等名称 |
| 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 | | | | |
| 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 | | | | |
| 事業の休・廃止を含めた検討が必要 | | | | |
| 総合評価で認識した課題は | | | | |
| 老朽化が著しい消防庁舎施設では、経年劣化などにより、想定外に緊急に修繕を要する件数が増加傾向にあるため、修繕の計画が繰越しになる。 | 検討・見直し | 施設を管理するために必要となる保守管理委託を実施するとともに、消防庁舎施設の現状を把握し、緊急度に応じて修繕を実施していく。 消防施設改修事業、消防署所整備事業との整合性をとりつつ、施設を管理していく。 | 22 | B 災害時の活動拠点としての役割を万全とするため、消防庁舎施設の保守点検と施設修繕を行う事業である。 地域住民の生命と財産を守ることは、行政に課せられた重要な使命の一つであり、必要不可欠な事業である。 第4次越谷市総合振興計画策定に係るアンケート調査においても「消防力の強化」、「救急・救助体制」等の優先的な取組みを望む市民の声も多い。市民の期待に応えるためには、修繕等が必要な場所・量を適確に把握し、優先順位を定めた計画的かつ効果的な修繕を行い、財政負担の軽減を図りながら、施設を良好な状態で維持することが必要である。 消防本部では、各庁舎別に「いつ」、「誰（施工業者が）」、「どのような修繕を」、「いくらで」実施したかを記載した施設管理台帳を作成し、これを維持・管理している点は評価できる。今後は、この台帳を積極的に活用し、改修計画・修繕計画を合理的に作成することにより、市民生活を守る「消防」という仕事をより実効性のあるものにしていくとともに、署員が働きやすい環境を作られるよう進めて頂きたい。 なお、修繕計画の立案に際しては、年数の経過とともに増大する修繕費用について、不具合が発生してから行う「事後保全」から、不具合が生じる前に修繕を行う「予防保全」の考え方や、建築ストックマネジメントの導入についても考慮されたい。 このほか、事務事業評価が「消防庁舎施設管理事業」と「消防施設改修事業」に分けて実施されているが、市民からみて全体像が見えにくいこと、改修と修繕を組み合わせることによる突発的な修繕の緩和や重複投資の排除等の観点から、施設管理事業と施設改修事業を一体化する必要があると思われる。 |
| 救急隊1隊に救急救命士2人の配置を目標として事業に取り組んでいるが、人事異動などにより救急隊以外の職務にあたる職員が増加していくため、継続的に救急救命士を養成していくことが必要である。 | 検討・見直し | 職員教育訓練及び研修を計画どおり実施していく。また、救急救命士の養成についても、計画的に養成していくとともに、有資格者の採用に努める。 退職する職員が増加することに伴い、技能資格等の有資格者数が減少するため、職員研修を充実して市民の信頼と期待に応えられる体制づくりを図っていく。 | 17 | B <救急救命士養成事業> 近年、救急の件数は1万件(年間)を超えて増加しているが、その半分は軽症者であり、到着時間も5分45秒と少しずつ延びている。その一方で、重症者を救うために、救急現場および搬送途上での応急処置の必要性が高まっている。したがって、救急救命士を計画的に育成し、配備していくことは必要かつ重要なことである。 |
| 近年、就業形態の変化等により、被雇用者である団員の比率が高くなっていることや、団員の高齢化に伴い、消防団員の入団を促進する必要がある。 | 検討・見直し | 消防団員の入団を促進するため、消防団の広報を行っていく。 地域の防災組織としての目的を果たすため、消防団員の確保を推進する。 | | |
| 複雑多様化する災害現場で活動する消防団員の安全かつ円滑な活動を行うため、消防団車両の点検や消防用器具等の充実を図る必要がある。 | 検討・見直し | 消防団車両の点検整備及び消防用器具等の整備に努めていく。 消防団員の安全かつ円滑な活動を図っていくため、消防団車両の点検整備及び消防用器具等の整備を継続的に行っていく。 | 21 | B 地域の消防団員が着用する防火衣、銀長靴、ヘルメット等の装備品の購入、消防団車両の点検・整備、消防用器具の整備を行う事業である。地域防災活動の推進及び消防団活動の充実を図るために、本事業を遂行する意義はあると認められる。 現在、413名の消防団員がいるが、防火衣は203着である。災害規模によって防火衣の着用を必要とする消防団員の数は変動するが、約50%の整備率では十分とは言えない。今年度は30着の購入を予定しているが、あわせて56%の整備率である。このことは、単に防火衣購入というレベルの議論ではなく、リスクマネジメントの一環として考えるべき案件である。予算確保の優先順位が高いことを意識して、主張すべきである。 事業目的には、「整備を計画的に実施する。」とされている。具体的な計画を立案する必要がある。 |
| 消防団器具置場の多くは老朽化した木造建物であるため、緊急的に修繕等が必要となる対応が増加している。 | 検討・見直し | 地域防災の拠点である消防団施設を適正に維持管理するとともに、修繕等を実施する。 | 21 | B 事務事業評価表の事業目的及び手段には、「消防器具置場を維持・管理するため、老朽化した施設を計画的に改修する。」とあるが、事業費の内訳をみると、設備改修に投じた費用は事業費全体の約25%に過ぎない。その他は、消耗品費や光熱水道費などに充てられており、事業目的と事業費の執行が合致しないといえる。事業目的と手段を、事業費の内容に合わせるべきである。 消防器具置場は消防活動において必須のものであり、経年による老朽化に対応するために本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。事務事業評価表の改革改善には、「計画的に修繕する」とあるが、実際には具体的な計画はない。P(計画)D(実施)C(検証)A(改革改善)の必要性をよく考え、具体的な計画を立案することを望む。 |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------|-----------|-----------|--|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A |
| | | | | | | | | | | | | | | | | B |
| 544 | 消防施設管理事業 | 消防本部 | 総務課 | - | - | (目的) 防火水槽などの消防水利及び消防団の消防器具置場用地の確保を図る。 (手段) 消防用施設用地の土地賃借契約を締結・更新していく。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 545 | 消防施設改修事業 | 消防本部 | 総務課 | - | - | (目的) 各種災害における活動拠点施設である消防庁舎等を維持管理する。 (手段) 消防庁舎等の修繕を実施し、施設の維持管理に努める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 546 | 消防団施設整備事業 | 消防本部 | 総務課 | - | - | (目的) 消防団員の活動拠点である器具置場の建替え等を推進する。 (手段) 狭間で老朽化している器具置場を計画的に改修及び新設整備を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 547 | 消防署所整備事業(蒲生分署、谷中分署) | 消防本部 | 総務課 | H20 | - | (目的) 老朽化が進んでいる消防署所を耐震性に優れた施設に建替える。 (手段) 老朽化が進んでいる消防署所を順次計画的に建替えていく。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 548 | 消防車両等整備事業(常備) | 消防本部 | 総務課 | - | - | (目的) 複雑多様化する各種災害や高度化する救急業務に対応するため、消防車両及び資機材を整備していく。 (手段) 更新計画に基づき、消防車両等を更新整備していく。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |
| 549 | 火災予防事業 | 消防本部 | 予防課 | - | - | (目的) 火災を予防し、火災による死傷者の減少、財産損失の軽減を図る。 (手段) 春、秋の火災予防運動期間及び危険物安全週間に伴うポスター配布等の防火広報活動を行う。 また、各種イベントや消防訓練等において、火災予防に対する意識の高揚並びに各種災害に対する知識と対応方法の習熟を図る。 さらに、新築建物に対し、消防用設備等の設置指導、既存建物及び危険物施設への立入検査を実施し、防火管理体制の強化や消防用設備等の適正な維持管理を促す。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| <p>事業内容は適切である</p> <p>課題が少しあり事業の一部見直しが必要</p> <p>課題が多く事業の大幅な見直しが必要</p> <p>事業の休・廃止を含めた検討が必要</p> <p>総合評価で認識した課題は</p> | | <p>平成23年度に向けた取組</p> <p>中長期的な取組</p> | <p>【 】は、補助金等名称</p> |
| <p>消防用施設である消防水利や消防団器具置場用地の確保は、消防力を維持する上で必須なものである。しかし、土地賃借契約者から、相続や土地の有効利用などの理由により、契約解除を求められる件数が増加傾向にある。</p> | 検討・見直し | <p>消防団器具置場の公共用地での建設を推進する。</p> <p>契約解除要望による施設の移転に対処できるように、市内公共用地の調査を実施していく。</p> | <p>17 B</p> <p>市の消火栓および防火水槽の設置率は、国基準の82%であり、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。また、地震等の災害に備えた対策も必要であり、例えば、県レベルでのハイパーレスキューの装備などの検討も望まれる。</p> |
| <p>老朽化が進んでいる消防庁舎等は、緊急的に修繕を要する件数が多くなっている。</p> | 検討・見直し | <p>緊急度などを勘案して、改修工事をしていく。</p> <p>消防署所整備事業との整合性をとりつつ、消防庁舎等の改修工事を実施していく。</p> | <p>19 B</p> <p>消防施設は市民の安全安心を守る拠点として重要な施設である。建て替えを含めた適切な施設の長期的な改善改修計画を市の財政計画と整合させ策定する必要がある。消防施設は24時間稼働が前提であり、他の施設とは異なる視点で改修計画を策定することが、求められる。</p> |
| <p>既存の消防団器具置場の多くは、狭隘で老朽化しているため、大規模災害等に対応できる施設に建替えていく必要がある。しかし、分団各部のエリア内の適正な場所に施設用地を確保していくことが困難である。</p> | 検討・見直し | <p>消防団器具置場の施設用地を確保する。</p> <p>老朽化や狭隘などの課題がある消防団器具置場の施設用地を確保し、建て替えを推進するとともに消防団の部の統合と併せて、分団各部のエリア外に対象用地を確保するなどの整備方法を検討していく。</p> | <p>21 B</p> <p>消防団の活動拠点である消防団器具置場の老朽化が進む中で、施設の建て替え、新設を行う事業である。経年による老朽化は着実に進行しており、本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。現在、43の施設があるが、建物の建て替えの他に、用地取得に関わる問題も抱えている。</p> <p>多くの施設で老朽化が進んでいるが、3～5年先を見据えた中期の整備計画の立案がされていない。特に土地の取得に関わる案件は、解決までに時間を要する課題であり適切な計画を立案し、長期的な到達目標を設定し、年度ごとに具体的なアクションプランとして細分化し、本事業に盛り込むようなアプローチをとられることを望む。</p> |
| <p>谷中分署建て替えについては、消防体制の強化などを踏まえ、建設規模及びこれに必要な用地面積などを総合的に調査する必要がある。</p> | 検討・見直し | <p>谷中分署の建て替えを計画するにあたり、消防体制などを含め総合的に検討していく。</p> <p>老朽化が進んでいる分署については、順次、耐震性に優れた消防庁舎への建て替えを計画していく。</p> | |
| <p>消防車両等の更新時期を考慮し、計画的に整備を進めていく必要がある。</p> | 検討・見直し | <p>更新計画に基づき、消防車両等の整備を実施する。</p> <p>実情に応じて更新計画を見直し、社会情勢の変化などにも的確に対応していく。</p> | <p>22 B</p> <p>複雑多様化する各種災害や高度化する救急業務に対応するため、更新計画に基づき、消防車両等を整備する事業である。</p> <p>第4次越谷市総合振興計画策定に係るアンケート調査においても、「消防力の強化」、「救急・救助体制の充実」等の優先的な取組みを望む市民の声は多く、事業としての必要性は増している。</p> <p>消防車両等は、火災や災害等の緊急時において確実な作動を求められており、老朽化や整備不良等により人命が失われるような事があってはならないことである。</p> <p>日常の整備点検を通じて消防車両等の状態を適確に把握し、耐用年数や消耗度合いを考慮しながら、優先順位を定めた計画的な更新が必要である。また、オーバーホールによる長寿命化についても、対投資効果を勘案しながら検討する必要がある。</p> <p>消防本部では、消防車両毎に購入以降の維持管理の履歴を記録した台帳を整備し、修繕費用と購入費用を勘案しながら、車両更新計画の立案に活用している点は評価できる。一方で、予算上の都合もあり、本来理想とされる更新時期に更新できていない現状に鑑み、今後は、現実に即した車両更新計画に改善していくために、車両等に係る台帳の更なる充実とより一層の活用に取り組みたい。</p> <p>なお、「安全に暮らしたい」と願う市民の声に応えるための一環として、消防車両等更新計画については、広報誌やホームページ等において公表することを検討されたい。</p> <p>市民に対する「安全・安心」の提供と、消防力の維持向上を図るため、地域特性や社会的状況を考慮しながら、社会的要請に即した車両や資機材が必要であり、計画どおり実施できるよう取り組まされたい。</p> |
| <p>火災予防事業は、消防本来の最重要業務であり、今後も変わらない継続的な業務である。防火管理者の選任率及び防火対象物の査察実施率の目標に対する達成率が低いため、査察業務の強化を図っていく必要がある。また、電算化等の業務改善を行いコスト削減の検討を行う必要がある。</p> | 検討・見直し | <p>住宅用火災警報器の設置率向上のため、引き続き積極的に普及促進に努めていく。さらに、査察等の業務の強化に努め、防火管理体制向上を図る。</p> <p>建物火災による死者数を減らすことを目標とし、住宅防火対策、放火火災防止対策及び違反防火対象物の解消を推進していく。また、再任用の職員を活用し、査察率の向上を図っていく。</p> | <p>19 B</p> <p>防災対象物の査察等により、人口1万人当たりの年間出火件数は年々減少しており、当該事業の重要性が充分にうかがわれる。</p> <p>今後は、起震車の再リース等により事業費の削減努力を実施し、削減分を人件費に配分するなどし、査察実施率をあげることが重要である。再任用者の活用など適切な人件費管理に努めていただきたい。</p> |

| 1. 番号 | 2. 事業名 | 3. 部名 | 4. 課名 | 5. 事業開始年度 | 6. 事業終了年度 | 7. 事業目的及び手段 | 8. 個別評価 | | | | 9. クロス分析結果 | | | | | | | | |
|-------|-------------------------------|-------|-------|-----------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|---|---|---|
| | | | | | | | (1) 妥当性 | (2) 効率性 | (3) 有効性 | (4) 貢献度 | (1) 受益×負担 | (2) 同×廃・縮 | (3) 妥当×効率 | (4) 妥当×有効 | (5) 事業×直接 | A | B | C | D |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 550 | 消防音楽隊運営事業 | 消防本部 | 予防課 | H4 | - | (目的) 火災の発生を未然に防止するために、演奏活動を通して火災予防を呼びかけて、防火意識の高揚を図る。 (手段) 市民行事に参加、市民と消防を結ぶ「音の架け橋」として火災予防を呼びかけています。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 551 | 火災・救助活動事業 | 消防本部 | 警防課 | H15 | - | (目的) 火災をはじめとする各種災害から市民の生命・財産を守る。 (手段) 迅速かつ的確な災害対応活動を図るため、消防・救助車両及び機械器具等の維持管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 552 | 救急活動事業(自動体外式除細動器(AED)整備事業を含む) | 消防本部 | 警防課 | - | - | (目的) 高齢化の進展と疾病構造の変化等に伴い救急需要が増大していることから、迅速かつ的確な救急業務を実施する。 (手段) 定期的に救急隊員等の現場想定訓練を開催するとともに、車両及び資器材等の整備・維持管理に努める。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 553 | 消火栓等整備事業 | 消防本部 | 警防課 | - | - | (目的) 火災から市民の生命・財産を守り、被害を軽減するために消防水利施設等の整備維持管理を行う。 (手段) 越谷・松伏水道企業団への消火栓の補修及び新設工事を依頼する。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |
| 554 | 感染症対策事業 | 消防本部 | 警防課 | H21 | - | (目的) 新型インフルエンザ発生時において、傷病者等からの感染を防ぎ救急体制を維持する。 (手段) 新型インフルエンザなど感染症の発生時に備え、迅速かつ適切な救急活動が実施できるよう計画的に感染防護服等の備蓄を行う。 | 高 | 高 | 低 | 高 | (b) | (b) | (b) | (a) | (b) | B | | | |
| 555 | 通信指令事業 | 消防本部 | 指令課 | - | - | (目的) 火災・救急・その他災害通報に対して的確に情報を収集し、迅速・確実な出動指令を行い、救命効果の向上及び火災による被害の軽減を図る。 (手段) 携帯電話・IP電話等位置情報通知システムや消防緊急情報システム等を効率的に運用するため、通信指令システム及び通信機器の管理を行う。 | 高 | 高 | 高 | 高 | (b) | (b) | (b) | (b) | (b) | B | | | |

| 担当課の評価 | | 13.外部評価 | |
|--|-------------|---|--|
| 10.総合評価 | 11.改革改善の方向性 | 12.改革改善案 | 外部評価コメント |
| 事業内容は適切である 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 事業の休・廃止を含めた検討が必要 総合評価で認識した課題は | | 平成23年度に向けた取組 中長期的な取組 | 【 】は、補助金等名称 |
| | 検討・見直し | 住宅用火災警報器の設置義務がすべての住宅に適用されたことから、消防音楽隊の演奏活動を通じて積極的に住宅用火災警報器の設置に向けて、普及啓発に努めていく。また、隊員の労働負担の軽減のため、隊員の入隊勧誘に努める。 火災の大半は、火の取扱いの不注意や不始末から発生しているため、消防音楽隊の演奏活動を通じて防火意識の高揚と防火管理の徹底を推進していく。 | 18 B 音楽隊の練習・活動は、ほぼボランティアで運営されていると思料される。音楽隊の活動は、火災予防広報に大変強い影響力を持つと思われるので、活動を継続するための予算のルール化を期待したい。活動結果を積極的にPRし、表彰制度の活用により隊員の意識を鼓舞することも考えてよいのではなかろうか。 |
| この活動事業における消防車両及び装備器材の維持管理は、活動上の安全確保維持のための規制義務的経費が大半である。多種多様傾向にある各種災害事象に対応するには、消防車両及びその資器材の整備と強化が不可欠であり、そのための予算確保が課題となってきた。 | 検討・見直し | 平成23年度も引き続き、消防車両及び消防・救助資器材の維持管理と整備に取り組んでいく。 各種災害並びに大規模特殊災害に備え、計画的な車両及び資器材の整備を図っていく。 | |
| 救急隊員の応急処置実施率は高率を保っているが、今後はその質の向上に努め救命効果の向上を図る必要がある。そのため、救急現場を想定した教育訓練を定期開催し始めたが、救命効果の向上を図るには市民の応急手当が不可欠であることから、市民へのさらなる普及啓発が課題となる。 | 検討・見直し | 平成23年度からは救急隊員の応急処置実施率に換え、市民による応急手当実施率を成果指標とし、救命講習回数を増やすなど普及啓発活動を推進し救命効果の向上を図っていく。 救急救命士を計画的に養成し、救急隊1隊に2名の救急救命士を配置する。また、自動体外式除細動器(AED)が、突然の心肺停止に有効な機器であることから、市の公共施設の増設等の整備を図るとともに、救急事故の発生率の高い事業所や施設等の設置を推進する。 | 21 B 救急車の適正利用については、講習会、自治会等への説明会を通じて広く市民の理解を得る取り組みをされており、評価できる。 市民にとって、極めて重要である本事業の成果を表す指標として、「入電から現場到着までの平均時間」を採り入れるなど、よりわかりやすい指標化を望む。 なお、当面する課題として「救急・救命の手法や技術の向上が重要であること」を聴取したところであり、今後の引き続き努力を期待する。 |
| 消防力整備の一環として、消火栓増設を図っている状況であるが、既設消火栓の老朽化等に伴ない補修工事負担費が増加している。 | 検討・見直し | 平成23年度も引き続き、消火栓の維持管理並びに消火栓の増設に取り組んでいく。 越谷市まちの整備に関する条例に基づく消防水利の整備を踏まえて、計画的な消防水利の充足と整備を図っていく。 | 21 B 市民の安全・安心を守るという上で、消火栓や防火水槽など消防活動に不可欠な消防水利の設置は、重要な事業である。 よって、年次目標を設定した設置計画、維持管理計画を策定され、従来にも増した取組み強化を望む。 |
| 新型インフルエンザ対策として感染防護服等の備蓄を行ったが、備蓄場所の確保が課題となっている。 | 検討・見直し | 新型インフルエンザ等感染症の発生時に、感染防護服等の供給が迅速に行えるようにする。 新型インフルエンザ等感染症の発生時に、感染被害を最小限に止めるため計画的な備蓄に努める。 | |
| 携帯電話等からの通報が増加しており、携帯電話・IP電話等位置情報受信システムを導入運用しておりますが、変化する街並みに対し最新の目標物を把握する必要がある。 | 検討・見直し | 携帯電話・IP電話等位置情報通知システムを効率よく運用するため、目標物情報の収集に努めていく。 消防救急無線デジタル化の事業計画についてブロック共同整備・単独整備を関係各課と協議し進めていく。 | 17 B 新しい情報システムの導入(平成12年度)により、119番受信から出動指令発令までの所要時間が96秒と短縮された。しかしながら、携帯電話の増加(受信件数15,000件のうち3,000件)により、住所特定のための手作業が増加し対応時間が延びている。そのためのシステム対応が急がれる。また、119番受信体制とその他業務(代表電話受付、住所データ入力)は分離し、より効率的な運営を検討することが望まれる。 |